

## 2019年度（平成31年度）第1回袖ヶ浦市環境審議会

1 開催日時 平成31年4月26日 午前10時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

会 長	工藤 智子	委 員	佐久間 隆文
副会長	梶山 雅司	委 員	古賀 悠子
委 員	松戸 滋	委 員	藤井 正己
委 員	土井 学	委 員	黒澤 智子
委 員	吉田 良子	委 員	川原 理恵子
委 員	小島 直子	委 員	猿渡 由枝
委 員	太田 信之		

(欠席委員)

委 員	塩谷 保幸
-----	-------

4 出席職員

市 長	出口 清	環境管理課副参事	齋藤 智宏
環境経済部長	分目 浩	環境管理課主査	河口 真慶
環境経済部次長	苅米 幹隆	環境管理課主査	小堺 健一郎

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市環境基本計画の策定について
- (2) その他

7 議 事

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員紹介

(5) 事務局紹介

(6) 会長及び副会長の選出

任期満了後、初めての会議のため、会長及び副会長が選出されるまでは、事務局が進行を行った。

進 行 : 次に、会長及び副会長の選出でございますが、規則第4条第2項で会長及び副会長は、委員の互選により定めるとされております。会長、副会長の選出について、ご意見がございましたらお願いします。

小島委員 : まず、会長でございますが、工藤委員にお願いしたいと思っております。工藤様は、平成28年度から千葉県環境研究センターのセンター長を務められており、環境の保全に関して多くの識見や経験をお持ちであり、平成28年度から昨年度までの3年間、会長も務められております。

次に、副会長でございますが、学識経験者の梶山委員にお願いしたいと思っております。梶山様は、現在、一般財団法人千葉県環境財団において、技術部長を務められており、環境の保全に関して多くの識見や経験をお持ちであります。

以上の理由から、御両名を会長、副会長に推薦します。

進 行 : 只今、小島委員から、会長に工藤委員、副会長に梶山委員を推薦するというご意見がありましたが、委員の皆様方、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

全員賛成でございます。よって、会長は工藤智子委員、副会長は梶山雅司委員に決定いたしました。

(7) 会長あいさつ

以降、会長が議長となり議事進行を行った。

(8) 議事

議 長 : それでは、議長を務めさせていただきます。

議事(1) 袖ヶ浦市環境基本計画の策定についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 : 配布資料1から5までに基づき説明

～ 説明内容省略 ～

議 長 : 只今の事務局からの説明について、質疑等がありましたら、お受けいたします。

藤井委員: アンケート調査は終わったばかりですが、袖ヶ浦市独自のものか、県内の他の市町村のデータとの比較などはされているのでしょうか。

事務局 : アンケートは、基本的なところは他の市町村と共通するところもありますが、現行計画を策定したときもアンケート調査を行っているため、その内容を含めています。また、新たに問題となっている生物多様性、有害鳥獣や外来生物が課題となっているため、今回追加しております。

藤井委員: 私の意見として、これから検討していく上で、共通事項がある場合には、色々な知識や情報を活用するべきだと思います。また、袖ヶ浦市独自の項目については深く調査するのが良いと思っています。

議 長 : そのほかに、質疑等が無いようですので、議事(1)については、以上で終了します。

続いて、議事(2)のその他に移ります。

資料6と資料7について、事務局から説明を求めます。

事務局 : まず、資料6の火力発電所開発検討の内容変更について説明いたします。

～ 説明内容省略 ～

次に、資料7の環境影響評価手続について説明いたします。

～ 説明内容省略 ～

資料6と資料7の説明については、以上となります。

議 長 : 只今の事務局からの説明について、質疑等がありましたら、お受けいたします。

～ 質疑なし ～

質疑等が無いようですので、資料6と資料7については以上で終了します。

続きまして、資料8について、事務局から説明を求めます。

事務局 : 資料8の袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインについてご説明いたします。

～ 説明内容省略 ～

資料8の説明につきましては、以上となります。

議 長 : 只今の事務局からの説明について、質疑等がありましたら、お受けいたします。

梶山副会長: 太陽光発電設備の規模が20キロワット以上と示されていますが、このガイドラインが対象としている設備についても補助金が支

出されるのでしょうか。

事務局：このガイドラインの対象となる事業者が行う、事業用の太陽光発電設備につきましては、補助金は支出していません。市において補助金の対象としているのは、家庭用の太陽光発電設備となっています。

川原委員：20キロワット以上というのは、どのくらいの規模でしょうか。

事務局：住宅用の屋根に設置するようなものは想定していません。住宅用の屋根に設置されるのは、最大でも15キロワット程度です。ガイドラインでも示しているように、対象となるのは、地面に固定されている設備となります。あくまで住宅の屋根に設置できる規模以上のものを想定しております。

議長：そのほかに、質疑等が無いようですので、資料8については以上で終了します。

続きまして、資料9、資料10、資料11について、事務局から説明を求めます。

事務局：資料9の袖ヶ浦市環境条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。

～ 説明内容省略 ～

次に、資料10の平成31年度袖ヶ浦市環境審議会年間計画をご覧ください。

～ 説明内容省略 ～

そのほか、資料11として平成30年版袖ヶ浦の環境を配布させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。事務局からは以上となります。

議長：只今の事務局からの説明について、質問等はございませんか。

～ 質疑なし ～

特に質問等がないようですので、議事(2)その他、について終了いたします。

それでは、全体について、質問等はございませんか。

～ 質疑なし ～

質疑等がないようですので、以上をもちまして、すべての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。委員の皆様にはご協力を頂き、ありがとうございました。

進行：会長におかれましては、議事進行の方、ありがとうございました。

また、委員の皆様、誠にありがとうございました。

最後に、1点ご連絡があります。先ほど、市長のご挨拶の中でも

ありましたように、2019年度の緑のカーテン作り講習会を5月18日の午前10時から農業センターにおいて開催します。また、ゴーヤの苗の無料配布を11時30分から行います。

ご都合の付く委員様がいらっしゃいましたら事務局までご一報いただきたいと思います。

また、次回の審議会の日程は、7月中旬頃を予定しております。日程の詳細につきましては、後日、文書を送付させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成31年度第1回袖ヶ浦市環境審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(9) 閉会

以上

# 袖ヶ浦市環境審議会

## 会議次第

日時 平成31年4月26日（金）

午前10時から

場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会長及び副会長の選出
- 7 会長あいさつ
- 8 議事
  - (1) 袖ヶ浦市環境基本計画の策定について
  - (2) その他
- 9 閉会

## 袖ヶ浦市環境審議会 委員名簿

平成31年4月1日現在

任期:H31.4.1~2021. 3. 31

No.	氏名	ふりがな	備考
1	松戸 滋	まつど しげる	君津健康福祉センター 副センター長
2	梶山 雅司	かじやま まさし	一般財団法人 千葉県環境財団 技術部長
3	土井 学	どい まなぶ	千葉県生物学会
4	塩谷 保幸	えんや やすゆき	君津市農業協同組合
5	吉田 良子	よしだ りょうこ	袖ヶ浦市商工会女性部副部長
6	小島 直子	こじま なおこ	袖ヶ浦市社会福祉協議会副会長
7	工藤 智子	くどう ともこ	千葉県環境研究センター センター長
8	太田 信之	おおた のぶゆき	旭化成(株) 安全環境課 課長
9	佐久間 隆文	さくま たかふみ	出光興産(株)先進技術研究所 管理課 安全環境・設備チーム
10	古賀 悠子	こが ゆうこ	広栄化学工業(株) 安全環境部 主任部員
11	藤井 正己	ふじい まさき	公募委員
12	黒澤 智子	くろさわ ともこ	公募委員
13	川原 理恵子	かわはら りえこ	公募委員
14	猿渡 由枝	さるわたり よしえ	公募委員

## 配布資料

- ・ 会議次第
- ・ 袖ヶ浦市環境審議会委員名簿

### 【本日配布】

#### <環境審議会関係例規>

資料1：袖ヶ浦市環境条例（抜粋）

資料2：袖ヶ浦市環境審議会規則

#### <議題（1）環境基本計画関係>

資料3：（仮称）第2次袖ヶ浦市環境基本計画策定方針について

資料4：袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査報告書について

資料5：袖ヶ浦市環境基本計画（改訂版）【平成25年8月改訂】

#### <議題（2）その他関係>

資料6：火力発電所開発検討の内容変更について

資料7：環境影響評価手続について

資料8：袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン

資料9：袖ヶ浦市環境条例施行規則の一部改正について

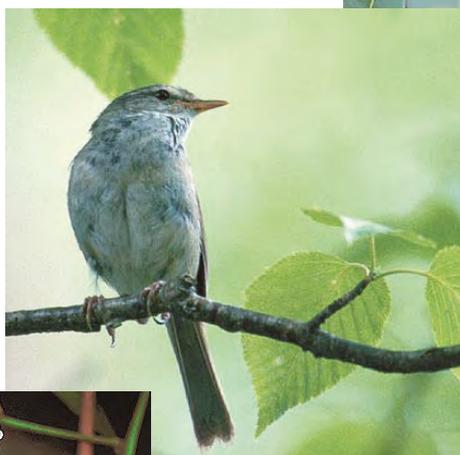
資料10：平成31年度袖ヶ浦市環境審議会年間計画

資料11：平成30年版袖ヶ浦の環境

安全で快適なうるおいのある環境都市を目指して

# 袖ヶ浦市環境基本計画

(改訂版)



袖ヶ浦市



## はじめに



袖ヶ浦市は温暖な気候の下、古くから農水産業を中心に人々の生活が営まれてきました。昭和40年代以降の急激な工業化と都市化の進展に伴い、大気汚染や水質汚濁などの生活環境や自然環境の悪化などの問題が生じましたが、公害防止協定をはじめ法令等に基づく公害防止対策を強く推進した結果、産業活動に伴う環境問題については一応の成果を収めました。

しかし、現在の環境問題は従来の産業活動に起因する公害問題から、自動車交通公害、廃棄物問題など都市・生活型環境問題へと、そして地球環境問題へと変化し、通常の事業活動や私たちの日常生活そのものが環境に負荷を与えるものであると認識されるようになっております。

こうした環境問題の解決に向けて、一人ひとりが現在の社会経済システムのあり方や生活様式を根本から見直すと同時に、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、連携しながら取り組み、持続可能な循環型社会へと転換していかなければなりません。

本市では、平成12年3月に「袖ヶ浦市環境条例」を制定するとともに、平成15年3月に、安全で快適なうるおいのある環境都市を目指して「袖ヶ浦市環境基本計画」を策定し、長期的な目標や取組方針に基づく総合的な環境施策を推進してまいりました。

こうしたなか、平成23年3月の原子力発電所事故による放射性物質の漏洩は、これまで経験したことの無い放射能汚染という新たな問題をもたらし、広く生活環境に影響を及ぼしました。また、全国的に火力発電所の稼働率を上げて電力の供給を行っていることなどから、日本の温室効果ガスの総排出量は増加しており、自然エネルギーへの転換が重要な課題となっております。

策定から10年が経過し、社会情勢の変化や新たな環境問題への対応を図る必要があることから、環境関連事業の進捗状況などをふまえた見直しを行い、また、上位計画である袖ヶ浦市総合計画や国の環境基本計画との整合を図りつつ、本市の現状に則した計画内容とすべく、このたび袖ヶ浦市環境基本計画を改訂いたしました。

なお、改訂の内容は主に市の施策の変更であり、市民の行動指針・事業者の行動指針については当初計画を踏襲しております。

今後は、改訂した計画に基づき環境施策を推進してまいりますので、引続き皆様のご理解とご協力、積極的なご参加をお願いいたします。

平成25年8月

袖ヶ浦市長 出口 清

## 目 次

序 章	計画策定の背景と基本的考え方	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の基本的事項	2
(1)	計画の目的	2
(2)	計画の役割	2
(3)	計画の期間	2
(4)	計画の対象範囲	2
(5)	計画の位置付け	3
3	計画策定の基本的考え方	4
4	各主体の役割	5
第1章	袖ヶ浦市が目指す環境（環境保全に関する長期的目標）	6
1	環境問題の認識と課題	6
(1)	背景となる環境問題	6
(2)	袖ヶ浦市の環境問題	7
2	袖ヶ浦市が目指す環境	8
(1)	計画の基本理念	8
(2)	袖ヶ浦市が目指す望ましい環境像	9
第2章	目標実現に向けた取組（施策と各主体の取組）	11
	望ましい環境像の実現に向けた取組の体系図	12
1	自然環境・みどり	14
2	大気環境（有害化学物質）	21
3	河川・水環境	28
4	景観	33
5	環境美化・ごみ問題	36
6	放射能	43
7	エネルギーと地球温暖化（地球環境問題）	44
8	環境教育・市民意識	50
9	協働・パートナーシップ	54
第3章	重点施策	57
第4章	地域別配慮指針	61
第5章	計画の推進	72
資料編		75
1	計画策定の経緯	75
2	袖ヶ浦市環境条例（抜粋）	76
3	市民アンケート結果（抜粋）	82
4	用語集	84

## 1 計画策定の背景

戦後の日本は大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会システムのもとで発展をとげてきたと言えます。その結果、私たちの生活は物質的に非常に豊かになりました。しかし一方では、廃棄物処分場の不足に象徴されるようなごみ問題が表面化しています。

現在の社会では、石油をはじめとして化石燃料がエネルギーの中心となっていますが、このままのペースで消費を続ければ、化石燃料は遠くない将来に枯渇すると言われていています。

また、大気中の二酸化炭素濃度が上昇しています。その結果、今後地球温暖化が進み、海面の上昇や異常気象など、様々な形で自然環境全般に影響が現れるものと予測されています。

さらに、人間によって意図的、非意図的に作り出された化学物質が、人の健康を脅かし、自然の生態系に影響を与え続けています。例えば、有害な紫外線から地球を守るオゾン層がフロンガス等によって破壊されたり、自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が紫外線の作用によって反応し、光化学スモッグが発生したりしています。

これらの環境問題は、地球規模で起こっていると同時に、海岸の埋め立てなど開発行為による自然環境の変化、休耕田等の荒廃など人と自然との関わりの変化による様々な課題として私たちの身近な環境にもあてはまるものです。

その原因は、開発・過度の土地利用・汚染等の人間活動に伴う直接的な影響だけでなく、里山の荒廃等の人間活動の縮小や生活スタイルの変化によるところが少なくありません。

いま、行政、事業者、市民一人ひとりが、これまでの社会のあり方、ライフスタイルを見直していく必要が出てきていると言えます。私たちは地球、日本、本市の住人として、責任を持ってこれらの問題の解決に向けて主体的に取り組んでいかなければなりません。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画の目的

本環境基本計画は、長期的な目標のもと、市民・事業者・行政が協働して、環境分野全般にわたって総合的、計画的に取組を推進していくことにより、自然と共生した持続可能な社会を築き、本市の環境をよりよいものとして将来の世代に引き継ぐとともに、市民の健康で豊かな生活を実現することを目的としています。

### (2) 計画の役割

本計画は、上記の目的を達成するために、以下に示す役割を有しています。

- 環境の保全に関する長期的な目標についての共通認識を示す
- 市が実施する環境の保全に関する施策や事業の方向を示す
- 環境の保全や創造を図るうえでの市民や事業者の行動を促す指針を示す

### (3) 計画の期間

環境問題への取組は長期的な視点に立つことが重要です。したがって、本計画の計画期間は、平成15（2003）年度から平成34（2022）年度までの20年間とします。

ただし、具体的な施策については5年間程度を目安として定め、社会情勢の変化や計画の進捗状況などをふまえて、概ね5年ごとに計画を見直します。

### (4) 計画の対象範囲

計画の対象とする地理的範囲は、本市全体としますが、環境問題は広域的に関係しあっていることから、周辺地域の環境や地球環境も考慮したものとします。

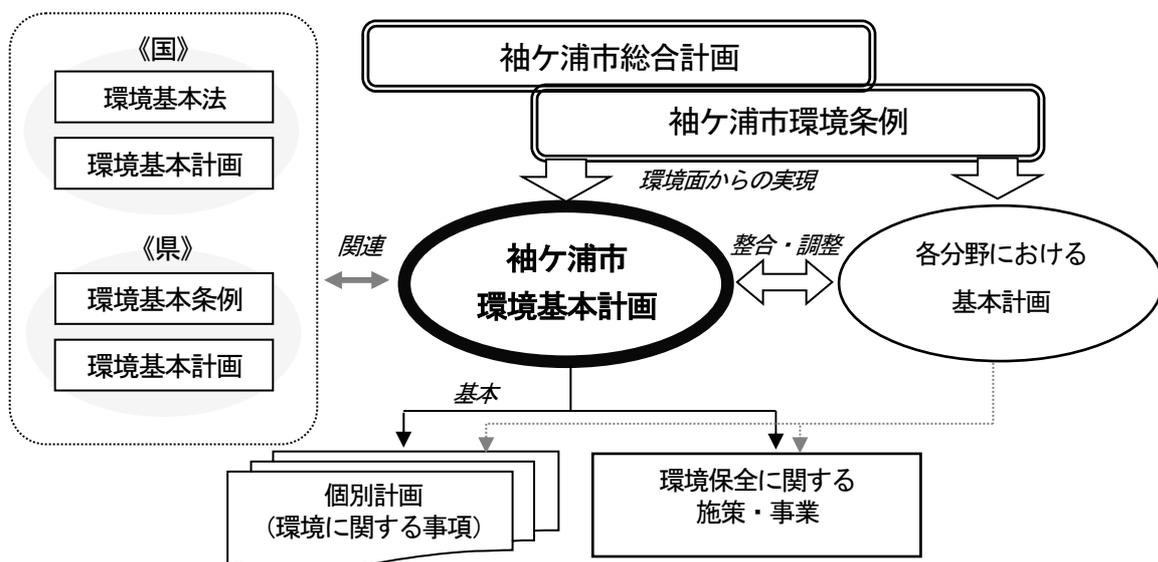
対象とする環境の範囲は以下に示すものを基本とし、それに関係する私たち人間の諸活動を含むものとします。

自然環境	自然的要素に関わる環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑</li> <li>・ 地形、地質</li> <li>・ 景観</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水環境</li> <li>・ 動植物</li> </ul>
生活環境	生活環境要素の状況とこれに対する生活からの負荷に関わる環境、日常生活に関わる環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気</li> <li>・ 悪臭</li> <li>・ 廃棄物</li> <li>・ 放射能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質</li> <li>・ 騒音</li> <li>・ 交通</li> </ul>
地球環境	地域からの配慮が必要な地球規模での環境問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化</li> <li>・ オゾン層破壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酸性雨</li> </ul>

### (5) 計画の位置付け

本計画は、袖ヶ浦市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現していくための計画で、平成11年度に制定された袖ヶ浦市環境条例第8条に定められた、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。環境保全の観点から最も基本となる計画であり、市が策定する全ての個別計画や施策・事業については環境面からこの計画との整合を図っていくことになります。

一方、国では平成5年に「環境基本法」を制定、翌年に「環境基本計画」を策定（平成24年4月に第四次計画を策定）し、環境への負荷を低減して、自然との豊かなふれあいが保たれた持続可能な社会を形成するための理念や取組の方向性を示しています。千葉県でも、平成7年に「千葉県環境基本条例」を制定、平成8年に「千葉県環境基本計画」を策定（平成20年3月に第二次計画を策定）しています。本計画は、これら国・県の計画との関連性にも配慮しています。



### 3 計画策定の基本的考え方

#### (1) 長期的な視点

今日の環境問題に取り組むためには、今までの生活や事業活動のあり方を見直していく必要があります。そのため、長期的な目標を持って、できることから取組を始めることが重要です。

そこで、20年を計画の期間とし、長期的な目標や取組方針を定めました。

#### (2) 総合的な視点

環境問題は多種多様な要素が絡み合っており、私たちの生活すべてがこれに影響を与え、また影響を受けています。

したがって、本計画は生活や事業活動、市の施策のあらゆる分野を対象として、それらの相互の関わりを検討し、総合的な視点で策定しました。

#### (3) あらゆる主体の参加と協働の視点

環境問題への取組は、市（行政）だけで進められるものではなく、市民や事業者が「公共の担い手」として、主体的に取り組むとともに、行政、市民、事業者の各主体が連携していくことが不可欠です。

そこで、本計画は環境に関する個々の取組はもとより、計画の推進や点検・評価に至るまで、あらゆる主体の参加と協働を念頭において策定しました。

#### (4) 地域からの視点と広域的な視点

水や大気は常に循環し、人間活動の影響は本市の中で完結するものではありません。本市の環境は周辺からの影響を大きく受けていますし、また周辺に影響も及ぼしています。さらに、河川や道路に関わる施策など国や県が行うものも少なくありません。

このようなことから、本計画は、広域的な視点や広域的な連携を意識して策定しました。

#### (5) 市民主体の策定

本計画の推進には、袖ヶ浦における環境の過去の姿と現在の課題を最も良く知り、将来を形づくっていく市民自らが、地域環境の将来のあり方を考え、決めていくことが必要です。

このような考え方から、策定の準備段階から市民参加を得て、主体的な検討による提言を受けました。この提言を基本として、計画を策定しました。

## 4 各主体の役割

袖ヶ浦の自然環境を保持し、自然と共生した持続可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、行政（市）それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協力していく必要があります。

各主体は以下のような役割が期待されます。

### 市民の役割

- 一人ひとりが、本市の環境問題に関心をもつとともに、日常生活が環境に与える負荷を認識し、日常生活の中のできることから自主的に取組を行っていくこと。
- 具体的には、本計画に示した市民の行動指針を参考に、日常生活の中で、環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践すること。
- 本計画に基づいて市が推進する環境施策・事業に積極的に協力するとともに、「公共の担い手」として主体的かつ自主的に参加、行動すること。
- 事業者、農業活動者、行政とのコミュニケーション・相互理解の機会を大切にし、環境問題解決のための協働に努めること。
- 市が作成する年次報告書に基づき、施策・事業の実践状況、各主体の取組状況等に対して意見・提案を行うこと。

### 事業者の役割

- 事業活動は、環境に大きな負荷を与える可能性があることを認識し、地域環境の向上に貢献するため、経済活動の中に環境の視点を組み込み、自主的に取組を行っていくこと。
- 具体的には、本計画で示した事業者の行動指針を参考に、事業活動の中で、環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践すること。
- 環境への影響の低減、環境監視の徹底、情報の提供に努めること。
- 本計画に基づいて市が推進する環境施策・事業や市民が行う環境保全のための取組に積極的に協力すること。
- 市民、行政とコミュニケーション・相互理解の機会を大切にし、環境問題解決のための協働に努めること。
- 市が作成する年次報告書に基づき、施策・事業の実践状況、各主体の取組状況等に対して意見・提案を行うこと。

### 行政の役割

- 本計画で設定した環境施策・事業を計画的かつ確実に実施するとともに、中立かつ広い視野に立ち、市民・事業者が行う環境保全のための取組の支援、近隣市町村・県・国との連携を積極的に図っていくこと。
- 本計画に示した市の行動指針に基づき、公務において環境負荷の低減、環境保全のための行動を職員一人ひとりが率先して実践し、市民・事業者を牽引すること。
- 持続可能な社会の発展を目指し、市民や事業者の意思を尊重しつつ、環境政策を積極的かつ計画的に推進すること。
- 市民、事業者とのコミュニケーション・相互理解を進めるため、積極的に情報提供を行うとともに、環境問題解決のための協働体制を推進すること。

# 第1章

## 袖ヶ浦市が目指す環境 (環境保全に関する長期的目標)

### 1 環境問題の認識と課題

#### (1) 背景となる環境問題

戦後の日本は大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会システムのもとで発展をとげてきました。しかし、その代償として地球温暖化やオゾン層の破壊など地球的規模の空間的広がり、環境ホルモンなど次世代への影響という時間的広がりをもった環境問題が深刻化しており、これらの環境問題は人類の将来にとって大きな脅威であり、人類の存続そのものが危ぶまれています。

現在、地球環境問題として認識され、取組が行われているのは①地球温暖化②オゾン層の破壊③熱帯林の減少④発展途上国の公害⑤酸性雨⑥砂漠化⑦野生生物の減少⑧海洋汚染⑨有害廃棄物の越境移動の9つがあげられています。

これら9つの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っており、例えば地球温暖化問題は温室効果ガスの排出が原因ですが、その吸収源としての熱帯林の減少も温暖化を加速する要因となっていたり、熱帯林の減少は、野生生物の生息空間の減少を招き、生物そのものの減少につながるとともに、砂漠化進行の要因となっているなど個別の問題として取り扱うことが困難であると言えます。

これらの問題は前述したように、先進国の大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムや、物質的に非常に豊かになった私たちの日常生活が原因であり、今まさにその責任が問われていると言えます。

私たちは、本市の住人であると同時に、地球の住人であるということを認識して、地球的規模で考え、(Think globally)そして袖ヶ浦という地域から行動を起こし、(Act locally)責任を持ってこれらの問題の解決に向けて主体的に取り組んでいかなければなりません。



## (2) 袖ヶ浦市の環境問題

袖ヶ浦では、古くから、農水産業を中心に人々の生活が営まれてきましたが、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しました。この過程で大気や水の汚染などによる生活環境の悪化、宅地開発などによる身近な自然の改変、貴重な動植物の消失などが問題となりました。市では、主要工場との公害防止のための協定締結や環境条例、各種法律による公害防止対策を強く進めるとともに緑の保全及び推進に関する条例などを制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について、一応の成果を収めてきました。

その一方、人口の増加に伴って市北西部を中心に都市化が進行し、生活様式の変化、消費活動の拡大が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、ごみの排出量の増大、化石燃料の消費による温室効果ガスの排出など、生活による環境への負荷が大きくなってきています。

大気環境について言えば、公害対策や排気ガス対策が進んだ反面、自動車の数は大幅に増えています。その結果、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグといった課題が現在も残っています。そして産業活動のために利用される化学物質が人間の健康及び自然環境へ与える影響についても常に注意していく必要があります。

また、水環境への負荷についてみると、工業排水の対策が進んだ反面、家庭からの生活排水が地域の水環境に与える負荷が大きくなってきています。行政による基盤整備だけでなく、市民が積極的に協力していく必要があります。

さらに、海岸の埋め立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による動植物の減少などが、私たちの身近な環境問題となっています。その原因は、開発・過度の土地利用・汚染等の人間活動に伴う直接的な影響だけでなく、里山の荒廃など人間活動の縮小や生活スタイルの変化によるところが少なくありません。

一方で、ごみの不法投棄やポイ捨て、ごみ出しルールの無視や自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置など、個人の良識に係る環境問題も見逃すことができません。

これらのことを認識し、行政、事業者、市民一人ひとりが、社会のあり方、自らのライフスタイルを見直し、望ましい環境像の実現を目指して、良識ある行動をとっていくことが必要です。

## 2 袖ヶ浦市が目指す環境

### (1) 計画の基本理念

環境の保全に関する施策及び各主体の取組を推進するにあたって基本となる考え方として、袖ヶ浦市環境条例に定められた基本理念を、本計画の基本理念とします。

- 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

袖ヶ浦市環境条例 第3条

## (2) 袖ヶ浦市が目指す望ましい環境像

環境保全の取組は長期にわたって持続的に実施することが重要であり、また市民のライフスタイルや社会経済システムの変革も含めて進めていく必要があります。

そのような観点から、9つの環境項目を設定し、それぞれの項目に対して、将来的に目指していく「望ましい環境像」を以下のとおり定めます。

### ◆環境項目と望ましい環境像◆

1. 自然環境・みどり	ホタルやカブトムシの生息する豊かな環境が残るまち。
2. 大気環境（有害化学物質）	澄んだひかりかがやく空をあおぎ、おいしい空気がすえるまち。
3. 河川・水環境	安心してのめる水、清らかな小櫃川の流れ、釣りや水あそびのできる水辺のあるまち。
4. 景観	富士山のみえる田園風景が残るまち。
5. 環境美化・ごみ問題	ポイ捨て、不法投棄を許さないまち。 市民一人ひとりがごみ出しのルールをまもり、ごみの減量化につとめるまち。
6. 放射能	放射能の心配がない安心して暮らせるまち。
7. エネルギーと地球温暖化（地球環境問題）	市民、事業者、市が、日々の生活、業務のなかで、地球温暖化など環境を考えたライフスタイル、事業活動の選択をするまち。
8. 環境教育・市民意識	市民一人ひとりが、環境に対して高い意識をもち、環境を考えたライフスタイルの選択をするまち。
9. 協働・パートナーシップ	公共の担い手として、市民が積極的に活動するまち。企業・小売業・消費者・市が協力、協働するパートナーシップがあるまち。



## 第2章

# 目標実現に向けた取組（施策と各主体の取組）

前章で設定した望ましい環境像を実現するため、9つの環境項目別に、袖ヶ浦市環境基本計画市民検討部会からの提言書や袖ヶ浦市総合計画等を踏まえ、今後推進していく取組の内容を明らかにします。

### ●現状と課題

環境の現状と、望ましい環境像の実現のために解決していくべき課題について、概要を整理します。

### ●望ましい環境像

当該環境項目において、市、市民、事業者が目指す本市の望ましい環境像を示します。

### ●取組方針

今後実行していく取組について、市民や事業者を含め市全体としての基本的な方向性を示します。

### 市の施策

環境の保全に関する施策の方向について、平成25年度からの概ね5年間で実施する予定の「概ね5年間で実施する施策」と、「中・長期的に検討する施策」を示しています。

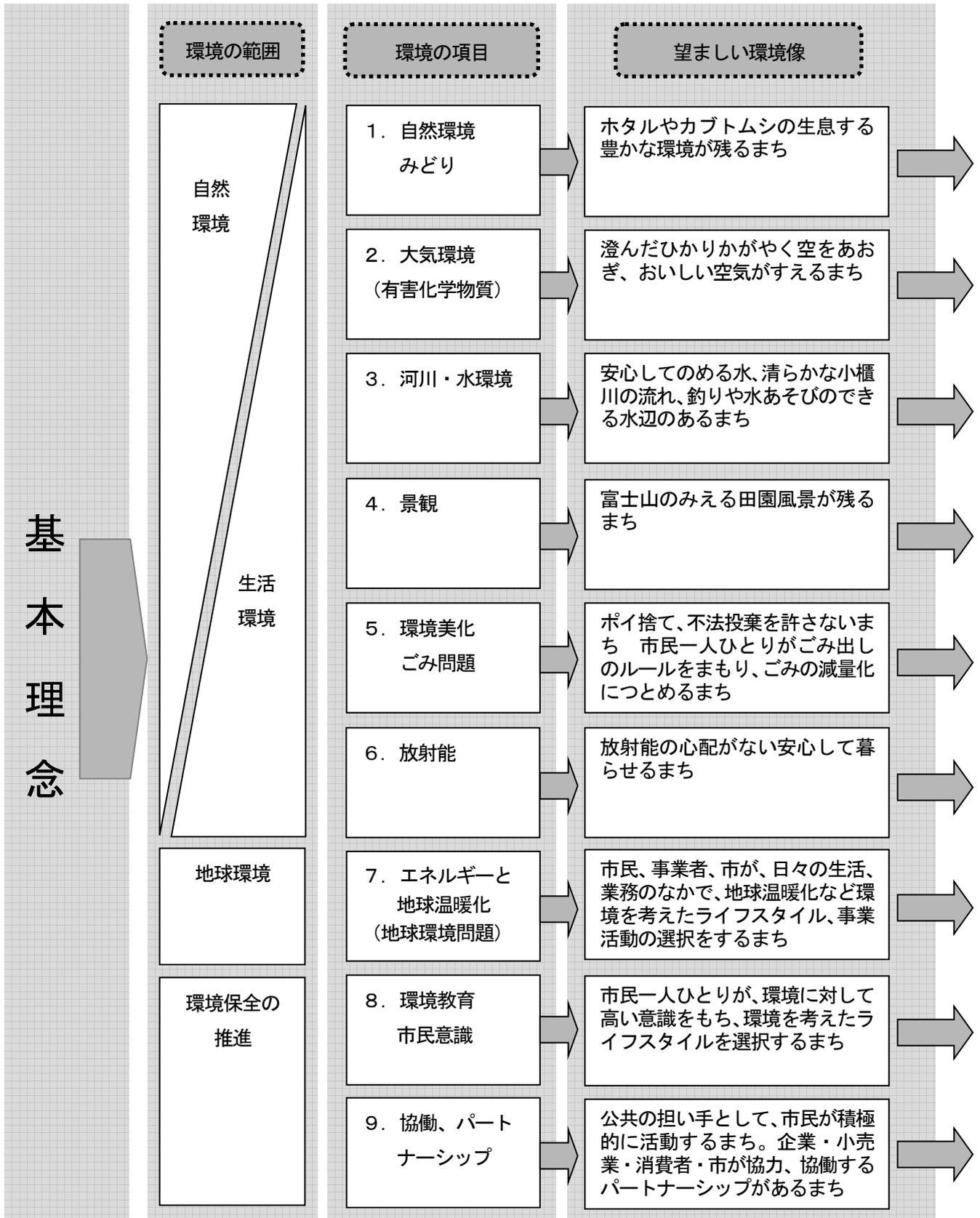
### 市民・事業者の行動指針

市民、事業者が、それぞれの立場から率先して取り組む内容を示します。

### 取組指標

望ましい環境像実現のための取組方針に照らした、計画の進行管理に活用する指標として、取組指標を設定しています。この目標値は、特にことわりのない場合は、計画の最終目標年である平成34年度までに、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たした結果として目指すものとしています。

# □望ましい環境像の実現に向けた取組の体系図



## 取組方針

- 1-1 今ある自然環境をできるだけ残す
- 1-2 農地がもつ動植物の生息地としての機能を保全する
- 1-3 生物の生育環境と緑を育てる

- 2-1 大気環境・有害物質の監視を継続する
- 2-2 交通による大気汚染、騒音・振動を解消する
- 2-3 悪臭対策を進める

- 3-1 水循環への負荷を減らす
- 3-2 河川、ため池など水環境とのふれあいを確保する

- 4-1 袖ヶ浦らしい景観を残す
- 4-2 袖ヶ浦の景観資源を発見する

- 5-1 ポイ捨て、不法投棄を徹底して監視する
- 5-2 ポイ捨て、不法投棄しづらい環境をつくる
- 5-3 リデュース、リユース、リサイクル、リフューズによりごみを減らす

- 6-1 放射能汚染の監視をする
- 6-2 放射能汚染の低減を図る

- 7-1 自家用車依存を軽減する交通整備を進める
- 7-2 地球温暖化を意識したエネルギー利用を進める
- 7-3 環境を考えたライフスタイルの選択をする

- 8-1 未来を担う子どもたちへの環境教育を進める
- 8-2 大人が環境について学び、行動する機会を確保する

- 9-1 市民、事業者、行政の協働、コミュニケーションの機会を確保する
- 9-2 市民、事業者の活動を支援する

## 重点施策

不法投棄を許さないまち  
～不法投棄・ポイ捨て  
に対する監視の徹底～

自然環境・景観として  
の農地の保全  
～生物、環境に配慮し  
た農業の推進～

川の水をきれいにする  
～生活排水の適正処理  
の推進～

市民活動の支援・推進  
～環境学習、環境保全  
に関する市民活動の推  
進～

地球温暖化防止  
～市全体での地球温暖  
化対策の取組～

ごみの発生量削減  
～グリーンコンシュー  
マー（環境に配慮する  
消費者）の育成～  
～リユース（再使用）の  
推進～

## 1 自然環境・みどり

### (1) 現状と課題

#### 〈袖ヶ浦の姿の変化〉

袖ヶ浦の姿が大きく変わったのは、昭和40年代であり、それまでは、小櫃川の砂州から小櫃川沿いに広がる肥沃な水田、内陸部（特に段丘上部）の畑地、海岸部の干潟というのがまちの姿でした。

昭和41年から、京葉工業地帯の一翼を担う形で、臨海部の埋め立てがはじまったのに呼応し、昭和44年～昭和46年から、臨海部工業地帯及び都心部への通勤者の居住地として、福王台、蔵波台、長浦駅前の住宅地造成が始まりました。

埋め立て地の造成と工場の立地、住宅地の造成が進む中で、臨海部の工業地帯、内房線に沿った住宅地、水田地帯と里山風景というまちの姿が形作られてきました。

平成3年には、市制が施行され、平成7年に館山自動車道の供用、平成9年に東京湾アクアラインの供用が始まり、本市の現在の姿となっています。

■昭和42年（1967年）の袖ヶ浦周辺の地形



■平成9年（1997年）の袖ヶ浦周辺の地形



### 〈土地利用の変化〉

本市の土地利用をみると、工業用地、住宅地が増加しています。臨海部への工場の立地により、昭和45（1970）年から昭和50（1975）年に掛けては、工業用地が約100ha増加しています。

一方、本市の大部分を占める農地については、減少してはいるものの、県平均に比べて減少の割合は緩やかです。特に水田については、県平均では14.5%減少している一方、本市では8.5%の減少にとどまっています。

### ■土地利用の変化

	昭和50 (1975)年	平成10 (1998)年 (増減率)	県平均の 増減率
住宅地	447ha	764ha (+70.9%)	(+53.0%)
工業用地 (従業員30人以上)	359ha	475ha (+32.3%)	(+6.2%)
田	1880ha	1720ha (-8.5%)	(-14.5%)
畑	1160ha	999ha (-13.9%)	(-16.2%)
農地計	3030ha	2720ha (-10.2%)	(-15.2%)

(出典) 千葉県土地利用

### 〈今も残るホタル、カブトムシの生息する自然環境〉

本市には、ホタル、カブトムシ、オニヤンマ、メダカ、タヌキやヤマユリ、タコノアシ、エビネなど良好な水環境や森林、広がりのある自然環境の存在を指標する動物や植物がまだ数多く生息、生育しています。

しかし、本市の自然環境の主要な要素である里山（谷津田、ため池、水路とその周辺の森林からなる環境）では、管理の担い手不足にともなう管理水準の低下、ごみの不法投棄といった課題が表面化しています。

これらの生物が生息し続ける環境を維持していくことは、生物多様性の観点から重要であるだけでなく、人間の良好な生活環境を保全していくことにもつながります。



### 〈みどりの多さ〉

田畑や里山などの田園的な環境に加えて、市街地においても緑地を確保するため、本市では積極的に都市公園を整備してきました。その結果、市内の都市公園は、平成13年度末時点で、都市計画区域内で人口1人当たり10.23㎡となり、千葉県全体の5.83㎡を大きく上回っています。

また、臨海部工業地帯の緩衝緑地は、今では大きな樹林帯を形成し、本市を特徴づける緑地となっています。その結果、平成14年1月に実施した市民アンケート（以下、「市民アンケート」という）によると、「山や田畑の豊かさ」、「公園や広場」、「まちなかの緑」に対して約3割の市民が満足側の回答をしています。

## (2) 望ましい環境像

### ホタルやカブトムシの生息する環境が残るまち

本市には、臨海部の開発や、幹線道路の建設にもかかわらず、今でも、ホタルやカブトムシ、オニヤンマを始め、絶滅危惧種であるメダカなどの生物が生息し、市の花であるヤマユリが生ずる自然環境が残ってきました。しかしながら、これらの生物がすむ良好な環境がいつまでも残っていく保証はありません。この環境を将来にわたって残していくには、現在の生息環境をできる限り保全していくとともに、緑地等の育成を推進していくことが求められます。

## (3) 取組方針

### 1-1 今ある自然環境をできるだけ残す

一度失われてしまった自然環境を再生することは容易なことではありません。本市の内陸部には、まだ多くの自然環境が残されており、これらの自然資源である里山や森林等を保全していくためには、現在ある保存樹木等助成金制度等を十分活用するとともに、新たな制度を導入して、より積極的に貴重な自然環境を残していく必要があります。

また、自然が与える恩恵を理解して自然の大切さをさらに深く認識するため、「水と緑の里」整備事業等により貴重な自然資源を保全しつつ、多くの人が自然と触れ合う場を創出することが望まれます。

さらに市内の貴重な環境資源について調査し、「ビオトープ（動植物の生息環境）マップ」などの形で整理していくことを検討していきます。

一方、自然環境や緑地を良好な状態で維持していくためには、継続的な管理が不可欠です。公共施設内での緑地の適正管理はもちろん、人手不足やライフスタイルの変化により管理が行き届いていない里山等についても、行政、市民、事業者で協力して管理をしていく必要があります。

## 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○水と緑の里整備	環境管理課
○施設の整備や改修時における生物の生息環境への配慮	関係各課
○公共事業における環境配慮のしくみづくり	関係各課
○公共施設における緑地の適正管理	関係各課
○保存樹木等指定拡充と助成制度の見直し	環境管理課
○アライグマ等外来生物の駆除	経済振興課、環境管理課
中・長期的に検討する施策	担当課
○ボランティアを活用した里山の保全、整備の検討	環境管理課、経済振興課
○ビオトープ（動植物の生息環境）マップの検討	環境管理課
○生物多様性に係る地域連携保全活動計画の作成	環境管理課

## 市民の行動指針

- 保存樹木等助成金制度等を活用し、樹木の保存、管理に努める。
- 公園管理団体等が行う、樹木等の保護、維持管理に協力する。
- 動植物の生息環境の維持、管理活動に積極的に参加する。
- 市内の動植物に関する調査に積極的に参加する。
- ブルーギル、ブラックバスなど外来種の生物を放流しない。

## 事業者の行動指針

- 樹木の保存、管理のための取組に協力する。
- 環境保全活動への機材の貸与、提供に協力する。
- 動植物の生息環境の維持、管理活動に協力する。
- 敷地内の緑地を適切に管理し、維持、拡大する。

## 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
山や田畑の豊かさに対する満足度	市民アンケート結果 「満足」、「やや満足」と回答	50%	32% H13 (2001)
公園や広場に対する満足度	市民アンケート結果 「満足」、「やや満足」と回答	50%	32% H13 (2001)
緑が多いと感じる市民の割合	市民意識調査	基準年より増	78.6% H17 (2005)
保存樹林面積	緑の保全及び推進に関する条例に規定する保存樹林	基準年より増	11.7ha H17 (2005)
保存樹木指定数	緑の保全及び推進に関する条例に規定する保存樹木	基準年より増	161本 H17 (2005)
自然環境保全地区指定数	指定地区数	2地区	0 H13 (2001)

## 1-2 農地が持つ動植物の生息地としての機能を保全する

市の面積の多くを占める農地は、食料を作るための重要な役割を果たしているほか、本市の特徴的な田園景観の重要な要素であるとともに、カエルやトンボといった生物の生息空間の場でもあります。また、時として雨水を蓄える貯水池の役割を果たすなど多様な機能を持っていると言えます。

自然環境保全の観点から、農地が持つ生物の生息環境としての機能に配慮した、農業基盤施設整備を推進していくことが大切です。

また、市民農園・学校農園などは、農作業を通じて市民が農業に親しみ、自然環境に関する関心と理解を深める機会として期待されます。

農地を残していくためには、農業自体の振興を図ることが不可欠であることから、環境保全型農業や地産地消の推進により、付加価値を高めていくことが重要です。

### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○農村環境計画に基づく事業実施	農林土木課
○農業担い手の育成	経済振興課
○農地の多面的効果の啓発、広報	経済振興課 環境管理課
中・長期的に検討する施策	担当課
○遊休農地、荒廃農地の調査	経済振興課 農業委員会
○遊休農地の市民農園、学校農園としての利用促進	経済振興課 農業委員会

### 市民の行動指針

- 農家との連携を深め、農地や水路の維持管理に協力する。
- 農地が持つ、動植物の生息地としての機能を理解する。
- 市内産農作物を積極的に購入する。
- ファーストフードからスローフードへの転換を図る。
- 市民農園、農業体験教室等に積極的に参加し、農業に親しむ機会を持つよう心がける。

## 事業者の行動指針

### 【農業関係者】

- 市民、市との連携を深め、良好な農地環境の維持管理に努める。
- 遊休農地の認定農業者への集積や市民農園、学校農園としての利用に協力する。
- 農地が持つ、動植物の生息地としての機能を理解し、適正な農薬利用、生物に配慮した排水路整備等に努める。
- 地域農業の活性化に関する市の取組に、積極的に参加する。
- 農業支援のための各種制度、取組を積極的に活用する。

### 【一般事業者】

- 良好な農地環境、農村景観の維持管理のための支援を図る。
- 地域農業の活性化に関する市の取組を支援する。
- 市内産農作物の販売・使用に努める。

## 取組指標

ここでは、特に指標は設定しません。

## 1-3 生物の生息環境と緑を育てる

市内には、まだ比較的多くの自然環境や緑地が残されていますが、今後、宅地造成や開発等により、これらの資源が失われていくことが懸念されます。

そのため、今ある自然環境・緑地をできるだけ残していくことはもちろん、積極的に生物の生息環境や緑地を育てていくことが必要です。

このような観点から、都市公園の整備や水と緑の里整備といった緑地を創出する事業を進めるほか、市条例による事業者との緑地保全協定の締結などにより緑地の確保を推進します。

また、中・長期的な課題として失われた生物の生息環境の再生や創出を行うことについても検討していきます。

## 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○緑のネットワークづくり基本構想の推進	都市整備課他
○緑の基本計画の推進（緑地面積、緑化率の調査、公表）	都市整備課
○都市公園の整備	都市整備課
○新たな開発地等における緑地保全協定の締結	環境管理課
○生垣設置奨励補助制度の普及	環境管理課
○水と緑の里整備	環境管理課
中・長期的に検討する施策	担当課
○生垣設置奨励補助制度の拡充	環境管理課
○動植物の生息環境の創出、再生のあり方についての検討	環境管理課
○緩衝緑地を視野に入れた、遊歩道、サイクリングロードの検討	都市整備課
○生物多様性に係る地域連携保全活動計画の作成	環境管理課

### 市民の行動指針

- 庭、ベランダの緑化に努める。
- 生垣設置奨励補助制度等を活用し、塀の生垣化を図る。
- 市が行う緑化活動に協力、参加する。

### 事業者の行動指針

- 事業所の屋上や壁面、敷地の緑化に努める。
- 市民や市が実施する緑化活動に協力する。
- 事業所内の緑地空間の市民への開放を検討する。

### 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
一人当たりの緑地面積	都市計画区域内の市民ひとり当たりの都市公園面積	14.56m <sup>2</sup> /人	10.23m <sup>2</sup> /人 H13(2001)
緑地保全協定による緑地面積	2者協定+3者協定	—	169ha H13(2001)
生垣設置奨励補助制度利用者数	生垣設置奨励補助制度を利用した市民の累計数	500人	291人 H13(2001)

## 2 大気環境（有害化学物質）

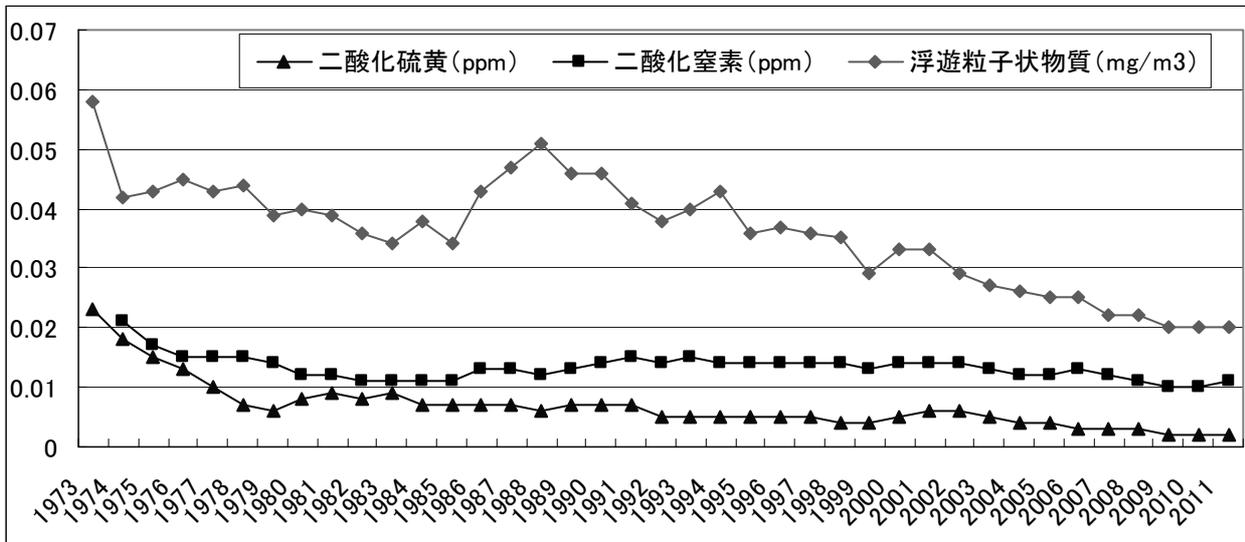
### (1) 現状と課題

#### 〈大気汚染物質の状況〉

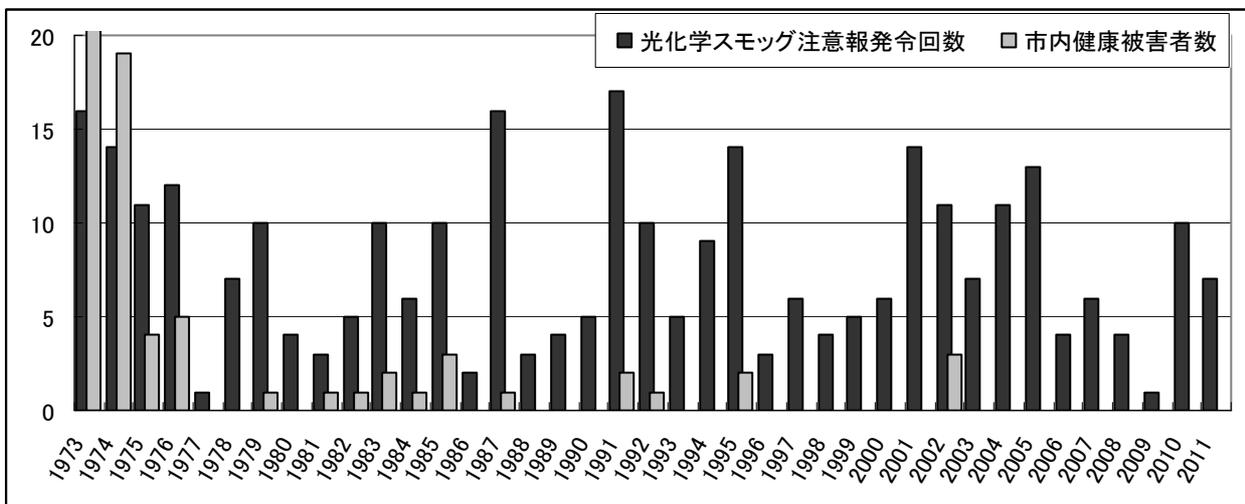
本市では、市内10箇所に設置した測定局で、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物等の大気汚染物質を常時監視しています。これら3物質の推移を見ると、全国で公害が問題化した昭和40年代初頭に比べると、その後の公害対策により、現在ではかなり改善しています。しかし、市民アンケートによると、市民が市に重点的に進めてほしい対策の1位が大気汚染対策であり、市民の大気環境に対する懸念が高まっていることが分かります。

また、本市の大気環境を特徴づける課題として、光化学スモッグの発生があります。年20名近い被害者が発生していた昭和40年代後半に比べると、状況はかなり改善されていますが、いまだに、数年に一度の頻度で被害を訴える人が出ています。

■大気汚染物質濃度（一般局8箇所の平均）



■光化学スモッグ注意報発令回数



### 〈有害化学物質〉

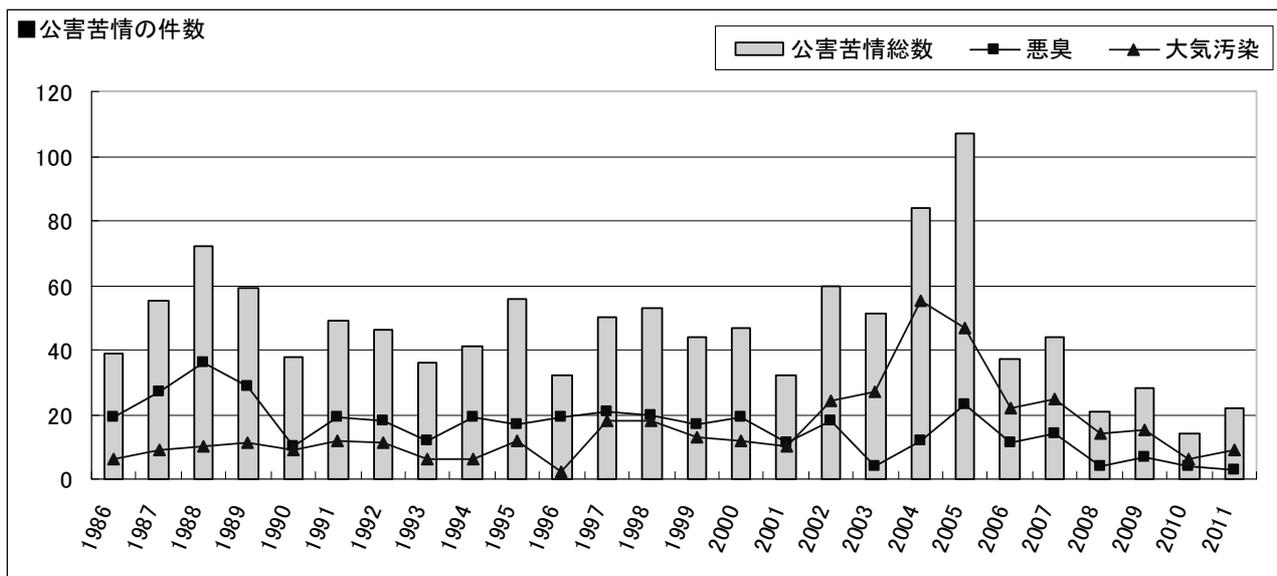
私たちの生活は、さまざまな化学物質に依存しています。また、人間の生活のために、ダイオキシンなどの新たな化学物質が意図的あるいは非意図的につくりだされ、人の健康や自然の生態系を脅かすことが懸念されています。その他、溶剤や洗浄剤などに用いられ、全国各地で地下水汚染を引き起こしているトリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、新建材・化学塗料・化学接着剤に含まれるホルムアルデヒドなどの物質が原因と見られるシックハウス、生体内に取り込まれてホルモン作用をかく乱する危険性のある環境ホルモン（内分泌かく乱物質）など、さまざまな化学物質による環境汚染が指摘されています。国では、このような有害化学物質に対する問題の意識の高まりを受け、平成11年に化学物質排出把握管理促進法（PRTTR法）を制定するなど、有害化学物質への管理を強化しています。

また、昔から営々と受け継がれてきた農業でも、農薬の空中散布、化学肥料や除草剤等が使用されており、市民の健康や自然の生態系を脅かす懸念があります。

一方、これらの課題の解決には広域的かつ長期的な対応が必要なことは言うまでもありません。また、排出量の多さだけで問題があるかどうかとも一概には言えず、情報不足による不安も少なくないと思われます。そこで、これら化学物質対策として、国、県をはじめ、さまざまな機関と連携しながら、継続した監視体制、情報提供や情報の公開を徹底し、被害の未然防止やリスク管理を行っていくことが重要です。

### 〈公害苦情からみる状況〉

平成13年（2001）度に市役所によせられた苦情のうち約7割を占めていた大気汚染と悪臭については、平成14年度以降の10年間（2002～2011）の平均は約5割と減少しています。ただし、苦情の中心は、臨海部の工場と、鶏糞・牛糞などの農地還元による堆積によって発生する悪臭や、野焼きやごみの自家焼却によるばい煙などの大気汚染といったもので変わりありません。



## (2) 望ましい環境像

### 澄んだひかり輝く空をあおぎ、おいしい空気がすえるまち

袖ヶ浦の頭上に広がるひかりあふれる空のもと、市民がきれいでおいしい空気を満喫でき、健康な生活を営める環境を守り、維持していくことが大切です。それは、本市の特徴的な景観である田園風景からみえる富士山の景観を保全することにもつながります。

## (3) 取組方針

### 2-1 大気環境・有害物質の監視を継続する

一旦放出されると広範囲に広がる大気汚染物質に対応するためには、早期にその発生を感知することが大切です。これは有害な化学物質についても言えることです。

市では、環境の保全に関する協定に基づき、工場・事業所等の立ち入り調査を実施し、大気、騒音振動、悪臭等について規制基準の遵守状況を確認するとともに、新規立地工場についても適宜公害防止に関する規制・指導を行います。また、大気、騒音、振動等についての監視を継続するとともに、その観測結果と有害化学物質についての正しい情報を市民に提供していきます。

一方、市民、事業者は、積極的にこれらの物質に関する知識を身につけ、環境リスクのある化学物質を含む製品の購入や使用を控えることが求められます。また、市も常に情報の収集に努め、こうした化学物質を含む材料の使用を避けるなど、安全な環境づくりに努力していきます。

また、使用せざるを得ない事業者はそれらの物質の管理を徹底するとともに、正確な情報を積極的に公開するなどして、被害の防止に協力することが求められます。

農薬の空中散布については、国・県の基準に基づき適切に実施することはもちろん、市民とのコミュニケーションを円滑にすることによって、実施者は周辺市民に最大限配慮し、周辺市民は農業活動への理解を示すといった関係を築いていくことが大切です。

## 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○自家焼却・野焼きの廃止指導の徹底と監視パトロール体制の強化	廃棄物対策課
○大気汚染物質に対する監視の継続と市民への情報提供	環境管理課
○PRTR等を活用した有害化学物質に関する情報収集、情報提供の推進	環境管理課
○ダイオキシン類を含む有害化学物質に対する監視の継続と市民への情報提供	環境管理課
○事業所等における有害化学物質の管理徹底の推進	環境管理課
○公共施設におけるホルムアルデヒド等の化学物質含有建材の使用抑制	関係各課
○発生源施設に対する立ち入り調査の実施	環境管理課
○公害防止施設の設置指導	環境管理課
○農薬の一斉空中散布の適正な実施の指導	経済振興課
○農業用廃プラスチック処理対策の推進	経済振興課
中・長期的に検討する施策	担当課
○ダイオキシン類をはじめとした有害化学物質に関する条例制定の検討	環境管理課
○事故発生時等、有害化学物質に関する危機管理システムづくりの検討（協定締結等）	環境管理課

## 市民の行動指針

- ダイオキシン類を含む有害化学物質に関する正しい知識を持ち、ダイオキシン等の発生につながる製品を使用しないよう努める。
- ごみの自家焼却、野焼きを行わない。
- 有害化学物質を含む製品の購入、利用を控える。

## 事業者の行動指針

### 【一般事業者】

- ダイオキシン類を含む有害化学物質に関する正しい知識を持ち、その発生抑制に努める。
- 事業系廃棄物の自家焼却、野焼きを行わない。
- 化学物質を適正に管理しリスク管理を徹底する。
- 使用している有害化学物質についての積極的な情報公開を行う。
- 事業所において緩衝緑地などの緑化を図る。
- 有害化学物質を含む製品の製造、販売、購入、利用を控える。
- 建築物におけるホルムアルデヒド等の化学物質含有建材の使用抑制

### 【農業関係者】

- 農薬の空中散布については、適切に実施するとともに周辺市民への連絡、周知を徹底する。

## 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
大気環境に関する環境基準達成項目数	9物質中の達成項目数 12項目	12	8 H13(2001)
大気汚染に関する苦情件数	市役所に寄せられた苦情件数	0	10 H13(2001)
空気・水のきれいさに満足している市民の割合	市民意識調査	基準年より増	44.7% H17(2005)

## 2-2 交通による大気汚染、騒音・振動を解消する

本市では自動車は主要な移動手段であり、館山自動車道や東京湾アクアラインの供用に伴い多くの自動車が走行しています。本市の大気環境を改善するためには、自動車交通により発生する大気汚染物質、騒音・振動など交通公害の発生を抑制する必要があります。

それには、自家用車に依存しなくても移動できるような公共交通システムの整備や、自動車を利用しながら環境への負荷を低減する低公害車の導入を推進するといった対策が求められます。

道路周辺の汚染物質の拡散を防ぐ緩衝緑地の設置や拡大のほか、日頃からエコドライブ（不要なアイドリングをしない、急発進、不必要な積載を控える等）を行うことにより環境に配慮した運転を心がけることも大切です。

## 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○低公害車の普及推進（公用車の採用等）	環境管理課、管財契約課
○アイドリングストップ運動の推進	環境管理課
○植樹帯の設置又は設置要請	都市整備課、環境管理課
○歩行者、自転車利用者が利用しやすい歩道、道路の整備	土木建設課、土木管理課、都市整備課
○バリアフリーを考慮した歩道の整備	土木建設課
○地域公共交通システムの導入と運営	企画課
中・長期的に検討する施策	担当課
○新たな歩道、自転車道整備の検討	土木建設課

**市民の行動指針**

- 自動車の購入、利用の際は低公害車、低燃費車を優先的に選択する。
- エコドライブを行うよう心がける。
- 電車、バス、自転車などを利用するよう努める。
- ノーカーデーなどの自動車交通抑制に関する取組に積極的に協力する。
- 近隣騒音につながる無駄なアイドリング、空ぶかし等を行わない。

**事業者の行動指針**

- 業務用車の購入、利用の際は低公害車を優先的に選択する。
- ディーゼル車の乗り換え、またはディーゼル微粒子除去装置（DPF）の装着を推進する。
- エコドライブを行うよう心がける。
- ノーカーデーなどの自動車交通抑制に関する取組に積極的に協力する。
- 電車、バス、自転車などを利用するよう努める。
- 業務用車両の走行距離、燃費などを記録し、環境への影響を把握する。
- 公共交通機関までの送迎やオフピーク通勤を推進する。
- 事業所前の路上に通行の障害となるものを放置しない。
- 商店などにおける配送の時間帯の工夫や、荷おろし場の確保により、交通渋滞の緩和を図る。

**取組指標**

項目	内容	目標値	基準年の値
低公害車普及台数	市役所における低公害車普及台数	100%	- H13(2001)
自動車のアイドリングストップを進めている市民の割合	市民アンケート結果、「常に行っている」と回答	80%	63% H13(2001)
業務用車両のアイドリングストップを進めている事業所の割合	事業所アンケート結果 「積極的に取り組んでいる」と回答	50%	19% H13(2001)

**2-3 悪臭対策を進める**

悪臭苦情の大部分を占める家畜糞尿処理対策を進めます。畜産による悪臭苦情の原因は、不適切な肥料の野積みによるものがほとんどです。家畜の糞尿に関しては、農地還元の際の適切な処理や処理施設の速やかな導入が求められます。

一方、臨海部の工場に起因する悪臭については、環境の保全に関する協定に基づく監視を継続するとともに、発生源に対して設備改善を含めた指導を徹底していきます。

## 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○環境の保全に関する協定に基づく監視と指導の継続、徹底	環境管理課
○周辺市民と農業従事者のコミュニケーション、相互理解の推進	経済振興課、環境管理課
○低悪臭農業に対する情報の収集、提供	経済振興課、環境管理課
○家畜糞尿処理施設の導入促進、支援	経済振興課

## 市民の行動指針

○地域農家、市とのコミュニケーションに努め、農業活動に対する理解を深める。

## 事業者の行動指針

## 【農業関係者】

- 家畜糞尿処理施設の速やかな導入に努める。
- 低悪臭型農業についての情報を収集し、導入に努める。
- 農地においては、農薬や化学肥料の適正使用に努める。
- 周辺住民とのコミュニケーションに努め、農業活動に対する理解を促す。
- 苦情発生時に速やかに対応をする。

## 【一般事業者】

- 悪臭を発生する恐れがある施設について、運転条件の遵守、維持管理を徹底する。
- 苦情発生時に速やかに対応をする。
- 悪臭防止設備の改善など長期的な対策を検討する。

## 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
悪臭に関する苦情件数	市役所によせられる苦情の件数	0	11 H13 (2001)

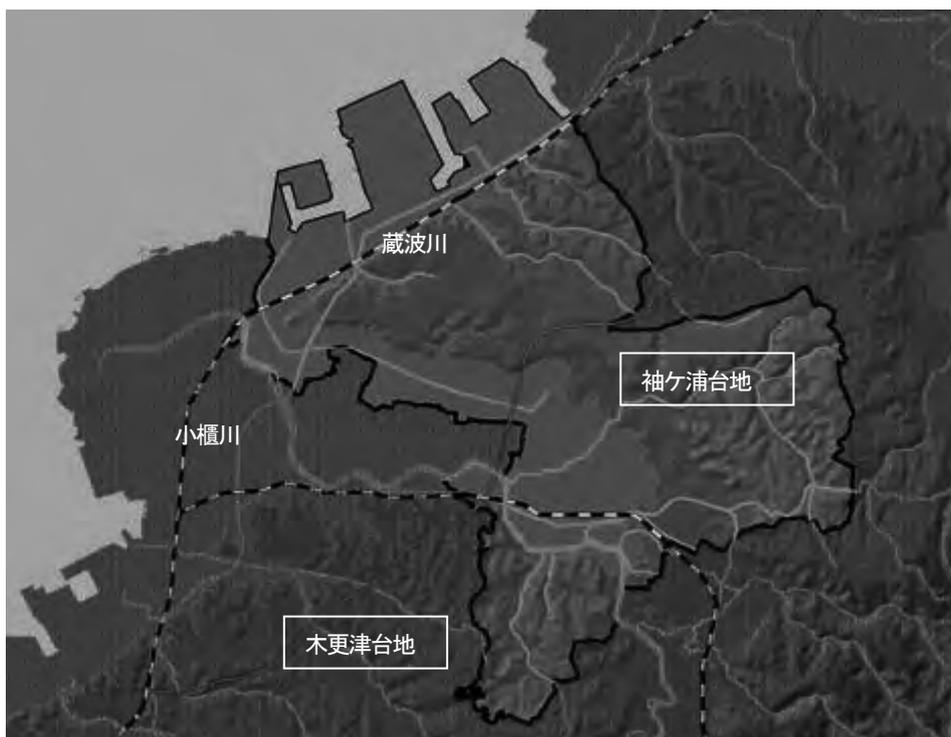
### 3 河川・水環境

#### (1) 現状と課題

##### 〈水系〉

本市の河川は、小櫃川及び小櫃川に合流する河川と、直接東京湾へ流入する河川に大別され、袖ヶ浦に多く見られる谷津がこれらの水源となっています。

本市は、地形的に見ると、小櫃川沿いの低地とそれによって二分される2つの台地によって成り立っています。小櫃川沿いの低地は、小櫃川の氾濫によって出来たものであり、地形、水利を活かして、水田耕作が行われています。2つの台地は、北東側が「袖ヶ浦台地」、南西側が「木更津台地」で、この台地面を縫うように浸食し、樹の枝状に延びる低地は、谷の傾斜に沿った階段状の水田（谷津田）として活用されてきました。現在は、休耕田となっているところも少なくありませんが、本市にはこうした谷津田が多く見られます。市内を流れる河川は、小櫃川を除くとほとんどがこうした谷津田の上部に水源を持つような小さな河川となっています。



### 〈水質〉

市内の河川の水質をみると、最大の河川である小櫃川は、水道水利用に適する「きれい」（BOD 3mg/L以下）な水です。一方、長浦地区を流れる蔵波川は「ややよごれている」（BOD 3mg/L～5mg/L）状態です。（平成23年度）

小櫃川の水質は比較的良好な水準を維持していると言えますが、微カビ臭、微下水臭が確認されるなど、改善の余地があると言えます。その他の河川でも、公共下水道事業による生活排水対策や合併浄化槽の普及によって、かつての様な「非常によごれている」（BOD 10mg/L超）状態は現在ではありませんが、比較的水量が少ない河川については、降雨や流入する生活排水による影響を大きく受ける状況にあり、「ややよごれている」（BOD 3mg/L～5mg/L）状態を示す場合があります。

### 〈親水性〉

昭和30年代から始まった埋立てにより、本市の臨海部は漁業の場から工業地帯へと変化をとげました。それと同時に、潮干狩りなどに利用されていた海岸の親水性が失われています。

また、市内には、子者清水などの湧水やため池、中小河川がありますが、いずれも親水性に乏しいのが現状です。

## (2) 望ましい環境像

### 安心してのめる水、清らかな小櫃川の流れ、釣りや水あそびのできる水辺のあるまち

水への負荷を最小限に留め、水質の改善を図ることにより、市内最大の河川であると同時に水道水源でもある小櫃川をはじめ、良好な水環境及び健全な水循環を保全していくことが大切です。

また、水あそびができる水辺など水とふれあえる場所を確保していくことが、水環境に対する関心を高める上でも、自然環境とのふれあいを推進する上でも求められます。

### (3) 取組方針

#### 3-1 水循環への負荷を減らす

飲料水や水生生物の生息環境等として重要な水環境を健全な状態に保つためには、汚してしまってから浄化するよりも、できるだけ汚さないようにすることが最も大切です。このような観点から、事業活動に伴う排水の適正処理はもとより、生活排水が水環境に与える負荷が大きいことを認識し、下水道、農業集落排水、合併浄化槽による適切な生活排水の処理を推進していきます。

また、健全な水循環を維持するため、地下水涵養の推進や中水・雨水の利用についても検討を進めていきます。

#### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○汚水適正処理構想に基づく事業実施	下水道課、農林土木課、 廃棄物対策課
○公共下水道、農業集落排水の整備、普及率向上	下水道課、農林土木課
○公共下水道、農業集落排水へ接続推進のための助成制度	下水道課、農林土木課
○生活排水の負荷についての周知	廃棄物対策課
○事業者への排水適正管理の指導	環境管理課
○浄化槽の保守点検、清掃などの適正な維持管理の指導	廃棄物対策課
○大寺浄水場や小櫃川の見学会の実施	環境管理課、水道局
○小櫃川などの水質改善のための様々な手法の研究	環境管理課
○小櫃川などの水質改善のための市民活動の支援	環境管理課
○県と協力した地下水汚染調査の継続	環境管理課
○受水槽の清掃等設置者への適正な維持管理の推進	水道局
中・長期的に検討する施策	担当課
○公共施設における中水利用施設、雨水貯留施設の検討	関係各課
○公共施設における水源涵養を考慮した排水施設導入の検討	関係各課
○市民による水生生物調査、水質調査会の実施	環境管理課

### 市民の行動指針

- 公共下水道、農業集落排水普及区域では速やかに下水道接続を行う。
- 公共下水道、農業集落排水計画区域外では、合併処理浄化槽への早期転換を検討する。
- 雨水の地下浸透を促すため、庭などのできる限り土の面を残し、緑を植える。
- 雨水浸透ますを設置したり、雨水貯留施設を設置して雨水を庭の散水などに利用する。
- 浄化槽の維持管理を適切に行う。
- 家庭の排水に、油、固形物等を混入させない。
- 環境にやさしい洗剤等、できるだけ水を汚さない方法や製品を選択する。
- 節水を心がけることで水環境への負荷を減らす。
- 小櫃川など河川の水質等に関心を持ち、生活排水の水負荷について理解する。
- 小櫃川流域全体での環境保全活動に協力する。

### 事業者の行動指針

- 事業排水の適正な処理を行う。
- 農薬や化学肥料の適正使用に努める。
- 雨水の地下浸透を促すため、事業所内舗装を最小限とし、緑化を図る。
- 事業所内の舗装には可能なかぎり透水性舗装を採用する。
- 事業所への中水、雨水利用、循環利用を検討する。
- 事業活動における節水に心がける。
- 水質向上のため、水路の清掃活動に積極的に協力する。

### 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
BOD (生物化学的酸素要求量)	市内河川調査結果の最高値	3mg/L	1.0mg/L H13年度(2001)
空気・水のきれいに満足している市民の割合	市民意識調査	基準年より増	44.7% H17年度(2005)
農業集落排水普及率・水洗化率	普及率・水洗化率	基準年より増	普及率 4.4% 水洗化率 75.0% H17年度(2005)
公共下水道普及率・水洗化率 (松川地区含む)	普及率・水洗化率	基準年より増	普及率 67.7% 水洗化率 92.0% H17年度(2005)
COD (化学的酸素要求量)	海域調査結果 75%値(年平均値) B類型 C類型	環境基準達成	B類型 3.0mg/L C類型 8.0mg/L (環境基準)

### 3-2 河川、ため池など水環境とのふれあいを確保する

市民アンケートでは、川、水辺の親しみやすさに対する満足度が、他の項目と比較してかなり低く、親水空間が不足していることがうかがえます。

釣りや水遊びなどができる身近な水辺・河川環境の存在は、子どもが自然にふれあう場となるほか、生活に潤いを与えてくれる貴重な財産です。

市内の河川整備における環境護岸の導入や、ため池周辺の環境整備等を通じて、水とふれあえる環境の創出に努めます。また、親水空間の妨げとなるごみの散乱などについて市民と協力して管理の徹底を図ります。

さらに、湧水などを利用した散策コース等、市内の親水資源の有効利用について検討していきます。

#### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○農業用ため池周辺の環境整備(光福堰、藤井堰、野里堰)	農林土木課
○環境護岸を取り入れた整備	土木建設課
中・長期的に検討する施策	担当課
○湧水などの親水資源にかかる市内散歩コースの検討	環境管理課
○ヨシ、ガマの植栽などの様々な河川浄化手法の検討	土木建設課、環境管理課

#### 市民の行動指針

- 水辺の清掃や維持管理活動に積極的に参加する。
- 河川、水辺にごみを捨てない。

#### 事業者の行動指針

- 水辺の清掃や維持管理活動に積極的に参加する。
- 廃棄物は自己責任において適正に処理し、河川、水辺に廃棄物を投棄しない。

#### 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
川、水辺のきれいさ満足度(市民)	市民アンケート結果「満足」、「やや満足」と回答	50%	9% H13(2001)
川、水辺の親しみやすさ満足度(市民)	市民アンケート結果「満足」、「やや満足」と回答	50%	9% H13(2001)
川、水辺のきれいさ満足度(小学生)	小学生アンケート結果「満足」、「やや満足」と回答	50%	2% H13(2001)
川、水辺の親しみやすさ満足度(小学生)	小学生アンケート結果「満足」、「やや満足」と回答	50%	7% H13(2001)

## 4 景観

### (1) 現状と課題

本市の景観は、臨海部工業地帯及びその周辺の緩衝緑地、住宅地の広がる袖ヶ浦台地西部、自然が多く残り、谷津田や緑の多い住宅地がみられる袖ヶ浦台地東部、複雑な地形の中に、水田、植林、雑木林、里山が多く残る木更津台地からなり、工業的な世界と、それとは対象的な田園、自然空間との共存に特徴づけられています。富士山とアクアラインの見える田園風景はその特徴のひとつと言えます。

昭和40年代後半から50年代にかけて内房線沿いに開発されたさつき台、蔵波台、福王台などの住宅地も、今では生垣や公園をはじめとする豊かな緑が快適な住環境を醸成し、その街並みは市街地を代表する都市景観となっています。

これらの景観を保全していくためには、市街地における建築物の調和や緑地の保全と緑化の推進をはかるとともに、本市の景観の主要な構成要素である里山や丘陵地に残る森林、坂戸神社の森などの社寺林の保全などを進めていくことが求められます。

しかし、現状では、管理の担い手不足によるササ・竹の繁茂による質の低下やごみの不法投棄といった問題が顕在化しています。

また、本市の景観資源には、袖ヶ浦公園のあやめと花菖蒲が千葉県全域を対象とした花ごよみで取り上げられているほかは、特に指定されているものはありません。今後は、袖ヶ浦の景観資源について再評価、再発見し、地域の特性を発揮していくことが課題です。



## (2) 望ましい環境像

### 富士山のみえる田園風景が残るまち

袖ヶ浦の景観は、昭和30年代からの臨海部の埋めたと宅地開発によって大きな変化を経験しましたが、現在では、その人工的な景観と周辺の自然景観や田園景観の間には独特のコントラストと調和が生まれています。

最近も、館山自動車道や東京湾アクアラインの建設や宅地整備等により、あらたな人工的景観、都市景観が生まれています。今後は、本市における都市景観の望ましい姿について考え、景観形成を進めていくことが必要になります。

また、市民に親しまれている富士山のみえる田園風景、東京湾の風景、桜の並木道などの美しい景色を残していくため、それらの景観を構成する農地等の環境を保全し、良好な大気環境を維持していく必要があります。

さらに、身近な袖ヶ浦の景観のなかにかくれた景観資源を再評価、再発見し、それらが開発等により失われないよう保全策を検討していくことが求められます。

## (3) 取組方針

### 4-1 袖ヶ浦らしい景観を残す

フラワーライン沿いに広がる田園風景や、丘陵地を背景とした緑が多く残る市街地の景観など、本市を特徴づけ、市民に親しまれている景観資源を保全するため、県屋外広告物条例といった現制度の適用や、景観条例の制定など新たな取組の検討を行います。

#### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○景観としての農業環境の保全	農林土木課 経済振興課
○農村公園、フラワーラインの景観維持	農林土木課
○自然散策コースの整備、案内板の設置	環境管理課
○現状で利用可能な制度（保存樹林等補助金制度、生垣設置奨励制度）についての周知の徹底	環境管理課
○県屋外広告物条例の適用	都市整備課
○景観条例の制定	都市整備課
中・長期的に検討する施策	担当課
○新規基盤整備において景観を阻害する電柱、電線対策の推進	都市整備課

**市民の行動指針**

- 自主的、積極的に袖ヶ浦を特徴づける景観の保護活動に参加する。
- 保存樹林等補助金制度、生垣設置奨励制度などを利用し良好な景観の保全に努める。
- 家や生垣、へいなどを設置するときは、周辺の景観との調和に配慮する。

**事業者の行動指針**

- 建築物等を設置するときなどは、周辺の景観との調和に配慮する。
- 事業所の緑地も景観を構成する要素であることを認識し、緑地の保全に努める。
- 農地にあっては、農地景観が本市の特徴的な田園景観を構成する重要な要素であることを認識し、その保全に努める。

**取組指標**

ここでは、特に指標は設定しません。

**4-2 袖ヶ浦の景観資源を発見する**

本市の臨海工業地帯は、煙突群に象徴される工業的な昼の景観と、プラントに灯されるライトが作り出す美しい夜景といった二つの景観があります。本市にはこうした工業地帯の景観と旧来からの広大な田園景観、緑の多い住宅地など様々な景観資源が混在しています。

また、近年新たな住宅地やアクアラインの建設等により新しい景観が生まれています。このような市内の優れた景観資源を内外にアピールしていくとともに、将来の望ましい景観形成を目指して、残すべき袖ヶ浦の景観資源や景観的特徴について整理し、今まで見過ごされてきた景観資源の評価を行います。

**市の施策**

概ね5年間で実施する施策	担当課
○本市の景観資源の対外的なアピール	都市整備課
○景観条例の制定（景観資源の調査、整理）	都市整備課

**市民の行動指針**

- 本市の景観資源の調査活動に積極的に参加する。
- 文化的伝統を守る地域活動に積極的に参加する。

**事業者の行動指針**

- 本市の景観資源の調査活動を積極的に支援する。
- 文化的伝統を守る地域活動に積極的に参加する。

**取組指標**

ここでは、特に指標は設定しません。

## 5 環境美化・ごみ問題

### (1) 現状と課題

#### 〈ごみのポイ捨て対策・不法投棄対策〉

道路脇などで、空き缶やごみのポイ捨て、イヌの糞の放置など、マナー不足によるごみの散乱が起きています。また、産業廃棄物、粗大ゴミ、食品残さなどの不法投棄が悪質化しています。

これまで、市内一斉清掃、臨海地区清掃により散乱ごみを回収したり、まちをきれいにする条例や残土条例を制定したり、環境美化推進員によりポイ捨ての防止に努めるなどの対策を行ってきましたが、まだまだ状況の改善には至っていないのが現状です。

不法投棄は、法律によって禁止されており、この犯罪を見過ごすわけにはいきません。今後も継続して、不法投棄やポイ捨てを監視していく必要があります。

#### 〈ごみの量〉

本市の市民一人1日あたりのごみ排出量は、概ね千葉県平均と同じ約1,000gです。平成13年7月からは、資源化・減量化を推進することを目的として、指定袋制度が開始されました。その効果あって、市内で排出される家庭系ごみについては、導入前の1年に比べ8.7%減少しています。

この行方を見守りつつ、千葉県の「ちば21ごみゼロプラン」目標値である県全体の目標値一人1日あたりのごみ排出量850gの達成を目指し、事業系ごみの減量化を含め、さらなるごみの減量化、リサイクルを図って来た結果、平成23年度の市民一人1日あたりのごみ排出量は884gでしたが、目標達成には引き続き減量化とリサイクルを図る必要があります。

区分		H12年度	H13年度	H23年度
家庭系ごみ (t/年)	可燃ごみ	12,649	11,620	11,037
	不燃系ごみ	4,494	4,039	3,827
	計	17,143	15,659	14,864
事業系ごみ (t/年)	可燃ごみ	5,609	5,548	4,637
	不燃系ごみ	696	672	331
	計	6,305	6,220	4,968
合計 (t/年)	可燃ごみ	18,258	17,168	15,674
	不燃系ごみ	5,190	4,711	4,158
	合計(A)	23,448	21,879	19,832
年度末人口(B)		59,947	60,335	61,481
市民一人1日あたりごみ排出量(g) (A) ÷ 365 ÷ (B) × 1,000,000		1,072	993	884

### 〈リサイクル〉

リサイクル率は、環境基本計画策定前の10年間ではあまり変化せず、20%前後で県全体とほぼ同じでしたが、平成15年度以降は30%前後で推移しており県全体より4～7%上回っています。

家庭から出る資源ごみの収集ルートは、大きく分けて、市の収集（資源ごみ）と、集団回収の2つがあります。集団回収には自治会によるものと、子ども会などによるものが実施されています。

## (2) 望ましい環境像

### ポイ捨て、不法投棄を許さないまち

#### 市民一人ひとりがごみ出しのルールをまもり、ごみの減量化につとめるまち

空き缶のポイ捨てや産業廃棄物などの不法投棄対策としては、市民の理解と協力を得て、条例に基づくパトロールを地道に継続し、ポイ捨てや不法投棄とたたかうことにより、断固たるメッセージを発信し続ける必要があります。

市民一人ひとりが、ごみを捨てる場所は地球にしかないことを認識し（Think globally）、日常生活のなかでごみを減らす努力をする（Act locally）ことが大切です。

また、ごみを減らす努力をした人が報われる仕組づくりなどにより、すべての人がごみの減量化に努めるように促すことも求められます。

## (3) 取組方針

### 5-1 ポイ捨て、不法投棄を徹底して監視する

ごみのポイ捨てや不法投棄に対する監視を徹底するため、従来実施してきた不法投棄監視員等による定期的な監視の継続、強化に加え、市職員全員による監視、郵便局との連携による情報収集などを行います。

さらに、悪質な事例に対する罰則の適用も視野に入れ、断固とした対応を進めます。

また、このような取組を市内、市外に広くアピールし、不法投棄の抑止に努めます。

### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○不法投棄監視員、土砂対策指導員、環境美化推進員による定期的な監視の継続、強化	環境管理課 廃棄物対策課
○郵便局との連携による情報収集	廃棄物対策課
○市職員全員による監視	廃棄物対策課 関係各課
○悪質な不法投棄、ポイ捨てに対する罰則の適用	廃棄物対策課 環境管理課
○環境美化推進員の活動を広く報告	環境管理課
○各種イベント開催時における環境美化、ポイ捨て防止の啓発キャンペーン実施	環境管理課
中・長期的に検討する施策	担当課
○インターネットを通じた窓口情報の提供	環境管理課 廃棄物対策課 秘書広報課

### 市民の行動指針

- 不法投棄等の現場を目撃、発見したときには、速やかに市に通報する。
- タバコや空き缶などのポイ捨てをしない。

### 事業者の行動指針

- 不法投棄等の現場を目撃、発見したときには、速やかに市に通報する。
- 廃棄物の処理について責任を持つ。

### 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
不法投棄苦情件数	市役所に寄せられた苦情件数	0	22 H13 (2001)

## 5-2 ポイ捨て、不法投棄しづらい環境をつくる

ごみが捨てられている場所には次々と新たなごみが捨てられるように、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するには、ごみを捨てづらい美しい環境を維持することも効果があると考えられます。このような観点から、今後も市内一斉清掃などの活動を推進するとともに、花いっぱい運動やきれいなまちづくりを推進していきます。

### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○市内一斉清掃の実施	環境管理課
○臨海地区清掃の実施	環境管理課 土木管理課
○花いっぱい運動推進	環境管理課
○雑草対策事業、雑草対策協議会を通じた宅地の雑草対策の推進	環境管理課
○景観まちづくり賞の実施	都市整備課
中・長期的に検討する施策	担当課
○飲料容器のデポジット制度導入の研究	廃棄物対策課 経済振興課

### 市民の行動指針

- 山林、畑など所有地の監視と雑草除去などの手入れをこまめに行う。
- 市や自治会でやる清掃活動に積極的に協力する。
- 市や自治会での活動等を通じてきれいなまちづくりに協力する。

### 事業者の行動指針

- 敷地内、敷地境界の雑草除去、清掃を行う。
- 市や自治会でやる清掃活動に積極的に協力する。
- 市の活動等を通じてきれいなまちづくりに協力する。

### 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
市内一斉清掃によるごみ収集量	年2回の合計数	半減	77,050kg H13 (2001)
まちがきれいだと感じる市民の割合	市民意識調査	基準年より増	31.2% H17 (2005)

### 5-3 リデュース、リユース、リサイクル、リフューズによりごみの減量化に努める

本市における循環型社会実現への取組として、各主体がごみの発生量を減らす（リデュース）努力が大切です。そのためには、消費者がリサイクル製品や再生品の積極的な利用や、できるだけ不要なものを購入しない、ごみになるような製品・包装は断る（リフューズ）姿勢が大切です。

また、ごみとして排出せざるを得ないものについても、可能な限り再利用（リユース）に努めるほか、原料や燃料あるいは肥料として再生利用（リサイクル）を推進することにより、資源の有効利用、最終的に廃棄されるごみの減量化を図ります。

#### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○多量排出事業者への減量化の促進	廃棄物対策課
○ごみの発生抑制のための意識啓発	廃棄物対策課
○リサイクル情報提供システムによるリサイクル製品の紹介	廃棄物対策課
○廃食油の石けんづくり支援の継続	廃棄物対策課
○事業主として建設リサイクル、廃棄物の適正処理を進める	環境管理課 他関係各課
○現ごみ処理の有料制（指定ごみ袋制）の見直し	廃棄物対策課
○現資源回収制の見直し	廃棄物対策課
○現コンポスト容器補助制度の見直し	廃棄物対策課
○粗大ごみ処理の有料化	廃棄物対策課
○学校給食の生ごみ、公共施設の落葉等の堆肥化およびその活用	学校給食センター 関係各課
中・長期的に検討する施策	担当課
○公共施設等で発生する剪定材等のコンポスト化検討	廃棄物対策課 関係各課
○飲料容器のデポジット制度導入の研究	廃棄物対策課 経済振興課

**市民の行動指針**

- ごみ発生抑制のための生活を心がける。
- 使い捨て商品や過剰包装のものを買わないようにする。
- 買い物袋を持参し、レジ袋をもらわないようにする。
- 詰め替え商品や量り売りを利用する。
- 長く使えるものを買ひ、修理して使うなど、ものを大切にする。
- ものを修理してくれる事業者や環境に配慮した売り方をする事業者を積極的に利用し、支援する。
- すてる前に、修理して使用できないかももう一度考えるよう心がける。
- 市民主催のごみ減量キャンペーンの開催を検討する。
- 再生素材を利用した製品や再利用可能な製品を積極的に購入する。
- フリーマーケットを積極的に活用する。
- 学校や地域で資源回収を行う。
- コンポストを積極的に利用し、日常生活で出た生ごみの堆肥化に努める。
- ごみ出しのルールを遵守する。
- ごみステーションの清潔維持に努める。
- ごみの自家焼却、野焼き、不法投棄を行わない。
- 地域での適正なごみ処理のため市民の目で監視を行う。
- 殺虫剤や除草剤、各種薬品など有害化学物質を含む製品の適正な処理を行う。
- 生分解性の材質のもの（紙おむつなど）を購入するよう心がける。

## 事業者の行動指針

- 使い捨て製品、過剰包装製品の製造・販売を見直す。
- 事業活動から出るごみの減少を図る。
- 商店は買い物袋持参客を優遇する。
- 産業廃棄物は排出者責任において適正に処理する。処理を委託した場合はどのように処理されているか確認する。
- 産業廃棄物の野焼きは行わない。
- 有害化学物質を含む製品の適切な回収・処理を行う。
- 生分解性の材質のもの（紙おむつなど）を製造、販売するよう心がける。
- 耐用年数の長い製品の開発、製造、販売、アフターケアに努める。
- 修理部品は長期間保存するよう努める。
- インターネット等により修理マニュアルの周知を図る。
- 物品調達の際には、グリーン調達を心がけ、再生素材利用製品、再利用可能製品を購入する。
- リサイクルしやすい製品の研究開発、製造販売に取り組む。
- 製品製造段階でリサイクル材料を積極的に利用する。
- リサイクルしやすいよう容器の形状、材質、サイズ等の規格の統一を図る。
- リユース、リサイクル促進のため、製造、販売した製品や容器包装の回収に努める。
- 事業活動で出た生ごみの堆肥化に努める。

## 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
市民一人当たりのごみ排出量	可燃ごみ＋不燃系ごみの量 ／人／日	850g	993g H13 (2001)
リサイクルを実践している市民の割合	市民意識調査	基準年より増	82.5% H17 (2005)
ごみ収集量	年間収集量	基準年より減	23,177t H17 (2005)

## 6 放射能

### (1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、大量の放射性物質が放出されました。放射性物質による環境の汚染と、これに伴う人の健康への影響を速やかに低減することが課題となっています。

### (2) 望ましい環境像

#### 放射能の心配がない安心して暮らせるまち

放射能汚染に対する不安や心配を解消するためには、自分の周りの汚染状況やそれがもたらす健康への影響を正しく理解することが大切です。

### (3) 取組の内容

#### 6-1 放射能汚染の監視をする

放射能汚染の状況を正しく知っていただくために、市では今後も大気中の放射線量や販売目的の農畜産物に含まれる放射性物質の測定を行い、その結果を公表していきます。

#### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○大気中放射線量の監視の継続と市民への情報提供	環境管理課、関係各課
○農畜産物に含まれる放射能物質の測定と市民への情報提供	経済振興課

#### 6-2 放射能汚染の低減を図る

市などが行う大気中放射線量の測定により、濃度の高い汚染箇所を発見した場合は、除染関係ガイドラインに基づく除染を実施します。

#### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○ガイドラインによる除染の実施	環境管理課、関係各課

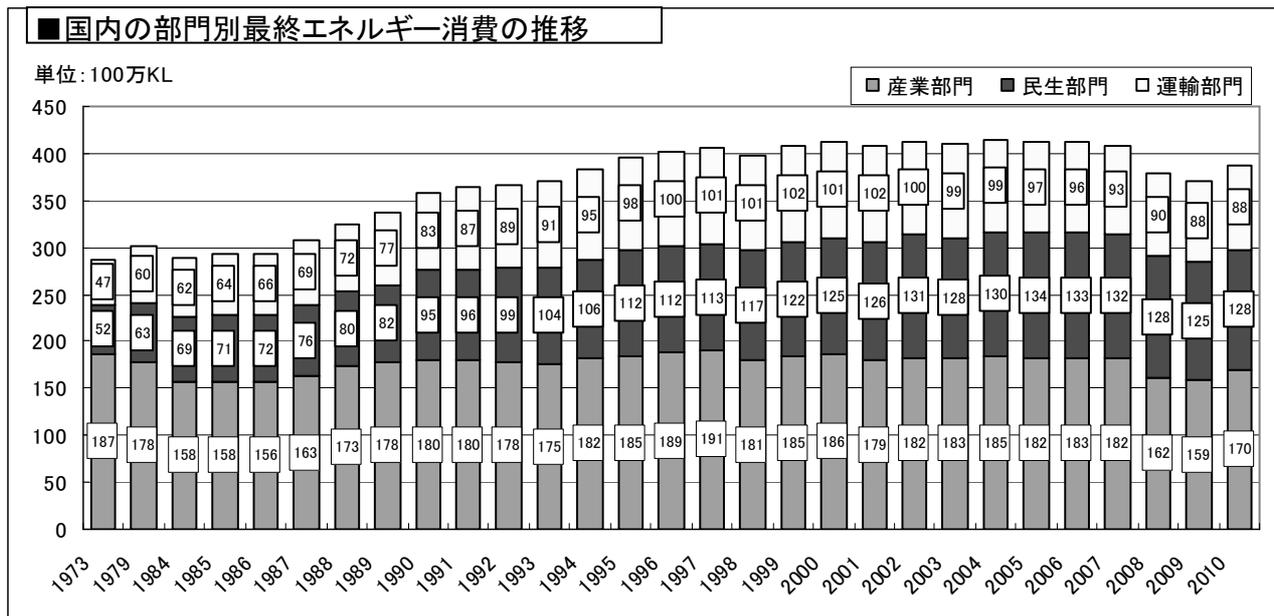
## 7 エネルギーと地球温暖化（地球環境問題）

### (1) 現状と課題

私たちの生活は、大量生産、大量消費を前提とした社会経済システムのもとで発展をとげてきました。その結果、私たちの生活は物質的に非常に豊かになり、便利さも高まってきました。

こうした「便利さ」は、資源の面から見ると大量生産、大量消費による資源の濫用とごみの増大、エネルギーの面から見ると使用量の増大を引き起こしてきています。全国レベルでみると、日本のエネルギー消費量(原油換算)は平成2年(1990年)の3.58億KLから、平成12年(2000年)には4.12億KLと約15%増加しています。また、主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を見ても、平成2年(1990年)の10.59億トンから平成12年(2000年)には11.67億トンと約5%増加しています。

エネルギーの消費を「産業」と「民生(家庭とオフィス。ただし、移動・運送のエネルギーは除く)」と「運輸(マイカーでの移動も含む)」の3つの部門に分けると、「産業」については、5%未満の伸びにとどまっているのに対し、「民生」、「運輸」は、約22~31%増加しています。これは、家庭における電気などのエネルギー使用量、また、移動や輸送におけるエネルギー使用量が增大していると言えます。



## (2) 望ましい環境像

### 市民、事業者、市が、日々の生活、業務のなかで地球温暖化など環境を考えたライフスタイル、 事業活動の選択をするまち

地球温暖化など現在の環境問題は、大量生産・大量消費型の社会システムの中で、便利さと快適さを追求したエネルギー消費が環境負荷の要因の一つとなっています。こうした中、市民・事業者・行政等のあらゆる主体が、日常生活や事業活動を営むうえで常に環境に与える負荷を考え、環境に配慮したエネルギー消費、行動を自ら選択して実践していく必要があります。

## (3) 取組方針

### 7-1 自家用車依存を軽減する交通整備を進める

自動車の利用は便利である反面、地球温暖化・大気汚染等につながることを認識し、各主体が自動車利用を控え、公共交通機関や自転車等の利用を促す環境を整えるとともに、歩行者が利用しやすい歩道整備を推進します。

#### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○バス事業者への利便性向上の要請（料金、便数、運行時間帯、路線等）	企画課
○公共交通の利用促進に関する情報の提供（関係機関、市民、市）	企画課
○袖ヶ浦駅海側自転車駐車場の整備	都市整備課
○信号機、道路標示等の交通安全施設の充実	市民活動支援課
○バリアフリーを考慮した歩道の整備	土木建設課 土木管理課
○地域公共交通システムの導入と運営	企画課
中・長期的に検討する施策	担当課
○自転車道、遊歩道マップの作成	環境管理課

#### 市民の行動指針

- 電車やバス、自転車などを利用するように努める。
- ノーカーデーなどの自動車交通抑制に関する取組に積極的に協力する。
- マイカー利用の際は、自転車および歩行者の安全に配慮した運転を行う。
- 路上や駅周辺に通行の障害となる自転車を放置しない。

## 事業者の行動指針

- 業務用車の走行距離削減に取り組む。
- 電車やバス、自転車などを利用するように努める。
- 従業員のマイカー通勤の自粛を推進する。
- ノーカーデーなどの自動車交通抑制に関する取組に積極的に協力する。
- 業務用車利用の際は、自転車利用者および歩行者の安全に配慮した運転を行う。
- 事業所前の路上等に通行の障害となるものを放置しない。

## 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
買い物や外出には徒歩、自転車や公共交通機関を利用している市民の割合	市民アンケート結果 「常に行っている」と回答	50%	12% H13 (2001)
代替する交通（公共交通機関、自転車徒歩など）の積極的な利用を行っている事業所の割合	事業所アンケート結果 「積極的に取り組んでいる」と回答	30%	5% H13 (2001)
マイカー通勤の自粛やオフピーク通勤などを進めている事業所の割合	同上	30%	6% H13 (2001)
輸送ルートの効率化、積載率の向上、共同輸配送などにより、業務用車両の利用を削減している事業所の割合	同上	30%	8% H13 (2001)

## 7-2 地球温暖化を意識したエネルギー利用を進める

各主体が、地球温暖化防止のための行動を正しく理解し、その実行に努めます。

市は、そのための情報発信、情報提供に努めるとともに、環境に配慮した施設の整備に対する助成制度の検討を行います。また、地球温暖化対策実行計画に基づいて、市の事業活動が及ぼす地球温暖化への影響を把握し、率先して温室効果ガスの低減に努めます。

## 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○庁内の地球温暖化対策実行計画の推進	環境管理課
○地球温暖化対策の行動指針の検討	環境管理課
○地球温暖化に関する情報提供、意識改革	環境管理課
○省エネに関する情報発信、意識啓発	環境管理課
○公共施設への新エネルギー及び省エネルギー設備の導入	各担当課
○低公害車の導入促進	環境管理課 管財契約課
○太陽熱利用、太陽光発電などの新エネルギー設備及び家庭用燃料電池等の省エネルギー設備の導入促進	環境管理課
○新エネルギー設備及び省エネルギー設備補助制度導入促進	環境管理課
○環境家計簿の促進	環境管理課
○緑のカーテンづくりの促進	環境管理課

## 市民の行動指針

- エネルギー問題に対する認識を深め、ライフスタイルを見直す。
- 日常生活における電気、ガス、水道等の使用量の削減に努める。
- 環境家計簿の作成を通し、家族で省エネの意識啓発、実行に努める。
- 省エネ型の商品を優先して購入、利用する。
- 家庭への太陽熱利用、太陽光発電の導入を検討する。
- 低公害自動車への乗り換えを検討する。
- 地球温暖化に関する認識を深め、温室効果ガスの発生抑制のために自主的に行動する。

## 事業者の行動指針

- エネルギー問題に対する認識を深め、事業活動におけるエネルギー使用を見直す。
- 事業活動における電気、ガス、水道等の使用量の削減に努める。
- 省エネ型製品の製造、販売、購入、利用を図る。
- 自動販売機の必要性の検討および設置台数の見直しを行い、エネルギー使用抑制に努める。
- 電気料金が表示されるメーターを室内に設置するなどして節電に努める。
- 事業所への新エネルギー設備の導入を検討する。
- 業務用車への低公害自動車の導入を図る。
- 休耕地でのエネルギー作物の栽培を検討する。
- 地球温暖化に関する認識を深め、事業活動における温室効果ガスの発生抑制に努める。

## 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
市の事業活動における温室効果ガス排出量	温暖化行動計画でのCO <sub>2</sub> 換算値	8,622,257.8 kg CO <sub>2</sub> /年 *	9,172,614.7 kg CO <sub>2</sub> /年 H22 (2010)
省エネに取り組んでいる市民の割合	市民意識調査	基準年より増	85.4% H17 (2005)
従業員に省エネや節水の啓発・指導をしている事業所の割合	事業所アンケート 「積極的に取り組んでいる」と回答	50%	23% H13 (2001)
従業員にごみの減量化、リサイクルの啓発・指揮をしている事業所の割合	同上	50%	24% H13 (2001)

\*市の事業活動における温室効果ガス排出量の目標年次はH28年度

## 7-3 環境を考えたライフスタイルの選択をする

各主体が、毎日の生活、事業活動が及ぼす環境への負荷を意識し、環境に配慮したライフスタイル、事業活動を心がけるとともに、商品を購入する際にはエコマーク製品など環境負荷の少ない製品を優先的に選択するなど、環境を考えた行動を実践していくことが大切です。

## 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○環境に配慮した製品に関する情報提供	環境管理課
○公共施設における間伐材利用製品の導入、再生型枠の採用により熱帯材を使わないなど環境への配慮	関係各課
○日常業務や公共事業において、環境影響の配慮	関係各課
中・長期的に検討する施策	担当課
○公共施設における中水利用検討	関係各課

## 市民の行動指針

○エコマーク製品など環境へ配慮した製品を優先的に購入する。

## 事業者の行動指針

- 環境会計、環境監査、環境マネジメントシステムなどを実施し、事業活動の環境に対する負荷を把握し、その低減に努める。
- グリーン購入を実践する。

## 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
市役所におけるグリーン調達 割合	事務用品、庁内調査の結果「よく実施 されている」と回答	100%	17% H15 (2003)
事業所におけるグリーン調達 割合	事業所アンケート結果、「積極的に行っ ている」と回答	70%	15% H13 (2001)
環境配慮商品を積極的に購入す る家庭の割合	市民アンケート結果、「常に行っている」 と回答	70%	45% H13 (2001)

## 8 環境教育・市民意識

### (1) 現状と課題

環境教育は、環境破壊にブレーキをかける鍵であると言えます。

袖ヶ浦市教育ビジョンには、「教育活動全体を通じて、環境への興味・関心を高め、正しい知識を得て、自ら環境保全に参加する態度や環境問題解決のための能力などを育成する」ことがうたわれ、総合計画にも、環境教育や環境学習の推進、環境活動団体の育成などが位置付けられています。

市では、例年、暮らしと環境を考える講座、環境月間イベント、自然散策会、クリーンセンター見学などを実施しています。

環境教育の目的は、自然環境や環境問題に関する知識を身につけたうえで、一人ひとりが、日常生活のなかで生活と環境問題との関係に関心を持ち、環境を考えたライフスタイルを選択したりするなど具体的な活動を実践していくことであると言えます。

### (2) 望ましい環境像

**市民一人ひとりが、環境に対して高い意識と正しい知識をもち、環境保全のための行動を実践するまち**

学校での教育はもちろん、大人も環境についての学習・体験に積極的に参加し、様々な環境問題についての正しい知識を身につけるよう心がけます。

そのうえで、市民一人ひとりが、日々の生活を送るなかで、環境とのつながりを意識し、より環境に負荷の少ない生活を実践するよう努めます。

### (3) 取組の内容

#### 8-1 未来を担う子どもたちへの環境教育を進める

地球温暖化、オゾン層の破壊など、地球規模の環境問題や本市の環境について一人ひとりが身近なものとして捉え、環境に配慮した責任ある行動をとることができるよう、学校教育などを通じて地球環境保全に関する意識啓発を進めます。

また、人と自然との共生の視点に立ち、学校の教育活動全体を通して、環境保全活動への主体的な取組を進めます。

## 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○農村公園での農業体験の推進	農林土木課 学校教育課 環境管理課
○水と緑の里整備などにおいて自然とふれあい親しみ様々な体験ができる場の整備・保存	環境管理課他
○親子や地域全体を対象とした大気測定などの環境調査活動、水辺観察会など環境について体験学習する機会の企画・提供	環境管理課
○子ども環境教室の実施	環境管理課 学校教育課
○こどもエコクラブの普及、推進	環境管理課
○学校教育における環境教育体験学習の実施	学校教育課 環境管理課
○学校での環境教育に関する補助教材の提供	環境管理課
○米作りや野菜作り、里山の保全等を取り入れた環境教育、環境講座の実施	経済振興課 環境管理課 農林土木課 学校教育課

## 市民の行動指針

- 夏休みなどを利用して、子どもと環境家計簿を実施する。
- 環境学習・環境保全活動の機会に積極的に参加する。
- 自ら、環境教育に関する企画、提案を行うなど積極的に活動する。

## 事業者の行動指針

- 学校を含む市や、市民が行う環境学習活動に協力する。
- 環境学習に資する設備等がある場合は、積極的に学校、市民の利用を促す。

## 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
子どもを対象とした環境学習の機会	市が行う学校訪問、講座等の機会	5回/年	1回/年 H13(2001)
こどもエコクラブの登録数	団体数	10団体	0 H13(2001)

## 8-2 大人が環境について学び、行動する機会を確保する

環境学習講座等を通じて大人が環境について学び、行動する機会を提供します。

また、各主体が、環境問題や市の環境の現状に関する正しい知識を得られるよう、広報、インターネットなど様々な手段により、積極的に情報提供を行います。

### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○環境情報の提供や指導者の育成を図るための環境学習講座の開催	環境管理課
○広報等を利用した環境問題に関する情報の継続的提供	環境管理課
○「散策マップ」の改訂、市内環境散歩コースの整備	環境管理課
○親子や地域全体を対象とした大気測定などの環境調査活動、水辺観察会など環境について体験学習する機会の企画、提供	環境管理課
○環境教育に関する人材ネットワーク、人材派遣窓口の検討	郷土博物館 生涯学習課 環境管理課
○公民館、図書館、郷土博物館など公共教育施設を通じた環境教育活動の推進	郷土博物館 生涯学習課
○インターネットを活用した情報提供	秘書広報課 環境管理課
中・長期的に検討する施策	担当課
○郷土博物館の自然分野、環境分野の充実	郷土博物館

### 市民の行動指針

- 環境家計簿を利用する。
- 自治会の会合等で、環境に関する広報の時間を設け、環境問題について話し合う。
- 市等で行う環境学習の機会に積極的に参加する。
- 市民活動団体が行う環境活動などに積極的に参加する。
- 自ら、環境教育に関する企画、提案を行うなど積極的に活動する。

### 事業者の行動指針

- 市や、市民が行う環境学習活動に協力する。
- 環境学習に資する設備等がある場合は、積極的に学校、市民の利用を促す。

## 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
環境学習講座の参加者数	各講座の参加者合計数	200 人/年	119 人/年 H13 (2001)
地域における環境学習のための 指導者養成数	指導者数	10 人	0 H13 (2001)



## 9 協働・パートナーシップ

### (1) 現状と課題

本市の環境を保全していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、協力していくことが不可欠であることは言うまでもありません。

しかしながら、企業は商品をつくるだけ、小売業は販売するだけ、消費者は買って使用するだけといった構図から脱却するのは容易ではなく、そのための仕組づくりを模索していく必要があります。

市内には、幾つかの環境保全に関わる市民活動団体がありますが、より多くの人により活発に活動していくことが求められます。

### (2) 望ましい環境像

**「公共の担い手」として、市民が積極的に活動するまち、  
企業・小売業・消費者・行政が協力、協働するパートナーシップがあるまち**

環境問題のように多様で幅広い課題を解決していくためには、これまでの「公共＝行政」といったイメージを見直して、市民、事業者が「公共の担い手」として、環境の保全のためにそれぞれが果たすべき役割を積極的に果たしていくことが求められます。

また、各主体がコミュニケーションをとり、様々な立場を理解しあって、協力、協働していくことが求められます。

### (3) 取組の内容

#### 9-1 市民、事業者、行政の協働、コミュニケーションの機会を確保する

市民・事業者・行政が、環境問題について話し合い、連携して取り組むことができるように、様々な機会を通じて、情報交換、コミュニケーションを推進します。

#### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○企業、小売業、消費者、行政のコミュニケーションの場、ネットワークの構築	経済振興課 環境管理課
○活動したい人と活動とを結びつける、情報ネットワークの構築	市民活動支援課 環境管理課

### 市民の行動指針

○事業者や市と環境問題について意見交換する機会に積極的に参加する。

### 事業者の行動指針

○市民や市と環境問題について意見交換する機会に積極的に参加する。

### 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
市民・事業者・行政が協働して行った事業	環境分野における事業数	5/年	1/年 H13 (2001)



## 9-2 市民、事業者の活動を支援する

市の広報やホームページ等を通じた、NPO等の情報発信の支援や、市民がさまざまな活動を企画、運営するためのノウハウについて学ぶ機会の提供など、環境問題に関する市民や事業者の自主的な活動を支援します。

また、環境に関するさまざまな市の施策を通じて市民参加、市民との協力を図ります。

### 市の施策

概ね5年間で実施する施策	担当課
○広報、市ホームページなどを通じたNPO等の情報発信支援	環境管理課 秘書広報課 市民活動支援課
○活動企画・運営に関して学習する機会の提供などNPO組織化の支援	市民活動支援課 環境管理課
○市民、事業者を主体とする協議会での環境イベントの開催	環境管理課
○公園、緑地管理における市民参加、自治体組織等の参加	都市整備課

### 市民の行動指針

- 様々な市民参加の機会を積極的に利用する。
- 環境に関する市民活動について自ら企画し、積極的に活動する。

### 事業者の行動指針

- 市民や市で実施する様々な活動を支援、協力する。
- 環境に関する活動を自ら企画し、市や市民と協力して積極的に活動する。

### 取組指標

項目	内容	目標値	基準年の値
NGO・NPOの数	市内で活動する環境分野のNPO、NGOの数	10	3 H13(2001)

## 第3章

## 重点施策

前章で設定した環境施策のうち、望ましい環境像を実現するために、特に力を入れて取り組んでいく必要がある事項を重点施策とし、関係各課の連携、市民、事業者との協働によって取組を推進していきます。

### 重点1. 不法投棄を許さないまち

悪質な廃棄物の不法投棄や、心ない人々によるごみのポイ捨ては、市民の関心の高いところであり、市としても条例の制定や監視活動の実施など対策を施してきましたが、なかなかなくなりません。このような不法投棄は、まちの美しさを損ねるだけでなく、土壌や地下水を汚染することによって生物の生息環境や人間の生活環境に悪影響を及ぼす危険性があります。また原状復帰にも多大な費用を要します。このような不法行為を許さず、継続して監視を続けていくことが大切です。

#### 取組

##### ～不法投棄・ポイ捨てに対する監視の徹底～

不法投棄監視員や美化推進員だけでなく、市職員全員が監視員として日ごろから不法投棄やポイ捨てに対する監視、情報交換を行います。また、郵便局などとも連携をはかり、迅速な情報収集と対応に努めます。

また、このような市の取組、姿勢を市内外に広く示し、市民や市外から訪れる人たちの協力を促します。

### 重点2. 自然環境、景観としての農地の保全

本市の自然環境、景観を保全するためには、市内の農地を自然環境や本市の特徴的な田園景観と調和した形で保全していくことが不可欠です。

農業生産の場である農地を保全していくためには、計画的な土地利用と農村の整備を図ることにより、優良農地の良好な状態での確保を推進します。また、農業体験を通じて自然とふれあう機会を増やします。

#### 取組①

##### ～生物、環境に配慮した農業の推進～

農地がもつ、生物の生息環境、景観の構成要素などとしての多様な機能、価値を見直し、農地の保全を推進します。そのために、農業振興地域整備計画、農村環境計画の策定、実施などを通じて、生物環境に配慮した農業基盤整備や農業振興を推進します。

### 取組②

#### ～地産農産物の販売促進活動の推進～

本市の農業の活性化を図るため、できるだけ袖ヶ浦産の農作物を市民に提供することを検討するなど販路を確保します。「袖産袖消」を推進するため、消費者ニーズを的確に把握し、より効率的な販売活動を支援します。

市民、事業者も地元でつくられた農作物を積極的に購入します。

### 取組③

#### ～農業にふれる機会の拡大～

農村公園での体験農業活動を通じて、市民が農業や自然にふれる機会を増やします。また、農地を貸したい人、借りたい人が情報を持ち合えるような仕組づくりを検討します。

## 重点3. 川の水をきれいにする

本市はその飲料水の大部分を小櫃川の取水に頼っています。また、河川は生物の生息地として重要な役割を果たしています。特に小櫃川の河口域には、多くの生物が生息する干潟が存在します。生活排水、事業排水による水環境の負荷を減らし、河川をきれいにするには、より安全な飲み水の確保や河川にすむ生物の保全につながるほか、海岸の親水空間を失った袖ヶ浦にとって貴重な親水空間を生み出すことにもなります。

### 取組①

#### ～生活排水の適正処理の推進～

公共下水道や農業集落排水の整備を計画的に進めます。また、市民の協力により、各家庭の水洗化率100%を目指します。

合併処理浄化槽についても、生活排水が適正に処理されるよう適切な維持管理を推進します。

### 取組②

#### ～市内河川浄化活動の推進～

小櫃川をはじめ、市内河川の水質をさらに良好にするため、市内河川の清掃活動、浄化のための取組を推進します。その一環として、市内河川について関心をたかめ、市民、市民団体と協力して現状を知るための見学会等を行います。

#### **重点4. 市民活動の支援・推進**

ごみの減量や省エネなど環境保全の取組は行政（市）、事業者、市民各主体がそれぞれの役割を果たし、また協働していかなければ解決できません。そのためには、市民一人ひとりが、環境問題に対する意識を高くもち、日常のライフスタイルを変えていく必要があります。また、市民同士で協力し、価値観や問題の多様化した時代における公共の担い手として、活動していくことが、望ましい環境像の実現には不可欠です。市は、このような活動を支援し、推進するよう努めます。

##### **取組**

###### **～環境学習、環境保全に関する市民活動の推進～**

市民が、環境学習や環境保全のための活動に参加する機会を、様々な市の事業活動を通じて提供します。

また、市民が、様々な活動を自発的に企画、実施していけるように、情報発信の支援などを行っていきます。

#### **重点5. 地球温暖化防止**

地球温暖化を防止するためには、全地球的な取組が不可欠です。また、わたしたちの生活は、エネルギー消費を通じて、そのすべてが地球温暖化と結びついていると言っても過言ではありません。本市においても、市、事業者、市民が省エネの推進によって地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

##### **取組**

###### **～市全体での地球温暖化対策の取組～**

地球温暖化対策にとりくむため、市は、地球温暖化対策実行計画にしたがって、市の事業活動による地球温暖化への影響を把握し、その削減に継続して取り組んでいきます。

また、市内の各家庭・事業所においても、自動車、電気、ガス、水道など使用量を把握し、エネルギー使用量の削減、資源の有効利用を図ることが必要です。

## 重点6. ごみの発生量削減

ごみの発生量を削減し、資源の有効利用を推進するため、指定ごみ袋制度（ごみ処理の有料化）や資源回収を導入するなどの取組を行っています。しかしながら、将来的にさらなる効果を得るためには、それらの制度を改良し、市民一人ひとりが消費者として購入する段階で、ごみになるものを購入しないようにし、リサイクル、リユースを推進していく必要があります。

### 取組①

#### ～グリーンコンシューマー（環境に配慮する消費者）の育成～

市民一人ひとりが、ごみになるものを購入しない、またはもらわない姿勢を持ったグリーンコンシューマー（環境に配慮する消費者）を目指します。また、物品を購入する際には、環境に配慮した製品を優先して購入することを心がけることが大切です。

事業者（小売業者、製造業者等）は、買い物袋を持参した客への優遇や、商品の過剰包装を見直します。特に、コンビニ、スーパー、大型店は簡易包装に努めます。また、市は、レジ袋の使用を抑制する方策を検討します。

### 取組②

#### ～リユース（再使用）の推進～

家具・電化製品・自転車等の再使用（リユース）を推進し、ごみの発生抑制を図ります。

そのために、「ゆずります」、「ゆずってください」といった情報を、市民同士で自由にやりとりできる情報交換の場を確保します。

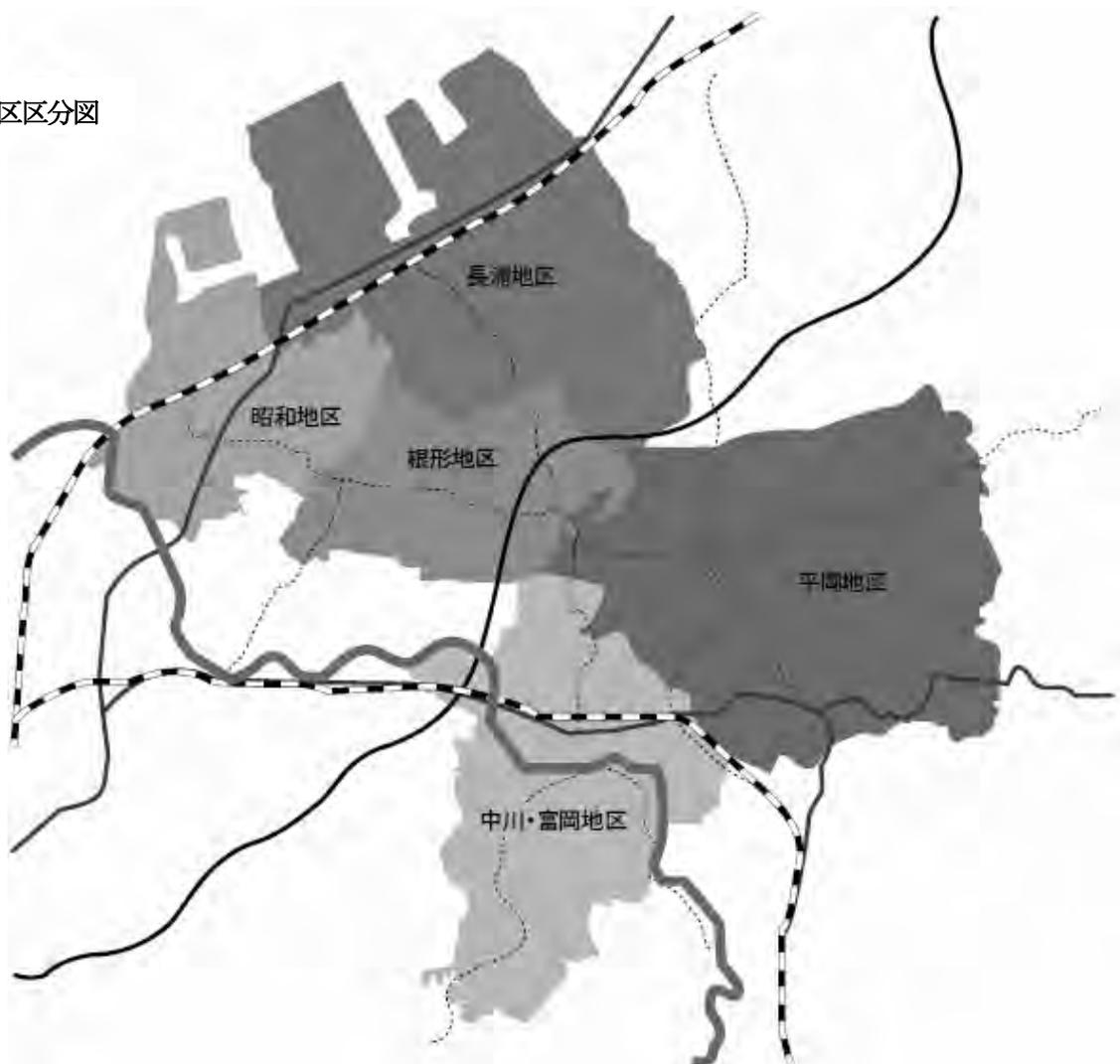
## 第4章 地域別配慮指針

地域別の配慮指針は、本計画の目指す環境像および基本方針に基づいて、各地区の環境における現状において優れている点や問題となっている点などの特性を、自然環境及び生活環境の観点からとりまとめ、それぞれに対する配慮指針を示すものです。

地域区分は行政区に従って行うものとし、以下の5地区（昭和地区、長浦地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区）に区分しています。

昭和地区	坂戸市場、奈良輪、福王台、神納
長浦地区	今井、蔵波、蔵波台、久保田、代宿、長浦、長浦駅前
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曾根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、横田、大鳥居、三黒、谷中、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

地区区分図



## 1 昭和地区

## 環境特性

## &lt;自然環境&gt;

- 市街地に残る貴重な動植物の生息地、緑地として坂戸神社の森があります。
- 県道袖ヶ浦・姉崎停車場線及び南総昭和線沿いに本市及び地区の景観を特徴づける斜面緑地が連続しています。
- 河川環境として、小櫃川のほか、浮戸川、奈良輪堰があります。また、サンザイボカラ池には独特の自然景観が残ります。
- 昭和地区南部には、田園風景が広がり、富士山の見える田園風景を形成しています。

## &lt;生活環境&gt;

- アンケート結果をみると、環境に関する満足度について、市平均とほぼ同じ傾向を示していますが、「空気のきれいさ」と「まちの静けさ」についてやや満足度が低いと言えます。
- 「水のきれいさ」に関する満足度が、アンケート項目のなかで最も低く、生活排水、事業場排水の適正処理が求められます。
- 道路脇や空地へのポイ捨てがみられます。

## 配慮指針

## 【1. 自然環境・みどり】

- 坂戸神社の森の保全に努めます。
- 斜面緑地の保全に努めます。
- 公園の計画的整備を進めます。
- 市街地における緑地、樹木の保全に努めます。

## 【2. 大気環境（有害化学物質）】

- 市街地における緑地、樹木の保全に努めます。

## 【3. 河川・水環境】

- 小櫃川、浮戸川、奈良輪堰における親水性の確保に努めます。
- 下水道の整備等による生活排水の適正処理を推進します。

## 【4. 景観】

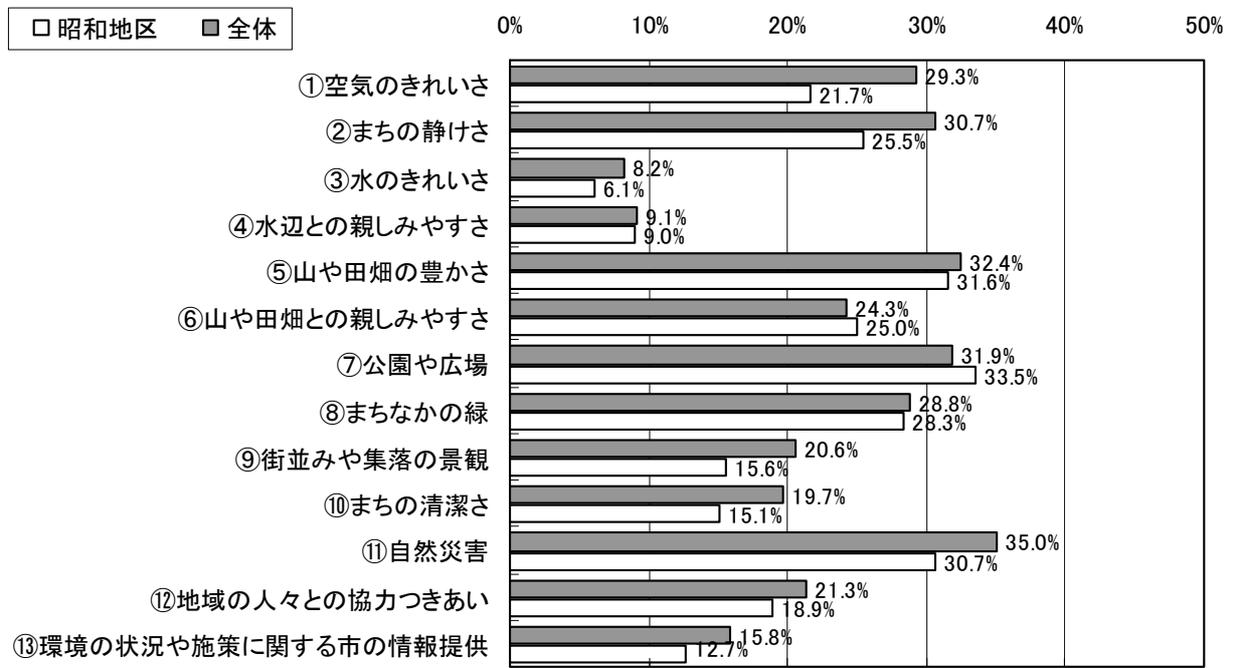
- 斜面緑地の景観保全に努めます。
- 富士山の見える田園風景の保全に努めます。

## 【5. 環境美化、ごみ問題】

- 美化活動を継続して実施します。
- 空地の管理の徹底を推進します。

## 地区住民の環境満足度

市民アンケート結果より、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合を地区住民の環境満足度として以下に示します。



## 市民が残したいと考えている環境、景観



## 2 長浦地区

### 環境特性

#### <自然環境>

- 臨海部の工業地帯とのバッファーである緩衝緑地が貴重な緑地帯を形成しています。
- 長浦駅南側の蔵波や久保田等に残る樹林地及び農地やJR内房線北側の緩衝緑地は、都市環境を形成する身近な緑地を形成しています。
- 水、河川環境として、蔵波川、久保田川、浜宿川等の河川、百々目堰、新堰、子者清水等の資源が分布しています。
- 上記の緑の他、社寺の境内、蔵波小鳥の森等の公園といった緑地が分布しています。

#### <生活環境>

- 5地区の中で、環境に対する満足度は全般に低くなっていますが、「水のきれいさ」に対する満足度が最も低くなっています。
- 「空気のきれいさ」、「まちの静けさ」に対する満足度も低くなっています。
- 開発が多く、適切な開発の規制、誘導が求められます。
- 交通渋滞の解消、歩行者や自転車が利用しやすい道路の整備が求められます。

### 配慮指針

#### 【1. 自然環境、みどり】

- 緩衝緑地の維持、保全に努めます。
- 緩衝緑地、河川、社寺、蔵波小鳥の森等の公園、公共施設を有機的に結ぶ緑のネットワークの形成に努めます。
- 公園整備の推進、子ども、高齢者等が利用しやすいオープンスペースの確保に努めます。

#### 【2. 大気環境（有害化学物質）】

- 交通渋滞の解消、歩行者や自転車が利用しやすい道路の整備に努めます。
- 市街地における緑地、樹木の保全に努めます。
- 工場地帯の発生源に対する監視の継続と指導に努めます。

#### 【3. 河川・水環境】

- 蔵波川、久保田川、浜宿川等の河川、百々目堰、新堰、子者清水等の親水性の確保に努めます。
- 下水道の整備等による生活排水の適正処理を推進します。

#### 【4. 景観】

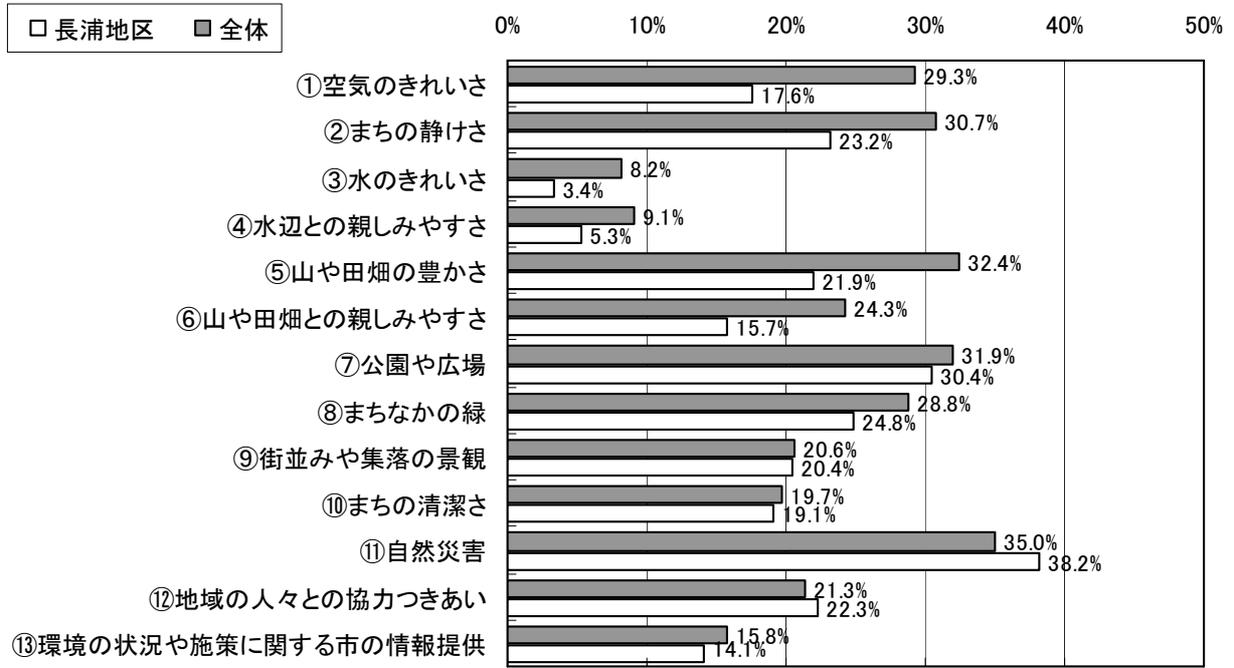
- 市街地における緑地、樹木の確保、保全に努めます。
- 市街地周辺の農地の保全に努めます。

#### 【5. 環境美化、ごみ問題】

- 美化活動を継続して実施します。
- 空地の管理の徹底を推進します。

## 地区住民の環境満足度

市民アンケート結果より、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合を地区住民の環境満足度として以下に示します。



## 市民が残したいと考えている環境、景観



### 3 根形地区

#### 環境特性

##### <自然環境>

- 地域の中央を東西に連なる斜面緑地と田園地帯は、本市の環境と景観を形成する重要な資源であり、本市の特徴と言える富士山に見える田園風景が広がります。
- 「空気のきれいさ」「まちの静けさ」「山や田畑の豊かさ」をはじめ、自然環境に対する満足度が全般に高い地域です。
- 本市の中心的な公園である袖ヶ浦公園や社寺境内等を利用した広場があり、「公園や広場」に対する満足度も高くなっています。
- 河川、水環境としては、浮戸川と袖ヶ浦公園があり、「水辺の親しみやすさ」に対する満足度は、5地区の中で最も高くなっています。

##### <生活環境>

- 現在、のぞみ野住宅団地を中心とする宅地と周辺の自然環境は比較的調和がとれており、地域の住民の自然環境に対する満足度が高くなっていると言えます。

#### 配慮指針

##### 【1. 自然環境、みどり】

- 斜面緑地と田園地帯の保全に努めます。
- 宅地と周辺農地、自然環境との調和の維持に努めます。
- 社寺に残る緑地の保全に努めます。
- 袖ヶ浦公園の緑地、自然環境の保全に努めます。

##### 【2. 大気環境（有害化学物質）】

- 良好な大気環境の維持に努めます。

##### 【3. 河川・水環境】

- 下水道の整備等により、生活排水の適正処理を推進します。

##### 【4. 景観】

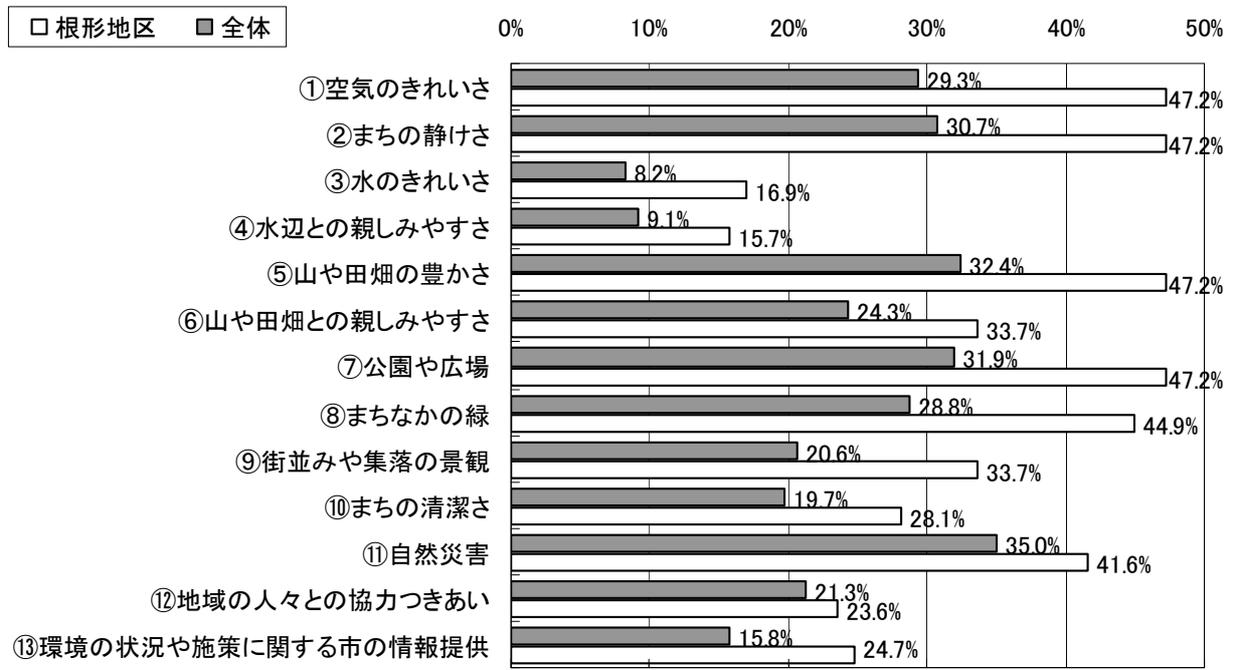
- 斜面緑地と田園地帯の保全により、富士山に見える田園風景の維持に努めます。

##### 【5. 環境美化、ごみ問題】

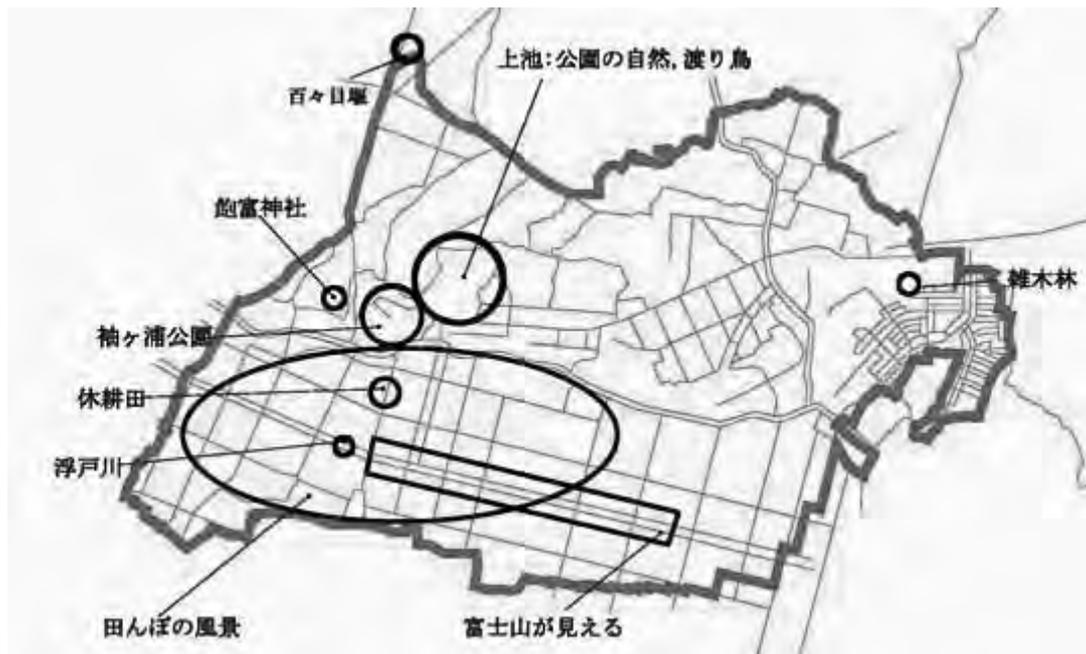
- 美化活動を継続して実施します。

## 地区住民の環境満足度

市民アンケート結果より、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合を地区住民の環境満足度として以下に示します。



## 市民が残したいと考えている環境、景観



## 4 平岡地区

## 環境特性

## &lt;自然環境&gt;

- 西部及び松川沿いに水田地帯が広がり、北部が畑作地帯となっている平岡地区では、「山や田畑の豊かさ」に対する満足度が本市5地区の中で最も高くなっています。
- 水環境としては、松川、藤井堰等が分布します。
- 広域農道周辺には、富士山の見える田園風景が広がり、東部丘陵部には鳥獣保護区が設定されています。
- 丘陵部の森林帯において、土砂の採取等による自然環境の消失がみられ、田園地帯においても、宅地化による農地の減少がみられます。

## &lt;生活環境&gt;

- 地区内には、民間研究所が立地するほか、ゴルフ場があります。
- 当地区に残る自然環境や地形を悪用した、廃棄物の不法投棄がみられます。

## 配慮指針

## 【1. 自然環境、みどり】

- 動植物（有害鳥獣を除く）の生息地として、東部丘陵地や、農地環境の保全に努めます。

## 【2. 大気環境（有害化学物質）】

- 良好な大気環境の維持に努めます。

## 【3. 河川・水環境】

- 下水道の整備等により、生活排水の適正処理に努めます。
- 松川の水質改善を図り、松川や藤井堰等における親水性の確保に努めます。

## 【4. 景観】

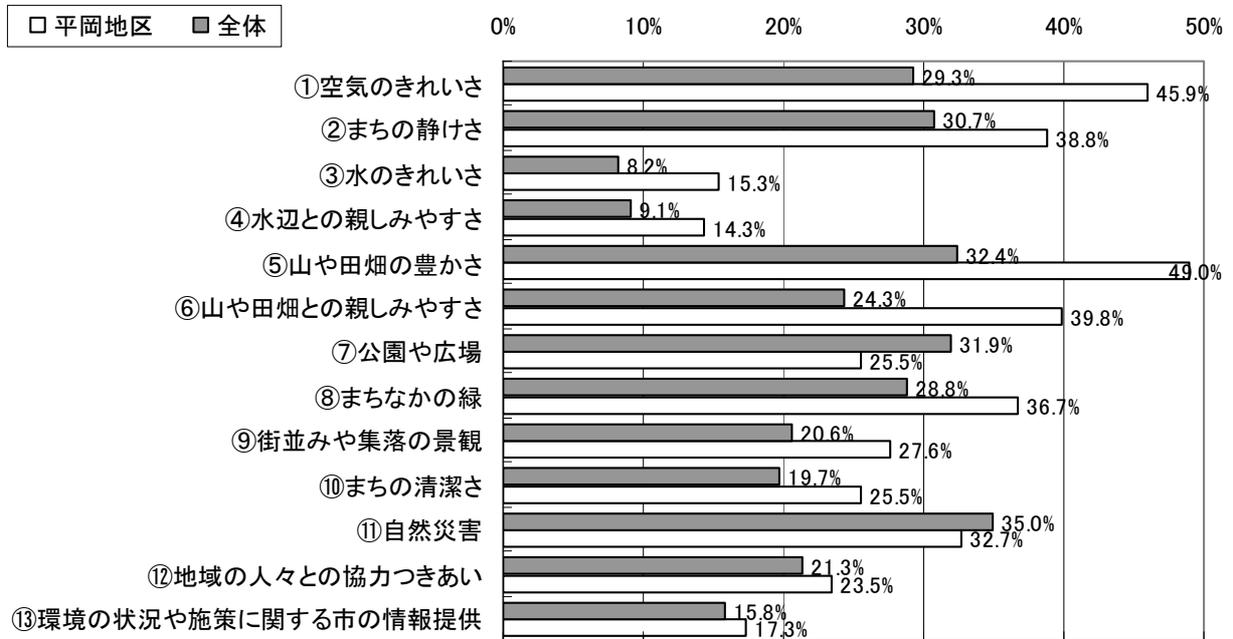
- 富士山の見える田園地帯の保全に努めます。

## 【5. 環境美化、ごみ問題】

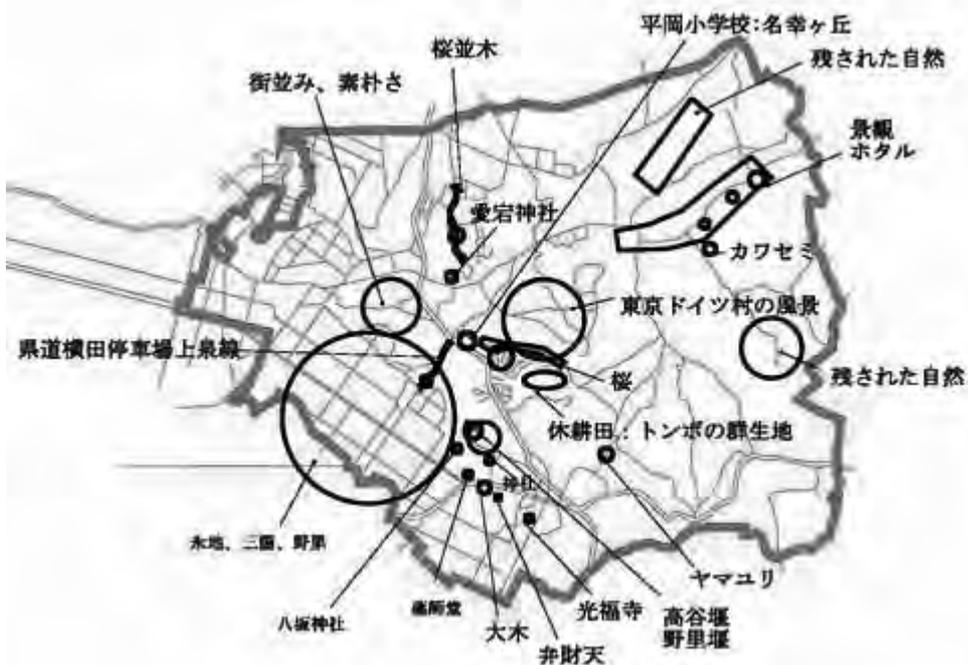
- 不法投棄の監視を徹底します。

## 地区住民の環境満足度

市民アンケート結果より、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合を地区住民の環境満足度として以下に示します。



## 市民が残したいと考えている環境、景観



## 5 中川・富岡地区

## 環境特性

## ＜自然環境＞

- 地区中央部を流れる小櫃川を境にして、北部に水田地帯が広がり、南部には山林地帯が残っています。北部水田地帯は、富士山の見える田園風景を形成し、南部山林地帯にはホタルが生息する自然環境が残っています。
- 地区公園として、百目木公園が整備され、市民に親しまれています。
- 水環境としては、小櫃川をはじめ、松川、槍水川、武田川、境川といった河川が地区内を流れています。

## ＜生活環境＞

- 地区の中央に、国道 409 号線沿いの市街地が広がり、南部山林地帯にはゴルフ場があります。
- 南部山林地帯の自然環境や地形を悪用した、廃棄物の不法投棄がみられます。

## 配慮指針

## 【1. 自然環境・みどり】

- 動植物（有害鳥獣を除く）の生息環境としての、北部水田地帯、南部山林地帯の保全に努めます。
- 百目木公園の緑地の維持管理に努め、周辺緑地、河川とのネットワーク化に努めます。

## 【2. 大気環境（有害化学物質）】

- 良好な大気環境の維持に努めます。

## 【3. 河川・水環境】

- 小櫃川、松川、槍水川、武田川、境川における親水性の確保に努めます。
- 下水道の整備等により、生活排水の適正処理を推進します。

## 【4. 景観】

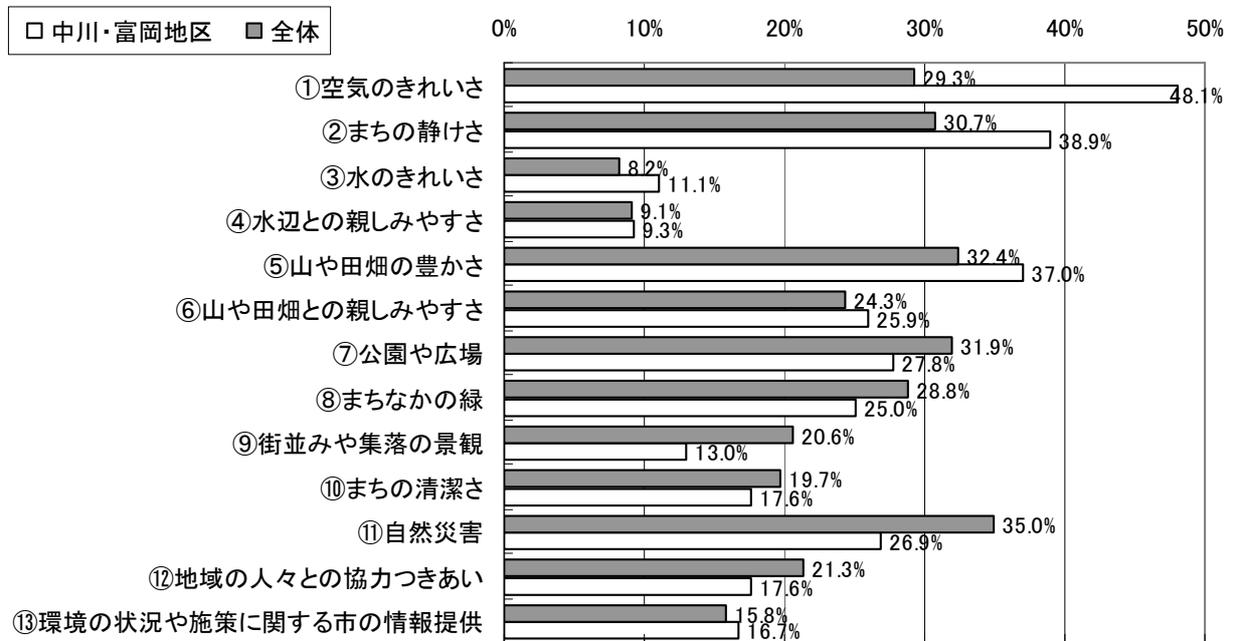
- 北部水田地帯の富士山の見える田園風景の保全に努めます。

## 【5. 環境美化、ごみ問題】

- 不法投棄の監視を徹底します。

## 地区住民の環境満足度

市民アンケート結果より、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合を地区住民の環境満足度として以下に示します



## 市民が残したいと考えている環境、景観



## 第5章 計画の推進

### 1 基本的考え方

本計画で示した施策や取組が実践され、袖ヶ浦の環境の保全と創造に継続的に寄与していくためには、施策の進展や取組の実践状況などについて、その進捗状況を市民・事業者・市がともに確認しあうことが必要不可欠です。

そこで、本計画の推進に向けて、市は環境の状況や施策の実施状況についての的確に把握し、計画の進捗状況の評価を行います。さらに計画の推進への市民や事業者の参加を推進します。

### 2 計画の推進体制

本計画は、市民、事業者、行政のパートナーシップに基づいて推進していきます。

行政内での計画の推進組織として、袖ヶ浦市環境保全推進委員会により、市の環境関連の施策の進捗状況を把握し、本計画の目指す方向に沿って事業が推進されるよう調整を図ります。

環境審議会は、本計画の進捗状況に関して、専門的な立場から審議を行います。

環境管理課は、計画の推進と環境に関する市の総合的な窓口を担当します。

#### 袖ヶ浦市環境市民会議

本計画の基本的事項、又は市民・事業者の行動指針の変更を要するときは、袖ヶ浦市環境市民会議(以下、市民会議)を設置します。

○市民会議は、市民、事業者及び市の環境関連部局より公募もしくは選出された委員により構成します。また、必要に応じて環境に関する専門家や学識経験者を専門委員として委嘱します。

#### 袖ヶ浦市環境審議会

○市長は計画の進捗状況について、定期的にチェックを行い、袖ヶ浦市環境審議会に報告します。

また、計画を変更しようとするときは、環境審議会へ諮問します。

○環境審議会は、市長から本計画の進捗状況の報告受け、計画の推進について必要な提言をします。

また、計画変更の諮問を受けて、目標や市の施策の妥当性を判断し、目標および施策の修正などについて審議します。

#### 袖ヶ浦市環境保全推進委員会

○環境保全推進委員会は、環境の保全に向けての市の役割を実践するため、庁内各課の意見を聴取し調整を図り、市民・事業者と協力し計画の推進にあたります。

○環境保全推進委員会は、施策の修正のほか、計画の定期的な見直しを行います。

○庁内各課は、推進委員会の調整のもと、環境保全にかかる施策を積極的に推進するものとします。

#### 袖ヶ浦市環境管理課

○市民、事業者と市を結ぶ窓口として、袖ヶ浦市環境管理課が担当します。

○環境管理課は、各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口として機能するとともに、様々な環境情報を各主体へ提供し、また環境審議会からの提言を各主体へ伝達する役割を果たします。

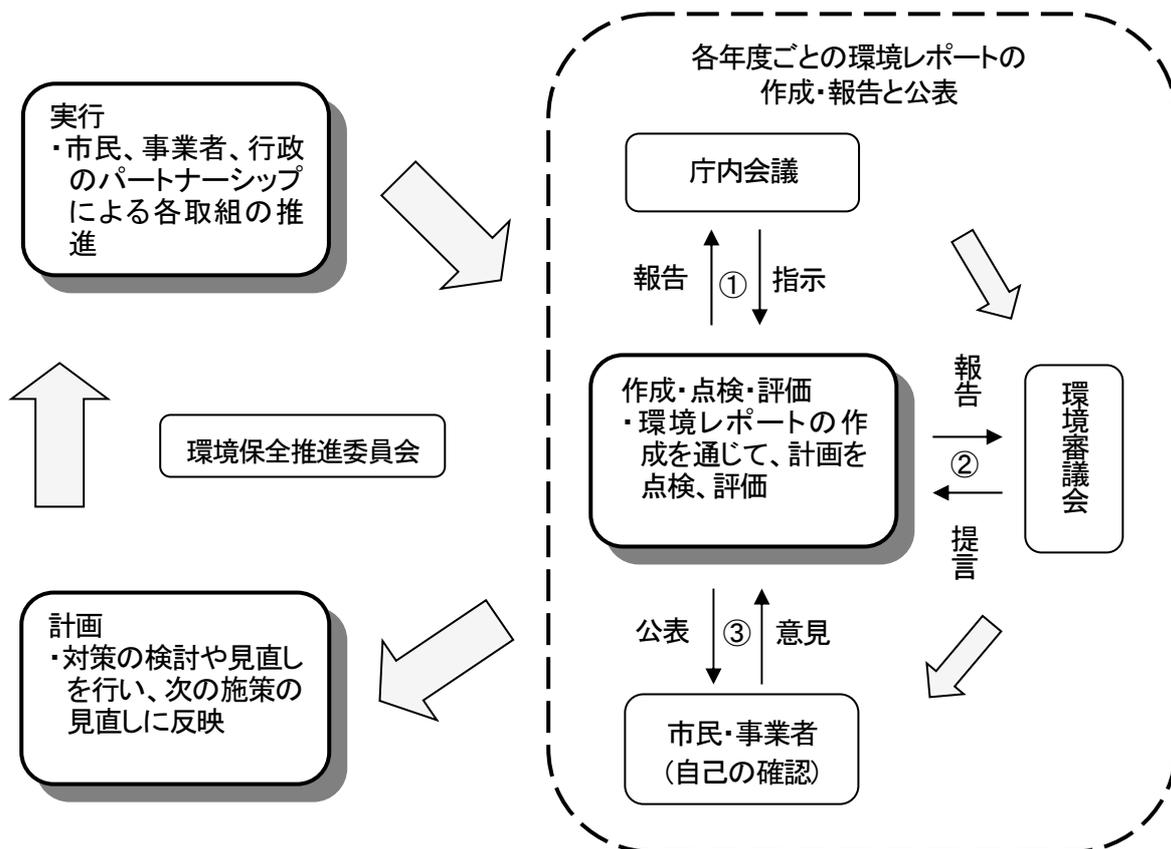
○環境管理課は、環境保全推進委員会、関係各課と協力し、周辺地域の自治体や国、県、広域的に活動を展開している団体などと連携を図ります。

○環境管理課は、庁内各課からの年次報告に基づき環境レポートを作成します。

### 3 計画の進行管理の仕組

望ましい環境像の実現に向けて実施する各取組として、環境関連施策の推進や市民・事業者の行動等について、その実効性を確保していくためには、計画の進行管理が最も重要です。そのため、目標や指標を効果的に活用するとともに、上記の各推進組織により本計画の進行管理を行います。

- 環境管理課は、各年度ごとに、取組指標のうちアンケートを除く項目の指標値及びその他の環境指標状況、環境関連施策の実施状況について、庁内各課からの報告を取りまとめて、環境指標に関わる評価を加えて環境レポートを作成します。
- 市民意識調査に関わる指標値は、調査結果公表後に最初に作成する環境レポートへ掲載を行います。
- 作成された環境レポートは、①庁内会議や②袖ヶ浦市環境審議会へ報告し、指示・提言を受けます。また、③袖ヶ浦市ホームページで公表して行きます。



## 資料編

## 1 計画策定の経緯

本計画の策定にあたって、市民からの意見を計画に取り入れるため、公募等による「袖ヶ浦市環境基本計画市民検討部会」（以下、市民検討部会）を平成13年10月に発足し、以後、以下に示すように、市民検討部会での検討、市民、事業者を対象としたアンケート調査の実施、素案の縦覧、環境審議会等を経て、本計画を策定いたしました。

- ・平成13年 8月30日 市民検討部会準備会合
- ・平成13年10月30日 第1回市民検討部会 ワークショップ「生活、事業活動についての課題探し」
- ・平成13年11月25日 第2回市民検討部会 フィールドワーク「問題発見」
- ・平成14年 1月 市民、事業者アンケートの実施
- ・平成14年 3月15日 第3回市民検討部会講義「現状認識」、ワークショップ「望ましい環境像の検討」
- ・平成14年 3月28日 第4回市民検討部会 ワークショップ「望ましい環境像の検討」
- ・平成14年 7月19日 第5回市民検討部会 テーマ別検討「環境美化・ごみ問題」
- ・平成14年 8月 9日 第6回市民検討部会 テーマ別検討「環境美化・ごみ問題」
- ・平成14年 8月23日 第7回市民検討部会 テーマ別検討「河川・水環境」
- ・平成14年 9月 6日 第8回市民検討部会 テーマ別検討「自然環境・景観」
- ・平成14年 9月26日 第9回市民検討部会 テーマ別検討「大気環境・環境教育」
- ・平成14年10月 4日 第10回市民検討部会 テーマ別検討「協働・パートナーシップ」
- ・平成14年10月18日 第11回市民検討部会 テーマ別検討「協働・パートナーシップ」
- ・平成14年11月 1日 第12回市民検討部会 袖ヶ浦市環境基本計画に係る提言書検討
- ・平成14年12月 2日 環境審議会 市民検討部会による環境基本計画素案に係る提言書の提出
- ・平成15年 1月16日 環境審議会 環境基本計画素案説明
- ・平成15年2月3日～17日 環境基本計画素案縦覧、地区説明会
- ・平成15年 3月24日 環境審議会 環境基本計画 諮問・答申

策定から10年目を迎えた平成24年度に計画の改正に向けた施策の見直しを行い、素案のパブリックコメントを実施しました。平成25年度に環境審議会の諮問・答申を経て計画を改訂いたしました。

- ・平成24年 6月27日 環境審議会 環境基本計画の見直しについて方針説明
- ・平成24年 7月 庁内関係各課 見直し実施
- ・平成24年11月 6日 環境審議会 環境基本計画の改正について概要説明
- ・平成25年 2月 8日 環境審議会 環境基本計画改正素案説明
- ・平成25年2月20日～3月21日 環境基本計画の改正に関わる意見の募集（パブリックコメント）
- ・平成25年 8月 環境審議会 環境基本計画の改正について 諮問・答申

## 2 袖ヶ浦市環境条例（抜粋）

平成11年12月27日

条例第21号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策等（第8条—第24条）
- 第3章 生活環境の保全等に関する施策（第25条—第30条）
- 第4章 ばい煙等の排出等の規制
  - 第1節 規制基準等（第31条—第35条）
  - 第2節 特定施設及び特定作業の規制（第36条—第44条）
  - 第3節 特定建設作業の規制（第45条・第46条）
  - 第4節 拡声機の使用等の規制（第47条—第51条）
- 第5章 環境審議会（第52条・第53条）
- 第6章 雑則（第54条—第58条）
- 第7章 罰則（第59条—第62条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めるとともに、生活環境の保全等に関する市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 生活環境の保全等 大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをいう。

(中略)

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

（施策等の公表）

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ袖ヶ浦市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

（環境の保全上の支障を防止するための規制）

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、次の各号に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更等の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

(3) 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

（事前協議）

第11条 工場等において、特定施設その他規則で定める施設を設置しようとする者又は特定作業を行おうとする者は、公害の防止の方法その他規則で定める事項について市長と事前に協議を行うものとする。

（環境の保全に関する協定の締結）

第12条 市長は、環境の保全に必要ながあると認めるときは、市と事業者の間に公害の防止の方法、事故時の措置その他の生活環境の保全等に係る事項について協定を締結することができる。

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第13条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第14条 市は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための施設及び下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他自然環境の保全及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等）

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

（市民等の意見の反映）

第16条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について市民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する学習の推進）

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第19条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施）

第20条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（監視等の実施）

第21条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

（地球環境保全の推進）

第22条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

（環境保全の推進体制の整備）

第23条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

（他の地方公共団体との協力）

第24条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

（自動車交通公害防止のための施策）

第25条 市は、事業者、市民及び関係機関と連携して、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の自動車の使用に伴う公害を防止するための対策を講ずるものとする。

（生活排水対策に係る施策）

第26条 市は、生活排水の排出による河川等の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び水質の汚濁の防止を図るために必要な施策を実施するものとする。

（地下水汚染防止等のための施策）

第27条 市は、地下水及び土壌の汚染の防止並びに地下水のかん養の促進に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、地質を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

（化学物質等の適正管理のための施策）

第28条 市は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質等を有する者に対して、その排出の抑制及び適正な管理に係る対策を進めるとともに、当該化学物質等の適正な管理の普及及び啓発に努めるものとする。

（騒音、振動及び悪臭の防止のための施策）

第29条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、騒音、振動及び悪臭の防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（事業者等に対する援助措置）

第30条 市は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善等について必要な資金のあつせん、利子補給、技術的な助言その他の援助措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、中小規模の事業者に対して特別の配慮を行うものとする。

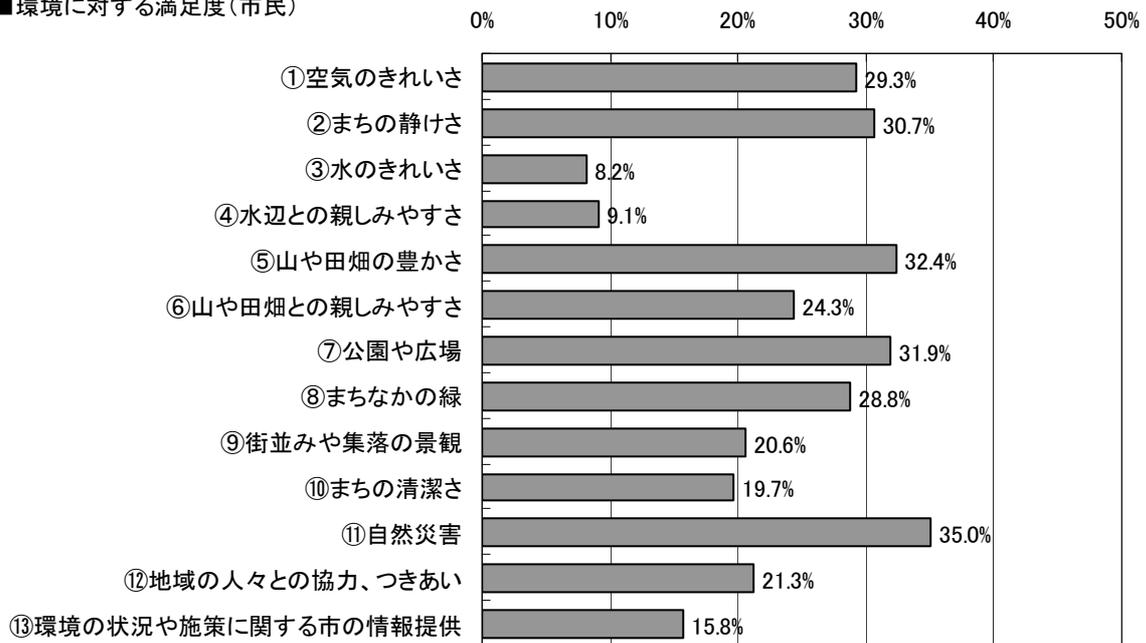
3 市は、市民が行う環境への影響を低減する活動に対して必要な援助措置を講ずるよう努めるものとする。

（以下、省略）

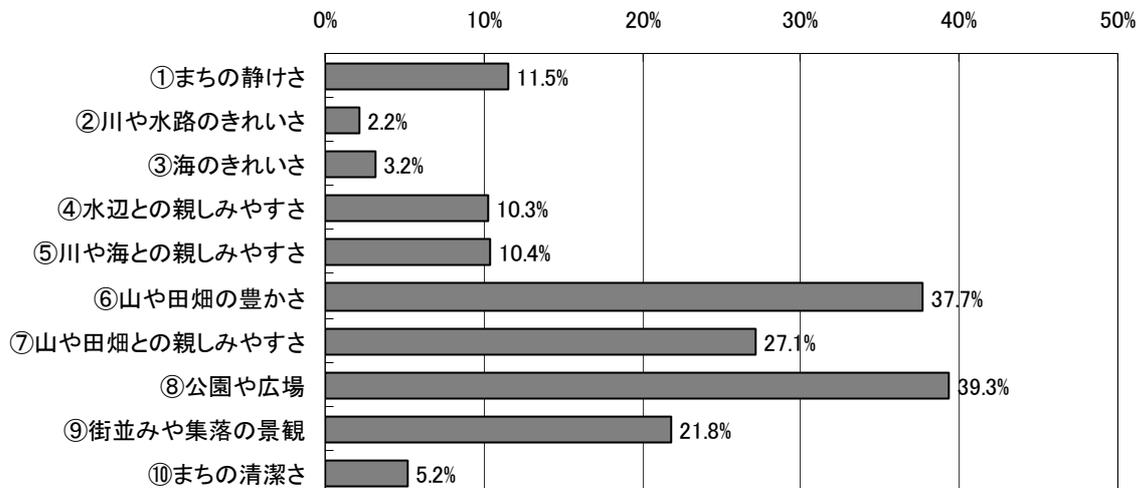
### 3 市民アンケート結果（抜粋）

以下に、平成14年1月に実施したアンケート結果の中から、「環境に関する満足度（市民）」において「満足」、「やや満足」と回答した人の割合と「環境に関する満足度（小学生）」において「満足」と回答した人の割合、「市に重点的に進めてほしい対策／市民又は事業者が積極的に進めるべき対策」について抜粋します。

■環境に対する満足度（市民）



■環境に対する満足度（小学5年生）



## ■市に重点的に進めてほしい対策（市民アンケート結果上位5位まで）

順位	市に重点的に進めてほしい対策	人数	割合
1	大気汚染対策	315	11%
2	ごみの不法投棄対策	301	10%
3	水質汚染対策	259	9%
4	公園・広場・緑道など自然とふれあえる場の整備・創出	254	9%
5	自動車交通公害対策、人中心の道路づくり	163	6%

## ■市民が重点的に取り組むべき対策（市民アンケート結果上位5位まで）

順位	市に重点的に進めてほしい対策	人数	割合
1	ごみの減量化対策（包装の簡素化、リサイクル、再利用の促進など）	327	16%
2	ごみの不法投棄対策	204	10%
3	生ごみの堆肥化への取組	194	10%
4	身近なみどりの保全・創出	142	7%
5	貴重な動植物などの保全・保護	141	7%

## ■市に重点的に進めてほしい対策（事業者アンケート結果上位5位まで）

順位	市に重点的に進めてほしい対策	人数	割合
1	ごみの不法投棄対策	43	14%
2	地域の環境や市の環境施策に関する情報の提供	23	8%
3	自動車交通公害対策、人中心の道路づくり	21	7%
4	大気汚染対策	20	7%
4	自然な水辺環境、親しみやすい水辺環境の保全・創出	20	7%
4	公園・広場・緑道など自然とふれあえる場の整備・創出	20	7%
4	貴重な動植物などの保全・保護	20	7%

## ■事業者が重点的に取り組むべき対策（事業者アンケート結果上位5位まで）

順位	市に重点的に進めてほしい対策	人数	割合
1	大気汚染対策	37	14%
2	ごみの減量化対策（包装の簡素化、リサイクル、再利用の促進など）	36	13%
3	水質汚染対策	31	12%
4	騒音・振動対策	21	8%
5	新エネルギーの利用、省エネルギーの推進	20	7%

## 4 用語集

### 【あ】

#### ●アイドリング

- ・自動車のエンジンを駐停車時にかけたままにすること。このアイドリング時の排出ガスとエネルギー損失が、特に都市部において問題視されている。

#### ●一般廃棄物

- ・主に家庭から排出される廃棄物のことを指し、工場等事業所から排出される産業廃棄物と区別される。ただしオフィスから出るOAごみ等は一般廃棄物扱いとなっており、自治体が処理を行っている。

#### ●エコ・ドライブ

- ・出来るだけ環境に対する負荷を減らすように心がけた自動車の運転方法。JAF（日本自動車連盟 [www.jaf.or.jp](http://www.jaf.or.jp)）では、「アイドリングストップ」、「不要な荷物は積まずに走行」、「加減速の少ない運転」、「駐車場所に注意」、「エアコンの使用を控えめに」、「タイヤの空気圧をこまめにチェック」など10の取組をエコ・ドライブとして紹介している。

#### ●エコマーク

- ・紙ごみを再利用したトイレットペーパーなど、環境にやさしい商品に付けられるマーク。エコマーク商品の認定は、環境省の指導のもとで日本環境協会が行っている。

#### ●オゾン層の破壊（オゾンホール）

- ・地球を高度20km付近で取り巻く、オゾン(O<sub>3</sub>)の濃度が高い大気層。生物に有害な紫外線の多くはこの層で吸収される。このオゾン層が減少すると、地上に達する紫外線の量が増えて、皮膚ガンの増加や生態系への影響が懸念される。
- ・南半球で春にあたる10月頃に、南極上空のオゾンの濃度が通常の半分程度にまで急激に減る現象。周辺の濃度に比べて穴のあいたように低濃度の場所が生じるため、オゾンホールと名付けられている。

#### ●温室効果ガス

- ・太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放出して地表面の温度を高める効果をもつガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄がある。

### 【か】

#### ●合併浄化槽

- ・し尿と炊事、風呂、洗濯からの排水を合わせて浄化処理する施設。し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に及ぼす影響は約9分の1に減らすことができる。

#### ●間伐材

- ・木材資源として熱帯材等が消費される一方、国内では林業が衰退し、適切な除間伐がなされなくなっており、保水や土壌流出の防止といった森林の機能低下がみられている。森林はCO<sub>2</sub>吸収源としても重要であり、間伐材の需要を積極的に拓いていくことで、森林の活力の回復を図っていくことが望まれている。

#### ●環境家計簿

- ・日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。自分の生活を振り返って点検する事が、環境との関わりを再確認することにつながる。

### ●環境基本法

- ・今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月19日公布、施行。

### ●環境基準

- ・環境基本法により国が定めるもので、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい」とされる基準。

### ●環境負荷

- ・人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。
- ・工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

### ●環境ホルモン

- ・研究者や機関によって定義が確定していないが、旧環境庁が1998年5月に策定した「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」では、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質」としており、その性質から「(外因性) 内分泌攪乱物質」といわれている。
- ・内分泌攪乱物質として疑われているものとして、業務用合成洗剤の分解物であるノニルフェノール、ポリカーボネート樹脂の原料等であるビスフェノールAなどがあり、ダイオキシン類もそのひとつである。

### ●環境保全型農業

- ・農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。

### ●環境マネジメントシステム

- ・企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境への負荷を低減していくための「方針・計画(Plan)」を立て、それを「実行(Do)」し、その達成度を「点検・評価(Check)」し、結果をもとに「見直し・改善(Action)」するというPDCAサイクルを繰り返すことにより、継続的に環境負荷の削減が図れるような組織体制にするための管理システム。
- ・1970年代から欧米企業で実施例が見られるようになり、1996年には、国際標準化機構(ISO)により、環境マネジメント全般に係る国際規格である「ISO14000シリーズ」が発効し、そのうち、認証取得の対象となる「ISO14001」は、環境マネジメントシステムについて規定している。

### ●気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

- ・各国が政府の資格で参加し地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画(UNEP)及び世界気象機関(WMO)の共催により1988年11月に設置された。温暖化に関する科学的知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の三つの課題について検討し、報告書をまとめることで地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。

### ●気候変動枠組条約

- ・大気中の温室効果ガス濃度を気候系に危険な影響を与えない水準で安定させることを究極の目的とする条約であり、1992年リオデジャネイロで開催された地球サミットの期間中に署名され1994年に発効した。(参考：京都議定書)

### ●京都議定書

- ・気候変動枠組条約の発効後、締約国会議（COP）で議論を重ねた結果、1997年12月に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された議定書。この議定書で、先進国の温室効果ガス削減目標が定められ、各国が2008年から2012年までにそれを実現する責任を負うことを確認した。

### ●協働

- ・複数の主体が対等な関係に立ち、共通の目的のために連携・協力することを指し、パートナーシップとも言う。認知を伴う相互自立、合意に基づく役割分担が必要となる。

### ●グリーン購入（調達）

- ・市場に供給される製品、サービスの中から、環境への負荷が少ないものを優先的に調達・購入すること。

### ●グリーンコンシューマー

- ・日常の消費生活のなかで、自分自身のライフスタイルを環境に優しいものに変えていくだけでなく、商品を提供する企業に環境への負荷が小さい製品の開発や環境に配慮した経営努力を促すため、グリーン購入（前出）をすすめる消費者（コンシューマー）です。

### ●（森林の）公益的機能

- ・森林は、私的財としての木材生産機能のほかに、国土の保全、水資源のかん養といった広く人々の福祉に貢献する公共財としての機能を有している。森林の持つ多様な機能のうち、木材生産機能を除いた機能を「公益的機能」という。「森林資源に関する基本計画」においては、森林の機能を木材等生産機能と併せて5つに分類しているが、公益的機能として、渇水の緩和や水質浄化などの「水源かん養機能」、土砂の崩壊や流出を防止する「山地災害防止機能」、二酸化炭素吸収や風雪害防止などの「生活環境保全機能」、野生動植物の生息・生育の場や教育の場の提供などの「保健文化機能」を掲げている。

### ●光化学オキシダント

- ・大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線（紫外線）により光化学反応を起こして生成される、オゾンアルデヒド等の酸化性物質の総称。呼吸器や植物に影響を与え、光化学スモッグの主な原因となる。

### ●固定発生源

- ・大気汚染物質の発生源のうち、自動車・船舶等の移動発生源に対して、工場・事業所をいう。

### ●こどもエコクラブ

- ・次代を担う子どもたち（小学生）が楽しく環境学習・環境保全活動を行うため、旧環境庁が平成7年に発足させたもの。子どもたちのグループが、プログラムに沿って、身近な野鳥や草花の観察といった様々な環境保全活動を楽しみながら実践している。

### ●コミュニティー

- ・住民相互の協力と連帯による地域社会。
- ・この地域社会活動をコミュニティー活動といい、公民館、集会所などの施設をコミュニティー施設という。

## 【さ】

### ●最終エネルギー消費量

- ・原油等の一次エネルギー消費から発電に伴うロスや二次エネルギーの製造・転換工程で発生するロス等を除いた、最終的に利用されるエネルギーの量。

**●里山**

- ・居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落ち葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより維持・管理されてきた森林で、四季の変化に富む地域独自の景観を形成し、多様な動植物の生息・育成環境となっている。
- ・昭和30年代のエネルギー革命、化学肥料の普及等により放置され、荒廃が進んでいる森林も多いが、近年では、生活環境の保全、環境教育の場、健康づくりの場など多様な役割を發揮する緑地としての期待が高まっている。

**●産業廃棄物**

- ・工場・事業所等の事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、質的、量的な観点から市町村で適正な処理が困難と考えられる建築廃材、廃油、廃プラスチック等法令で定められた19種類の廃棄物。

**●自然エネルギー（再生可能エネルギー）**

- ・化石燃料のように使えば減って枯渇するエネルギーに対し、使用しても減ることのないエネルギーで、許容される範囲内で使えば何回でも再生できるエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小規模水力発電、バイオマスエネルギーなどが代表的なものである。
- ・CO<sub>2</sub>排出などの環境負荷が極めて小さく、小規模で地域分散型という特徴を持つため、地球温暖化対策として普及が期待されている。

**●シックハウス**

- ・シックハウス（症候群）とは、住宅の新築や改装工事後、住宅建材から室内に発生する揮発性化学物質やダニアレルゲンが原因で体調不良または健康障害を引き起こすこと。

**●自転車利用環境**

- ・都市内で自転車を交通手段として利用する際に必要となる環境で、自転車走行空間と自転車駐車空間が必要となる。

**●斜面林**

- ・JR内房線沿いや県道南総昭和線沿いなどの斜面に残る樹林地。都市部においてその利用価値の低さから樹林地としてそのまま残されてきたという経緯があるが、近年は緑地帯としての価値が見直されている。

**●社会実験**

- ・社会的に大きな影響を与える可能性が高い新しい施策の導入に先立ち、場所と時間を限定して施策を試行するとともに、試行結果の評価を行い、施策を本格的に導入するか否かの判断材料を得ること。

**●循環型社会**

- ・有害廃棄物の排出の未然防止、または発生量の最小化を目指し、日々の活動において再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑制することや、環境に排出される廃棄物の量を最小限とし、その質を環境に影響のないものへと変換していくシステムを持つ経済社会。

**●省エネルギー**

- ・エネルギーの利用効率を上げる、効率のよい生産技術や商品を選択する、無駄にエネルギー消費をしている行為をやめるなどによって、同じ効用を得るのに要するエネルギー消費量を減少させること。

**●森林ボランティア**

- ・林業が衰退し担い手不足となる中、森林整備の作業に参加するボランティア。

### ●新エネルギー

- ・石炭・石油などの化石燃料や原子力エネルギーなどの従来型のエネルギーに対して、新しいエネルギー源や、新しいエネルギーの供給形態のことを指している。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電（※）などのリサイクル型のエネルギーのほか、コージェネレーション（※）、燃料電池（※）などの新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

※平成24年度現在、新エネ法施行令の定義では、これら自然エネルギーでは無いものは除かれ、小水力発電や地熱発電（バイナリー方式）が追加されている。

### ●生活雑排水

- ・家庭からの排水（生活排水）のうち、し尿を除いたすべての排水をいう。

### ●生態系

- ・ある地域に生息する生物群集（植物、動物、微生物）とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境とを合わせた、ひとつの総合した系（システム）を指す。
- ・地球全体もひとつの生態系とみなすことができ、人間を含む生物は、生態系が破壊されては生きていけない。

### ●生物多様性

- ・生物の間にみられる変異体を総合的に指すことばで、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性により捉えられる。したがって、生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

### ●ゼロエミッション

- ・ある産業の生産工程から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用する、完全循環型の生産システムなど、廃棄物の排出をゼロに近づけようとする方法。

### ●雑木林

- ・燃料や肥料の採取源と防風林を兼ねた種々の雑木が混じって生えている林。かつては生活に密着した林であり雑木林自体も薪炭材としての利用など生産活動に伴いその形態が維持されてきた経緯を持つ。二次林ということとで軽視されがちだったが、最近では自然との共生などの観点からその存在と意義が見直されている。

## 【た】

### ●堆肥化（コンポスト化）

- ・微生物の働きによって、生ごみ、落葉等を堆肥（コンポスト）に変えること。

### ●ダイオキシン類

- ・有機塩素化合物の一種であり、単一物質でなく数種の化合物（ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン）の総称。塩素の付加する位置や数で75種類の異性体があり、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾパラダイオキシンはダイオキシン類の中で最も強い毒性を持つ。

### ●多自然型川づくり

- ・多様性豊かな生態系の保全を図るため、河川改修に当たって、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の川の持つ構造的な多様性を尊重した工事方法。

### ●地球温暖化

- ・地球を取り巻く大気中の、二酸化炭素、メタン、フロンなどは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。これらのガスの大気中の濃度が高くなることにより地表面の温度が上昇し、気候の変動や生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

### ●地球環境問題

- ・人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模の環境問題。地球環境問題として現在確認され、かつ、取組がなされているのは、次の9つの問題。①地球の温暖化、②オゾン層の破壊、③酸性雨、④熱帯林の減少、⑤砂漠化、⑥海洋汚染、⑦開発途上国の公害、⑧野生生物種の減少、⑨有害廃棄物の越境移動。それぞれの問題は因果関係が相互に複雑に絡み合っている。

### ●低公害車

- ・狭義には電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車、及びハイブリッド自動車を指すが、本計画では、九都県市（千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉市、川崎市、横浜市、さいたま市、相模原市）指定低公害車とし、低排出ガス認定車を含めて低公害車と呼ぶ。

### ●データベース

- ・各種情報を収集、蓄積しておき、その中から必要なときに必要なデータを取り出すことのできるシステム。

### ●典型7公害

- ・環境基本法で定める、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つの公害。それ以外の日照妨害、電波障害、廃棄物の不法投棄は典型7公害以外としている。

### ●透水性舗装

- ・雨水を直接舗装体に浸透させ、舗装体の貯留と路床の浸透能力により、雨水を地中へ浸透させることを可能とした道路等の舗装。雨水流出抑制効果のほか、街路樹の育成、雨天時の歩行性の改善、交通騒音の低減にも役立つ。

### ●都市・生活型公害

- ・自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音など、都市活動、あるいは市民一人ひとりの生活様式に起因する公害。

### ●都市計画マスタープラン

- ・住民の意見を反映させた市町村の都市計画に関連する基本的な方針。市町村の都市全体、及び地域レベルの将来のあるべき姿を示し、都市づくりの目指すビジョンを明確にしたもの。

## 【な】

### ●ネットワーク

- ・網状のつながり。構成要素が連結されている状況。コンピュータネットワークは情報通信網によって連結され市民ネットワークは人と人との結びつき（コミュニケーション）によってつながりを維持している。
- ・これからの市民活動には、市民や市民団体が個々の独自性と自由な活動を維持しながら、相互のコミュニケーションによって必要な連携を持つ「ゆるやかなネットワーク」が求められる。

### ●野焼き

- ・廃棄物を焼却施設を用いず野外で焼却すること（農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却などは除く）。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されており、違反者は、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処され、又はこれを併科される。

## 【は】

## ●パートナーシップ

・各主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで相互に協力・連携を行うこと。「協働」とも訳される。

## ●バリアフリー

・敷居・障壁が無いことを語源とし、障害を持つ人が社会生活を営むうえで、支障がないように施設等を設計すること。

## ●P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）

・P R T R（Pollutant Release and Transfer Register）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みのこと。

P R T R法によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができる。日本では、1999（平成11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化された。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届出する。行政機関は、そのデータを整理集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。

## ●BOD（生物化学的酸素要求量）

・河川の水質を表す指標のひとつであり、水中の微生物により有機物が酸化・分解される時に消費される酸素の量（mg/L）で示し、有機物による汚染の程度を表す。BOD値が大きいほど汚濁物質（有機物）が多く、水の汚濁がすすんでいる。

## ●ヒートアイランド化

・都市では、地表面がコンクリートやアスファルトで舗装されているうえに、冷暖房、工場、自動車などからの人口熱が多く、周辺部より気温が上昇する現象。都心ほど気温が高く、等温線が島のような形になるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。

## ●ビオトープ

・ドイツ語で「野生生物の生息空間（場所）」を意味する。

## ●物質循環

・環境の中で様々な物質が、大気や水、土などの間を循環し、全体としてバランスを保つ仕組み。

## ●不法投棄

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」）に違反して、ごみを山林や路上等へ捨てること。違反者は、5年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処され、又はこれを併科される。

## ●浮遊粒子状物質（SPM）

・粒径10 $\mu$ m（マイクロメートル）以下の粒子で、首都圏においてはディーゼル車の黒煙が主な排出源となっている。呼吸器官壁に沈着することにより、他の大気汚染物質の有害作用を強め、アレルギーを引き起こしやすくするほか、発ガン性物質も含まれている。

※PM2.5（微小粒子状物質）は粒径2.5 $\mu$ m以下の粒子で、近年、中国において深刻な環境問題となっている。日本でも、国内での発生に加え、越境汚染の影響と考えられる一時的な濃度の上昇が観測されている。

**●フリーマーケット**

- ・元来はフランスで開かれていた「のみの市」(flea market)が起源。「モノは使える限り大切に」という省資源・省エネルギーの思想と、環境保全まで含めた考え方で、不用品を公園などに持ち寄って売買したり、交換して再利用を図る市民の運動。

**【ま】****●水循環**

- ・水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を循環し、大気中の水蒸気、内陸水(川や湖)、地下水、海水などの形で存在しているが、自然の地表面の減少、地下水の大量採取などにより、水の循環の仕方や水の存在状況が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じる。

**●緑の基本計画**

- ・都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関し、主に都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法第4条の規定に基づき市町村が策定する計画。

**●モニタリング**

- ・大気・水質・騒音・地盤沈下などの状況や、緑被・植生・生物などの状況を調査することをいう。また、近年では市民の環境意識や生活意識調査などもその範疇に含め、総合的な検討が求められている。

**【や】****●有害化学物質**

- ・今日、工業的に生産される化学物質は、世界で約10万種と言われており、中には、人の健康や生態系への影響が明らかになっている物質もあるが、科学的知見が不十分な状況にありながら人や生態系への影響が懸念されている物質も少なくない。
- ・廃棄物の燃焼などによって意図されずに生成される物質で毒性の強いダイオキシン類や、生体内に取り込まれてホルモン作用に影響を及ぼす恐れのある内分泌攪乱物質(環境ホルモン)の問題が、特に懸念されている。

**●有機農業**

- ・生態系の維持保全を重視して、農薬や化学肥料に頼らず有機物の土壌還元等による土づくりと、輪作など合理的な作付体系を基礎とする環境保全型の農業。

**【ら】****●ライフサイクルアセスメント**

- ・その製品に関わる資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などのすべての段階を通して、投入された資源・エネルギーや、排出された環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。

**●ライフスタイル**

- ・生活様式。時代や社会風俗により変化する。

**●リサイクル**

- ・再循環。廃棄物の再利用。狭義には一度使用したものを回収して原料や材料として再生すること(及びその再生品を使用すること)のみを指すが、一般的には一度使用したものをそのまま別用途で再使用する「リユーズ(リユース)」も含まれる。





## 袖ヶ浦市環境基本計画

平成15年3月 策定

平成25年8月 改訂

発行 千葉県袖ヶ浦市

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1

編集 環境経済部 環境管理課

TEL. 0438-62-3404 FAX. 0438-62-7485

E-mail [sode17@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode17@city.sodegaura.chiba.jp)

袖ヶ浦市環境基本計画改定準備  
アンケート調査

報 告 書

平成31年3月

袖 ヶ 浦 市



# 目 次

ページ

I. 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査概要	1
II. 調査内容	1
1. 調査対象	1
2. 調査票等	1
3. 調査方法	2
III. 調査結果	3
1. 市民アンケート結果	3
(1) 回答者の属性	3
(2) 地域の満足度及び変化、改善の必要性について	11
(3) 環境保全に係る取組について	19
(4) 生物多様性の言葉の認知度や自身との関わりについて	23
(5) 生物の認知度について	26
(6) 有害鳥獣の被害について	28
(7) 環境に関する施策や行政・市民の取り組み等について	31
(8) 将来世代に引き継ぎたいすばらしい環境について	37
(9) 環境づくりの目標や指針となるキャッチフレーズなどについて	39
2. 事業者アンケート結果	43
(1) 事業所の属性情報	43
(2) 環境問題・環境ビジネスについての考えについて	47
(3) 事業活動や提供する製品等が環境へ与える影響について	48
(4) 廃棄物の減量化や省エネルギー、自然エネルギーの活用等に関する取り組みについて	51
(5) 環境問題への取り組みを進める上での課題について	54
(6) 廃棄物の分別・減量、資源化やリサイクル製品(再生紙も含む)を使用する取り組みにおいて生じた問題について	56
(7) 生物多様性の言葉の認知度や保全・再生等につながる取り組み等について	57
(8) 環境に関する施策や行政・事業者の取り組み等について	59
(9) 環境づくりの目標や指針となるキャッチフレーズなどについて	64
IV. まとめ	65

## 資 料 編

- 資料編 1：環境に関する市民アンケート・依頼文
- 資料編 2：環境に関する市民アンケート・調査票
- 資料編 3：環境に関する市民アンケート・問5の設問に関する生き物の説明資料
- 資料編 4：環境に関する事業者アンケート・依頼文
- 資料編 5：環境に関する事業者アンケート・調査票



## I. 調査概要

### 1. 調査目的

本調査は、平成 15 年 3 月に策定した「袖ヶ浦市環境基本計画」の改定にあたり、市域の環境に関する各種課題等の基礎資料を得るために市民等へのアンケート調査を実施することを目的とする。

### 2. 調査概要

調査概要を以下に示す。

調査名：袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査

履行期間：平成 30 年 11 月 8 日 ～ 平成 31 年 3 月 15 日

委託者：袖ヶ浦市（環境管理課）

受託者（調査機関）：一般財団法人千葉県環境財団

## II. 調査内容

### 1. 調査対象

袖ヶ浦市内の以下の者を対象とし、袖ヶ浦市が抽出した住所、氏名（または事業所名）を宛先に受託者が調査票（アンケート用紙）等を郵送した。

ア. 市民（市内在住の満 18 歳以上の男女）	1,000 人
イ. 市内事業者	100 事業所

### 2. 調査票等

依頼文及び調査票は、調査対象である市民と事業者の別に 2 種を作成した。その他、市民を対象としたアンケートでは、【問 5 の設問に関する生き物の説明資料】を作成した。また、アンケート回収用の返送用封筒を作成した。

本調査において作成した調査票等の作成物は、表 1 に示すとおりである（資料編 1～5 に示す）。

表 1 調査票等の作成物一覧

作成物	市民アンケート (1000 部)	事業者アンケート (100 部)
依頼文	A4判モノクロ1頁:資料編 1	A4判モノクロ1頁:資料編 4
調査票	A4判モノクロ 8 頁:資料編 2	A4判モノクロ 8 頁:資料編 5
問 5 の説明資料	A4判カラー4 頁:資料編 3	—
返送用封筒	長形 3 号封筒:資料編 6	

### 3. 調査方法

前述の調査票等を用いて郵送による調査依頼及び調査票の回収により調査を実施した。

調査票は平成31年1月18日に発送し、調査対象者へは平成31年2月4日までに返送用封筒の投函を依頼して回収を行った。なお、データの集計においては、2月25日までに受託者へ郵送されたアンケート回答票を対象とした。

### Ⅲ. 調査結果

本調査により回収された調査票は、表 2 に示すとおりである。以下に各設問の集計結果を示す。

注) 表やグラフ、一部文中に示す割合 (%) は四捨五入されており、合計が 100% とならない場合がある。

表 2 調査票の回収結果

対象	市民 (発送 1000 通)	事業者 (発送 100 通)
調査票回収数	384 通	70 通
回収率	38.4%	70.0%

#### 1. 市民アンケート結果

##### (1) 回答者の属性

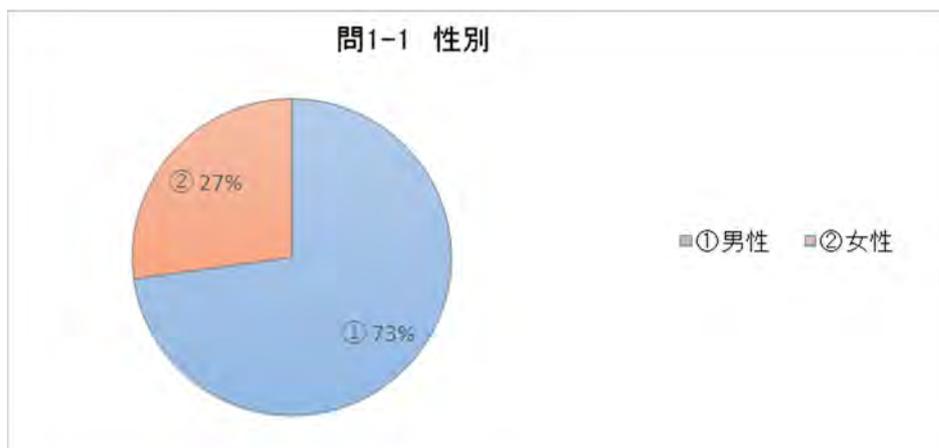
問 1. あなたご自身についてお聞きします。

##### 問 1-1 性別

性別に関する回答の集計結果は、表 3 に示すとおりである。回答者の性別は、男性が約 73%、女性が約 27%であった。

表 3 性別

区分	回答数	割合
①男性	276	72.8%
②女性	103	27.2%
合計	379	100.0%

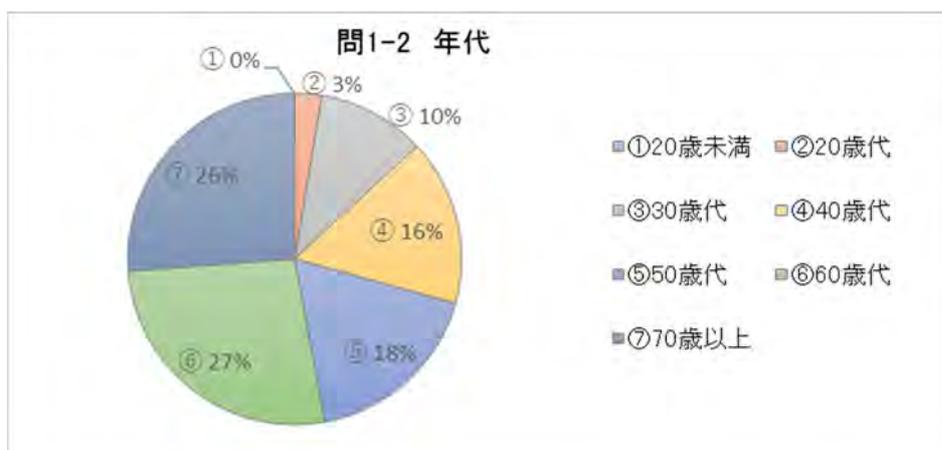


### 問 1-2 年代

年代に関する回答の集計結果は、表 4 に示すとおりである。回答者の年代は「60 歳代」が最も多く、続いて「70 歳以上」であり、60 歳以上の割合が半数以上である。

表 4 回答者の年代

区分	回答数	割合
①20 歳未満	0	0.0%
②20 歳代	10	2.6%
③30 歳代	40	10.5%
④40 歳代	62	16.2%
⑤50 歳代	68	17.8%
⑥60 歳代	102	26.7%
⑦70 歳以上	100	26.2%
合計	382	100.0%



問 1-3 職業

職業に関する回答の集計結果は、表 5 に示すとおりである。回答数では「勤め」が最も多く半数以上を占め、続いて「無職」の順である。

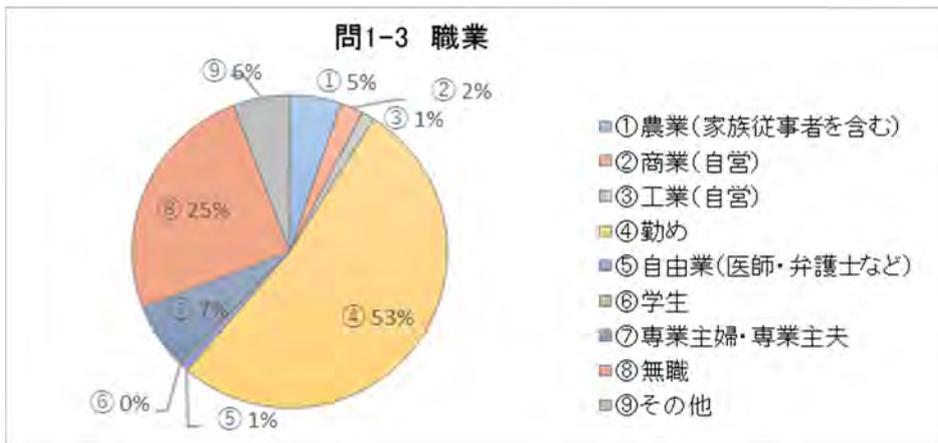
表 5 職業

区分	回答数	割合
①農業(家族従事者を含む)	20	5.3%
②商業(自営)	9	2.4%
③工業(自営)	5	1.3%
④勤め	199	52.4%
⑤自由業(医師・弁護士など)	3	0.8%
⑥学生	1	0.3%
⑦専業主婦・専業主夫	26	6.8%
⑧無職	95	25.0%
⑨その他	22	5.8%
合計	380	100.0%

注) ①農業に兼業(勤め)の方、4名を含む

⑨その他の回答

- パート・アルバイト(14件)
- 自営
- 個人事業主
- NPO 法人経営
- シルバー人材
- 就労継続 B

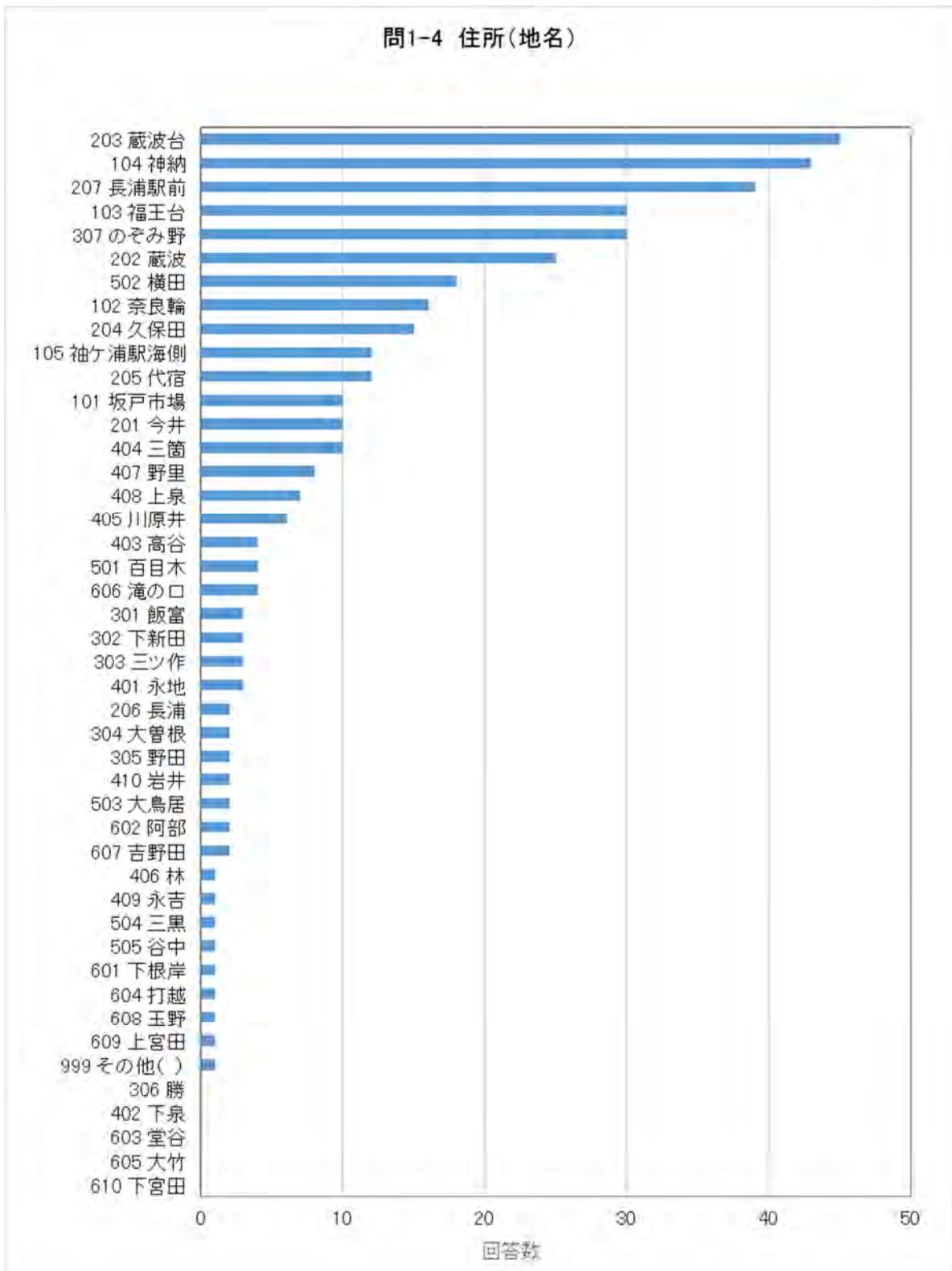


#### 問 1-4 住所(地名)

住所に関する回答の集計結果は、表 6 に示すとおりである。

表 6 回答者の住所

区分	回答数	割合
101 坂戸市場	10	2.6%
102 奈良輪	16	4.2%
103 福王台	30	7.8%
104 神納	43	11.2%
105 袖ヶ浦駅海側	12	3.1%
201 今井	10	2.6%
202 蔵波	25	6.5%
203 蔵波台	45	11.7%
204 久保田	15	3.9%
205 代宿	13	3.4%
206 長浦	2	0.5%
207 長浦駅前	39	10.2%
301 飯富	3	0.8%
302 下新田	3	0.8%
303 三ツ作	3	0.8%
304 大曾根	2	0.5%
305 野田	2	0.5%
306 勝	0	0.0%
307 のぞみ野	30	7.8%
401 永地	3	0.8%
402 下泉	0	0.0%
403 高谷	4	1.0%
404 三箇	10	2.6%
405 川原井	6	1.6%
406 林	1	0.3%
407 野里	8	2.1%
408 上泉	7	1.8%
409 永吉	1	0.3%
410 岩井	2	0.5%
501 百目木	4	1.0%
502 横田	18	4.7%
503 大鳥居	2	0.5%
504 三黒	1	0.3%
505 谷中	1	0.3%
601 下根岸	1	0.3%
602 阿部	2	0.5%
603 堂谷	0	0.0%
604 打越	1	0.3%
605 大竹	0	0.0%
606 滝の口	4	1.0%
607 吉野田	2	0.5%
608 玉野	1	0.3%
609 上宮田	1	0.3%
610 下宮田	0	0.0%
999 その他	1	0.3%
合計	384	100.0%

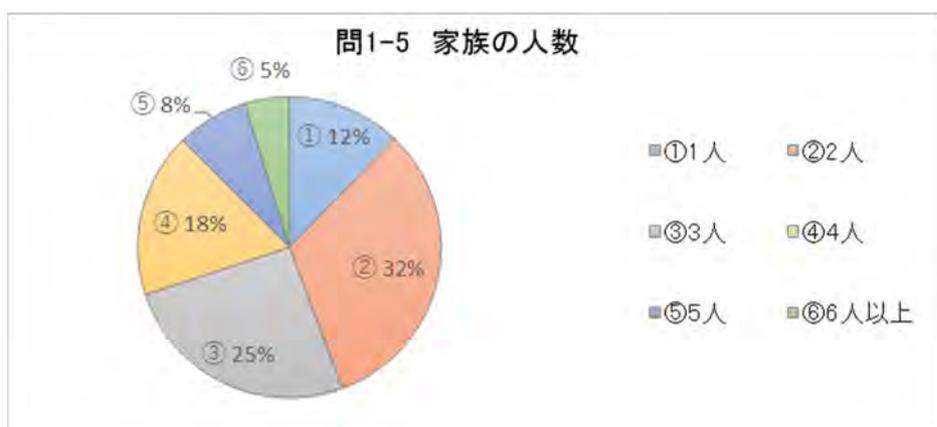


### 問 1-5 家族の人数

家族の人数に関する回答の集計結果は表 7 に示すとおりである。回答は、「2 人」に続き「3 人」が多く、この 2 区分で半数以上を占めている。

表 7 家族の人数

区分	回答数	割合
①1 人	46	12.1%
②2 人	122	32.2%
③3 人	97	25.6%
④4 人	67	17.7%
⑤5 人	29	7.7%
⑥6 人以上	18	4.7%
合計	379	100.0%

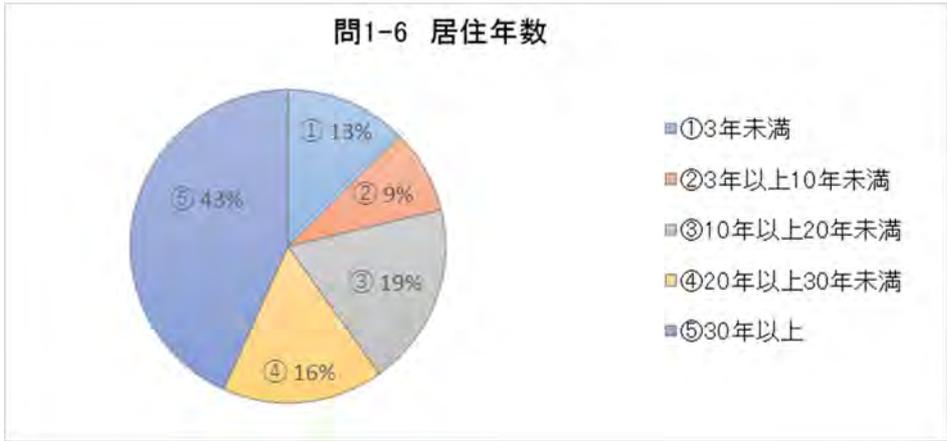


### 問 1-6 居住年数

市内の居住年数に関する回答の集計結果は、表 8 に示すとおりであった。回答では「30 年以上」が最も多く、続いて「10 年以上 20 年未満」、「20 年以上 30 年未満」の順で回答が多い。

表 8 居住年数

区分	回答数	割合
①3 年未満	48	12.6%
②3 年以上 10 年未満	33	8.7%
③10 年以上 20 年未満	72	18.9%
④20 年以上 30 年未満	63	16.5%
⑤30 年以上	165	43.3%
合計	381	100.0%

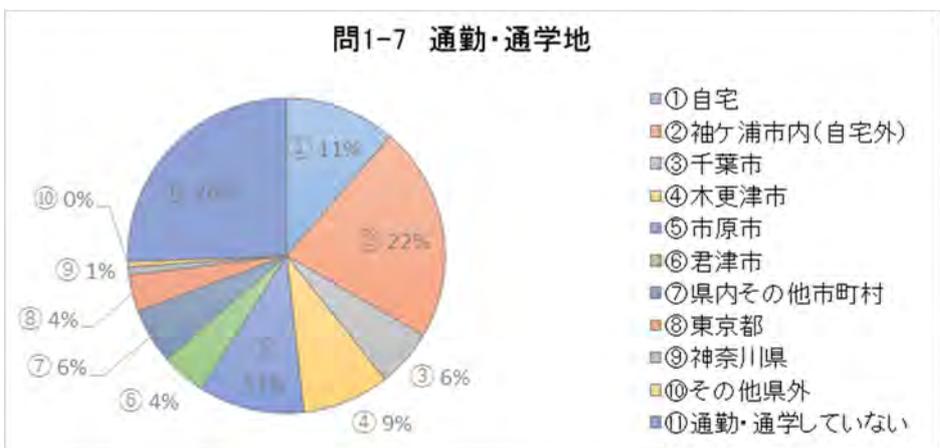


**問 1-7 通勤・通学地**

通勤・通学地に関する回答の集計結果は、表 9 に示すとおりである。回答は「通勤・通学していない」を除くと、「袖ヶ浦市内（自宅外）」が最も割合が高く、続いて「自宅」である。市内に通勤・通学する回答者（「自宅」と「袖ヶ浦市内（自宅外）」の合計）は約 33%、市原市などの袖ヶ浦市外へ通勤・通学する回答者は合計で約 41%である。

表 9 通勤・通学地

区分	回答数	割合
①自宅	42	11.3%
②袖ヶ浦市内(自宅外)	82	22.1%
③千葉市	22	5.9%
④木更津市	33	8.9%
⑤市原市	40	10.8%
⑥君津市	17	4.6%
⑦県内その他市町村	21	5.7%
⑧東京都	14	3.8%
⑨神奈川県	3	0.8%
⑩その他県外	2	0.5%
⑪通勤・通学していない	95	25.6%
合計	371	100.0%

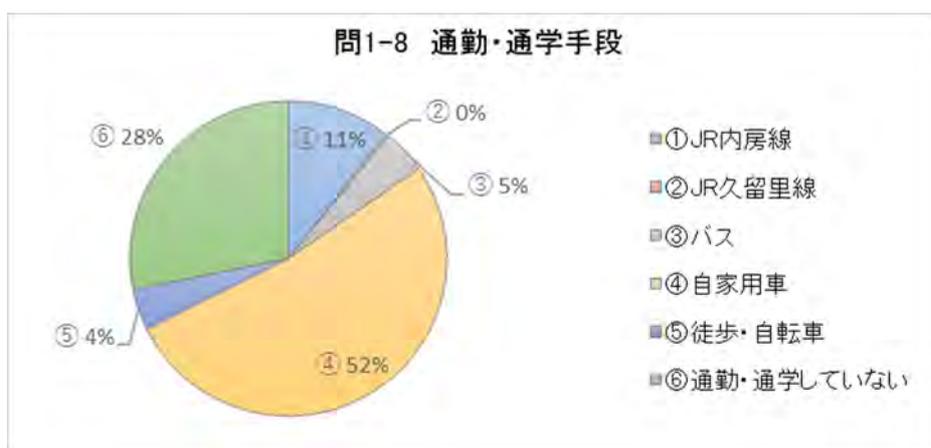


### 問 1-8 通勤・通学手段

通勤・通学の手段に関する回答の集計結果は、表 10 に示すとおりである。回答は、「通勤・通学していない」を除くと「自家用車」が 50%を超え、次に「JR 内房線」の順で割合が高い。

表 10 通勤・通学手段

区分	回答数 (複数回答)	割合
①JR 内房線	42	10.6%
②JR 久留里線	1	0.3%
③バス	18	4.5%
④自家用車	208	52.3%
⑤徒歩・自転車	17	4.3%
⑥通勤・通学していない	112	28.1%
合計	398	100.0%



(2) 地域の満足度及び変化、改善の必要性について

問 2. 地域(お住まい周辺)の環境についての満足度及び変化、改善の必要性について

問 2-1 お住まいの周辺の満足度をお聞きます。

住いの周辺の満足度に関する回答の集計結果は、表 11 に示すとおりである。全ての内容で「普通」が最も回答の割合が高い。「満足」と「やや満足」の合計では、「里山や田畑の豊かさ」、「公園や広場」、「空気のきれいさ」、「まちの清潔さ(ごみの散乱など)」、「まちの静けさ(騒音や振動)」、「街なかの緑やうるおい」の6つの内容で30%を超えている。

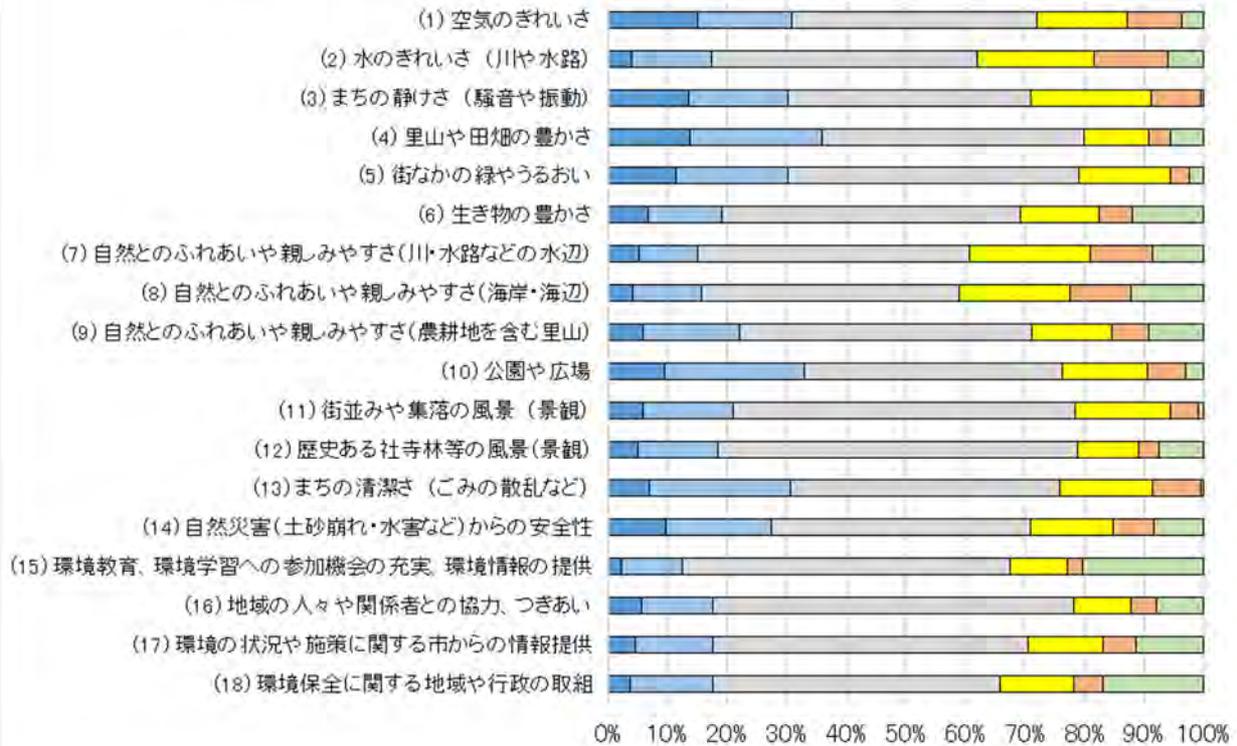
一方、「やや不満」と「不満」の合計では、「水のきれいさ(川や水路)」、「自然とのふれあいや親しみやすさ(川・水路などの水辺)」の2つの内容が30%を超えている。

表 11 お住まい周辺の満足度

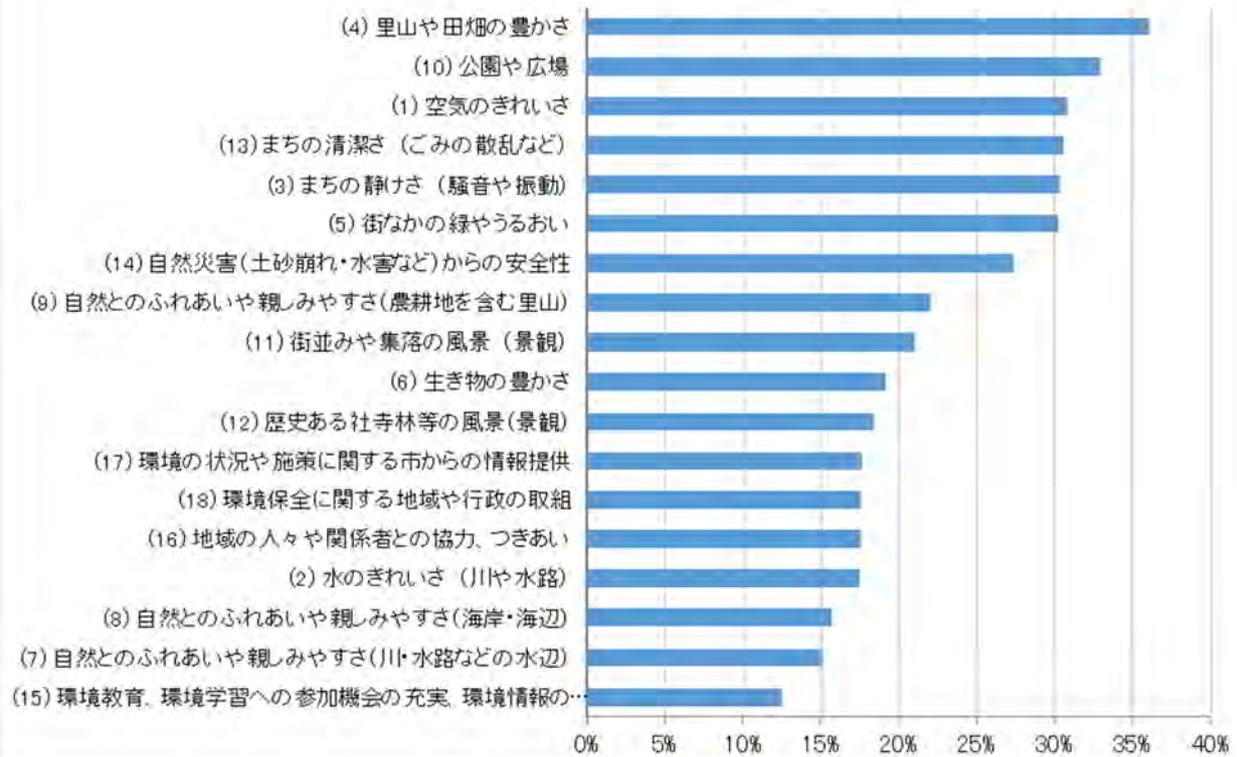
内 容	問 2-1 満足度						回答数
	5 満 足	4 や や 満 足	3 普 通	2 や や 不 満	1 不 満	0 わ か ら な い	
(1) 空気のきれいさ	49	52	135	50	30	12	328
(2) 水のきれいさ(川や水路)	13	44	145	64	40	20	326
(3) まちの静けさ(騒音や振動)	44	55	133	66	27	2	327
(4) 里山や田畑の豊かさ	44	72	141	35	12	18	322
(5) 街なかの緑やうるおい	37	61	158	50	10	8	324
(6) 生き物の豊かさ	22	40	162	43	18	39	324
(7) 自然とのふれあいや親しみやすさ(川・水路などの水辺)	17	32	148	66	34	28	325
(8) 自然とのふれあいや親しみやすさ(海岸・海辺)	13	36	135	58	32	38	312
(9) 自然とのふれあいや親しみやすさ(農耕地を含む里山)	19	52	158	43	20	30	322
(10) 公園や広場	31	76	141	46	21	10	325
(11) 街並みや集落の風景(景観)	19	49	186	52	15	3	324
(12) 歴史ある社寺林等の風景(景観)	16	43	194	33	11	24	321
(13) まちの清潔さ(ごみの散乱など)	23	77	148	51	26	2	327
(14) 自然災害(土砂崩れ・水害など)からの安全性	31	57	140	45	22	27	322
(15) 環境教育、環境学習への参加機会の充実、環境情報の提供	7	33	176	31	8	65	320
(16) 地域の人々や関係者との協力、つきあい	18	39	196	31	14	26	324
(17) 環境の状況や施策に関する市からの情報提供	15	42	171	40	18	37	323
(18) 環境保全に関する地域や行政の取組	12	45	156	40	16	55	324

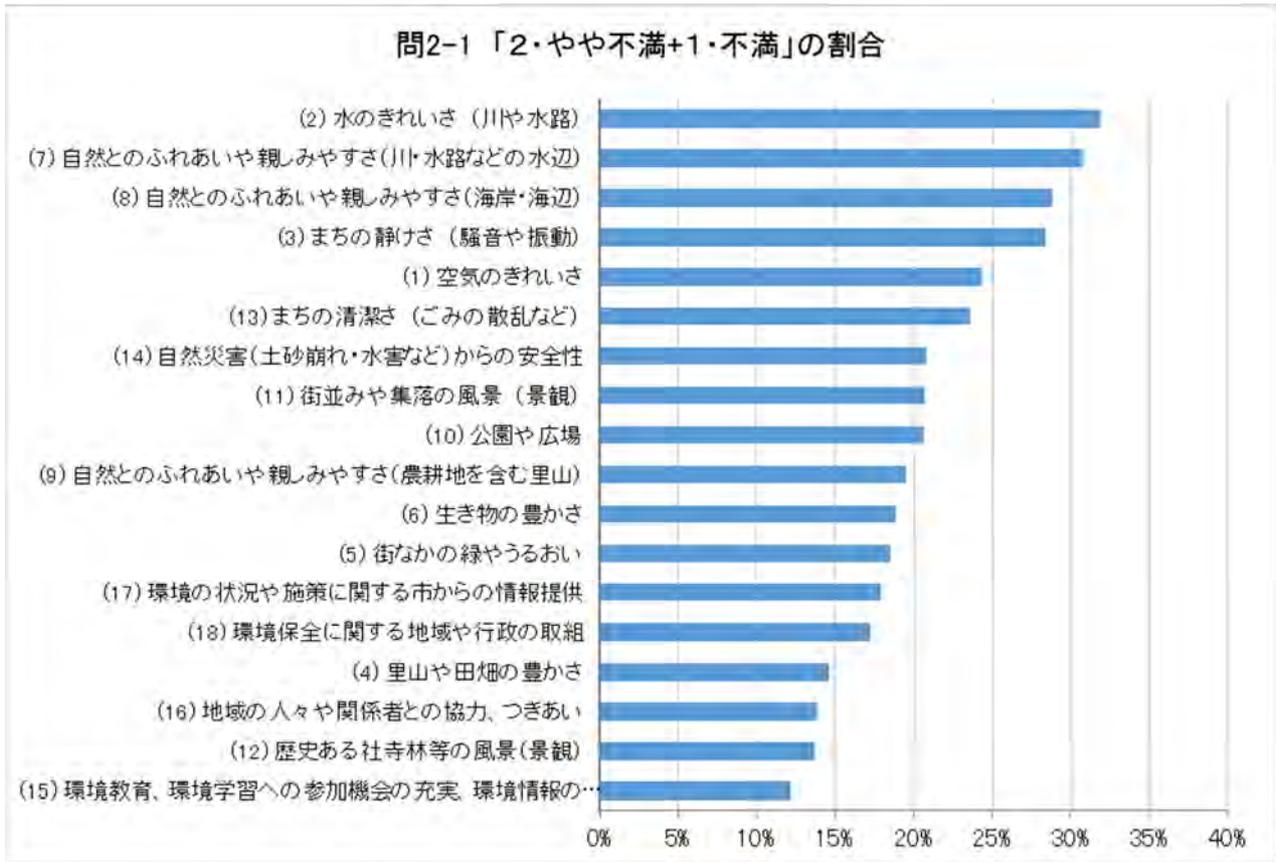
### 問2-1 お住まいの周辺の満足度をお聞きます。

■5・満足 ■4・やや満足 □3・普通 ■2・やや不満 □1・不満 □0・わからない



### 問2-1 「5・満足+4・やや満足」の割合





**問 2-2 お住まいの周辺の約 10 年間の変化(平成 20 年前後との比較)をお聞きます。**

住いの周辺の約 10 年間の変化に関する回答の集計結果は、表 12 に示すとおりである。すべての内容で「変わらない」が最も回答の割合が高い。「良くなった」と「やや良くなった」の合計では「公園や広場」、「環境の状況や施策に関する市からの情報提供」、「自然災害(土砂崩れ・水害など)からの安全性」が比較的高い。一方、「やや悪化した」と「悪化した」の合計では、「まちの静けさ(騒音や振動)」、「里山や田畑の豊かさ」、「生き物の豊かさ」の 3 つの内容が 30%を超えた。

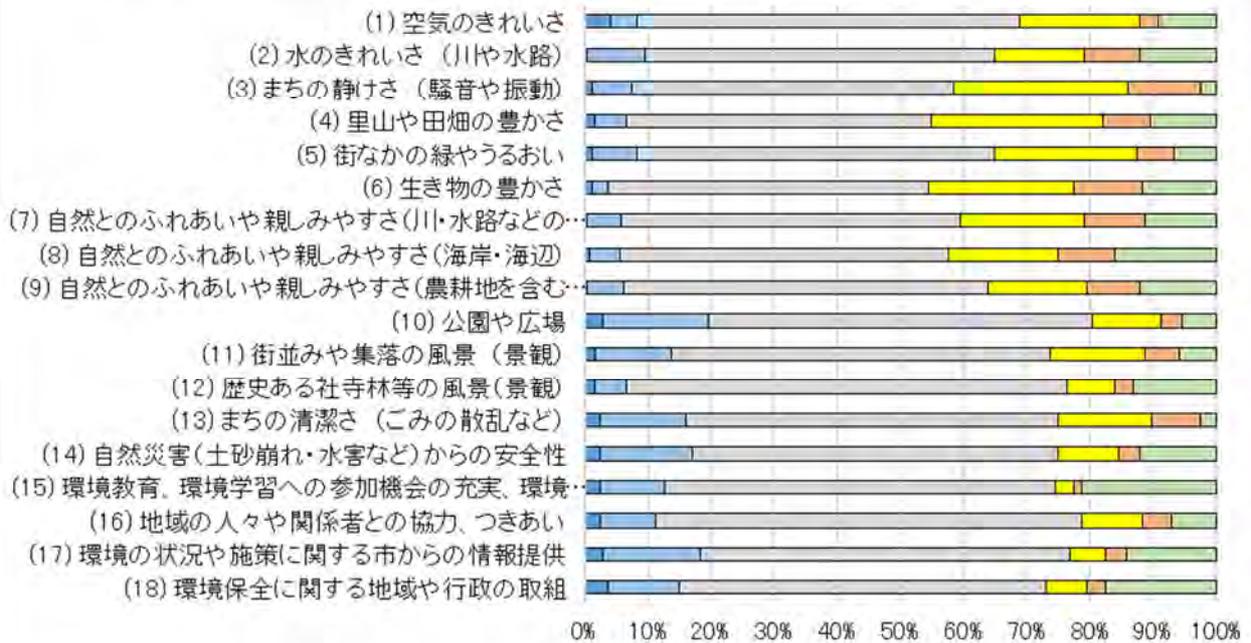
**表 12 住まいの周辺の約 10 年間の変化**

内 容	問 2-2 10 年間の変化						回 答 数
	5・良 く な っ た	4・や や 良 く な っ た	3・変 わ ら な い	2・や や 悪 化 し た	1・悪 化 し た	0・わ か ら な い	
(1) 空気のきれいさ	10	10	147	46	7	22	242
(2) 水のきれいさ(川や水路)	1	22	133	34	21	29	240
(3) まちの静けさ(騒音や振動)	3	15	124	67	28	6	243
(4) 里山や田畑の豊かさ	4	12	116	65	18	25	240
(5) 街なかの緑やうるおい	3	17	137	55	14	16	242
(6) 生き物の豊かさ	3	6	122	55	26	28	240
(7) 自然とのふれあいや親しみやすさ(川・水路などの水辺)	1	13	129	47	23	27	240
(8) 自然とのふれあいや親しみやすさ(海岸・海辺)	2	11	120	40	21	37	231
(9) 自然とのふれあいや親しみやすさ(農耕地を含む里山)	1	14	139	38	20	29	241
(10) 公園や広場	7	40	147	26	8	13	241
(11) 街並みや集落の風景(景観)	4	29	143	36	13	14	239
(12) 歴史ある社寺林等の風景(景観)	4	12	166	18	7	31	238
(13) まちの清潔さ(ごみの散乱など)	6	33	143	36	19	6	243
(14) 自然災害(土砂崩れ・水害など)からの安全性	6	35	138	23	8	29	239
(15) 環境教育、環境学習への参加機会の充実、環境情報の提供	6	24	145	7	3	50	235
(16) 地域の人々や関係者との協力、つきあい	6	21	162	23	11	17	240
(17) 環境の状況や施策に関する市からの情報提供	7	37	141	14	8	34	241
(18) 環境保全に関する地域や行政の取組	9	27	140	16	7	42	241

注) 問 1-6 の回答において居住年数が 10 年以上の回答者のみ集計

問2-2 お住まいの周辺の約10年間の変化(平成20年前後との比較)をお聞きます。

■5・良くなった □4・やや良くなった □3・変わらない ■2・やや悪化した □1・悪化した □0・わからない



**問 2-3 お住まいの周辺の約 30 年間の変化(平成元年前後との比較)をお聞きします。**

住いの周辺の約 30 年間の変化に関する回答の集計結果は、表 13 に示すとおりである。すべての内容で「変わらない」が最も回答の割合が高い。「良くなった」と「やや良くなった」の合計は、「公園や広場」、「環境の状況や施策に関する市からの情報提供」の内容に対する回答が 30%を超えて比較的高い。一方、「やや悪化した」と「悪化した」の合計は、「生き物の豊かさ」、「まちの静けさ(騒音や振動)」、「里山や田畑の豊かさ」、「自然とのふれあいや親しみやすさ(川・水路などの水辺)」の 4 つの内容に対する回答は 50%を超えている。

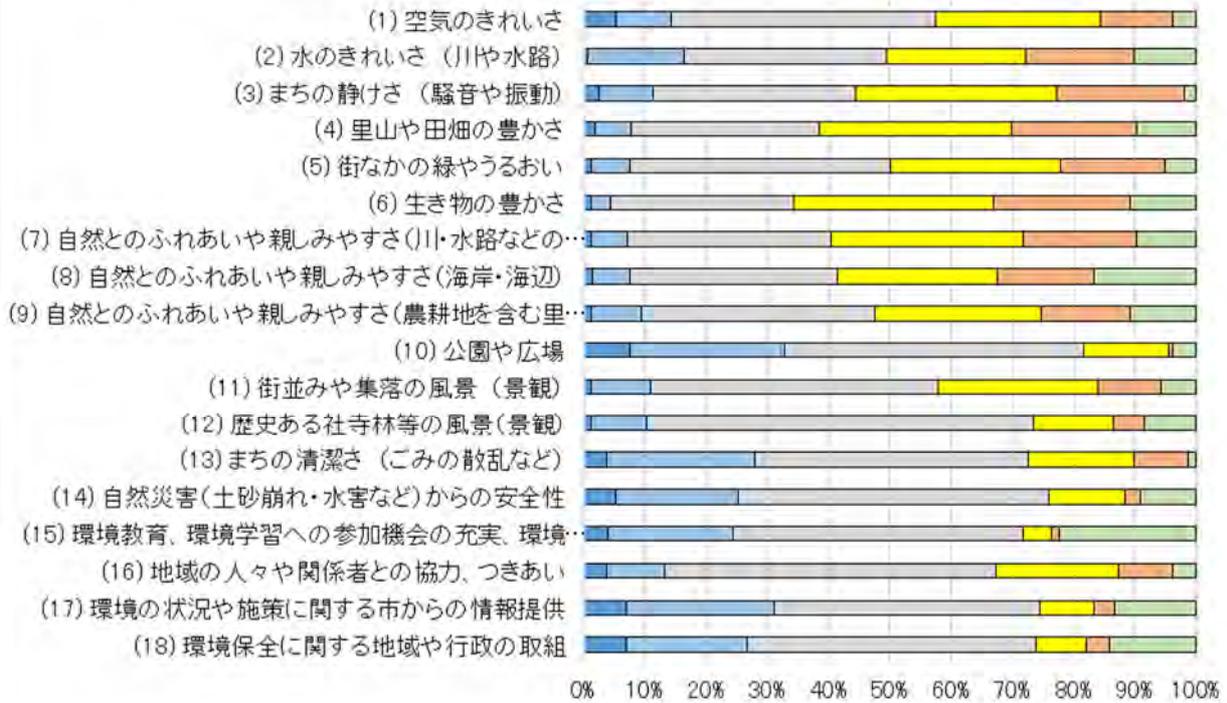
**表 13 住いの周辺の約 30 年間の変化**

内 容	問 2-3 30 年間の変化						回答数
	5・良 くなった	4・やや良 くなった	3・変 わらない	2・やや悪 化した	1・悪 化した	0・わ からない	
(1) 空気のきれいさ	8	14	67	42	18	6	155
(2) 水のきれいさ(川や水路)	1	25	52	36	28	16	158
(3) まちの静けさ(騒音や振動)	4	14	52	52	33	3	158
(4) 里山や田畑の豊かさ	3	9	48	49	32	15	156
(5) 街なかの緑やうるおい	2	10	67	44	27	8	158
(6) 生き物の豊かさ	2	5	47	51	35	17	157
(7) 自然とのふれあいや親しみやすさ(川・水路などの水辺)	2	9	52	49	29	15	156
(8) 自然とのふれあいや親しみやすさ(海岸・海辺)	2	9	49	38	23	24	145
(9) 自然とのふれあいや親しみやすさ(農耕地を含む里山)	2	13	60	43	23	17	158
(10) 公園や広場	12	40	77	22	1	6	158
(11) 街並みや集落の風景(景観)	2	15	74	41	16	9	157
(12) 歴史ある社寺林等の風景(景観)	2	14	98	20	8	13	155
(13) まちの清潔さ(ごみの散乱など)	6	38	70	27	14	2	157
(14) 自然災害(土砂崩れ・水害など)からの安全性	8	31	78	19	4	14	154
(15) 環境教育、環境学習への参加機会の充実、環境情報の提供	6	31	72	7	2	34	152
(16) 地域の人々や関係者との協力、つきあい	6	15	86	32	14	6	159
(17) 環境の状況や施策に関する市からの情報提供	11	38	68	14	5	21	157
(18) 環境保全に関する地域や行政の取組	11	31	74	13	6	22	157

注) 問 1-6 の回答において居住年数が 30 年以上の回答者のみ集計

問2-3 お住まいの周辺の約30年間の変化(平成元年前後との比較)をお聞きます。

■5・良くなった □4・やや良くなった □3・変わらない ■2・やや悪化した □1・悪化した □0・わからない



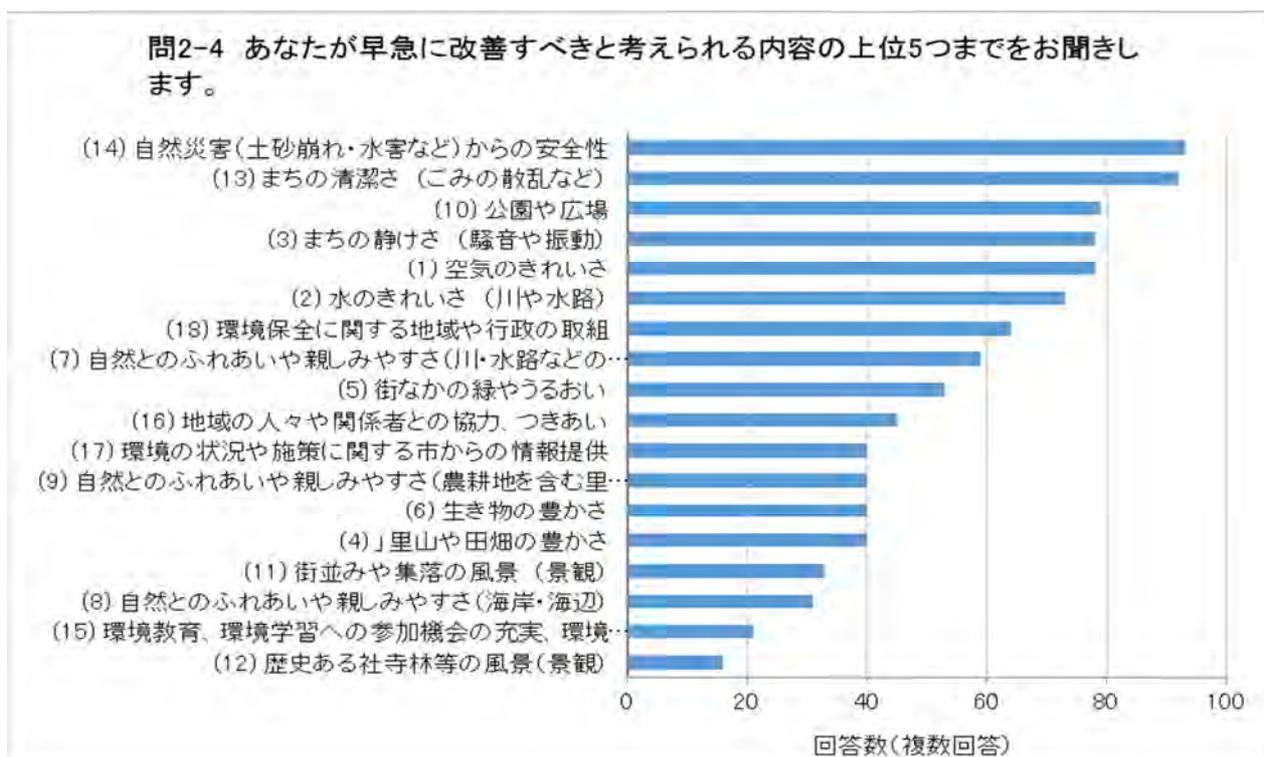
**問 2-4 あなたが早急に改善すべきと考えられる内容の上位 5 つまでをお聞きします。**

早急に改善すべきと考える内容に関する回答の集計結果は、表 14 に示すとおりである。「自然災害（土砂崩れ・水害など）からの安全性」、「まちの清潔さ（ごみの散乱など）」の回答が比較的多く、「歴史ある社寺林等の風景（景観）」、「環境教育、環境学習への参加機会の充実、環境情報の提供」の回答は比較的少ない。

表 14 早急に改善すべきと考えられる内容

内 容	問 2-4 改善すべき内容 (複数回答)
(1) 空気のきれいさ	78
(2) 水のきれいさ（川や水路）	73
(3) まちの静けさ（騒音や振動）	78
(4) 里山や田畑の豊かさ	40
(5) 街なかの緑やうるおい	53
(6) 生き物の豊かさ	40
(7) 自然とのふれあいや親しみやすさ(川・水路などの水辺)	59
(8) 自然とのふれあいや親しみやすさ(海岸・海辺)	31
(9) 自然とのふれあいや親しみやすさ(農耕地を含む里山)	40
(10) 公園や広場	79
(11) 街並みや集落の風景（景観）	33
(12) 歴史ある社寺林等の風景(景観)	16
(13) まちの清潔さ（ごみの散乱など）	92
(14) 自然災害(土砂崩れ・水害など)からの安全性	93
(15) 環境教育、環境学習への参加機会の充実、環境情報の提供	21
(16) 地域の人々や関係者との協力、つきあい	45
(17) 環境の状況や施策に関する市からの情報提供	40
(18) 環境保全に関する地域や行政の取組	64

注) 選択肢から上位 5 つまでの回答を求めたが、5 つ以上の回答も集計した。



## (3) 環境保全に係る取組について

問 3. あなたが(または、あなたのご家庭で)日頃行っている、または、関心がある環境保全にかかわる取り組みについてお聞きします。

回答者の日頃行っている、または関心がある環境保全に係る取組に関する回答の集計結果は、表 15 に示すとおりである。「常に行っている」と「時々行っている」の合計では、「使用しない家電製品や部屋の電気はこまめに消す」、「ペットボトル、空き缶、廃食油などは資源回収にだす」、「食材を無駄なく使う・残さず食べる」、「家電製品の購入時には省エネ型を選択する」、「シャワーはこまめに止める」、「適正空気圧、無駄な積載物、エコドライブを実施する」、「クールビズ・ウォームビズを実施し、冷暖房温度を調整する」、「駐車時や荷物の積み下ろしなどの時はアイドリングをストップする」の 8 つの内容で、回答者の 75%以上が取り組みを行っている。一方、「国民運動「COOL CHOICE」への賛同」、「雨水をため、散水に利用する」、「ソーラーシステム（給湯、冷暖房）や太陽光発電などを設置する」、「光熱水費等を把握して、環境家計簿をつける」、「緑のカーテンを実践する」の 5 つの内容では、取り組みを行っている回答者は 25%以下であった。

表 15 日頃行っている、または、関心がある環境保全にかかわる取り組み

内 容	問 3 関心がある 環境保全にかかわる取り組み					回 答 数
	4 ・ 常 に 行 っ て い る	3 ・ 時 々 行 っ て い る	2 ・ 今 後 行 い た い	1 ・ 行 う 気 は な い	0 ・ 該 当 し な い、 わ か ら な い	
(1) クールビズ・ウォームビズを実施し、冷暖房温度を調整する	138	170	29	15	26	378
(2) LED電球への交換を行う	141	139	84	7	9	380
(3) 家電製品の購入時には省エネ型を選択する	185	135	51	3	6	380
(4) 使用しない家電製品や部屋の電気はこまめに消す	239	112	20	5	1	377
(5) 緑のカーテンを実践する	31	58	110	116	56	371
(6) カーテン、葦簾(よしず)等を利用して冷暖房効率を上げる	140	126	58	37	17	378
(7) 窓を二重窓や複層ガラスに交換して冷暖房効率を上げる	128	0	108	94	44	374
(8) ソーラーシステム(給湯、冷暖房)や太陽光発電などを設置する	69	0	61	185	58	373
(9) お風呂の残り湯は洗濯等で使用する	139	9	55	148	28	379
(10) 雨水をため、散水に利用する	30	33	86	173	57	379
(11) シャワーはこまめに止める	201	114	34	14	13	376
(12) 節水シャワーヘッドをつける	139	0	143	61	30	373
(13) 近所に出かけるとき(買い物や外出)は徒歩・自転車を利用する	73	124	66	83	30	376
(14) バス・電車などの公共交通機関を利用し、マイカーの使用を控える	27	75	77	155	41	375
(15) 駐車時や荷物の積み下ろしなどの時はアイドリングをストップする	215	86	32	18	26	377
(16) 適正空気圧、無駄な積載物、エコドライブを実施する	199	108	36	6	26	375
(17) エコカー(エコカー減税等対象車)を購入する	142	1	155	38	37	373
(18) エコバック(マイバック)を活用し、レジ袋を使わない	85	172	81	29	14	381
(19) マイボトルを持ち歩く	89	141	76	56	17	379
(20) 食材を無駄なく使う・残さず食べる	182	144	36	7	11	380
(21) ペットボトル、空き缶、廃食油などは資源回収にだす	282	69	20	1	6	378
(22) 環境保全活動を実施している企業等の製品を購入する	25	109	140	27	76	377
(23) 地元産の農産物を積極的に購入する(地産地消)	88	187	69	13	19	376
(24) エコマーク商品など環境配慮商品)などを優先的に購入する	73	159	98	18	32	380
(25) 光熱水費等を把握して、環境家計簿をつける	41	40	143	94	62	380
(26) 国民運動「COOL CHOICE」への賛同	36	0	185	43	111	375

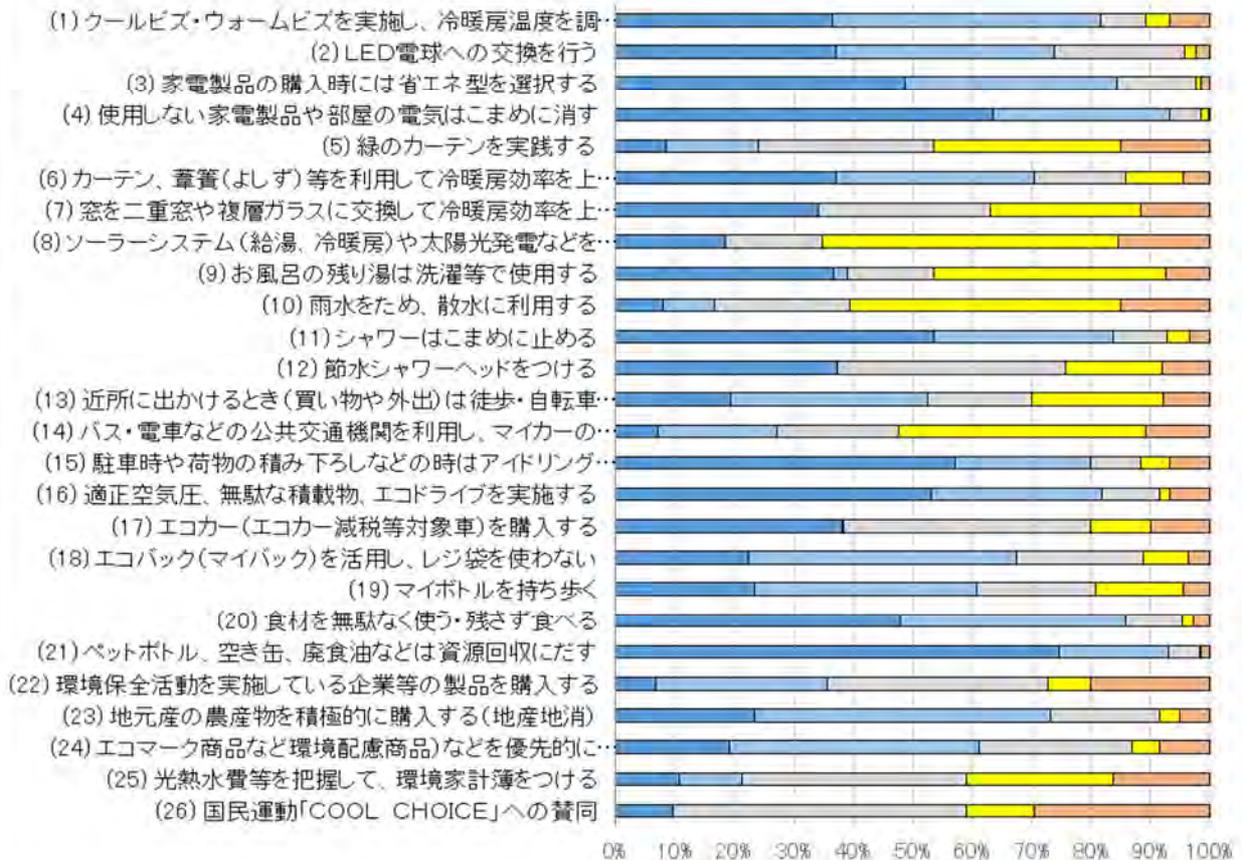
(27) その他の回答

- 庭樹の手入れをこまめに行う。
- 家庭菜園を提唱されたし。
- トイレエコ排水に交換。
- 無農薬野菜を育て食している。
- 資源ゴミ(新聞紙・雑誌・ダンボールなど)も資源回収に出している。
- ごみすては袋に入れてぎゅうぎゅう詰めにし出す。
- 割りばしの使用をひかえる。
- ペットボトルのリサイクルは意味がないのでしていない。
- 我が家は道路に面しているのでスミからスミまでの道路に落ちているゴミを常にひろうように心がけております。
- 牛流パック、ペットボトルのキャップ、トレー他、スーパー等に行ってBOXに入れる。新聞、雑誌他リサイクルへ。
- 風呂の追い炊きをしない。風呂の水で体を洗う。(最後に少しだけシャワーを使う)
- ペーパーレス。
- ①景気上昇(エネルギー消費拡大)は環境悪化、景気下降は雇用不安、この矛盾をささやかに発信している。②戦争は最大の環境破壊という点をささやかに発信している。
- 地区内の環境対策委員会役員。
- 1年中、エアコンの使用はしないようにしています。
- 庭、花壇で発生するゴミ(枯葉、枝 etc)は敷地内の土に埋めてリサイクルしている。
- 野菜などの生ゴミは畑にうめるようにしている。

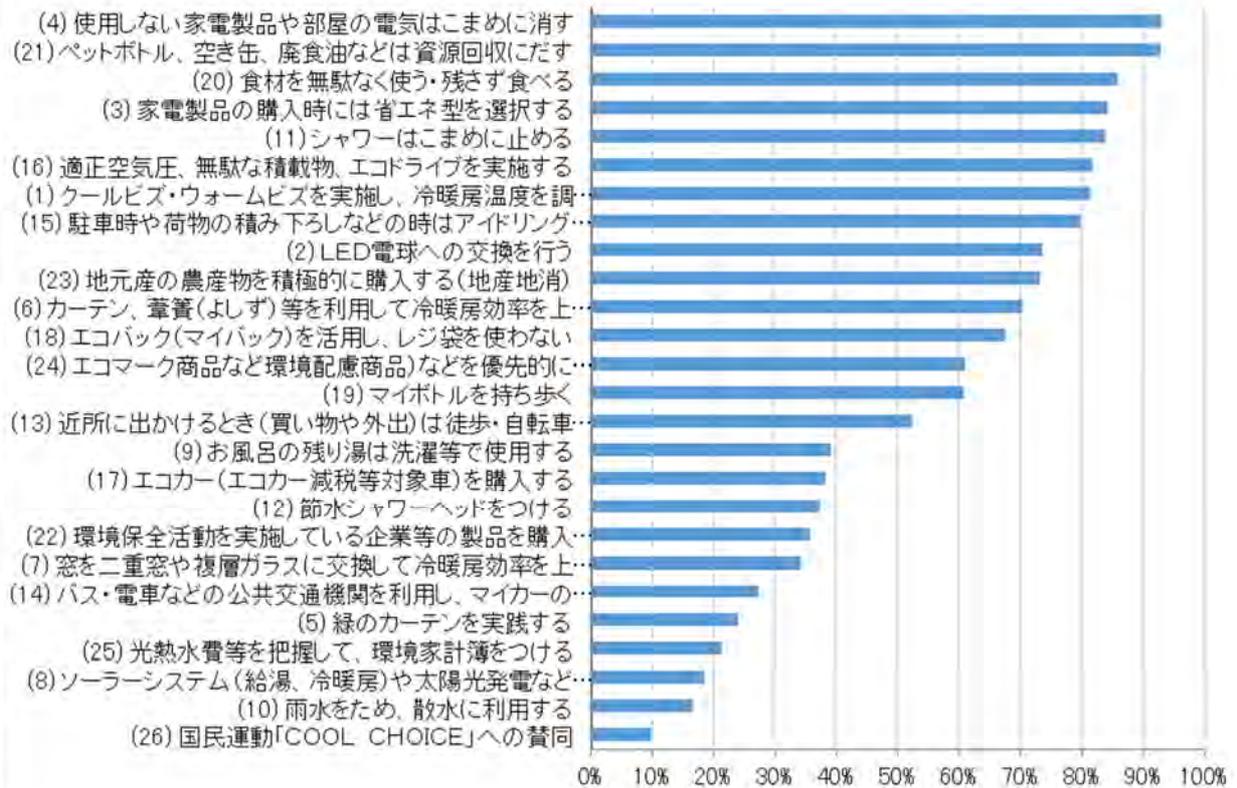
- 芝生、植木の散水は専用散水器を使用。
- 茶がらを肥料にする。
- 食器洗いなど洗剤を少な目に使用する様気を付ける。
- 週に1回通学路約1kmのゴミ拾いをしている。すでに7年目。
- ポケットティッシュなどをくぼって、アピールしているところ。
- 洗たくのすすぎは1回の商品にしている。TVは見ない(未購入。家にはない)・・・TVの電気消費が一番高くなる為。
- 洋服のリサイクル。

問3. あなたが(または、あなたのご家庭で)日頃行っている、または、関心がある環境保全にかかわる取り組みについてお聞きします。

■4・常に行っている ■3・時々行っている ■2・今後行いたい ■1・行う気はない ■0・該当しない、わからない



### 問3 「4・常に行っている+3・時々行っている」の回答の割合



(4) 生物多様性の言葉の認知度や自身との関わりについて

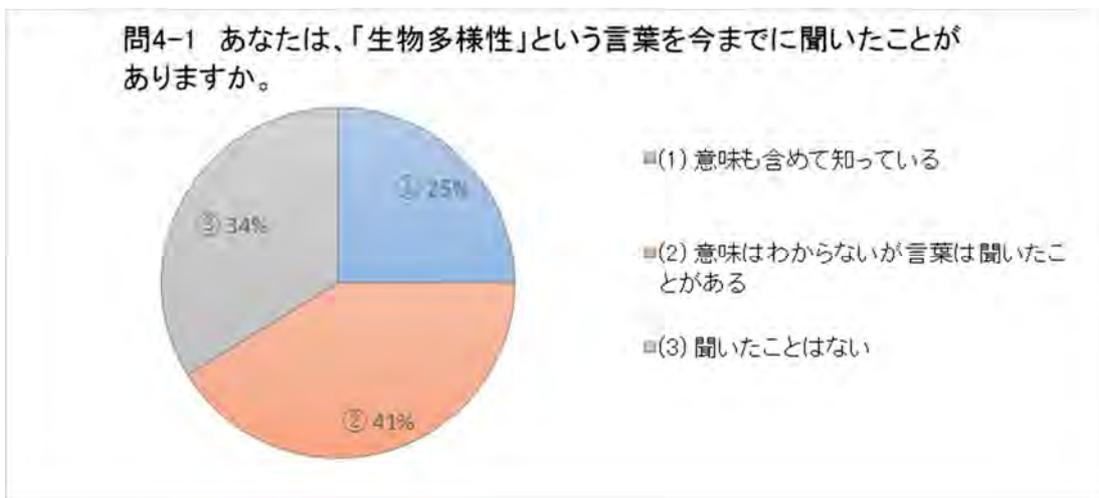
問 4. 私達の暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵み(生態系サービス)により支えられています。そこで、生物多様性に関してお聞きします。

問 4-1 あなたは、「生物多様性」という言葉を今までに聞いたことがありますか。

生物多様性の言葉の認知度に関する回答の集計結果は、表 16 に示すとおりである。「意味を含めて知っている」、「意味はわからないが言葉は聞いたことがある」の合計は約 66% である。

表 16 生物多様性という言葉の認知度

選択肢	回答数
(1) 意味も含めて知っている	93
(2) 意味はわからないが言葉は聞いたことがある	154
(3) 聞いたことはない	126
合計	373



**問 4-2 自然を守ることで得られるもの(生態系サービス)が数多くありますが、あなたが実感しているものはどのようなものですか。**

回答者が実感しているの生態系サービスの内容に関する回答の集計結果は、表 17 に示すとおりである。「植物による二酸化炭素の吸収と酸素の放出」、「田んぼや畑などでとれる農産物、海や川で採れる魚介類」、「自然に触れることでの精神的な安定、こころの豊かさ」、「豊かな森林による水の浄化」の4つの内容が回答数 100 を超え、比較的高い。

表 17 生態系サービスの実感

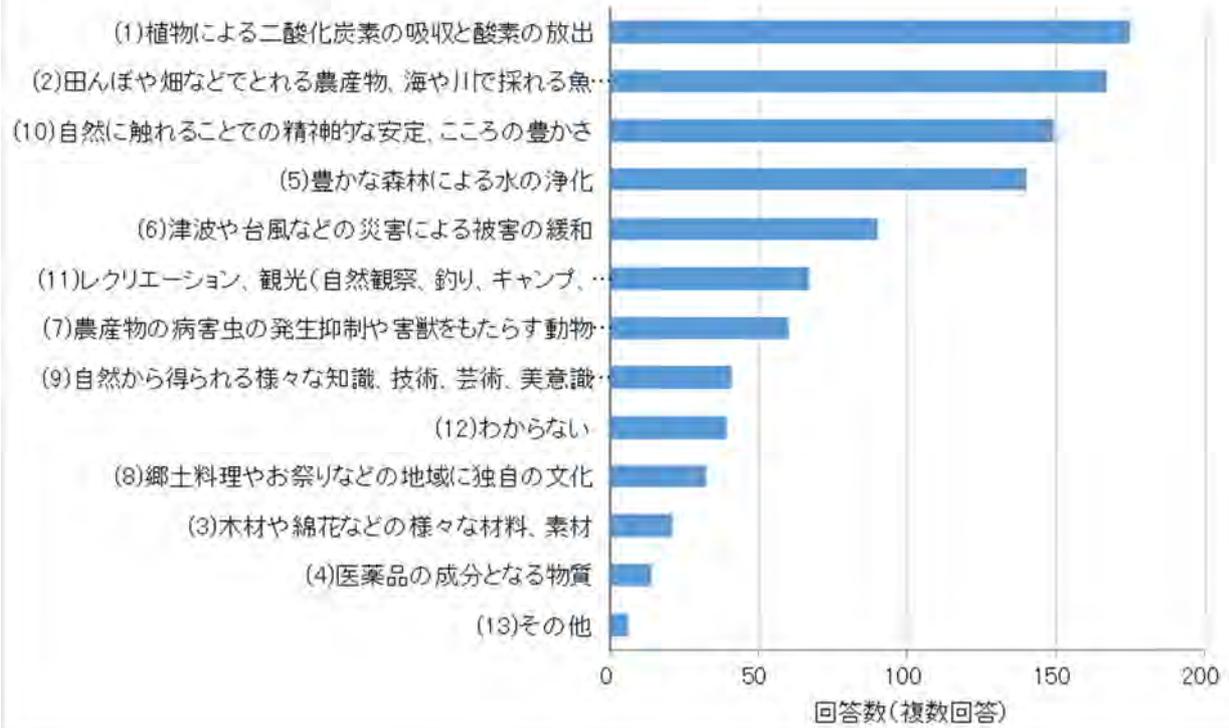
生態系サービスの内容	回答数 (複数回答)
(1)植物による二酸化炭素の吸収と酸素の放出	175
(2)田んぼや畑などでとれる農産物、海や川で採れる魚介類	167
(3)木材や綿花などの様々な材料、素材	21
(4)医薬品の成分となる物質	14
(5)豊かな森林による水の浄化	140
(6)津波や台風などの災害による被害の緩和	90
(7)農産物の病害虫の発生抑制や害獣をもたらす動物の増加抑制	60
(8)郷土料理やお祭りなどの地域に独自の文化	32
(9)自然から得られる様々な知識、技術、芸術、美意識の形成	41
(10)自然に触れることでの精神的な安定、こころの豊かさ	149
(11)レクリエーション、観光(自然観察、釣り、キャンプ、森林浴など)	67
(12)わからない	39
(13)その他	6

注) 選択肢から3つ以内で回答を求めたが、3つ以上の回答も集計した。

(13)その他の回答内容

- 永地の田んぼで捕えた小さいドジョウが13年生きて丸々太って人指より大きくなりましたが、この寒さで他界しました。
- 自然が多く、心が豊かな生活を送りたいと思い、H30.2月に八千代市から転居した次第です！
- 自然を大切にしたい。
- 生物多様性→猪はいらない困っています。作物も食べられ数が多くなりすぎています。危険です。
- 自然を守ることは地球レベルへの意識をもたらし、世界平和へのモチーフになる。
- 海洋保護、気候の調節。

問4-2 自然を守ることで得られるもの(生態系サービス)が数多くありますが、あなたが実感しているものはどのようなものですか。



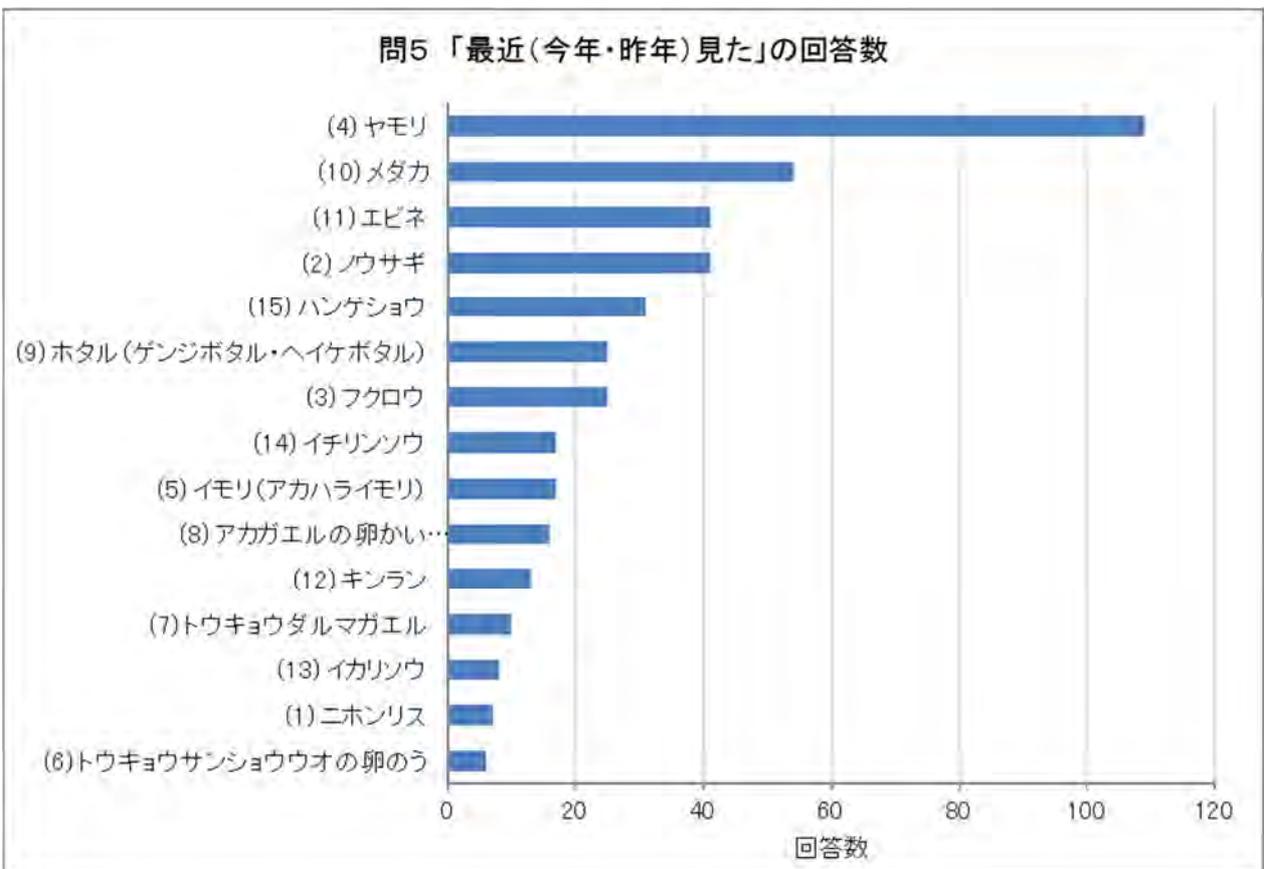
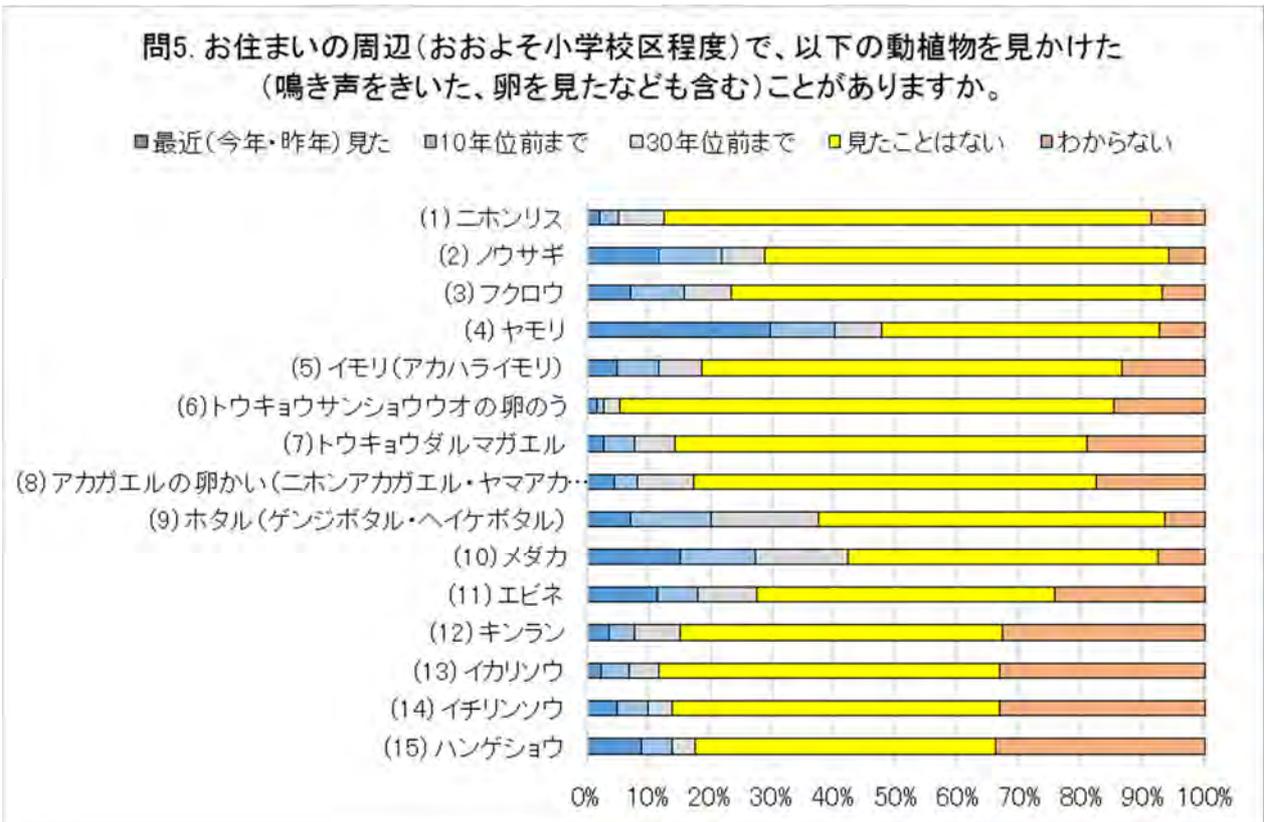
(5) 生物の認知度について

問 5. お住まいの周辺(おおよそ小学校区程度)で、以下の動植物を見かけた(鳴き声をきいた、卵を見たなども含む)ことがありますか。

生物の認知度と近年の変化に関する回答の集計結果は、表 18 に示すとおりである。各生物に関する回答は、いずれの生物も「見たことがない」が最多であった。回答者が設問の生物のうち、最近(今年・昨年)見た種として回答数が比較的多かったのは、「ヤモリ」、「メダカ」、「エビネ」、「ノウサギ」で回答数 40 以上であった。全般的な傾向として、動物に比べて植物については、「分からない」との回答が多い。

表 18 生物の認知度と近年の変化

動物・植物の名前など	最近(今年・昨年)見た	以前は見た		見たことはない	わからない	回答数
		10年位前まで	30年位前まで			
	4	3	2	1	0	
(1) ニホンリス	7	11	26	275	30	349
(2) ノウサギ	41	36	25	231	21	354
(3) フクロウ	25	31	27	248	25	356
(4) ヤモリ	109	38	28	165	27	367
(5) イモリ(アカハライモリ)	17	24	24	239	47	351
(6) トウキョウサンショウウオの卵のう	6	4	9	280	52	351
(7) トウキョウダルマガエル	10	17	23	235	67	352
(8) アカガエルの卵かい (ニホンアカガエル・ヤマアカガエル)	16	13	32	229	62	352
(9) ホタル(ゲンジボタル・ヘイケボタル)	25	47	62	200	23	357
(10) メダカ	54	44	54	180	27	359
(11) エビネ	41	23	34	172	87	357
(12) キンラン	13	14	26	184	116	353
(13) イカリソウ	8	16	17	194	117	352
(14) イチリンソウ	17	18	14	186	117	352
(15) ハンゲシヨウ	31	18	13	172	120	354



(6)有害鳥獣の被害について

問 6. 近年、アライグマをはじめとする有害鳥獣の被害が市内でも増えてきています。

問 6-1 お困りの野生鳥獣について、どのような被害があるかお聞きします。

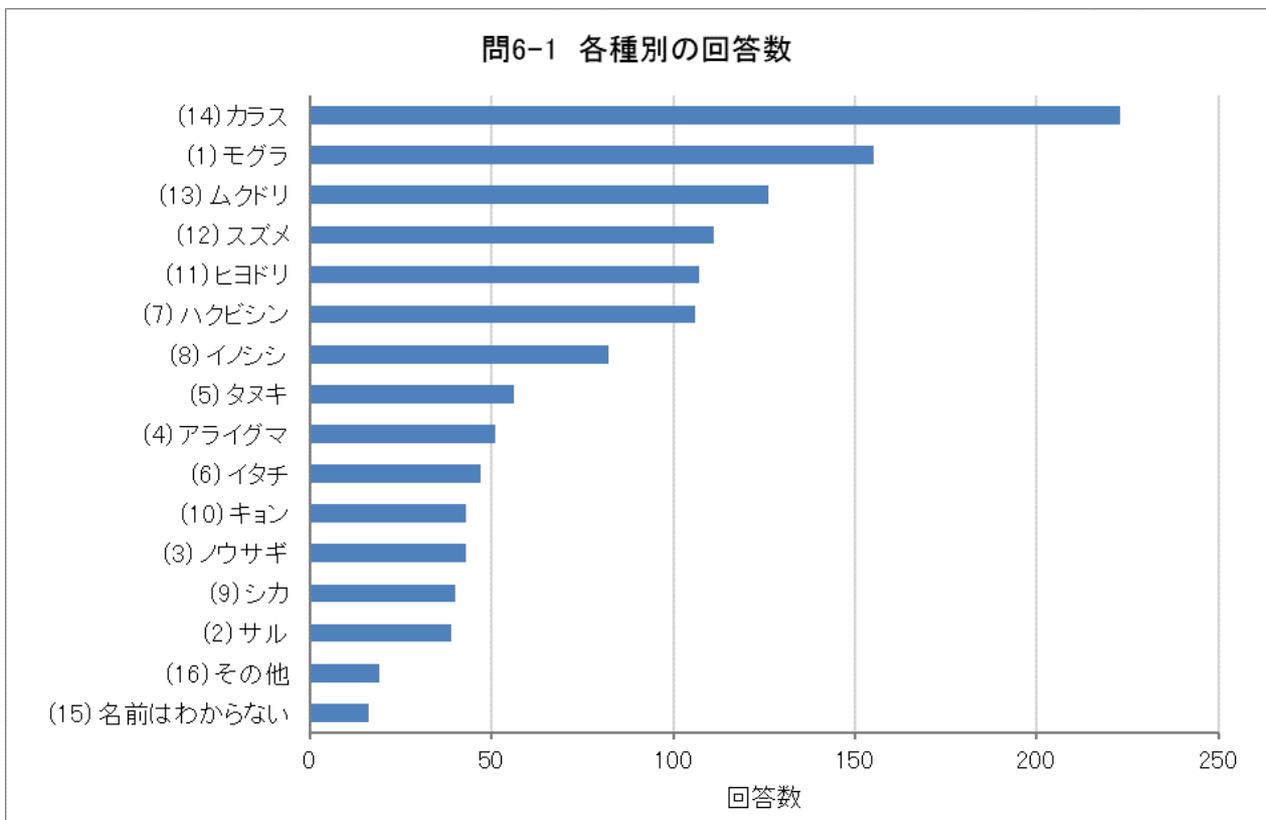
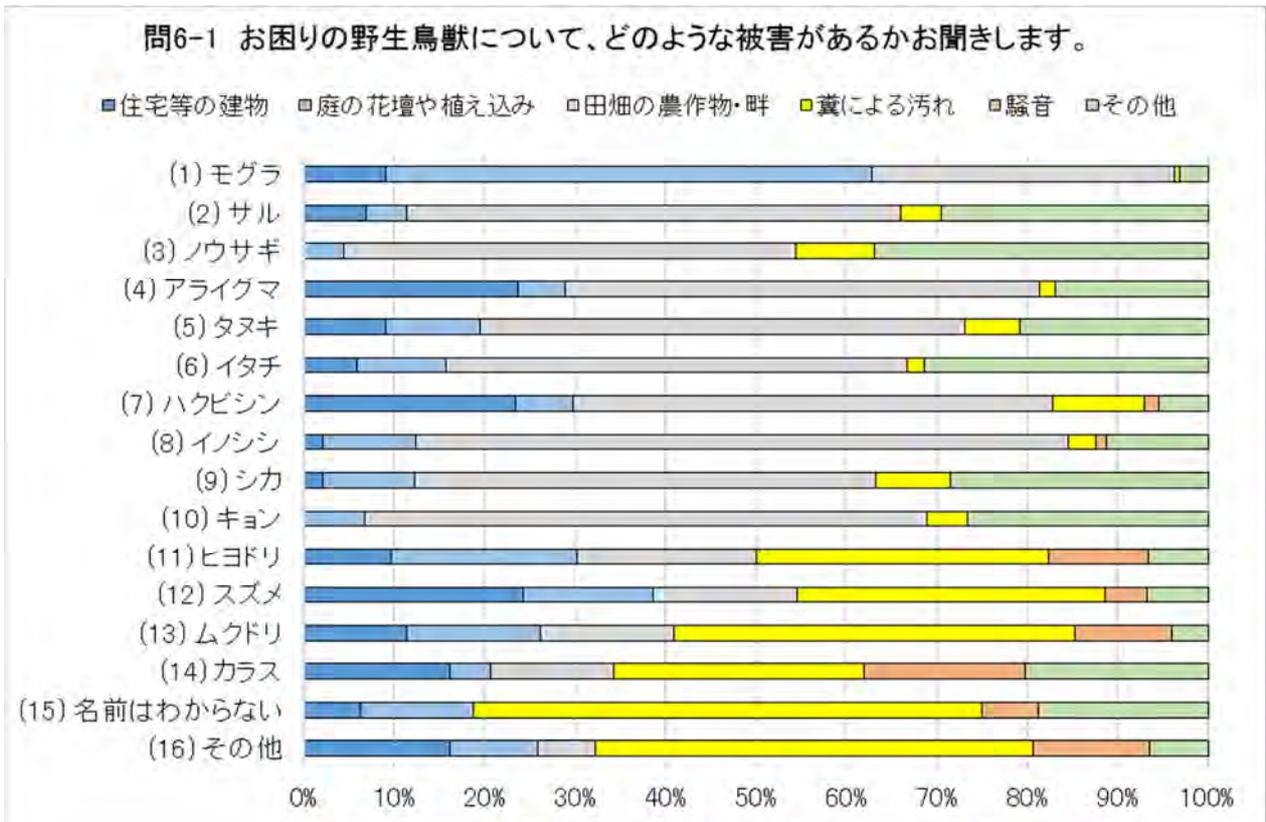
有害鳥獣の被害に関する回答の集計結果は、表 19 に示すとおりである。設問の有害鳥獣のうち、種別回答数が多かった種は、「カラス」、「モグラ」、「ムクドリ」、「スズメ」、「ヒヨドリ」、「ハクビシン」で回答数 100 以上であった。被害の内容としては、「田畑の農作物・畔」、「糞による汚れ」、「庭の花壇や植え込み」についての回答が比較的多い。

表 19 有害鳥獣の被害

有害鳥獣の種類	問 6-1 被害の内容（複数回答）							回答数	種別回答数
	住宅等の建物	庭の花壇や植え込み	田畑の農作物・畔	糞による汚れ	騒音	その他			
(1) モグラ	17	101	63	1	0	6	188	155	
(2) サル	3	2	24	2	0	13	44	39	
(3) ノウサギ	0	2	23	4	0	17	46	43	
(4) アライグマ	14	3	31	1	0	10	59	51	
(5) タヌキ	6	7	36	4	0	14	67	56	
(6) イタチ	3	5	26	1	0	16	51	47	
(7) ハクビシン	30	8	68	13	2	7	128	106	
(8) イノシシ	2	10	70	3	1	11	97	82	
(9) シカ	1	5	25	4	0	14	49	40	
(10) キョン	0	3	28	2	0	12	45	43	
(11) ヒヨドリ	13	28	27	44	15	9	136	107	
(12) スズメ	32	19	21	45	6	9	132	111	
(13) ムクドリ	17	22	22	66	16	6	149	126	
(14) カラス	50	14	42	86	55	63	310	223	
(15) 名前はわからない	1	2	0	9	1	3	16	16	
(16) その他	5	3	2	15	4	2	31	19	

(16)その他の回答内容(種名)

ネコ 11 件、ハト 3 件、キジ 2 件、コウモリ、ネズミ、ツバメ、クジャク、イヌなど
--

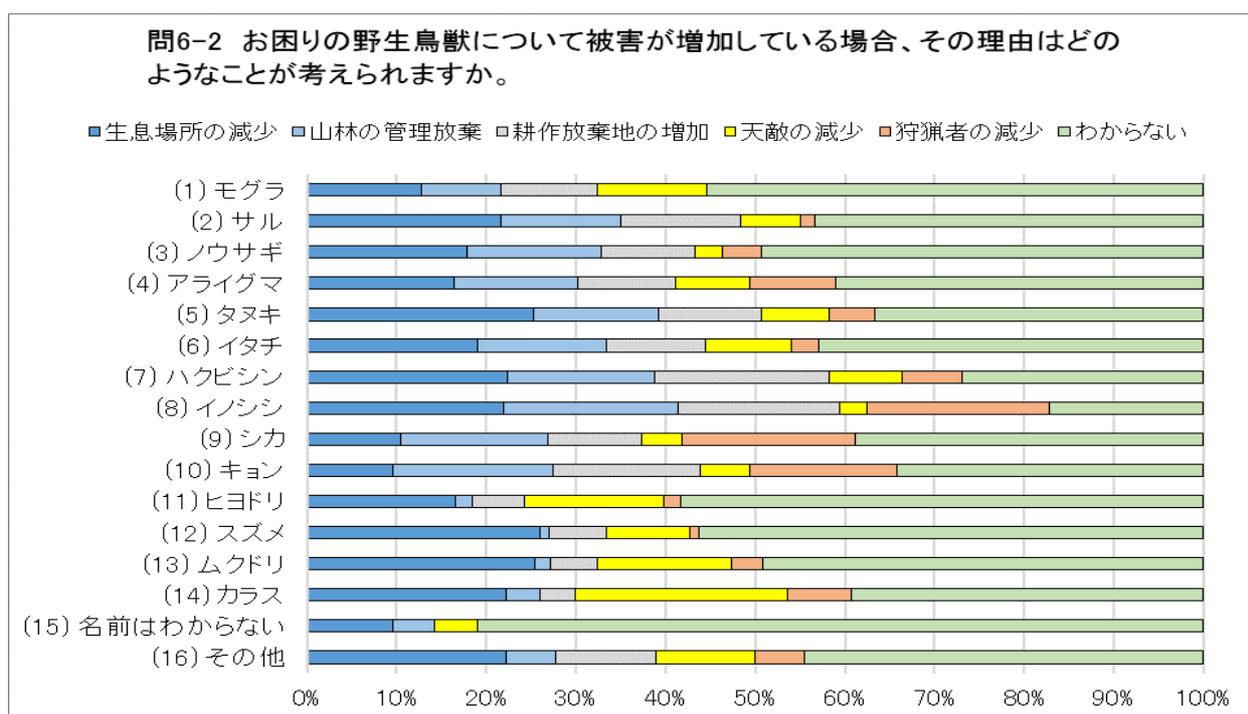


**問 6-2 お困りの野生鳥獣について被害が増加している場合、その理由はどのようなことが考えられますか。**

有害鳥獣の増加理由に関する回答の集計結果は、表 20 に示すとおりである。選択肢の被害の増加理由のうち、イノシシを除く種では「わからない」の割合が高い。「わからない」に続き「生息場所の減少」の割合が高い種が多いが、イノシシでは「生息場所の減少」に続き「狩猟者の減少」、シカでは「わからない」に続き「狩猟者の減少」、カラスでは「わからない」に続き「天敵の減少」の割合が高い。

**表 20 有害鳥獣の増加理由**

有害鳥獣の種類	問 6-2 被害の増加理由（複数回答）						回答数
	生息場所の減少	山林の管理放棄	耕作放棄地の増加	天敵の減少	狩猟者の減少	わからない	
(1) モグラ	19	13	16	18	0	82	148
(2) サル	13	8	8	4	1	26	60
(3) ノウサギ	12	10	7	2	3	33	67
(4) アライグマ	12	10	8	6	7	30	73
(5) タヌキ	20	11	9	6	4	29	79
(6) イタチ	12	9	7	6	2	27	63
(7) ハクビシン	30	22	26	11	9	36	134
(8) イノシシ	28	25	23	4	26	22	128
(9) シカ	7	11	7	3	13	26	67
(10) キョン	7	13	12	4	12	25	73
(11) ヒヨドリ	17	2	6	16	2	60	103
(12) スズメ	25	1	6	9	1	54	96
(13) ムクドリ	29	2	6	17	4	56	114
(14) カラス	47	8	8	50	15	83	211
(15) 名前はわからない	2	1	0	1	0	17	21
(16) その他	4	1	2	2	1	8	18



(7) 環境に関する施策や行政・市民の取り組み等について

問 7. 環境に関する施策や行政・市民の取り組み等についてお聞きします。

問 7-1 今後、市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等は何ですか。

市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等に関する回答の集計結果は、表 21 に示すとおりである。回答者が市に進めてほしい環境施策として、「ごみの不法投棄対策」、「大気汚染対策」、「公園・広場・緑道など自然とふれあえる場の整備・創出」、「特定外来生物や有害鳥獣の駆除、被害防止対策の支援」、「水質汚染対策」、「街並みの保全・整備」、「自動車交通公害対策、人中心の道路づくり」の 7 つの分野は回答数 100 を超え、比較的要望が多い。

表 21 市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等

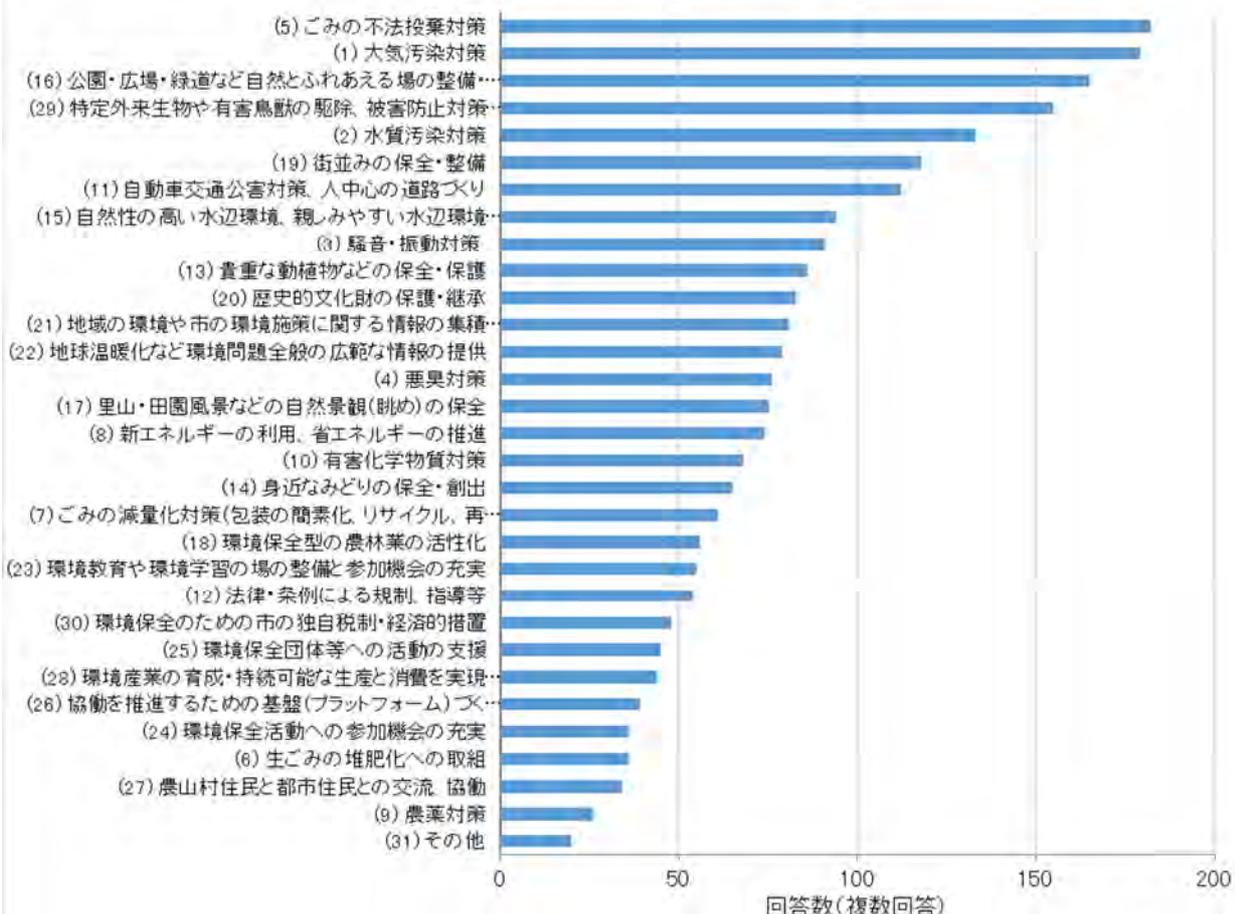
環境施策の分野等	問 7-1 市に進めてほしい (複数回答)
(1) 大気汚染対策	179
(2) 水質汚染対策	133
(3) 騒音・振動対策	91
(4) 悪臭対策	76
(5) ごみの不法投棄対策	182
(6) 生ごみの堆肥化への取組	36
(7) ごみの減量化対策(包装の簡素化、リサイクル、再生利用の促進など)	61
(8) 新エネルギーの利用、省エネルギーの推進	74
(9) 農薬対策	26
(10) 有害化学物質対策	68
(11) 自動車交通公害対策、人中心の道路づくり	112
(12) 法律・条例による規制、指導等	54
(13) 貴重な動植物などの保全・保護	86
(14) 身近なみどりの保全・創出	65
(15) 自然性の高い水辺環境、親しみやすい水辺環境の保全・創出	94
(16) 公園・広場・緑道など自然とふれあえる場の整備・創出	165
(17) 里山・田園風景などの自然景観(眺め)の保全	75
(18) 環境保全型の農林業の活性化	56
(19) 街並みの保全・整備	118
(20) 歴史的文化財の保護・継承	83
(21) 地域の環境や市の環境施策に関する情報の集積と提供	81
(22) 地球温暖化など環境問題全般の広範な情報の提供	79
(23) 環境教育や環境学習の場の整備と参加機会の充実	55
(24) 環境保全活動への参加機会の充実	36
(25) 環境保全団体等への活動の支援	45
(26) 協働を推進するための基盤(プラットフォーム)づくりや支援	39
(27) 農山村住民と都市住民との交流、協働	34
(28) 環境産業の育成・持続可能な生産と消費を実現する経済システムの構築	44
(29) 特定外来生物や有害鳥獣の駆除、被害防止対策の支援	155
(30) 環境保全のための市の独自税制・経済的措置	48
(31) その他	20

注) 選択肢から最大 5 つで回答を求めたが、5 つ以上の回答も集計した。

(31) その他の回答内容

- 日々歩いていますが、神社の文化財が劣化していくのを見てられません。経済的にバックアップして欲しいです。もったいないです。
- 高齢者の移動・交通手段など。
- 駅周辺の禁煙化。
- 人口増加に対して、防犯カメラの設置を要望します。
- 残土条例の制定。
- 市、市民一体でやるものもある。
- 何を成すべきか、市職員（市議会議員）は自から実践して実態を把握し、市民協働を計るべきだ（汗をかき、現状を見る）。
- 経済活動と環境の矛盾（問3その他参照）戦争が環境破壊であることの2つを市民にそして全国に発信してほしい。
- 袖ヶ浦駅内のハト対策（市の玄関口の美化）。
- 平成通りの葦波から平成周辺の道路脇の森林が次々伐採されて残念。市が補助金等地主さんにあげて森林を保全して欲しい。
- 地域における連帯意識。市民の自治意識の高揚。
- 砂子田の寺の下道に置かれ、小さい冷蔵庫と布団置かれて困っている。
- 消防団組織の維持が難しい。
- 許可された残土捨場が間もなく完了するが、むしろこれからの雨水被害が心配なのです。
- 公共交通機関の充実（日中など本数が少なく利用しづらい）。
- がいとうをふやす。
- 根形・平川方面の住宅にスーパーを！！ 根形・平川方面の子供達を楽しめる店（文房具店など）！！
- 道路の設備（安全性を重要視したもの）。
- 鴨下り～平成～いちよう通り間について騒音、振動は規制内（市報告）と言いながら速度40kmは守られず、市道であるにもかかわらず産業道路化の方向に進み化していることに深く憂慮しています。
- 粗大ゴミの回収を年1・2回して欲しいです。

問7-1 今後、市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等は何ですか。



**問 7-2 市民が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等は何ですか。**

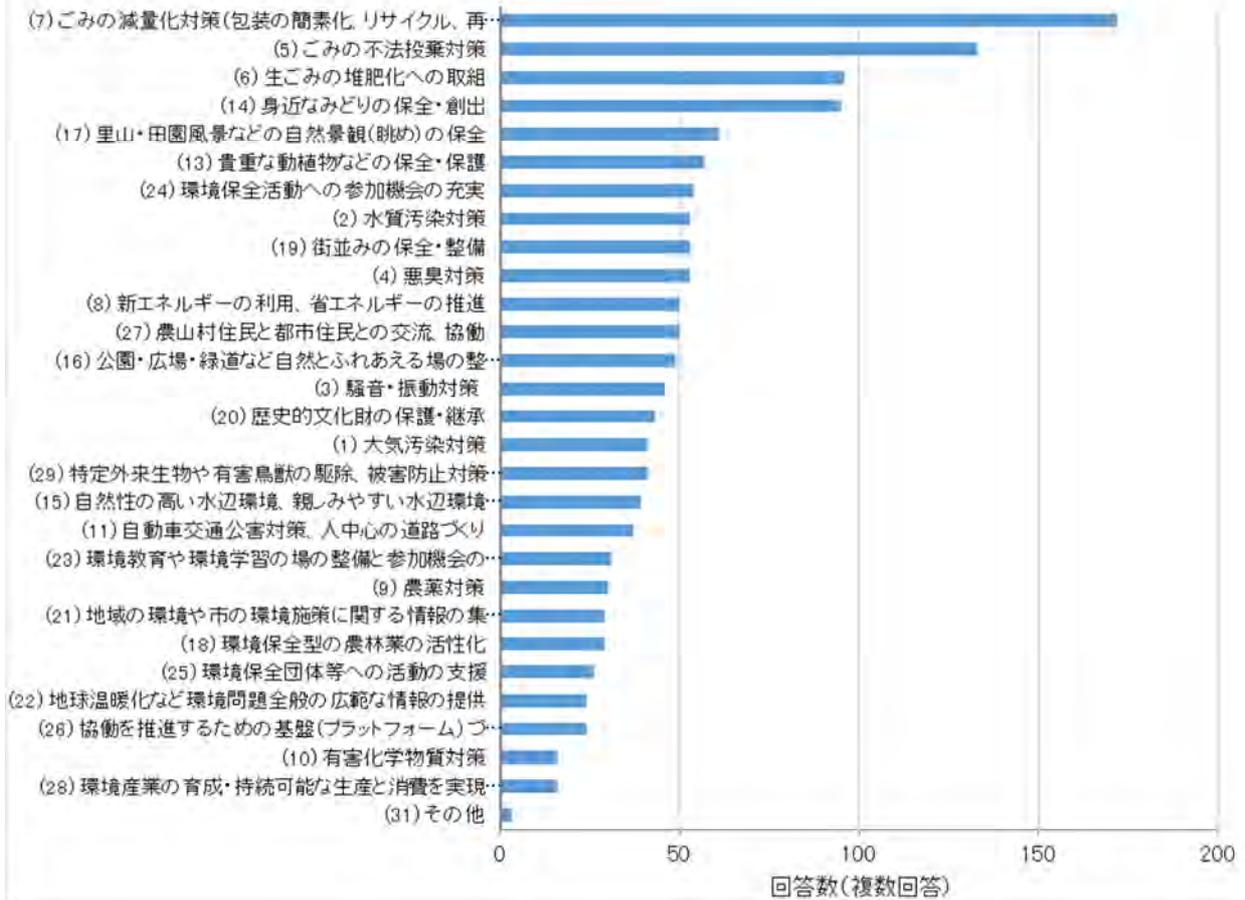
市民が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等に関する回答の集計結果は、表 22 に示すとおりである。選択肢の環境施策のうち、「ごみの減量化対策（包装の簡素化、リサイクル、再生利用の促進など）」、「ごみの不法投棄対策」、「生ごみの堆肥化への取組」、「身近なみどりの保全・創出」の4つの分野は、回答数 90 を超え、比較的多い。

**表 22 市民が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等**

環境施策の分野等	問 7-2 市民が取り組む (複数回答)
(1) 大気汚染対策	41
(2) 水質汚染対策	53
(3) 騒音・振動対策	46
(4) 悪臭対策	53
(5) ごみの不法投棄対策	133
(6) 生ごみの堆肥化への取組	96
(7) ごみの減量化対策(包装の簡素化、リサイクル、再生利用の促進など)	172
(8) 新エネルギーの利用、省エネルギーの推進	50
(9) 農薬対策	30
(10) 有害化学物質対策	16
(11) 自動車交通公害対策、人中心の道路づくり	37
(13) 貴重な動植物などの保全・保護	57
(14) 身近なみどりの保全・創出	95
(15) 自然性の高い水辺環境、親しみやすい水辺環境の保全・創出	39
(16) 公園・広場・緑道など自然とふれあえる場の整備・創出	49
(17) 里山・田園風景などの自然景観(眺め)の保全	61
(18) 環境保全型の農林業の活性化	29
(19) 街並みの保全・整備	53
(20) 歴史的文化財の保護・継承	43
(21) 地域の環境や市の環境施策に関する情報の集積と提供	29
(22) 地球温暖化など環境問題全般の広範な情報の提供	24
(23) 環境教育や環境学習の場の整備と参加機会の充実	31
(24) 環境保全活動への参加機会の充実	54
(25) 環境保全団体等への活動の支援	26
(26) 協働を推進するための基盤(プラットフォーム)づくりや支援	24
(27) 農山村住民と都市住民との交流、協働	50
(28) 環境産業の育成・持続可能な生産と消費を実現する経済システムの構築	16
(29) 特定外来生物や有害鳥獣の駆除、被害防止対策の支援	41
(31) その他	3

注) 選択肢から最大 5 つで回答を求めたが、5 つ以上の回答も集計した。

問7-2 市民が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等は何ですか。



**問 7-3 あなたが参加・協力している、または参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動などについて教えてください。**

参加・協力している、または参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動などに関する回答の集計結果は、表 23 に示すとおりである。選択肢の社会貢献活動やボランティア活動のうち、「地域の清掃や街の美化（ゴミ拾いなど）活動」が他に比較して特に多く、続いて「リサイクル、リユース（食用油の回収など）に関する活動」の回答が多い。

回答者が今後参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動については、「地域の清掃や街の美化（ゴミ拾いなど）活動」、「街の緑化や花壇整備などの景観（風景）づくり」が他に比較して回答が多い。

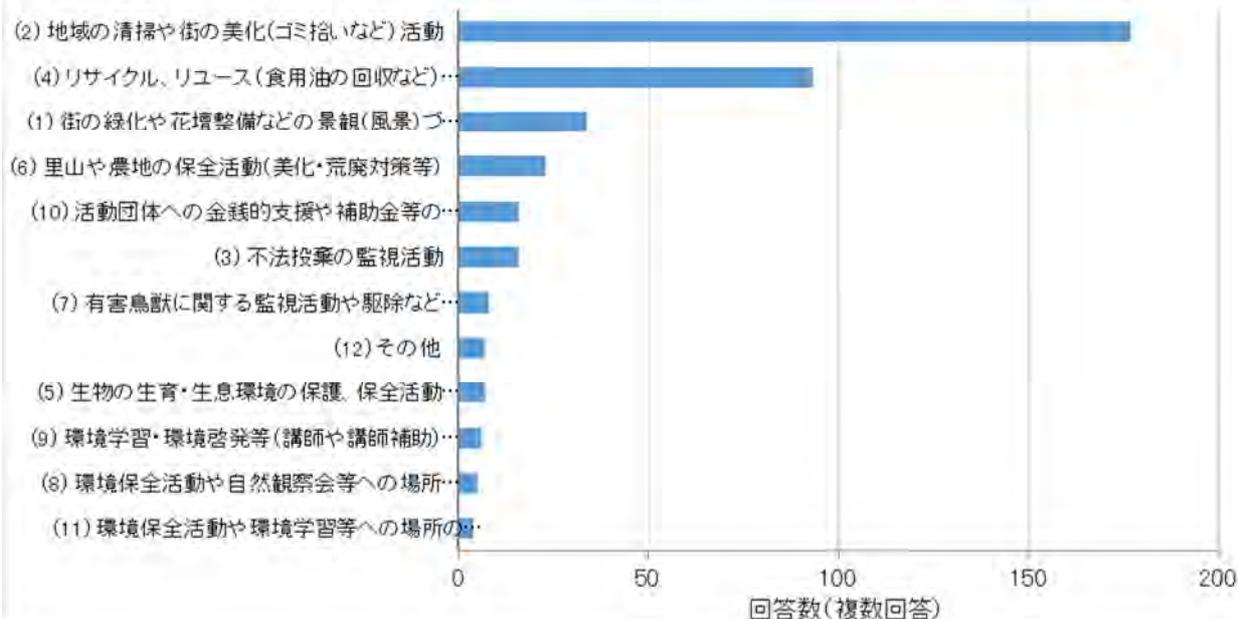
**表 23 参加・協力している、または参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動など**

環境施策の分野等	既に 参加・協力 している (複数回答)	今後 参加・協力 しても良い (複数回答)
(1) 街の緑化や花壇整備などの景観(風景)づくり	34	101
(2) 地域の清掃や街の美化(ゴミ拾いなど)活動	177	107
(3) 不法投棄の監視活動	16	48
(4) リサイクル、リユース(食用油の回収など)に関する活動	93	56
(5) 生物の生育・生息環境の保護、保全活動(維持管理など)	7	54
(6) 里山や農地の保全活動(美化・荒廃対策等)	23	58
(7) 有害鳥獣に関する監視活動や駆除など(猟友会ボランティアを含む)	8	31
(8) 環境保全活動や自然観察会等への場所等の提供	5	22
(9) 環境学習・環境啓発等(講師や講師補助)の活動	6	27
(10) 活動団体への金銭的支援や補助金等の助成団体への寄付	16	27
(11) 環境保全活動や環境学習等への場所の提供	4	19
(12) その他	7	1

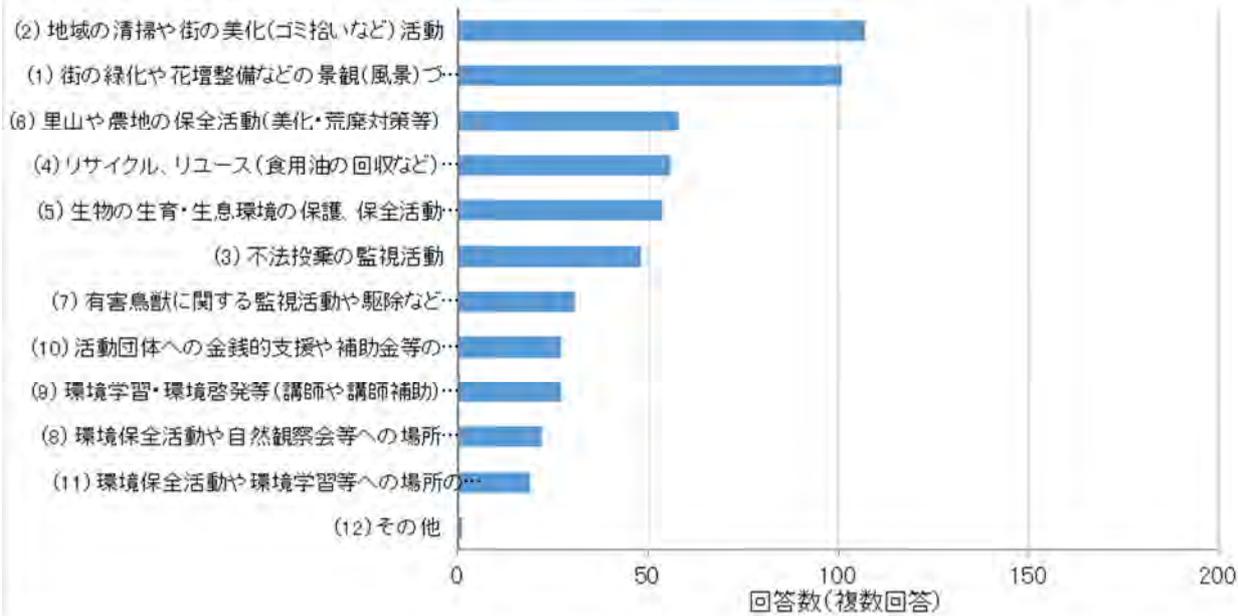
(12)その他の回答内容

<p>(今後参加協力しても良い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護犬に関する活動</li> </ul> <p>(その他記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 80歳にちかいですので何も参加出来ません。</li> <li>● ボランティア活動は基本行いません。</li> <li>● 体が不自由だができることやる。</li> <li>● 行政は何をすべきで何が出来るか、住民は何をすべきで何が出来るかを徹底的に整理して議論の上で市民に発信してほしい。</li> <li>● アパートの方には回覧も回らず、特にゴミに対してモラルがない。家主に協力してほしい。</li> <li>● 回答欄に不参加、不協力の枠がない。正確なデータになるのか？</li> <li>● 市民が参加したいと思う活動を考えてほしいです。強制ではなく、自発的でなくては長続きしません。</li> </ul>
---

問7-3 あなたが参加・協力している、または参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動などについて教えてください。【既に参加・協力している】



問7-3 あなたが参加・協力している、または参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動などについて教えてください。【今後参加・協力しても良い】



(8) 将来世代に引き継ぎたいすばらしい環境について

問 8. 現在本市が有している環境のなかで、あなたが考える将来の世代に引き継ぎたい、すばらしい環境は、どのような環境ですか。

将来世代に引き継ぎたいすばらしい環境に関する回答の集計結果は、表 24 に示すとおりである。選択肢の環境のなかで「緑豊かで美しい公園や広場」、「緑豊かでうるおいのある街並み」、「きれいで美しい川や川辺」の 3 つは、半数以上が選択している

表 24 将来世代に引き継ぎたいすばらしい環境

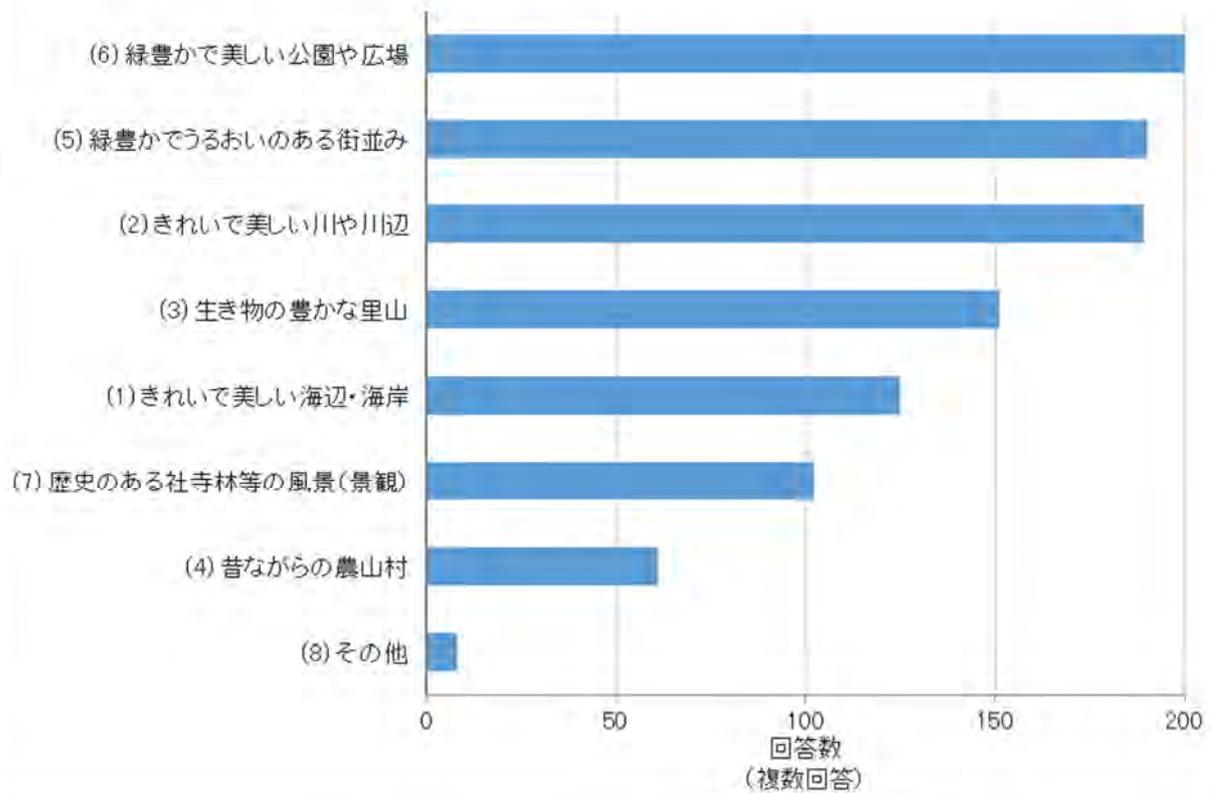
将来世代に引き継ぎたい環境	回答数 (複数回答)
(1) きれいで美しい海辺・海岸	125
(2) きれいで美しい川や川辺	189
(3) 生き物の豊かな里山	151
(4) 昔ながらの農山村	61
(5) 緑豊かでうるおいのある街並み	190
(6) 緑豊かで美しい公園や広場	200
(7) 歴史のある社寺林等の風景(景観)	102
(8) その他	8

注) 選択肢から 3 つ以内で回答を求めたが、3 つ以上の回答も集計した。

(8) その他の回答内容

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財保護</li> <li>● 車道、歩道の分離、自転車道の整備</li> <li>● 自治会活動への協力</li> <li>● ゴミのないきれいな道路</li> <li>● 人とのつながりのある環境</li> <li>● 水質の改善化</li> <li>● (なし・わかりません)</li> </ul> |
|--|

問8. 現在本市が有している環境のなかで、あなたが考える将来の世代に引き継ぎたい、素晴らしい環境は、どのような環境ですか。



(9) 環境づくりの目標や指針となるキャッチフレーズなどについて

問 9. 袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉を回答欄に自由に記入ください。(今後の袖ヶ浦市の環境づくりの目標や指針となるキャッチフレーズなど)

袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉やその他の意見についての回答は、以下のとおり 111 件（複数回答有）が得られた。

- 森林や海の自然と近代工業が調和する環境都市づくり
- 安全安心な街は豊かな心と環境で
- やさしい心と豊かな自然みんなで守るふる里を！
- 緑豊かな安心、安全な袖ヶ浦市
- まず一步、小さな我が庭の整備から取り組もう
- 我が町と、自慢できる美しい環境を目標とかがけて
- 千葉県に袖ヶ浦市有りと言われるような整備
- 緑豊かなうるおいのある美しい街づくり
- 散歩、散策の楽しい街
- さわやかな袖ヶ浦にしよう！
- 歴史と緑豊かな袖ヶ浦
- 昆虫や小動物と共生できる自然を残す未来都市
- 皆で築こう、安全で美しい街に
- 安心・安全なまち袖ヶ浦
- ずっと住みたい街・袖ヶ浦
- 一人ひとりが守る古里 伝えよう子や孫に
- 未来へつなぐ緑豊かな宣言都市
- クリーンで豊かな袖ヶ浦
- 誰でも参加出来る親しみ易い環境都市
- 笑顔で集う憩いの場
- 自然とともに歩いていく袖ヶ浦市
- 程よい都会と自然の調和
- 環境都市！！袖ヶ浦
- 美しく豊かな自然の環境で、心豊かな都市を！！
- 人にやさしい街・住みたい街づくり
- 新しきふるさと美しき袖ヶ浦
- 生きとし生ける全てにやさしい、より良い未来を
- 全てにやさしいより良い未来を
- 安心、静か、美しい環境の未来都市
- 人と環境の調和の街づくりの袖ヶ浦市
- 笑顔あふれるコミュニティ
- 里山や海辺で自然に触れあえる袖ヶ浦
- やさしい、だれもが安心して住める町

- 私たちの行動が未来の袖ヶ浦を変える
- 人が生き生き自然と和み皆で築く安心環境
- ここいいよ、あそこもいいよ袖ヶ浦
- 何事も日本一の袖ヶ浦
- 日本一、いや世界一の袖ヶ浦
- 安心安全の街づくり
- ゴミのポイ捨て、迷惑駐車撲滅は「思いやり」から
- 体験型学習を通じて生き物、自然の大切さを目指して
- 誰もがうるおう環境都市袖ヶ浦
- 皆が愛する袖ヶ浦
- 里山にやさしい工場地帯を持つ環境都市袖ヶ浦
- どこかなつかしく安心できる都市づくり袖ヶ浦
- 自然は天の恵み、使うは人の心
- 生き物の住みやすい街に！
- 災害のない緑豊かな街を目指して
- 綺麗で緑が溢れる街を目指して
- 一生住みたい町、袖ヶ浦市！
- 明るく安らぐ街、未来に繋げる緑の街（都市）
- 人のこころ、人のまち、豊かで美しい袖ヶ浦
- 100年先も自然豊かな袖ヶ浦
- いなかでも都会の生活ができる街
- 輝く海と緑
- 市民参加の環境美化活動実践都市へ
- 行政と市民が築く安全安心、緑多い住みよい都市創り
- 生きとし生けるものお互いが尊び分かち合える袖ヶ浦
- 自然と文化の豊かな袖ヶ浦を目指そう
- 自然と共生する緑豊かで美しい環境都市を目指して
- 自然と科学の融合都市
- 自然と仲良く、共存しあえる袖ヶ浦市に
- 安全で快適なうるおいのある環境都市を目指して
- 孫にも住んでもらいたい袖ヶ浦市
- 豊かな自然と共に発展する街を目指して！
- マナーを大切にし人と人との触れ合いを広げる市
- 公、共、自助への徹底化
- 自然豊かで心安らぐ街づくり
- 子供が安全に遊べる町
- 安全・快適で子育てで住まう、環境が良好。
- 環境にやさしい都市作り
- ゴミゼロで共存共栄のみらい都市 袖ヶ浦！！
- 緑豊かな安心に住める都市

- 町内会・市民で町づくり
- 見渡せば緑と水があふれるきれいで幸せ色の町
- 自然の色を大事に！（空の青、山の緑、土の色）
- ホタルが飛びかう美しい環境
- 人とのつながりのある温かい都市 → 住みやすい都市はきれいな川や海、山林だけでなく1番は温かい人間関係のある都市だと思います。→ 孤立していく老人や若者、子供をなくすことが1番の望みです。
- 全ての世代が住み良い街へ
- 人に安心、自然に優しい豊かな将来都市
- 緑豊かで生き生きと生活出来る環境都市にしてほしい
- クリーンで緑豊かな緑化都市
- 市民ひとりひとりが創る快適な街
- 豊かな環境が心を豊かにする
- みんなが住みたい環境づくりをめざして
- 新田舎の風景
- 協働でつくる豊かな里山緑の街並み
- 子供老人にやさしい環境と援助
- （小櫃川の）水辺が歩ける街づくり、10年計画
- 子供から大人まで安心して暮らせるきれいな街、袖ヶ浦
- 市民全員参加で築くひとにやさしい環境都市作り
- 街と自然の調和を目指して
- 心が豊かになる人と人がつながる
- みんなが安心してのびのびとくらす都市を目指して
- 海、山、都心まで全てが家から1時間以内！！家を建てるなら袖ヶ浦！！
- 何世代にもわたって共助・自活できる都市を目指して
- 地産地消 地元で生産された物だけで、生きていける環境があれば安全でもあり安心でもある
- 花いっぱい、緑あふれる街、袖ヶ浦
- 未来の為に全員参加で作る理想的環境都市へ
- 農業と工業、共存のまち（農村部にも人口増を）
- 生き物が共存できる街に
- 豊かな自然のぬくもりに囲まれ住み易い未来環境を目指して自然を守り、安心に共存できる快適な環境都市を目指して
- いつまでも自然の恩恵を受けられる袖ヶ浦
- 緑豊かな子供の声が響く街
- 安全で住みやすい街づくり
- 豊かな水と緑の環境都市
- 他市にいぞんしない街作り
- 空気汚染をなくす街袖ヶ浦
- 住みやすさ No.1 の街づくり

- 心に残り美しい街並み
- 袖ヶ浦公園の池の水汚れが著しく目立つ

2. 事業者アンケート結果

(1) 事業所の属性情報

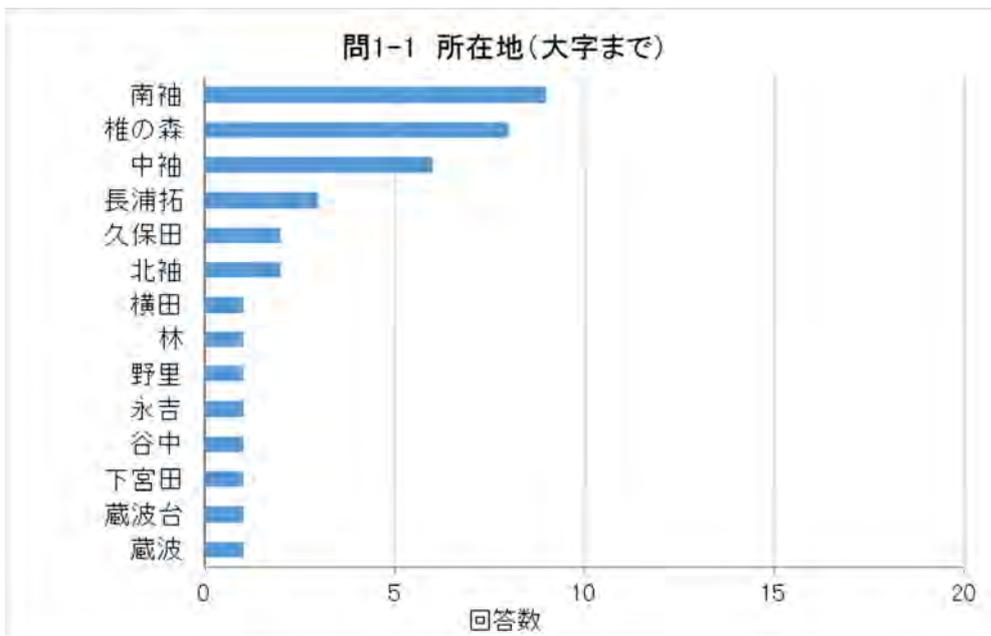
問 1. 貴事業所についてお聞きします。

問 1-1 所在地(所在地(大字まで) (差し支えなければご記入ください)

所在地に関する回答の集計結果は、表 25 に示すとおりである。

表 25 所在地

大字	回答数
南袖	9
椎の森	8
中袖	6
長浦拓	3
久保田	2
北袖	2
横田	1
林	1
野里	1
永吉	1
谷中	1
下宮田	1
蔵波台	1
蔵波	1
合計	38



## 問 1-2 業種

業種に関する回答の集計結果は、表 26 に示すとおりである。回答を得た事業所の業種は、その他を除き「製造業（重工業）」、「製造業（軽工業）」の割合が高い。

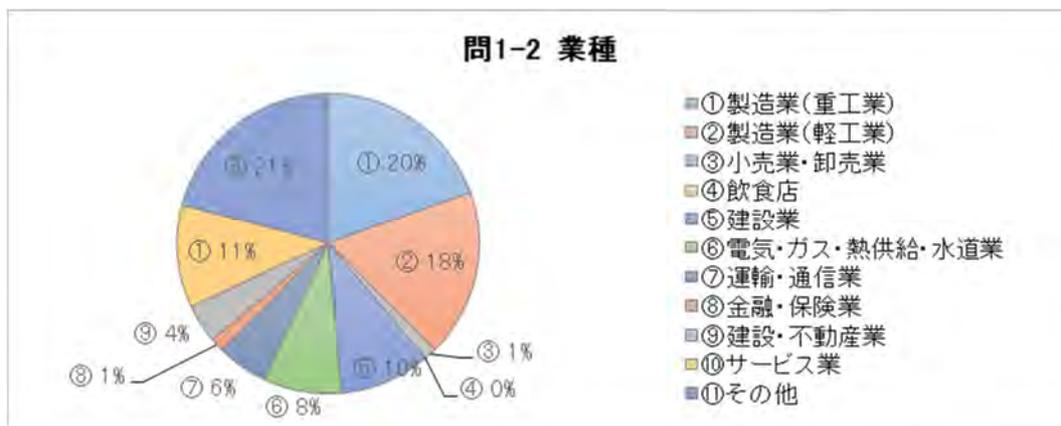
表 26 業種

区分	回答数	割合
①製造業(重工業)	14	19.4%
②製造業(軽工業)	13	18.1%
③小売業・卸売業	1	1.4%
④飲食店	0	0.0%
⑤建設業	7	9.7%
⑥電気・ガス・熱供給・水道業	6	8.3%
⑦運輸・通信業	4	5.6%
⑧金融・保険業	1	1.4%
⑨建設・不動産業	3	4.2%
⑩サービス業	8	11.1%
⑪その他	15	20.8%
合計	72	100.0%

注) 複数回答も、それぞれの区分に当てはめて集計した。

### ⑪その他の回答

倉庫業	倉庫業
クリーニング	窯業
産業用ガス製造・販売	製造業(化学工業)
一般廃棄物処理業	製造業・石膏土石類製造
洗濯業	輸送機器(製造業)
廃棄物処理業	食品製造業
研究所	産業廃棄物処分業

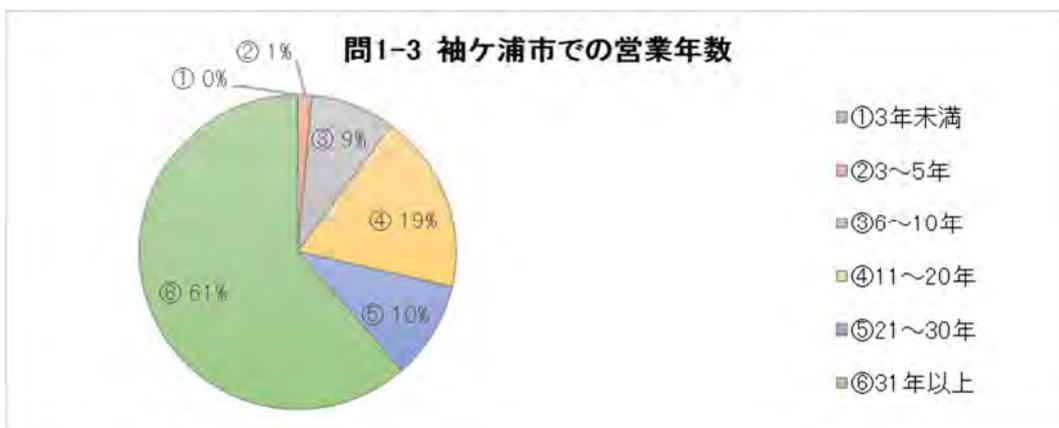


**問 1-3 袖ヶ浦市での営業年数**

袖ヶ浦市での営業年数に関する回答の集計結果は、表 27 に示すとおりである。回答は「31年以上」が約 61%と割合が高い。

表 27 袖ヶ浦市での営業年数

区分	回答数	割合
①3年未満	0	0.0%
②3～5年	1	1.4%
③6～10年	6	8.6%
④11～20年	13	18.6%
⑤21～30年	7	10.0%
⑥31年以上	43	61.4%
合計	70	100.0%

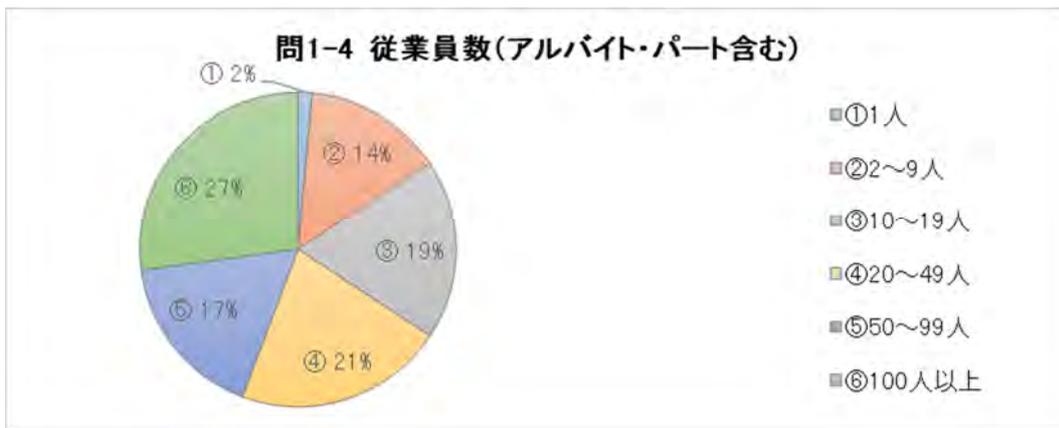


**問 1-4 従業員数(アルバイト・パート含む)**

従業員数に関する回答の集計結果は、表 28 に示すとおりである。回答は「100人以上」、「20～49人」の割合が高く、この2区分で約 49%である。

表 28 従業員数

区分	回答数	割合
①1人	1	1.4%
②2～9人	10	14.3%
③10～19人	13	18.6%
④20～49人	15	21.4%
⑤50～99人	12	17.1%
⑥100人以上	19	27.1%
合計	70	100.0%

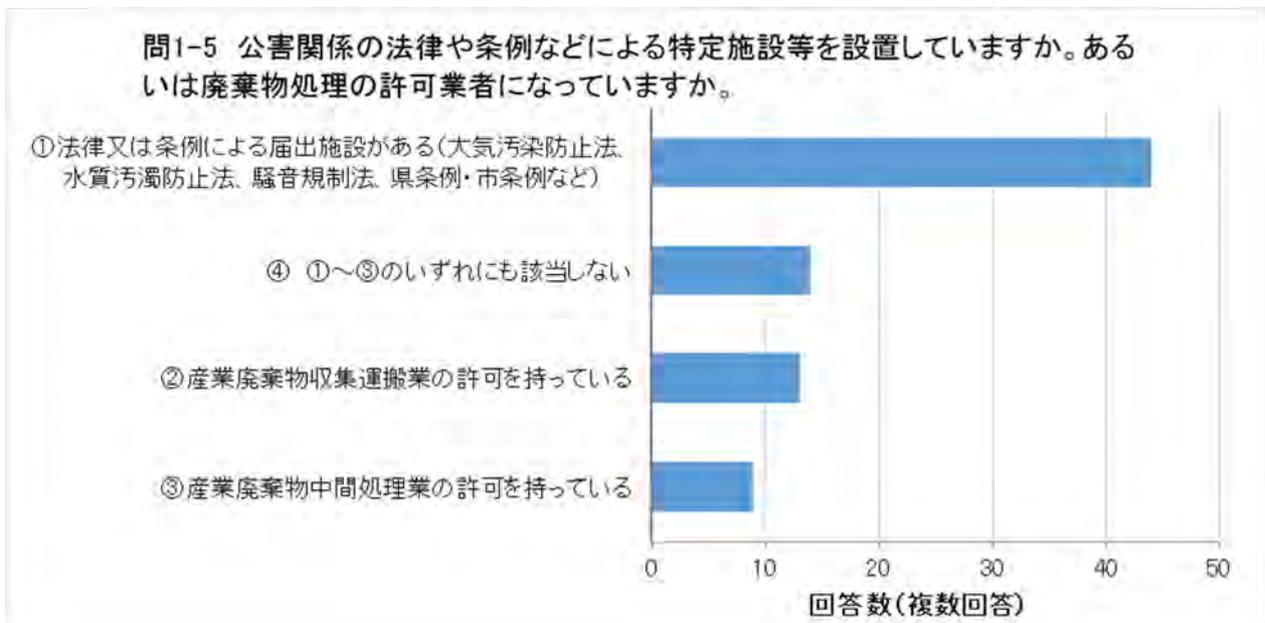


問 1-5 公害関係の法律や条例などによる特定施設等を設置していますか。あるいは廃棄物処理の許可業者になっていますか。

公害関係の法律や条例などによる特定施設等を設置あるいは廃棄物処理の許可業者に関する回答の集計結果は、表 29 に示すとおりである。

表 29 公害関係の法律や条例などによる特定施設等を設置あるいは廃棄物処理の許可業者

区分	回答数 (複数回答)
① 法律又は条例による届出施設がある (大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、県条例・市条例など)	44
② 産業廃棄物収集運搬業の許可を持っている	13
③ 産業廃棄物中間処理業の許可を持っている	9
④ ①～③のいずれにも該当しない	14



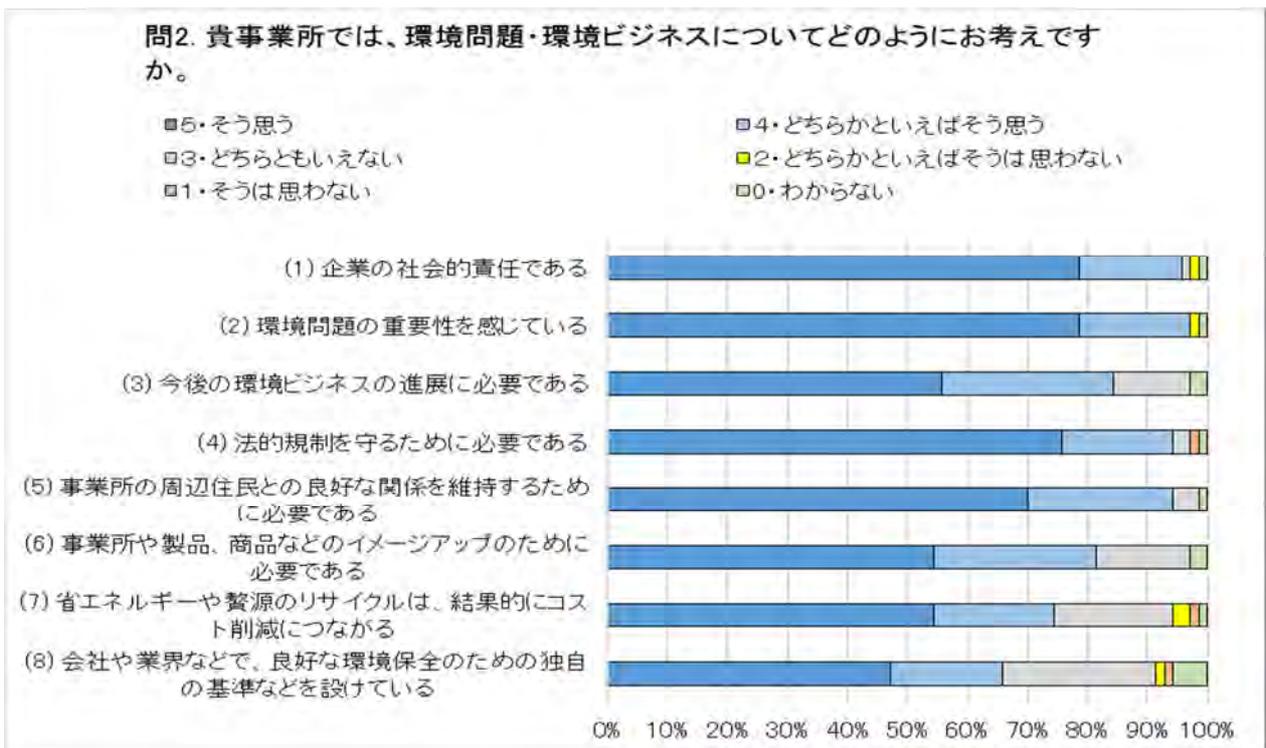
(2) 環境問題・環境ビジネスについての考えについて

問 2. 貴事業所では、環境問題・環境ビジネスについてどのようにお考えですか。

環境問題・環境ビジネスについての考えに関する回答の集計結果は、表 30 に示すとおりである。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計では、「環境問題の重要性を感じている」、「企業の社会的責任である」、「法的規制を守るために必要である」、「事業所の周辺住民との良好な関係を維持するために必要である」の 4 つで 90% を超える。一方、「会社や業界などで、良好な環境保全のための独自の基準などを設けている」が最も低く 66% である。

表 30 環境問題・環境ビジネスについての考え

事業所としての考え	5 そう思う	4 どちらかといえば そう思う	3 どちらとも いえない	2 どちらかといえば そうは思わない	1 そうは思わない	0 わからない	回答数
(1) 企業の社会的責任である	55	12	1	1	0	1	70
(2) 環境問題の重要性を感じている	55	13	0	1	0	1	70
(3) 今後の環境ビジネスの進展に必要である	39	20	9	0	0	2	70
(4) 法的規制を守るために必要である	53	13	2	0	1	1	70
(5) 事業所の周辺住民との良好な関係を維持するために必要である	49	17	3	0	0	1	70
(6) 事業所や製品、商品などのイメージアップのために必要である	38	19	11	0	0	2	70
(7) 省エネルギーや資源のリサイクルは、結果的にコスト削減につながる	38	14	14	2	1	1	70
(8) 会社や業界などで、良好な環境保全のための独自の基準などを設けている	33	13	18	1	1	4	70



(3) 事業活動や提供する製品等が環境へ与える影響について

問 3. 貴事業所の事業活動や提供する製品等が環境へ与える影響についてお聞きします。

問 3-1 環境へ与える負(マイナス)の影響についてお聞きします。

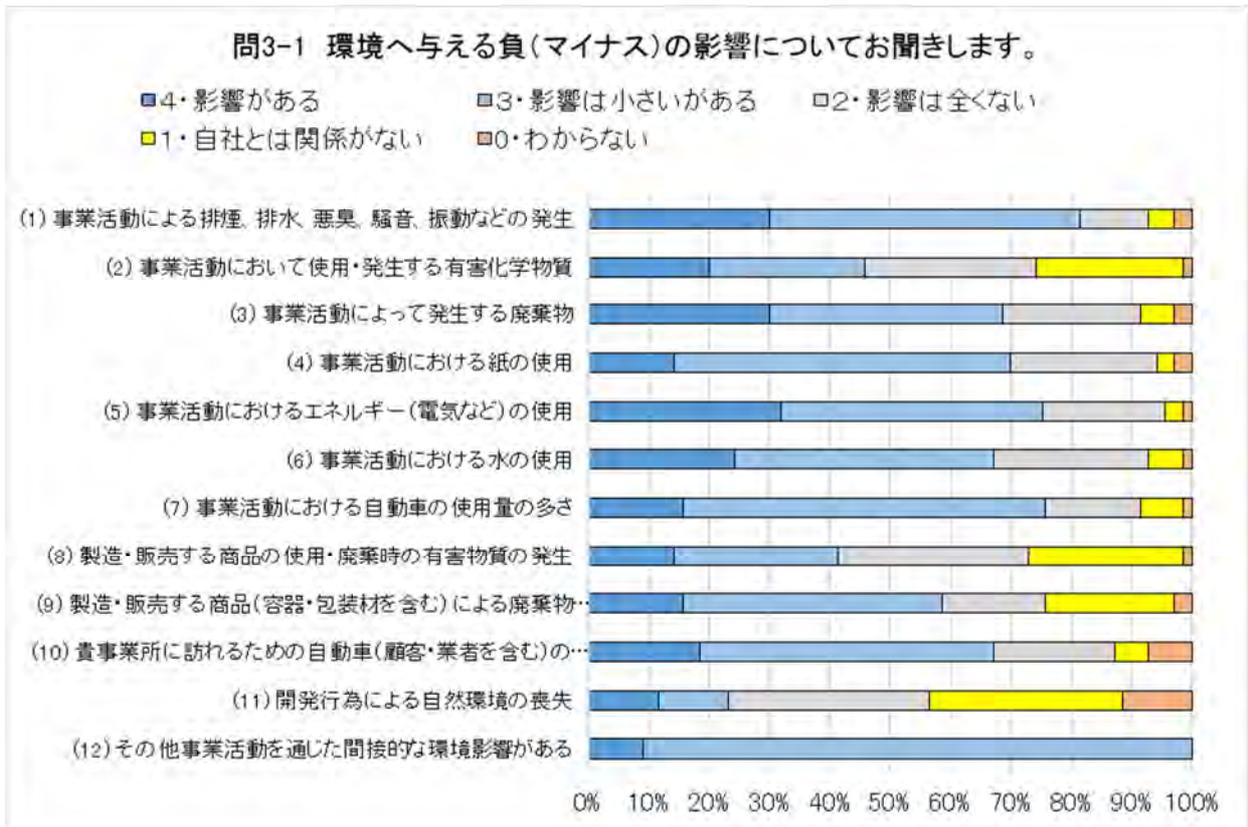
環境へ与える負(マイナス)の影響に関する回答の集計結果は、表 31 に示すとおりである。環境へ与える負の影響については、各内容ともに「わからない」とする回答は少なく、影響を理解している事業所が多い。

表 31 環境へ与える負(マイナス)の影響

内 容	問 3-1 環境へ与える負(マイナス)の影響					回 答 数
	4・影 響が ある	3・影 響は 小 さい が あ る	2・影 響は 全 く な い	1・自 社 と は 関 係 が な い	0・わ か ら な い	
(1) 事業活動による排煙、排水、悪臭、騒音、振動などの発生	21	36	8	3	2	70
(2) 事業活動において使用・発生する有害化学物質	14	18	20	17	1	70
(3) 事業活動によって発生する廃棄物	21	27	16	4	2	70
(4) 事業活動における紙の使用	10	39	17	2	2	70
(5) 事業活動におけるエネルギー(電気など)の使用	22	30	14	2	1	69
(6) 事業活動における水の使用	17	30	18	4	1	70
(7) 事業活動における自動車の使用量の多さ	11	42	11	5	1	70
(8) 製造・販売する商品の使用・廃棄時の有害物質の発生	10	19	22	18	1	70
(9) 製造・販売する商品(容器・包装材を含む)による廃棄物の増加	11	30	12	15	2	70
(10) 貴事業所に訪れるための自動車(顧客・業者を含む)の走行量の多さ	13	34	14	4	5	70
(11) 開発行為による自然環境の喪失	8	8	23	22	8	69
(12) その他事業活動を通じた間接的な環境影響がある	1	10	0	0	0	11

(12) その他の回答

ドライヤーからの水蒸気放出。
----------------



問 3-2 環境へ与える正(プラス)の影響についてお聞きます。

環境へ与える正(プラス)の影響に関する回答の集計結果は、表 32 に示すとおりである。問 3-1 の環境へ与える負の影響については「わからない」とする回答は少ないが、正の影響については「わからない・検討したことがない」との回答が多い。

表 32 環境へ与える正(プラス)の影響

選択肢	回答数
(1) わからない・検討したことがない	28
(2) 正の影響を与える事業内容・活動はない	14
(3) 正の影響を与える事業内容・活動がある	27
合計	69

(3) 正の影響を与える事業内容・活動がある(この枠内に内容をお書きください)の回答

- エネルギーの消費。
- リサイクルの推進。
- フラッシュ蒸気回収と熱の再利用。
- CO<sub>2</sub>削減。
- 省エネ製品の開発・提供。
- LNG 冷熱を使用して非常に省エネ性の高い液化酸素窒素製造工場である。
- 処理業の為、分別作業は当然行われています。
- 臨海地区清掃。
- 太陽光パネルによる発電。
- 産業廃棄物の無害化、減容化、排熱を利用した発電。
- 環境影響の削減、エネルギー削減の開発事業活動。
- 最適な運用、メンテナンス等により、プラントの熱効率維持管理に努めています。
- 水処理及び、焼却処理の環境に配慮した薬品の開発と販売。
- ビオトープの造成実施済。
- 木材の代替製品の製造、リサイクル原料の使用、活用。
- 緑地管理。

- 古紙・ダンボールのリサイクル・リユース原料へ。
- 森林育成企画が会社としてはある。
- 太陽光発電の設置。
- LED 蛍光灯の販売、水銀使用製品の入れ替え提案、水質管理用薬剤の販売、排ガス処理装置の販売。
- 食品工業、化学工業の副産物を原料とすることで資源リサイクルに貢献している。
- リサイクルによる資源循環型社会の構築。
- 製品に含まれる有害物質の量。
- 自動車軽量化のためのプラスチック材料開発。
- 環境低負荷商品の開発、植林。
- ISO14001 活動。

問3-2 環境へ与える正(プラス)の影響についてお聞きします。



(4) 廃棄物の減量化や省エネルギー、自然エネルギーの活用等に関する取り組みについて

**問 4. 廃棄物の減量化や省エネルギー、自然エネルギーの活用等に関する取り組みについてお聞きします。**

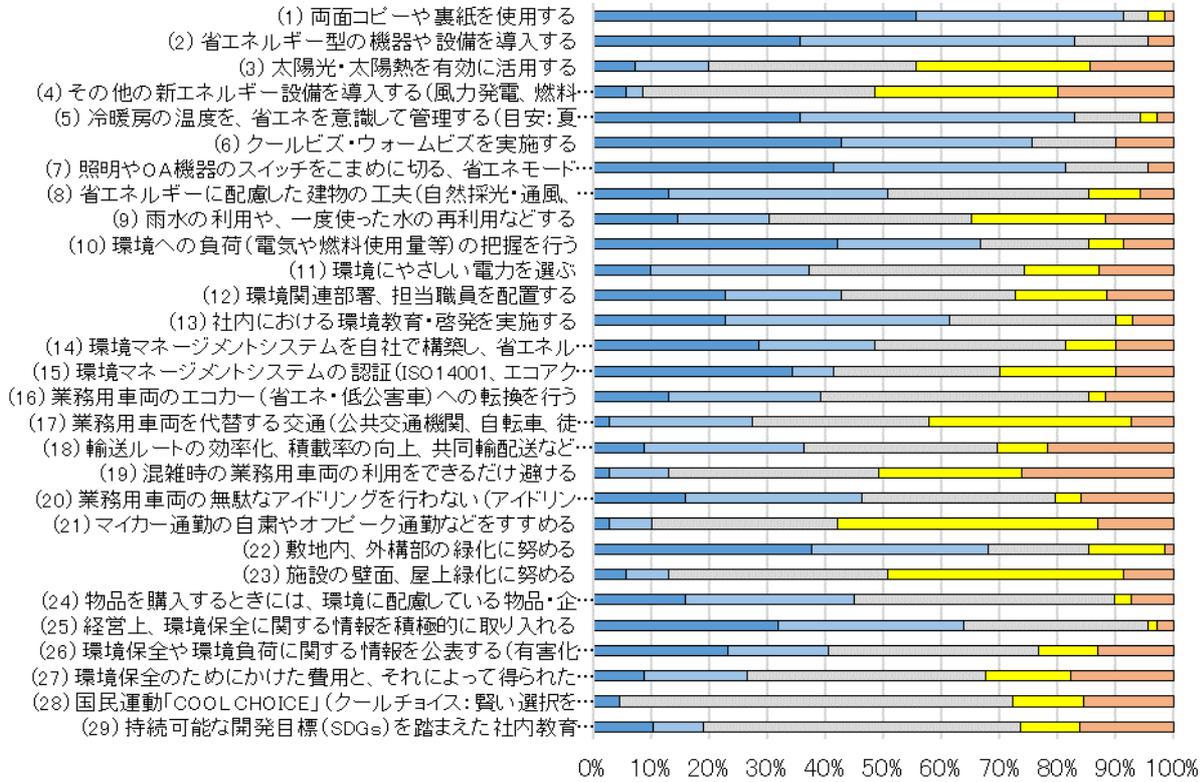
廃棄物の減量化や省エネルギー、自然エネルギーの活用等に関する取り組みに関する回答の集計結果は、表 33 に示すとおりである。「積極的に取り組んでいる」と「取り組んでいるが、さらに取り組んでいきたい」の合計が 80% を超える取り組み内容は、「両面コピーや裏紙を使用する」、「冷暖房の温度を、省エネを意識して管理する（目安：夏 28℃、冬 20℃）」、「省エネルギー型の機器や設備を導入する」、「照明や OA 機器のスイッチをこまめに切る、省エネモードにする」の 4 つである。一方、「積極的に取り組んでいる」と「取り組んでいるが、さらに取り組んでいきたい」の合計が 20% 以下の取り組み内容は、「国民運動「COOL CHOICE」（クールチョイス：賢い選択をしようという取組）への賛同」、「その他の新エネルギー設備を導入する（風力発電、燃料電池・コージェネレーションなど）」、「マイカー通勤の自粛やオフピーク通勤などをすすめる」、「混雑時の業務用車両の利用をできるだけ避ける」、「施設の壁面、屋上緑化に努める」、「持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた社内教育（EDS）に取り組んでいる」、「太陽光・太陽熱を有効に活用する」の 7 つである。

表 33 廃棄物の減量化や省エネルギー、自然エネルギーの活用等に関する取り組み

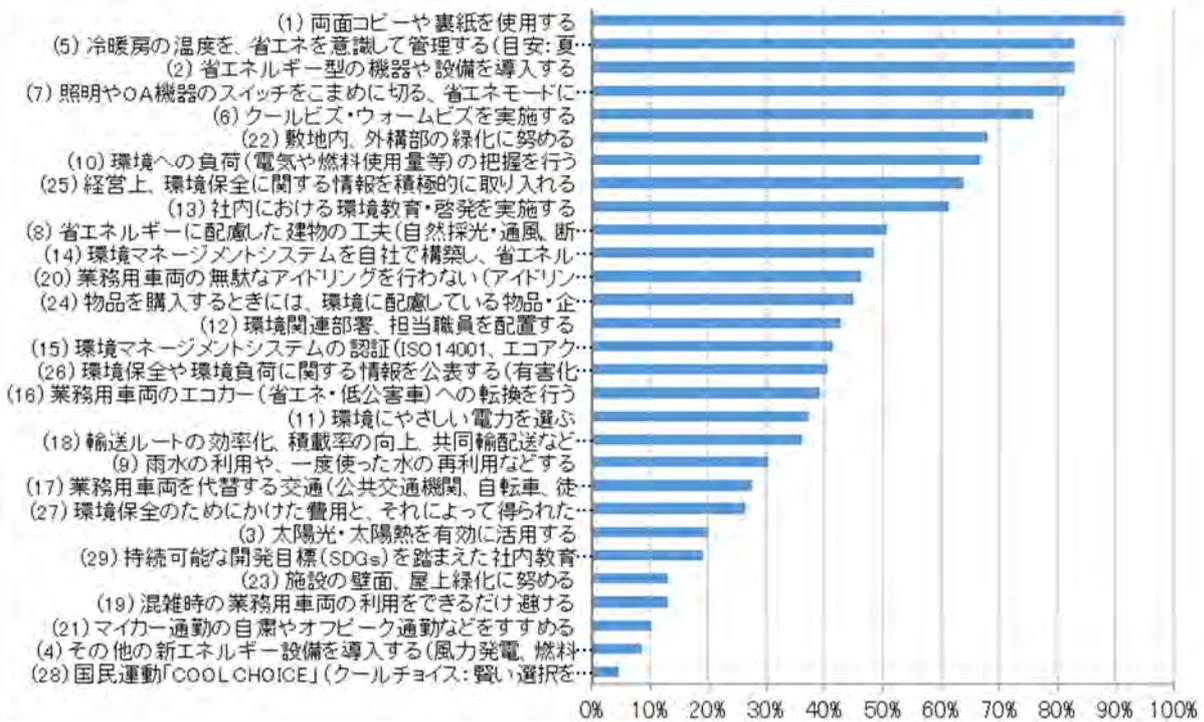
取り組みの内容	4 ・積極的に取り組んでいる	3 ・取り組んでいるが、 さらに取り組んでいきたい	2 ・今後は取り組んでいきたい	1 ・今後も取り組むことは 考えていない	0 ・検討したことがない ・自社と関係がない	回答数
(1) 両面コピーや裏紙を使用する	39	25	3	2	1	70
(2) 省エネルギー型の機器や設備を導入する	25	33	9	0	3	70
(3) 太陽光・太陽熱を有効に活用する	5	9	25	21	10	70
(4) その他の新エネルギー設備を導入する(風力発電、燃料電池・コージェネレーションなど)	4	2	28	22	14	70
(5) 冷暖房の温度を、省エネを意識して管理する(目安:夏 28℃、冬 20℃)	25	33	8	2	2	70
(6) クールビズ・ウォームビズを実施する	30	23	10	0	7	70
(7) 照明や OA 機器のスイッチをこまめに切る、省エネモードにする	29	28	10	0	3	70
(8) 省エネルギーに配慮した建物の工夫(自然採光・通風、断熱化など)を行う	9	26	24	6	4	69
(9) 雨水の利用や、一度使った水の再利用などする	10	11	24	16	8	69
(10) 環境への負荷(電気や燃料使用量等)の把握を行う	29	17	13	4	6	69
(11) 環境にやさしい電力を選ぶ	7	19	26	9	9	70
(12) 環境関連部署、担当職員を配置する	16	14	21	11	8	70
(13) 社内における環境教育・啓発を実施する	16	27	20	2	5	70
(14) 環境マネジメントシステムを自社で構築し、省エネルギー等に関する計画書などを作成し取り組みを進める	20	14	23	6	7	70
(15) 環境マネジメントシステムの認証(ISO14001、エコアクション 21 等)を取得し、継続的に改善する	24	5	20	14	7	70
(16) 業務用車両のエコカー(省エネ・低公害車)への転換を行う	9	18	32	2	8	69
(17) 業務用車両を代替する交通(公共交通機関、自転車、徒歩など)の積極的な利用を行う	2	17	21	24	5	69
(18) 輸送ルート効率化、積載率の向上、共同輸配送などにより、業務用車両の利用を削減する	6	19	23	6	15	69
(19) 混雑時の業務用車両の利用をできるだけ避ける	2	7	25	17	18	69
(20) 業務用車両の無駄なアイドリングを行わない(アイドリングストップをすすめる)	11	21	23	3	11	69
(21) マイカー通勤の自粛やオフピーク通勤などをすすめる	2	5	22	31	9	69
(22) 敷地内、外構部の緑化に努める	26	21	12	9	1	69
(23) 施設の壁面、屋上緑化に努める	4	5	26	28	6	69
(24) 物品を購入するときには、環境に配慮している物品・企業を選択する(グリーン調達)	11	20	31	2	5	69
(25) 経営上、環境保全に関する情報を積極的に取り入れる	22	22	22	1	2	69
(26) 環境保全や環境負荷に関する情報を公表する(有害化学物質の排出や管理の状況、環境保全への取組内容など)	16	12	25	7	9	69
(27) 環境保全のためにかけた費用と、それによって得られた効用を算定する(環境会計)	6	12	28	10	12	68
(28) 国民運動「COOL CHOICE」(クールチョイス:賢い選択をしていこうという取組)への賛同	3	0	44	8	10	65
(29) 持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた社内教育(EDS)に取り組んでいる	7	6	37	7	11	68

問4. 廃棄物の減量化や省エネルギー、自然エネルギーの活用等に関する取り組みについてお聞きます。

- 4・積極的に取り組んでいる
- 2・今後は取り組んでいきたい
- 3・取り組んでいるが、さらに取り組んでいきたい
- 1・今後も取り組むことは考えていない
- 0・検討したことがない・自社と関係がない



問4 「4・積極的に取り組んでいる+3・取り組んでいるが、さらに取り組んでいきたい」の回答の割合



(5) 環境問題への取り組みを進める上での課題について

問 5. 貴事業所が、環境問題への取り組みを進める上での課題をお聞きます。

問 5-1 どのようなことが課題になっていますか。

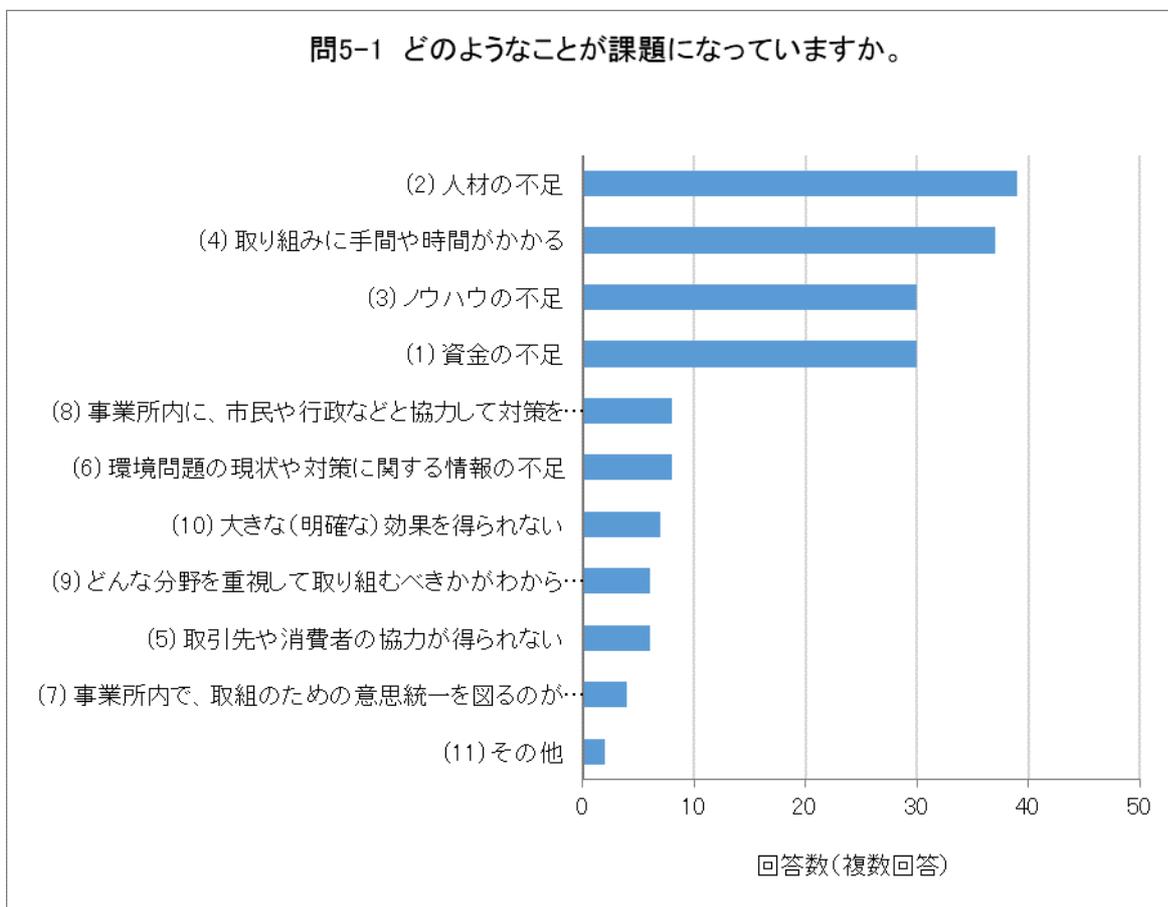
環境問題への取り組みを進める上での課題に関する回答の集計結果は、表 34 に示すとおりである。「人材の不足」との回答が最も多く、続いて「取り組みに手間や時間がかかる」、「資金の不足」、「ノウハウの不足」の4つの回答が比較的が多い。

表 34 環境問題への取り組みを進める上での課題

課題	回答数 (複数回答)
(1) 資金の不足	30
(2) 人材の不足	39
(3) ノウハウの不足	30
(4) 取り組みに手間や時間がかかる	37
(5) 取引先や消費者の協力が得られない	6
(6) 環境問題の現状や対策に関する情報の不足	8
(7) 事業所内で、取組のための意思統一を図るのが難しい	4
(8) 事業所内に、市民や行政などと協力して対策を推進するための組織がない	8
(9) どんな分野を重視して取り組むべきかがわからない	6
(10) 大きな(明確な)効果を得られない	7
(11) その他	2

(11) その他の回答

- 特にない。



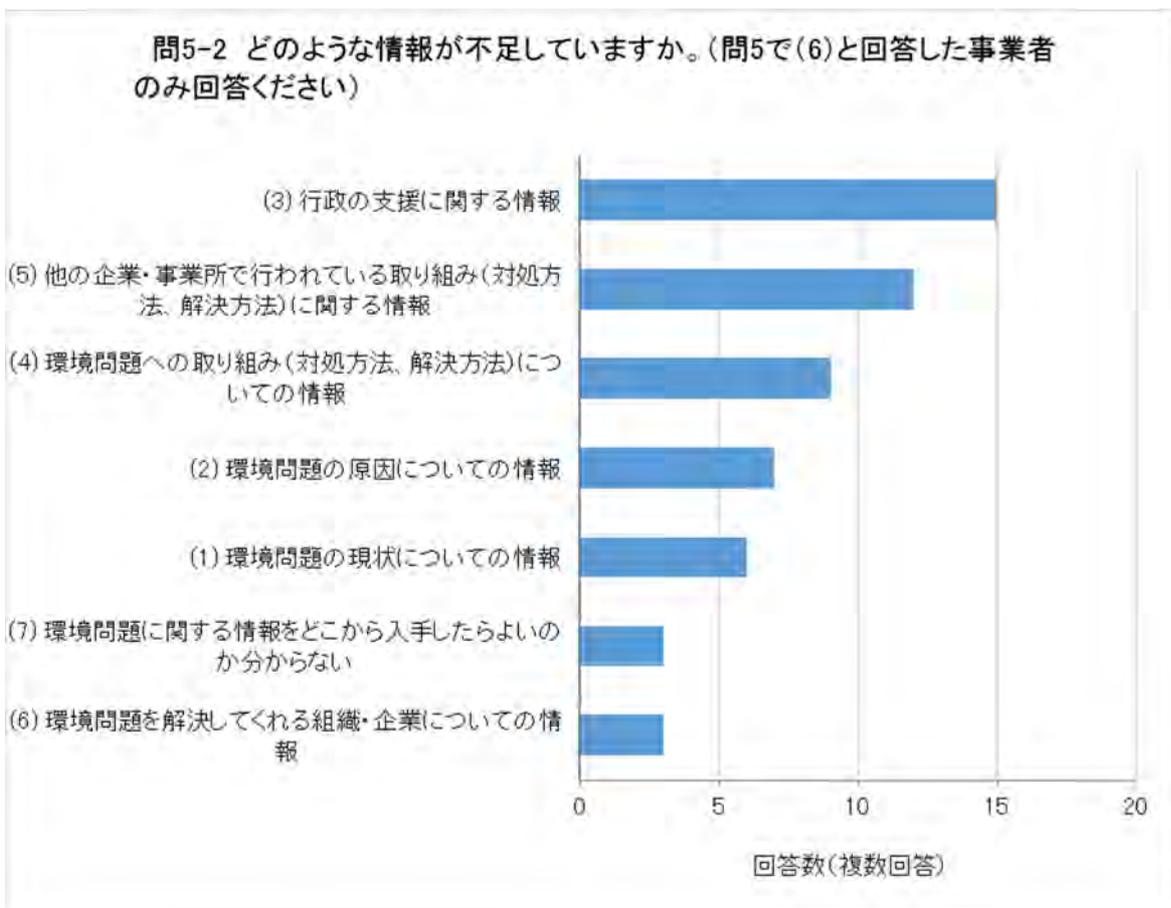
**問 5-2 どのような情報が不足していますか。(問 5 で(6)と回答した事業者のみ回答ください)**

環境問題への取り組みを進める上で不足している情報に関する回答の集計結果は、表 35 に示すとおりである。選択肢のうち「行政の支援に関する情報」や「他の企業・事業所で行われている取り組み（対処方法、解決方法）に関する情報」への回答が比較的多い。

表 35 環境問題への取り組みを進める上で不足している情報

不足している情報	回答数 (複数回答)
(1) 環境問題の現状についての情報	6
(2) 環境問題の原因についての情報	7
(3) 行政の支援に関する情報	15
(4) 環境問題への取り組み(対処方法、解決方法)についての情報	9
(5) 他の企業・事業所で行われている取り組み(対処方法、解決方法)に関する情報	12
(6) 環境問題を解決してくれる組織・企業についての情報	3
(7) 環境問題に関する情報をどこから入手したらよいのか分からない	3
合計	55

注) 問 5 で(6)と回答していない事業者の回答も含む。



(6) 廃棄物の分別・減量、資源化やリサイクル製品(再生紙も含む)を使用する取り組みにおいて生じた問題について

問 6. 廃棄物の分別・減量、資源化やリサイクル製品(再生紙も含む)を使用する取り組みにおいて生じた問題は何ですか。

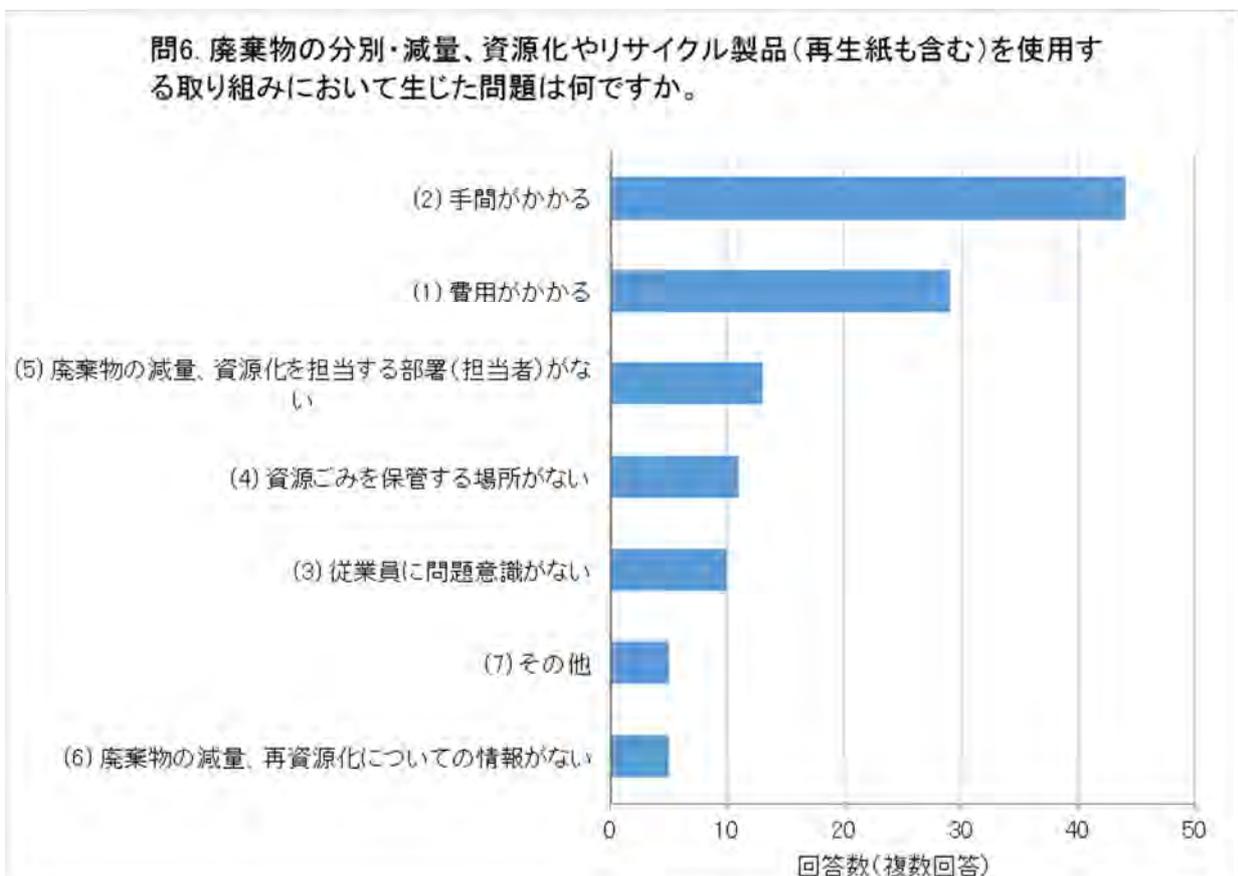
廃棄物の分別・減量、資源化やリサイクル製品(再生紙も含む)を使用する取り組みにおいて生じた問題に関する回答の集計結果は、表 36 に示すとおりである。選択肢のうち「手間がかかる」、「費用がかかる」の回答が比較的多い。

表 36 廃棄物の分別・減量、資源化やリサイクル製品(再生紙も含む)を使用する取り組みにおいて生じた問題

取り組みを行うために生じた問題	回答数 (複数回答)
(1) 費用がかかる	29
(2) 手間がかかる	44
(3) 従業員に問題意識がない	10
(4) 資源ごみを保管する場所がない	11
(5) 廃棄物の減量、資源化を担当する部署(担当者)がない	13
(6) 廃棄物の減量、再資源化についての情報がない	5
(7) その他	5

(7) その他の回答

- リサイクルできない廃棄物がある。
- 質問事項が理解できない。
- 特になし。
- 積極的に取り組んでおります。
- 生産性と廃棄物の減量、資源化のバランスをとることが難しい。



(7) 生物多様性の言葉の認知度や保全・再生等につながる取り組み等について

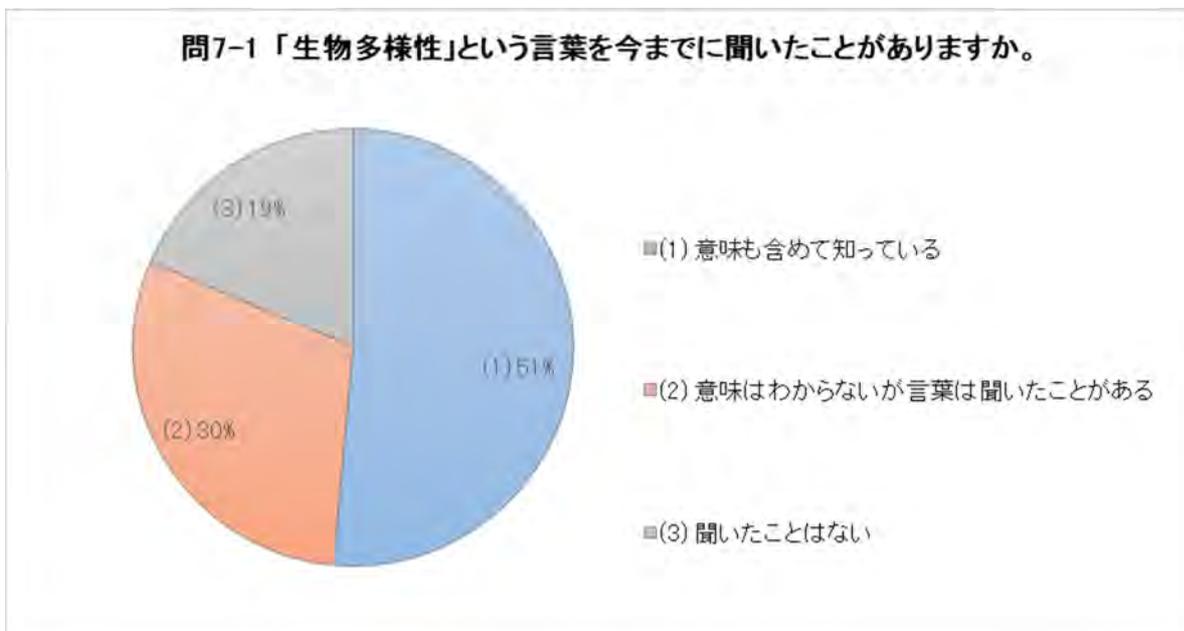
問 7. 私達の暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み(生態系サービス)により支えられています。そこで、生物多様性に関してお聞きします。

問 7-1 「生物多様性」という言葉を今までに聞いたことがありますか。

「生物多様性」という言葉の認知度に関する回答の集計結果は、表 37 に示すとおりである。「意味を含めて知っている」、「意味はわからないが言葉は聞いたことがある」の合計は約 81% である。

表 37 「生物多様性」という言葉の認知度

言葉の認知度	回答数
(1) 意味も含めて知っている	36
(2) 意味はわからないが言葉は聞いたことがある	21
(3) 聞いたことはない	13
合計	70



**問 7-2 貴事業所では「生物多様性」の保全・再生等につながる取り組み等を行っていますか。**

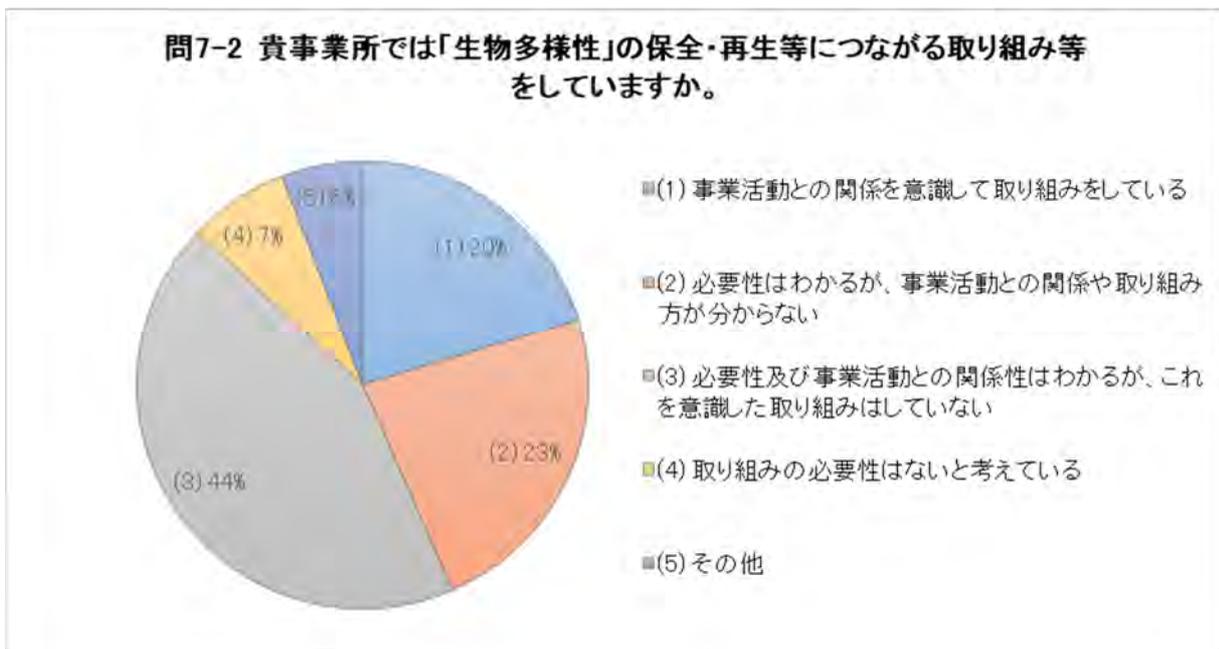
「生物多様性」の保全・再生等につながる取り組み等に関する回答の集計結果は、表 38 に示すとおりである。選択肢「必要性及び事業活動との関係性はわかるが、これを意識した取り組みはしていない」の回答が最も多い。

表 38 「生物多様性」の保全・再生等につながる取り組み等

環境保全活動の取り組み状況	回答数
(1) 事業活動との関係を意識して取り組みをしている	14
(2) 必要性はわかるが、事業活動との関係や取り組み方が分からない	16
(3) 必要性及び事業活動との関係性はわかるが、これを意識した取り組みはしていない	30
(4) 取り組みの必要性はないと考えている	5
(5) その他	4
合計	69

(5) その他

- 生物多様性がわからない。
- 海からのゴミの処分にごまっています。
- 製品が使用された時に生物多様性につながる原料を使用している。



(8) 環境に関する施策や行政・事業者の取り組み等について

問 8. 環境に関する施策や行政・事業者の取り組み等についてお聞きします。

市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等に関する回答の集計結果及び貴事業所・業界が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等は、表 39 に示すとおりである。

問 8-1 今後、市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等は何ですか。

市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等は、「ごみの不法投棄対策」、「地域の環境や市の環境施策に関する情報の集積と提供」、「街並みの保全・整備」、「自動車交通公害対策、人中心の道路づくり」、「ごみの減量化対策（包装の簡素化、リサイクル、再生利用の促進など）」、「悪臭対策」の回答が比較的多い。

問 8-2 貴事業所・業界が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等は何ですか。

市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等及び貴事業所・業界が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等は、「水質汚染対策」、「大気汚染対策」、「新エネルギーの利用、省エネルギーの推進」、「騒音・振動対策」、「有害化学物質対策」の回答が比較的多い。

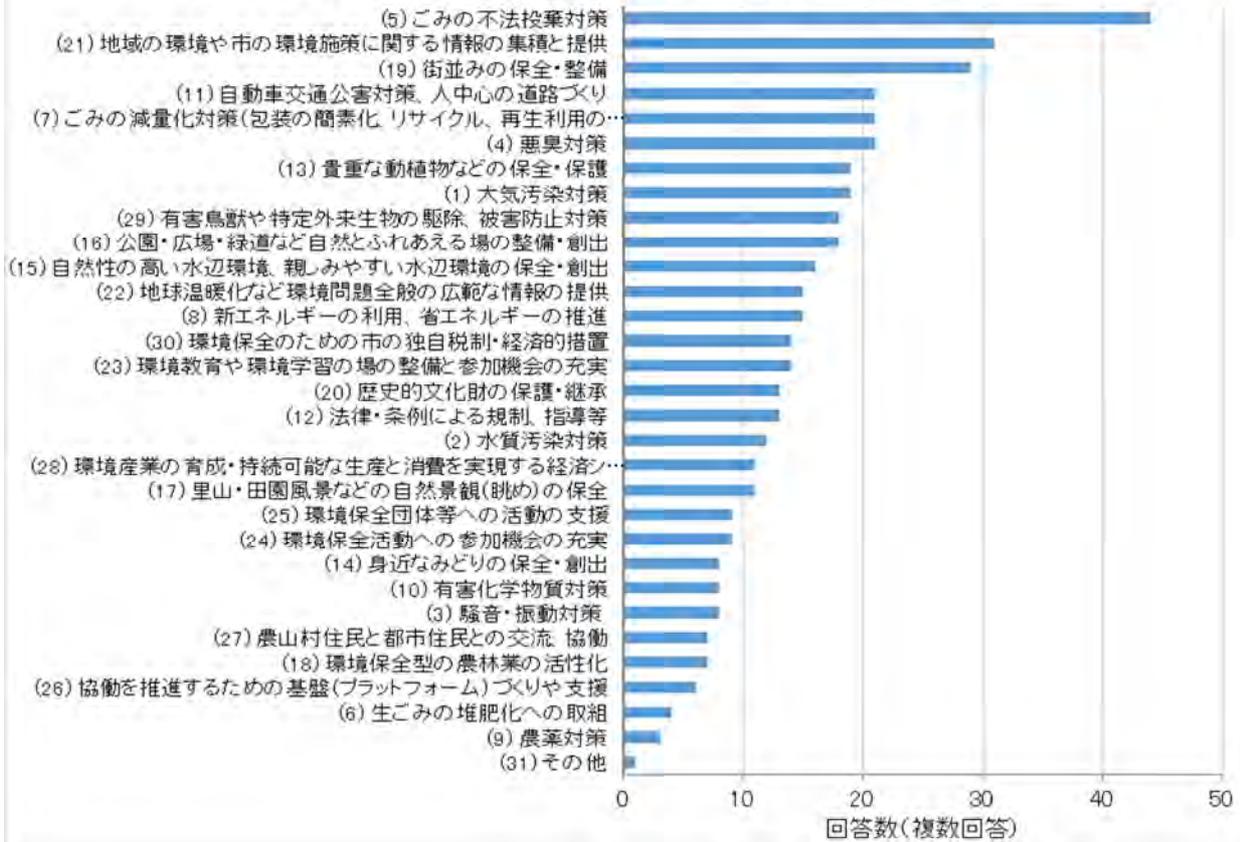
表 39 市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等及び貴事業所・業界が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等

環境施策の分野等	問 8-1 市に進めて ほしい (複数回答)	問 8-2 事業者が 取り組む (複数回答)
(1) 大気汚染対策	19	29
(2) 水質汚染対策	12	31
(3) 騒音・振動対策	8	25
(4) 悪臭対策	21	15
(5) ごみの不法投棄対策	44	9
(6) 生ごみの堆肥化への取組	4	1
(7) ごみの減量化対策(包装の簡素化、リサイクル、再生利用の促進など)	21	19
(8) 新エネルギーの利用、省エネルギーの推進	15	25
(9) 農薬対策	3	2
(10) 有害化学物質対策	8	22
(11) 自動車交通公害対策、人中心の道路づくり	21	3
(12) 法律・条例による規制、指導等	13	0
(13) 貴重な動植物などの保全・保護	19	4
(14) 身近なみどりの保全・創出	8	12
(15) 自然性の高い水辺環境、親しみやすい水辺環境の保全・創出	16	7
(16) 公園・広場・緑道など自然とふれあえる場の整備・創出	18	4
(17) 里山・田園風景などの自然景観(眺め)の保全	11	2
(18) 環境保全型の農林業の活性化	7	2
(19) 街並みの保全・整備	29	4
(20) 歴史的文化財の保護・継承	13	2
(21) 地域の環境や市の環境施策に関する情報の集積と提供	31	6
(22) 地球温暖化など環境問題全般の広範な情報の提供	15	2
(23) 環境教育や環境学習の場の整備と参加機会の充実	14	10
(24) 環境保全活動への参加機会の充実	9	10
(25) 環境保全団体等への活動の支援	9	6
(26) 協働を推進するための基盤(プラットフォーム)づくりや支援	6	5
(27) 農山村住民と都市住民との交流、協働	7	3
(28) 環境産業の育成・持続可能な生産と消費を実現する経済システムの構築	11	6
(29) 有害鳥獣や特定外来生物の駆除、被害防止対策	18	6
(30) 環境保全のための市の独自税制・経済的措置	14	-
(31) その他	1	-

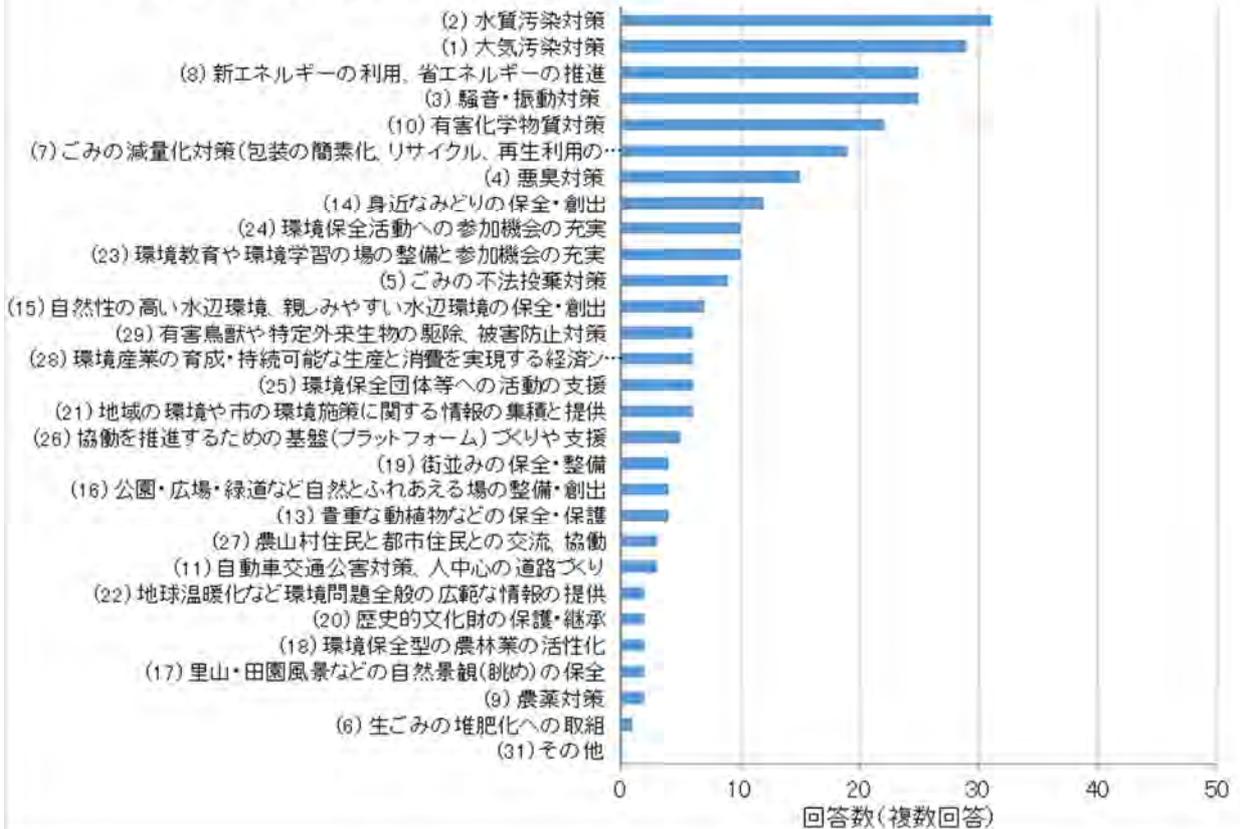
(31) その他の回答

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町を明るくする整備(街灯の増設)(町が暗くキケン)夜でも明るく安全な町宣言！！</li> </ul> |
|---|

問8-1 今後、市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等は何ですか。



問8-2 貴事業所・業界が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等は何ですか。



**問 8-3 貴事業所で参加・協力している、または参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動などについてお教えてください。**

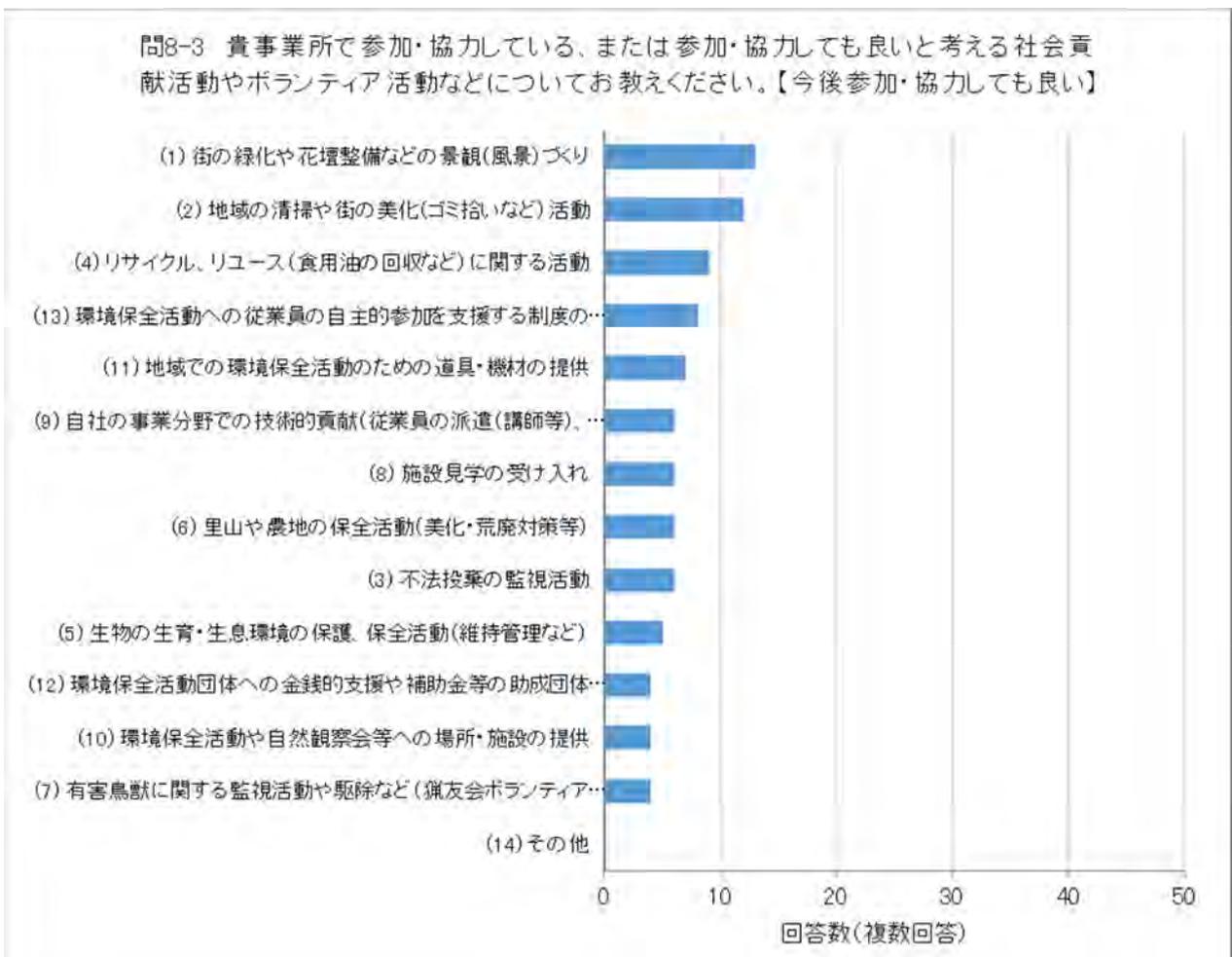
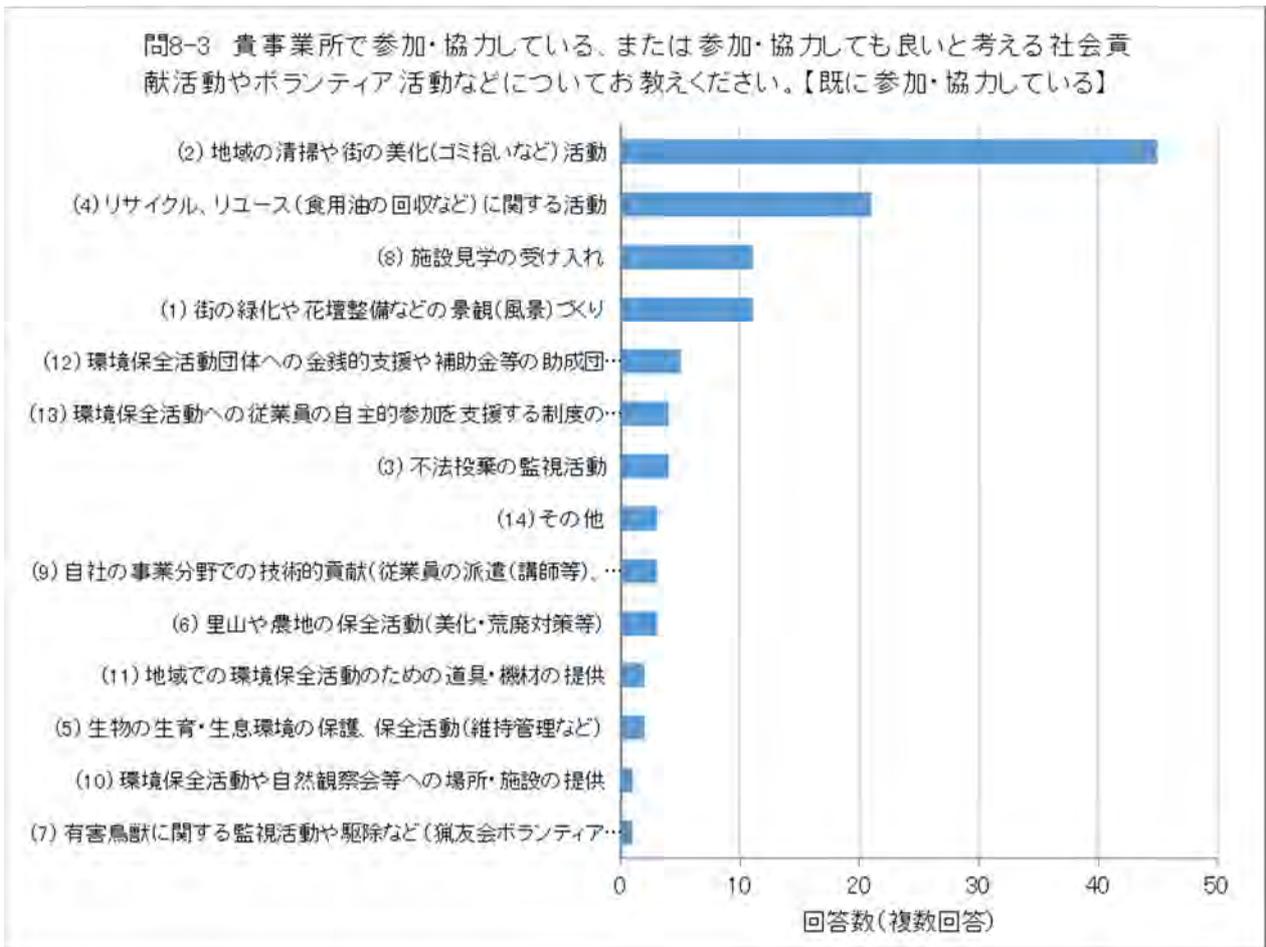
事業所で参加・協力している、または参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動などに関する回答の集計結果は、表 40 に示すとおりである。既に参加・協力している活動は、「地域の清掃や街の美化（ゴミ拾いなど）活動」の回答が最も多く、続いて「リサイクル、リユース（食用油の回収など）に関する活動」、「施設見学の受け入れ」、「街の緑化や花壇整備などの景観（風景）づくり」との回答が多い。今後参加・協力しても良い活動は、「街の緑化や花壇整備などの景観（風景）づくり」、「地域の清掃や街の美化（ゴミ拾いなど）活動」の回答が比較的多い。

**表 40 事業所で参加・協力している、または参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動など**

社会貢献活動等	問 8-1 既に 参加・協力 している (複数回答)	問 8-2 今後 参加・協力 しても良い (複数回答)
(1) 街の緑化や花壇整備などの景観(風景)づくり	11	13
(2) 地域の清掃や街の美化(ゴミ拾いなど)活動	45	12
(3) 不法投棄の監視活動	4	6
(4) リサイクル、リユース(食用油の回収など)に関する活動	21	9
(5) 生物の生育・生息環境の保護、保全活動(維持管理など)	2	5
(6) 里山や農地の保全活動(美化・荒廃対策等)	3	6
(7) 有害鳥獣に関する監視活動や駆除など(猟友会ボランティアを含む)	1	4
(8) 施設見学の受け入れ	11	6
(9) 自社の事業分野での技術的貢献(従業員の派遣(講師等)、情報提供など)	3	6
(10) 環境保全活動や自然観察会等への場所・施設の提供	1	4
(11) 地域での環境保全活動のための道具・機材の提供	2	7
(12) 環境保全活動団体への金銭的支援や補助金等の助成団体への寄付	5	4
(13) 環境保全活動への従業員の自主的参加を支援する制度の設立(ボランティア休暇制度など)	4	8
(14) その他	3	0

(14) その他の回答

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 献血の定期実施(1.4.9月)。</li> <li>● 緑のカーテンコンテストへの参加。</li> <li>● アクアマラソンのボランティア。</li> </ul> |
|---|



(9)環境づくりの目標や指針となるキャッチフレーズなどについて

問 9.袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉を回答欄に記入ください。(今後の袖ヶ浦市の環境づくりの目標や指針となるキャッチフレーズなど)

袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉についての回答は、以下のとおり21件が得られた。

- 安心して暮せる街、生活しやすい街、企業と人々が共存できる街
- 山の緑、海の青がきれいな街づくり
- 深呼吸したくなる美しい環境都市を目指して
- 発想を変えて環境改善、地球に優しい町づくり
- 豊かで、美しい「TOKAINAKA」、袖ヶ浦市
- 未来を見据えた都市発展
- 安全で快適に生活できる都市作り
- 安全・緑豊か・生物多様性の尊重
- 市も行政もクリーンな都市を目指す袖ヶ浦
- 豊かな自然とともに発展する袖ヶ浦
- 人と緑の調和 夢ある未来を育むまち
- おいしいお水とおいしい野菜、そして、子供を育む教育環境
- ひとと緑の輪のまち袖ヶ浦
- 清潔で災害事故のない街 モラルのある街 文化都市 高齢化対策
- 一人一人の心がけ、住みよいきれいな環境都市へ
- 子供から老人まで、全ての人が住みやすい環境
- 地産地消を実践する都市袖ヶ浦
- 自然と調和した環境都市を創生する都市、袖ヶ浦
- 豊かな自然に囲まれた最先端の都市
- 持続可能な発展と調和した、人にやさしい環境都市
- 自然と調和した美しい都市を目指して

## IV. まとめ

今回のアンケート調査票の設問や選択肢は、平成 13 年度に実施されたアンケートとの比較を考慮し、多くの設問は同様としたが、加えて、今後の施策に資するため、近年顕在化している生物多様性（市民アンケート問 4 及び事業者アンケート問 7）や有害鳥獣（市民アンケート問 6）に関する設問を設定した。

市民アンケート問 2-1「お住まいの周辺の満足度をお聞きします。」において「やや不満」と「不満」の合計が最も高い割合であった内容は、「(2) 水のきれいさ（川や水路）」、続いて「(7) 自然とのふれあいや親しみやすさ（川・水路などの水辺）」であり、共に川、水路に関する内容であった。

「(2) 水のきれいさ（川や水路）」に対する回答では、「満足」と「やや満足」の合計が約 17%、「やや不満」と「不満」の合計が約 32%で、「やや不満」と「不満」の合計が約 15 ポイント上回っており、満足度は低い傾向にある。市内の公共用水域の水質は、「平成 30 年度版 袖ヶ浦市の環境」に示されているとおり、河川では環境基準や目標値を満たしている地点が多く、水質は以前に比べ改善している状況にある。そのような状況にあるなかで満足度が低い理由について検討する必要があるものと考えられる。

また、「(7) 自然とのふれあいや親しみやすさ（川・水路などの水辺）」に対する回答では、「満足」と「やや満足」の合計が約 15%、「やや不満」と「不満」の合計が約 31%で、「やや不満」と「不満」の合計が約 16 ポイント上回っている。このため、河川や水路における自然とのふれあいや親しみやすさについて、同時に調査検討することが必要なものと考えられる。

近年、自動車のアイドリングストップ装着車の普及、再生紙等の環境配慮商品の普及など、利用者や購買者が意識せずに環境に配慮された製品を利用している状況にある。このため、平成 13 年度のアンケート結果と本アンケートの対比では、これらの社会の変化を踏まえた評価が必要と考えられる。

市民アンケート問 2-1「お住まいの周辺の満足度をお聞きします。」の「(4) 里山や田畑の豊かさ」に対する回答では、「満足」と「やや満足」の合計が約 36%、「やや不満」と「不満」の合計が約 15%であり、「満足」と「やや満足」の合計が 20 ポイントを超えて上回っており、満足度は高い傾向にある。一方、問 2-2「お住まいの周辺の約 10 年間の変化（平成 20 年前後との比較）をお聞きします。」の「(4) 里山や田畑の豊かさ」に対する回答では、「良くなった」と「やや良くなった」の合計が約 7%、「やや悪化した」と「悪化した」の合計が約 35%であり、「やや悪化した」と「悪化した」の合計が 28 ポイント上回っている。市民（回答者）の「里山や田畑の豊かさ」に対する認識を前述の 2 つの回答から概観すると、この 10 年間で「里山や田畑の豊かさ」は市内で悪化の傾向にあるが、市民の満足度は高い傾向にあるといえる。この 2 つの設問は一般的に正の相関があるものと思われるが、市民の環境に対する現状認識は、ある設問では環境の全体的な評価、また別の設問では特定の環境の評価となるなど、一律的な物差しで判断、評価がされていない可能性が考えられる。

また、事業者アンケート問 4 の「(15) 環境マネジメントシステムの認証（ISO14001、エコアクション 21 等）を取得し、継続的に改善する」に対して、「積極的に取り組んでいる」と回答した事業者は 34%で、これらの事業者は環境マネジメントシステムの認

証を取得しているものと想定される。一方、問 4 の「(12)環境関連部署、担当職員を配置する」に対して「積極的に取り組んでいる」との回答は 23%で、環境マネジメントシステムの認証を取得していると想定される事業者 34%に対して 11 ポイント低い。同様に問 4「(13)社内における環境教育・啓発を実施する」に対して「積極的に取り組んでいる」との回答についても 23%で、環境マネジメントシステムの認証を取得していると想定される事業者 34%に対して低い。これらのことは、認証を取得した環境マネジメントシステムを運用して取り組みを図っている事業所でも、積極的とはいえないと主観的に捉えていることが想定される。

以上のことから、本アンケート調査により環境の現状認識や環境保全の取り組み状況を把握し、施策の展開に資するためには、回答者の主観的な判断が極力伴わないように、実施の有無のみを問う設問や実施回数を問う設問など、選択肢の単純化等に工夫の余地があると考えられる。同様に、取組指標の目標値などの設定でも、実施の有無や回数など、判断しやすい内容を検討する必要性があるものと考えられる。

## 袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査報告書（資料編）

## 環境に関する市民アンケート調査にご協力ください

日頃から、市環境行政の推進について、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、袖ヶ浦市では、環境分野全般にわたって総合的な取り組みを進めていくため、「袖ヶ浦市環境基本計画」を策定しておりますが、昨今の環境を取り巻く情勢の変化に対応するため、2020年を開始年度とする新たな環境基本計画の策定を予定し、今年度から基礎的な調査を実施しています。

つきましては、よりよい環境づくりのために市内にお住まいの方々対象に、環境に関するアンケート調査を実施することといたしました。

本アンケートは、身近な環境の満足度、身近な生き物の状況、重点的に取り組みを進める分野などについてお聞きするものです。

本調査を通じ、市内の環境の現状を把握するとともに、皆様のお考えを伺い、計画づくりに反映することを目的としております。

ご多忙の中恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成31年1月18日

袖ヶ浦市長 出口 清

【以下のものが同封されています。お確かめください。】

- ・本書（本アンケート調査の趣旨とご協力のお願い）：A4判1枚
- ・環境に関する市民アンケート・調査票（回答票）：A4判4枚
- ・問5の設問に関する生き物の説明資料：A3判折 1枚
- ・返送用封筒：1枚

【記入にあたってのご注意】

- ・あて名は世帯主様としておりますが、質問に対する回答は、18歳以上であれば世帯内のどなたが回答していただいても構いません。

担当：袖ヶ浦市環境経済部環境管理課 河口

住所：〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1

電話：0438-62-3404（直通）

メール：[sode17@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode17@city.sodegaura.chiba.jp)

**2月4日（月）までに、回答票のみを三つ折りのうえ、**

**同封の返送用封筒に入れて、ご投函ください。**

※調査票回収代行：一般財団法人千葉県環境財団 技術部環境調査課  
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

## 環境に関する事業者アンケート調査にご協力ください

日頃から、市環境行政の推進について、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、袖ヶ浦市では、環境分野全般にわたって総合的な取り組みを進めていくため、「袖ヶ浦市環境基本計画」を策定しておりますが、昨今の環境を取り巻く情勢の変化に対応するため、2020年を開始年度とする新たな環境基本計画の策定を予定し、今年度から基礎的な調査を実施しています。

本アンケートは、市内の事業者の方に、環境問題の認識、日ごろの事業活動における環境保全への取組状況や意向等についてお聞きし、計画づくりに反映することを目的とするものです。

ご多忙の中恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成31年1月18日

袖ヶ浦市長 出口 清

### 【ご回答に当たっての注意点】

- 本アンケートには、環境への取り組みの姿勢などについてご理解のある方がご記入ください
- 複数の事務所等がある事業者におかれましても、基本的に、宛先となっている事務所等の単位での実態についてお答えください。
- 本アンケートの内容、記入方法等についてご質問がございましたら、下記までご連絡ください

担当：袖ヶ浦市環境経済部環境管理課 河口

住所：〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1

電話：0438-62-3404（直通）

メール：[sode17@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode17@city.sodegaura.chiba.jp)

**2月4日（月）までに、回答票のみを三つ折りのうえ、  
同封の返送用封筒に入れて、ご投函ください。**

※調査票回収代行：一般財団法人千葉県環境財団 技術部環境調査課  
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

# 袖ヶ浦市 環境に関する市民アンケート・調査票(回答票)

お願い:本調査票(用紙4枚)は、記入が済みましたら、同封の返信用封筒に入れて、ご投函くださるようお願いいたします

問1. あなたご自身についてお聞きします。(該当する番号に○をつけてください)

問1-1 性別

①男性 ②女性

問1-2 年代

①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代  
⑦70歳以上

問1-3 職業

①農業(家族従事者を含む) ②商業(自営) ③工業(自営)  
④勤め ⑤自由業(医師・弁護士など) ⑥学生  
⑦専業主婦・専業主夫 ⑧無職 ⑨その他( )

問1-4 住所(地名) (下の行政区一覧表を見て、お住まいの地名の該当番号に○をつけてください)

番号	地区	番号	地区	番号	地区	番号	地区
昭和地区		根形地区		406	林	富岡地区	
101	坂戸市場	301	飯富	407	野里	601	下根岸
102	奈良輪	302	下新田	408	上泉	602	阿部
103	福王台	303	三ツ作	409	永吉	603	堂谷
104	神納	304	大曾根	410	岩井	604	打越
105	袖ヶ浦駅海側*	305	野田	中川地区		605	大竹
長浦地区		306	勝	501	百目木	606	滝の口
201	今井	307	のぞみ野	502	横田	607	吉野田
202	蔵波	平岡地区		503	大鳥居	608	玉野
203	蔵波台	401	永地	504	三黒	609	上宮田
204	久保田	402	下泉	505	谷中	610	下宮田
205	代宿	403	高谷				
206	長浦	404	三箇				
207	長浦駅前	405	川原井				
						999	その他

\* 袖ヶ浦駅海側:坂戸市場・奈良輪のうち、袖ヶ浦駅海側特定区画整理地

問1-5 家族の人数

①1人 ②2人 ③3人 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

問1-6 居住年数

(通算の年数でお答えください)

①3年未満 ②3年以上10年未満 ③10年以上20年未満  
④20年以上30年未満 ⑤30年以上

問1-7 通勤・通学地

①自宅 ②袖ヶ浦市内(自宅外) ③千葉市  
④木更津市 ⑤市原市 ⑥君津市 ⑦県内その他市町村  
⑧東京都 ⑨神奈川県 ⑩その他県外 ⑪通勤・通学していない

問1-8 通勤・通学手段

(複数選択可)

①JR内房線 ②JR久留里線 ③バス ④自家用車  
⑤徒歩・自転車 ⑥通勤・通学していない

問2. 地域（お住まい周辺）の環境についての満足度及び変化、改善の必要性について

問2-1 お住まいの周辺の満足度をお聞きします。

(10年以上市内にお住まいの方のみ回答ください)

問2-2 お住まいの周辺の約10年間の変化（平成20年前後との比較）をお聞きします。

(30年以上市内にお住まいの方のみ回答ください)

問2-3 お住まいの周辺の約30年間の変化（平成元年前後との比較）をお聞きします。

問2-4 あなたが早急に改善すべきと考えられる内容の上位5つまでをお聞きします。

(問ごとに、あてはまる選択肢の番号や欄に○をつけてください)

No	内 容	問 2-1	問 2-2	問 2-3	問 2-4
		満足度 選択肢	10年間の変化 選択肢	30年間の変化 選択肢	
		5 4 3 2 1 0 満足 やや満足 普通 やや満足 不満足	5 4 3 2 1 0 良くなった やや良くなった 変わらなかった やや悪化した 悪化した わからなかった	5 4 3 2 1 0 良くなった やや良くなった 変わらなかった やや悪化した 悪化した わからなかった	(上位5つまで○) 改善すべき内容
(1)	空気のきれいさ	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(2)	水のきれいさ（川や水路）	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(3)	まちの静けさ（騒音や振動）	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(4)	里山や田畑の豊かさ	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(5)	街なかの緑やうるおい	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(6)	生き物の豊かさ	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(7)	自然とのふれあいや親しみやすさ （川・水路などの水辺）	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(8)	自然とのふれあいや親しみやすさ （海岸・海辺）	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(9)	自然とのふれあいや親しみやすさ （農耕地を含む里山）	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(10)	公園や広場	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(11)	街並みや集落の風景（景観）	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(12)	歴史ある社寺林等の風景（景観）	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(13)	まちの清潔さ（ごみの散乱など）	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(14)	自然災害（土砂崩れ・水害など）からの安全性	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(15)	環境教育、環境学習への参加機会の充実、環境情報の提供	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(16)	地域の人々や関係者との協力、つきあい	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(17)	環境の状況や施策に関する市からの情報提供	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	
(18)	環境保全に関する地域や行政の取組	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	5・4・3・2・1・0	

問3. あなたが（または、あなたのご家庭で）日頃行っている、または、関心がある環境保全にかかわる取り組みについてお聞きします。

（あてはまる選択肢の番号に○をつけてください）

区分	No	取り組み内容	選択肢				
			常に行っている 4	時々行っている 3	今後行いたい 2	行う気はない 1	該当しない、 わからない 0
省エネルギー	(1)	クールビズ・ウォームビズを実施し、冷暖房温度を調整する	4	3	2	1	0
	(2)	LED電球への交換を行う	4	3	2	1	0
	(3)	家電製品の購入時には省エネ型を選択する	4	3	2	1	0
	(4)	使用しない家電製品や部屋の電気はこまめに消す	4	3	2	1	0
	(5)	緑のカーテンを実践する	4	3	2	1	0
	(6)	カーテン、葎簧(よしず)等を利用して冷暖房効率を上げる	4	3	2	1	0
	(7)	窓を二重窓や複層ガラスに交換して冷暖房効率を上げる	4	-	2	1	0
	(8)	ソーラーシステム(給湯、冷暖房)や太陽光発電などを設置する	4	-	2	1	0
節水	(9)	お風呂の残り湯は洗濯等で使用する	4	-	2	1	0
	(10)	雨水をため、散水に利用する	4	3	2	1	0
	(11)	シャワーはこまめに止める	4	3	2	1	0
	(12)	節水シャワーヘッドをつける	4	-	2	1	0
マイカーの使用	(13)	近所に出かけるとき(買い物や外出)は徒歩・自転車を利用する	4	3	2	1	0
	(14)	バス・電車などの公共交通機関を利用し、マイカーの使用を控える	4	3	2	1	0
	(15)	駐車時や荷物の積み下ろしなどの時はアイドリングをストップする	4	3	2	1	0
	(16)	適正空気圧、無駄な積載物、アクセル操作に気遣うなど、エコドライブを実施する	4	3	2	1	0
	(17)	エコカー(エコカー減税等対象車)を購入する	4	-	2	1	0
その他	(18)	エコバック(マイバック)を活用し、レジ袋を使わない	4	3	2	1	0
	(19)	マイボトルを持ち歩く	4	3	2	1	0
	(20)	食材を無駄なく使う・残さず食べる	4	3	2	1	0
	(21)	ペットボトル、空き缶、廃食油などは資源回収にだす	4	3	2	1	0
	(22)	環境保全活動を実施している企業等の製品を購入する	4	3	2	1	0
	(23)	地元産の農産物を積極的に購入する(地産地消)	4	3	2	1	0
	(24)	エコマーク商品、リサイクル商品や詰め替え商品、繰り返し使用できる製品(環境配慮商品)などを優先的に購入する	4	3	2	1	0
	(25)	光熱水費等を把握して、環境家計簿をつける	4	3	2	1	0
	(26)	国民運動「COOL CHOICE」(クールチョイス:賢い選択をしようという取組)への賛同	4	-	2	1	0
	(27)	その他 (生活のうえで環境にやさしい行動等を実践されている方は枠内に記入ください)					

問4. 私達の暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵み（生態系サービス）により支えられています。そこで、生物多様性についてお聞きします。

問4-1 あなたは、「生物多様性」という言葉を今までに聞いたことがありますか。

(あてはまる1つを選んで回答欄に○をつけてください)

No	環境保全活動の内容	回答欄
(1)	意味も含めて知っている	
(2)	意味はわからないが言葉は聞いたことがある	
(3)	聞いたことはない	

問4-2 自然を守ることで得られるもの（生態系サービス）が数多くありますが、あなたが実感しているものはどのようなものですか。

(特にあてはまるものから3つ以内を選んで回答欄に○をつけてください)

No	生態系サービスの内容	回答欄
(1)	植物による二酸化炭素の吸収と酸素の放出	
(2)	田んぼや畑などでとれる農産物、海や川で採れる魚介類	
(3)	木材や綿花などの様々な材料、素材	
(4)	医薬品の成分となる物質	
(5)	豊かな森林による水の浄化	
(6)	津波や台風などの災害による被害の緩和	
(7)	農産物の病害虫の発生抑制や獣害をもたらず動物の増加抑制	
(8)	郷土料理やお祭りなどの地域に独自の文化	
(9)	自然から得られる様々な知識、技術、芸術、美意識の形成	
(10)	自然に触れることでの精神的な安定、こころの豊かさ	
(11)	レクリエーション、観光（自然観察、釣り、キャンプ、森林浴など）	
(12)	わからない	
(13)	その他の記載欄（枠内に記載ください）	

問5. お住まいの周辺（おおよそ小学校区程度）で、以下の動植物を見かけた（鳴き声をきいた、卵を見たなども含む）ことがありますか。

※資料が同封されていますので、これを参考に回答ください。

注意）人の手により持ち込まれた動植物（移植や放流された動植物、飼育動物）は除きます。

（あてはまる選択肢の番号に○をつけてください）

分類	No	動物・植物の名前など	選択肢				
			最近 （今年・昨年） 見た	以前は見た		見た ことはない	わから ない
				10 年位 前 まで	30 年位 前 まで		
4	3	2	1	0			
動物	(1)	ニホンリス	4	3	2	1	0
	(2)	ノウサギ	4	3	2	1	0
	(3)	フクロウ	4	3	2	1	0
	(4)	ヤモリ	4	3	2	1	0
	(5)	イモリ(アカハライモリ)	4	3	2	1	0
	(6)	トウキョウサンショウウオの卵のう	4	3	2	1	0
	(7)	トウキョウダルマガエル	4	3	2	1	0
	(8)	アカガエルの卵かい(ニホンアカガエル・ヤマアカガエル)	4	3	2	1	0
	(9)	ホタル(ゲンジボタル・ヘイケボタル)	4	3	2	1	0
	(10)	メダカ	4	3	2	1	0
植物	(11)	エビネ	4	3	2	1	0
	(12)	キンラン	4	3	2	1	0
	(13)	イカリソウ	4	3	2	1	0
	(14)	イチリンソウ	4	3	2	1	0
	(15)	ハンゲショウ	4	3	2	1	0

問6. 近年、アライグマをはじめとする有害鳥獣の被害が市内でも増えてきています。

問6-1 お困りの野生鳥獣について、どのような被害があるかお聞きします。

問6-2 お困りの野生鳥獣について被害が増加している場合、その理由はどのようなことが考えられますか。

(問ごとに、選択肢のなかから該当する被害と理由に○をつけてください。複数回答可)

(被害が無い、見たことが無い鳥獣については空欄としてください。)

区分	No	有害鳥獣の種類	問 6-1 被害の内容					問 6-2 被害の増加理由					
			選択肢					選択肢					
			住宅等の建物	庭の花壇や植え込み	田畑の農作物・畔	糞による汚れ	騒音	その他	生息場所の減少	山林の管理放棄	耕作放棄地の増加	天敵の減少	狩猟者の減少
哺乳類	(1)	モグラ											
	(2)	サル											
	(3)	ノウサギ											
	(4)	アライグマ											
	(5)	タヌキ											
	(6)	イタチ											
	(7)	ハクビシン											
	(8)	イノシシ											
	(9)	シカ											
	(10)	キョン											
鳥類	(11)	ヒヨドリ											
	(12)	スズメ											
	(13)	ムクドリ											
	(14)	カラス											
その他	(15)	名前はわからない											
	(16)	その他(枠内に種名を記載ください) ( )											

問7. 環境に関する施策や行政・市民の取り組み等についてお聞きします。

問7-1 今後、市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等は何ですか。

問7-2 市民が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等は何ですか。

(問ごとに、それぞれ最大5つを選び回答欄に○をつけてください)

項目	No	環境施策の分野等	問7-1 市に進めて ほしい	問7-2 市民が取り 組む
公害対策・身近な生活環境などの対策	(1)	大気汚染対策		
	(2)	水質汚染対策		
	(3)	騒音・振動対策		
	(4)	悪臭対策		
	(5)	ごみの不法投棄対策		
	(6)	生ごみの堆肥化への取組		
	(7)	ごみの減量化対策(包装の簡素化、リサイクル、再生利用の促進など)		
	(8)	新エネルギーの利用、省エネルギーの推進		
	(9)	農業対策		
	(10)	有害化学物質対策		
	(11)	自動車交通公害対策、人中心の道路づくり		
	(12)	法律・条例による規制、指導等		
自然環境の保全や快適環境の創出など	(13)	貴重な動植物などの保全・保護		
	(14)	身近なみどりの保全・創出		
	(15)	自然性の高い水辺環境、親しみやすい水辺環境の保全・創出		
	(16)	公園・広場・緑道など自然とふれあえる場の整備・創出		
	(17)	里山・田園風景などの自然景観(眺め)の保全		
	(18)	環境保全型の農林業の活性化		
	(19)	街並みの保全・整備		
	(20)	歴史的文化財の保護・継承		
情報の提供や保全活動への支援など	(21)	地域の環境や市の環境施策に関する情報の集積と提供		
	(22)	地球温暖化など環境問題全般の広範な情報の提供		
	(23)	環境教育や環境学習の場の整備と参加機会の充実		
	(24)	環境保全活動への参加機会の充実		
	(25)	環境保全団体等への活動の支援		
	(26)	協働を推進するための基盤(プラットフォーム)づくりや支援		
	(27)	農山村住民と都市住民との交流、協働		
	(28)	環境産業の育成・持続可能な生産と消費を実現する経済システムの構築		
	(29)	特定外来生物や有害鳥獣の駆除、被害防止対策の支援		
	(30)	環境保全のための市の独自税制・経済的措置		
その他	(31)	その他 (枠内に記載ください)		

問7-3 あなたが参加・協力している、または参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動などについて教えてください。

(あてはまるものすべてを選び、回答欄に○印をつけてください)

No	環境保全活動の内容	既に参加・協力している	今後参加・協力しても良い
(1)	街の緑化や花壇整備などの景観(風景)づくり		
(2)	地域の清掃や街の美化(ゴミ拾いなど)活動		
(3)	不法投棄の監視活動		
(4)	リサイクル、リユース(食用油の回収など)に関する活動		
(5)	生物の生育・生息環境の保護、保全活動(維持管理など)		
(6)	里山や農地の保全活動(美化・荒廃対策等)		
(7)	有害鳥獣に関する監視活動や駆除など(猟友会ボランティアを含む)		
(8)	環境保全活動や自然観察会等への場所等の提供		
(9)	環境学習・環境啓発等(講師や講師補助)の活動		
(10)	活動団体への金銭的支援や補助金等の助成団体への寄付		
(11)	環境保全活動や環境学習等への場所の提供		
(12)	その他の記載欄 (枠内に記載ください)		

問8. 現在本市が有している環境のなかで、あなたが考える将来の世代に引き継ぎたい、素晴らしい環境は、どのような環境ですか。(以下の中から上位3つまで選んで回答欄に○をつけてください)

No	将来世代に引き継ぎたい環境	回答欄
(1)	きれいで美しい海辺・海岸	
(2)	きれいで美しい川や川辺	
(3)	生き物の豊かな里山	
(4)	昔ながらの農山村	

No	将来世代に引き継ぎたい環境	回答欄
(5)	緑豊かでうるおいのある街並み	
(6)	緑豊かで美しい公園や広場	
(7)	歴史のある社寺林等の風景(景観)	
(8)	その他 (枠内に記載ください)	

問9. 袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉を回答欄に自由に記入ください。

(今後の袖ヶ浦市の環境づくりの目標や指針となるキャッチフレーズなど)

キャッチフレーズの例) 安全で快適なうるおいのある環境都市を目指して

以上でアンケートは終了です。たいへんありがとうございました。

お願い：記入が済んだ本アンケート票(A4判の用紙4枚)は、同封した返送封筒に入れ、平成31年2月4日までにご投函くださるようお願いいたします。

## 問5の設問に関する生き物の説明資料

※ 県RDB等に関しては、最終頁（p.4）の説明をご覧ください。

### (1) ニホンリス リス科

県RDB：C

生息環境：松林や雑木林などの樹林。

特徴等：昆虫類や果実などを食べる。

特に松ぼっくりをよく食べ、写真のような芯だけが残った食べ痕（俗称、エビフライ）を残す。夏毛に比べ冬毛は少し明るく、耳に房毛がある。



松ぼっくりの食べ痕



夏毛

### (2) ノウサギ ウサギ科

県RDB：選定外

生息環境：樹林や河川敷など（畑地や放棄水田等にも姿を見せる）。

特徴等：人里に近い所に暮らし、草食なため畑地の作物を食べてしまうこともある。特徴的なT字型の足跡や、写真の様なまんじゅう型の糞を残す。



糞(ふん)



### (3) フクロウ フクロウ科

県RDB：B

生息環境：樹林（採餌は樹林及び樹林周辺の草地）。

特徴等：県内で一年中みられる（留鳥）。大木の洞（うろ）などを巣にして繁殖するため、大木などがある樹林が必要。繁殖時期の2月から6月位まで、夜を中心によく鳴く。鳴き声は「ゴロスケ・ホッホ」など。

備考：フクロウよりも小型で主に昆虫類を食べるアオバズクは「ホーホー・ホーホー」などと鳴く。



### (4) ヤモリ（ニホンヤモリ） ヤモリ科

県RDB：D

生息環境：人家やその周辺（比較的古い住宅地）

特徴等：ヤモリは爬虫類。蚊などの害虫を食べて、家を守ることから「屋守（やもり）」といわれる。夏の夜、電灯近くの壁や窓などで光に集まる餌を食べる姿を見せる。

備考：同じ爬虫類のトカゲ（ヒガシニホントカゲ）やカナヘビは人家周辺にも暮らしているが、垂直で平な壁や窓を歩くことはない。



(5) イモリ (アカハライモリ) イモリ科 県RDB:A

生息環境：田んぼや池、小川など。

特徴等：カエルと同じ両生類。井戸の守りとされ「井守 (いもり)」といわれる。写真のとおり腹側が赤いのでアカハライモリともいわれる。産卵期は4～7月。田植え後の田んぼに産卵に集まる姿を見るが、近年は自然豊かな谷津田などに限られる。かつては、田んぼを耕しているとよく見られた。



(6) トウキョウサンショウウオの卵のう サンショウウオ科 県RDB:A

生息環境：成体は樹林内の林床。産卵、幼生は冬にも水が溜まる田んぼや湧き水の溜まり。

特徴等：森に暮らす小さなサンショウウオ (両生類)。産卵期は1～4月。田んぼや湧き水の溜まりで水の中の枝などに、袋状の卵のうを産み付ける。成体は主に森に暮らし、落葉の下などで昆虫などを食べているため、その姿を見ることは希。



卵のう(水中から引きあげた卵のう)

(7) トウキョウダルマガエル アカガエル科 県RDB:B

生息環境：成体は田んぼや小川の周辺 (水辺から離れない)。産卵、幼生 (オタマジャクシ) は主に田んぼ。

特徴等：産卵期は4～7月。田植えが終わった頃、田んぼで「ンゲゲゲ、ンゲゲゲ」と鳴く。かつては、「トノサマガエル」といわれたが、トノサマガエルと関東地域のものには微妙な違いがあることがわかり、トウキョウダルマガエルと名づけられた。



(8) アカガエル類の卵かい アカガエル科 (ニホンアカガエル 県RDB:A ヤマアカガエル 県RDB:C)

生息環境：成体は水辺から離れ、森の林床。産卵、幼生 (オタマジャクシ) は主に田んぼ。

特徴等：産卵期は1～3月。南風が吹き、少し温かな雨の後の田んぼなどで写真のような卵のかたまり (卵かい) を産む。普通、産卵は夜間で鳴き声を聞くことは希。



ヤマアカガエル



卵かい

(9) ホタル ホタル科 (ゲンジボタル 県RDB：B ヘイケボタル 県RDB：C)

生息環境：ゲンジボタルは河川の上流部や湧き水が流れる小川。ヘイケボタルは主に田んぼ、湿地。

特徴等：成虫が夜間、発光飛翔するのは、ゲンジボタルは主に6月初旬。

一方、ヘイケボタルは6月から8月と長い。幼虫は主に巻貝(カワニナ、モロアラガイ)を食べる。田んぼの乾田化がヘイケボタル減少の主な理由。



ゲンジボタルの幼虫



ゲンジボタル

(10) メダカ (ミナミメダカ) メダカ科 県RDB：B

生息環境：田んぼや浅い小川。

特徴等：全長3～4cm。現在、日本のメダカはミナミメダカとキタノメダカの2種に区分され、関東地方に暮らすのはミナミメダカ。人工品種で体色が赤みを帯びたヒメメダカに対して、野生種をクロメダカということもある。

備考：同じような浅い水域に暮らし、形も似た魚にカダヤシがいるが、これは生態系への影響などから法律で飼うことや移動等が規制された外来種(特定外来生物)。



(11) エビネ ラン科 県RL：D

生育環境：スギ林や雑木林などの林床。

花期：4～5月 草丈：20～60cmほど。

特徴等：ジエビネとも呼ばれる。花の色は白色や淡紅紫色など多様。エビネは、日本の野生ランの中でもっとも普通に見られる種のひとつだが、人による乱獲が減少の主な理由。



(12) キンラン ラン科 県RL：D

生育環境：落葉樹林の林床(クヌギやコナラなどの林)。

花期：4～5月 草丈：30～50cmほど。

特徴等：花の色は黄色。この仲間は、土壌中の特定の菌類から栄養を受け取り暮らしている。このため、野生のキンランを鑑賞目的に採取して庭や鉢に植え付けても育たない。

備考：近縁の種にギンランやササバギンランがある。両種の花は白い。



(13) イカリソウ メギ科

県RL：C

生育環境：雑木林の林床。

花期：4～5月 草丈：20～30cmほど

特徴等：主に下総台地に分布し、県南部には少ない。名前の由来となる特徴的な形の花を咲かせる。管理されずヤブになる樹林が増え、減少している。



(14) イチリンソウ キンポウゲ科

県RL：C

生育環境：雑木林の林床や林縁。

花期：4～5月 草丈：20～30cmほど

特徴等：主に下総台地に分布し、県南部には少ない。4月上旬から径4cmほどの花を咲かせる。初夏には地上部が枯れ、翌春まで地下茎で休眠する（春植物）。

備考：良く似たニリンソウは、花がイチリンソウに比べて小さく径2cmほどで、通常2つ付ける（1つや3つの場合もある）。



(15) ハンゲショウ ドクダミ科

県RL：選定外

生育環境：水路や小川などの水辺や湿地。

花期：6～8月 草丈：50～100cmほど

備考：花期の上部の葉の下の半分位は写真の様に白くなる。適度に管理された湿地に生育する。丁寧に草刈がされ草丈の低い草本のみが生育する場所や、草刈りされず大型のヨシが繁茂するような場所では生育ができない。



【出典】県RDB等について

県内の保護上重要な生物として選定された種が記載された図書等で、レッドデータブック、レッドリストといいます。詳しくは、千葉県生物多様性センターのHP<sup>\*</sup>等をご覧ください。

<sup>\*</sup> [http://www.bdcchiba.jp/endangered/endang\\_index.html](http://www.bdcchiba.jp/endangered/endang_index.html)

県RDB：「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011年改訂版」(2011年 千葉県)

県RL：「千葉県レッドリスト—植物・菌類編 2017年改訂版」(2017年 千葉県)

【主なカテゴリー区分】 X：消息不明・絶滅生物      A：最重要保護生物      B：重要保護生物  
C：要保護生物      D：一般保護生物

# 袖ヶ浦市 環境に関する事業者アンケート・調査票(回答票)

お願い:本調査票(用紙4枚)は、記入が済みましたら、同封の返信用封筒に入れて、ご投函くださるようお願いいたします

問1. 貴事業所についてお聞きします。

問1-1 所在地(大字まで)  (差し支えなければご記入ください)

問1-2 業種 (該当する番号に○をつけてください)

- ①製造業(重工業)      ②製造業(軽工業)      ③小売業・卸売業
- ④飲食店      ⑤建設業      ⑥電気・ガス・熱供給・水道業
- ⑦運輸・通信業      ⑧金融・保険業      ⑨建設・不動産業
- ⑩サービス業      ⑪その他(                      )

問1-3 袖ヶ浦市での営業年数 (該当する番号に○をつけてください)

- ① 3年未満      ② 3~5年      ③ 6~10年
- ④ 11~20年      ⑤ 21~30年      ⑥ 31年以上

問1-4 従業員数(アルバイト・パート含む) (該当する番号に○をつけてください)

- ① 1人      ② 2~9人      ③ 10~19人
- ④ 20~49人      ⑤ 50~99人      ⑥ 100人以上

問1-5 公害関係の法律や条例などによる特定施設等を設置していますか。あるいは廃棄物処理の許可業者になっていますか。 (あてはまるもの番号すべてに○をつけてください)

- ① 法律又は条例による届出施設がある  
(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、県条例・市条例など)
- ② 産業廃棄物収集運搬業の許可を持っている
- ③ 産業廃棄物中間処理業の許可を持っている
- ④ ①~③のいずれにも該当しない

問2. 貴事業所では、環境問題・環境ビジネスについてどのようにお考えですか。

(あてはまる選択肢の番号に○をつけてください)

No	事業所としての考え	選択肢					
		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない	わからない
(1)	企業の社会的責任である	5	4	3	2	1	0
(2)	環境問題の重要性を感じている	5	4	3	2	1	0
(3)	今後の環境ビジネスの進展に必要である	5	4	3	2	1	0
(4)	法的規制を守るために必要である	5	4	3	2	1	0
(5)	事業所の周辺住民との良好な関係を維持するために必要である	5	4	3	2	1	0
(6)	事業所や製品、商品などのイメージアップのために必要である	5	4	3	2	1	0
(7)	省エネルギーや資源のリサイクルは、結果的にコスト削減につながる	5	4	3	2	1	0
(8)	会社や業界などで、良好な環境保全のための独自の基準などを設けている	5	4	3	2	1	0

問3. 貴事業所の事業活動や提供する製品等が環境へ与える影響についてお聞きします。

問3-1 環境へ与える負（マイナス）の影響についてお聞きします。

(対策のあるなしにかかわらず影響度合について、あてはまる選択肢の番号に○をつけてください)

No	内容	選択肢				
		影響がある	影響は小さいがある	影響は全くない	関係がない自社とは	わからない
(1)	事業活動による排煙、排水、悪臭、騒音、振動などの発生	4	3	2	1	0
(2)	事業活動において使用・発生する有害化学物質	4	3	2	1	0
(3)	事業活動によって発生する廃棄物	4	3	2	1	0
(4)	事業活動における紙の使用	4	3	2	1	0
(5)	事業活動におけるエネルギー（電気など）の使用	4	3	2	1	0
(6)	事業活動における水の使用	4	3	2	1	0
(7)	事業活動における自動車の使用量の多さ	4	3	2	1	0
(8)	製造・販売する商品の使用・廃棄時の有害物質の発生	4	3	2	1	0
(9)	製造・販売する商品（容器・包装材を含む）による廃棄物の増加	4	3	2	1	0
(10)	貴事業所に訪れるための自動車（顧客・業者を含む）の走行量の多さ	4	3	2	1	0
(11)	開発行為による自然環境の喪失	4	3	2	1	0
(12)	その他事業活動を通じた間接的な環境影響がある (影響を下に記載ください)	4	3			

問 3-2 環境へ与える正（プラス）の影響についてお聞きします。

(あてはまる 1 つを選び回答欄に○をつけてください)

No	選択肢	回答欄
(1)	わからない・検討したことがない	
(2)	正の影響を与える事業内容・活動はない	
(3)	正の影響を与える事業内容・活動がある（この枠内に内容をお書きください）	

問4. 廃棄物の減量化や省エネルギー、自然エネルギーの活用等に関する取り組みについてお聞きします。

(あてはまる選択肢の番号に○をつけてください)

区分	No	取り組みの内容	選択肢				
			積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、さらに	今後は取り組んでいきたい	今後もし取り組むことは考えていない	検討したことがない・自社と関係がない
省資源省エネルギー等	(1)	両面コピーや裏紙を使用する	4	3	2	1	0
	(2)	省エネルギー型の機器や設備を導入する	4	3	2	1	0
	(3)	太陽光・太陽熱を有効に活用する	4	3	2	1	0
	(4)	その他の新エネルギー設備を導入する(風力発電、燃料電池・コージェネレーション*など)	4	3	2	1	0
	(5)	冷暖房の温度を、省エネを意識して管理する(目安:夏 28℃、冬 20℃)	4	3	2	1	0
	(6)	クールビズ・ウォームビズを実施する	4	3	2	1	0
	(7)	照明やOA機器のスイッチをこまめに切る、省エネモードにする	4	3	2	1	0
	(8)	省エネルギーに配慮した建物の工夫(自然採光・通風、断熱化など)を行う	4	3	2	1	0
	(9)	雨水の利用や、一度使った水の再利用などする	4	3	2	1	0
	(10)	環境への負荷(電気や燃料使用量等)の把握を行う	4	3	2	1	0
	(11)	環境にやさしい電力を選ぶ	4	3	2	1	0
環境マネジメント	(12)	環境関連部署、担当職員を配置する	4	3	2	1	0
	(13)	社内における環境教育・啓発を実施する	4	3	2	1	0
	(14)	環境マネジメントシステムを自社で構築し、省エネルギー等に関する計画書などを作成し取り組みを進める	4	3	2	1	0
	(15)	環境マネジメントシステムの認証(ISO14001、エコアクション21等)を取得し、継続的に改善する	4	3	2	1	0

※ コージェネレーション: 燃料を燃やして得た熱を動力や電力に変換し、その排熱を熱源として利用するシステムです。熱と電気を同時に必要とする場合には、大きな省エネルギー効果が期待できます。

区分	No	取り組みの内容	選択肢				
			積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、さらに 取り組んでいきたい	今後は取り組んでいきたい	今後も取り組むことは 考えていない	検討したことがない・ 自社と関係がない
車両の利用	(16)	業務用車両のエコカー(省エネ・低公害車)への転換を行う	4	3	2	1	0
	(17)	業務用車両を代替する交通(公共交通機関、自転車、徒歩など)の積極的な利用を行う	4	3	2	1	0
	(18)	輸送ルート効率化、積載率の向上、共同輸配送などにより、業務用車両の利用を削減する	4	3	2	1	0
	(19)	混雑時の業務用車両の利用をできるだけ避ける	4	3	2	1	0
	(20)	業務用車両の無駄なアイドリングを行わない(アイドリングストップをすすめる)	4	3	2	1	0
	(21)	マイカー通勤の自粛やオフピーク通勤などをすすめる	4	3	2	1	0
その他	(22)	敷地内、外構部の緑化に努める	4	3	2	1	0
	(23)	施設の壁面、屋上緑化に努める	4	3	2	1	0
	(24)	物品を購入するときには、環境に配慮している物品・企業を選択する(グリーン調達)	4	3	2	1	0
	(25)	経営上、環境保全に関する情報を積極的に取り入れる	4	3	2	1	0
	(26)	環境保全や環境負荷に関する情報を公表する(有害化学物質の排出や管理の状況、環境保全への取組内容など)	4	3	2	1	0
	(27)	環境保全のためにかけた費用と、それによって得られた効用を算定する(環境会計)	4	3	2	1	0
	(28)	国民運動「COOL CHOICE」(クールチョイス:賢い選択をしようという取組)への賛同	4	3	2	1	0
(29)	持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた社内教育(ESD)に取り組んでいる	4	3	2	1	0	

問5. 貴事業所が、環境問題への取り組みを進める上での課題をお聞きします。

問 5-1 どのようなことが課題になっていますか。

(あてはまるものすべてを選んで回答欄に○をつけてください)

No	課 題	回答欄
(1)	資金の不足	
(2)	人材の不足	
(3)	ノウハウの不足	
(4)	取り組みに手間や時間がかかる	
(5)	取引先や消費者の協力が得られない	
(6)	環境問題の現状や対策に関する情報の不足 →問 5-2 について回答ください	
(7)	事業所内で、取組のための意思統一を図るのが難しい	
(8)	事業所内に、市民や行政などと協力して対策を推進するための組織がない	
(9)	どんな分野を重視して取り組むべきかがわからない	
(10)	大きな(明確な)効果を得られない	
(11)	その他 (この枠内に記載ください)	

問 5-2 どのような情報が不足していますか。(問 5 で(6)と回答した事業者のみ回答ください)

(あてはまるものすべてを選んで回答欄に○をつけてください)

No	不足している情報	回答欄
(1)	環境問題の現状についての情報	
(2)	環境問題の原因についての情報	
(3)	行政の支援に関する情報	
(4)	環境問題への取り組み(対処方法、解決方法)についての情報	
(5)	他の企業・事業所で行われている取り組み(対処方法、解決方法)に関する情報	
(6)	環境問題を解決してくれる組織・企業についての情報	
(7)	環境問題に関する情報をどこから入手したらよいか分からない	

問6. 廃棄物の分別・減量、資源化やリサイクル製品（再生紙も含む）を使用する取り組みにおいて生じた問題は何ですか。

(あてはまるものすべてを選んで回答欄に○をつけてください)

No	取り組みを行うために生じた問題	回答欄
(1)	費用がかかる	
(2)	手間がかかる	
(3)	従業員に問題意識がない	
(4)	資源ごみを保管する場所がない	
(5)	廃棄物の減量、資源化を担当する部署（担当者）がない	
(6)	廃棄物の減量、再資源化についての情報がない	
(7)	その他（この枠内に記載ください）	

問7. 私達の暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）により支えられています。そこで、生物多様性に関してお聞きします。

問 7-1 「生物多様性」という言葉を今までに聞いたことがありますか。

(あてはまる1つを選んで回答欄に○をつけてください)

No	環境保全活動の内容	回答欄
(1)	意味も含めて知っている	
(2)	意味はわからないが言葉は聞いたことがある	
(3)	聞いたことはない	

問 7-2 貴事業所では「生物多様性」の保全・再生等につながる取り組み等を行っていますか。

(あてはまる1つを選んで回答欄に○をつけてください)

No	環境保全活動の取り組み状況	回答欄
(1)	事業活動との関係を意識して取り組みをしている	
(2)	必要性はわかるが、事業活動との関係や取り組み方が分からない	
(3)	必要性及び事業活動との関係性はわかるが、これを意識した取り組みはしていない	
(4)	取り組みの必要性はないと考えている	
(5)	その他（この枠内に記載ください）	

問8. 環境に関する施策や行政・事業者の取り組み等についてお聞きします。

問 8-1 今後、市に重点的に進めてほしい環境施策の分野等は何ですか。

問 8-2 貴事業所・業界が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等は何ですか。

(問ごとに、それぞれ上位5つまでを選び○をつけてください)

項目	No	環境施策の分野等	問 8-1 市に進めてほしい	問 8-2 事業者が取り組む
公害対策・身近な生活環境などの対策	(1)	大気汚染対策		
	(2)	水質汚染対策		
	(3)	騒音・振動対策		
	(4)	悪臭対策		
	(5)	ごみの不法投棄対策		
	(6)	生ごみの堆肥化への取組		
	(7)	ごみの減量化対策(包装の簡素化、リサイクル、再生利用の促進など)		
	(8)	新エネルギーの利用、省エネルギーの推進		
	(9)	農業対策		
	(10)	有害化学物質対策		
	(11)	自動車交通公害対策、人中心の道路づくり		
	(12)	法律・条例による規制、指導等		
自然環境の保全や快適環境の創出など	(13)	貴重な動植物などの保全・保護		
	(14)	身近なみどりの保全・創出		
	(15)	自然性の高い水辺環境、親しみやすい水辺環境の保全・創出		
	(16)	公園・広場・緑道など自然とふれあえる場の整備・創出		
	(17)	里山・田園風景などの自然景観(眺め)の保全		
	(18)	環境保全型の農林業の活性化		
	(19)	街並みの保全・整備		
	(20)	歴史的文化財の保護・継承		
情報の提供や保全活動への支援など	(21)	地域の環境や市の環境施策に関する情報の集積と提供		
	(22)	地球温暖化など環境問題全般の広範な情報の提供		
	(23)	環境教育や環境学習の場の整備、参加機会の充実		
	(24)	環境保全活動への参加機会の充実		
	(25)	環境保全団体等への活動の支援		
	(26)	協働を推進するための基盤(プラットフォーム)づくりや支援		
	(27)	農山村住民と都市住民との交流、協働		
	(28)	環境産業の育成・持続可能な生産と消費を実現する経済システムの構築		
	(29)	有害鳥獣や特定外来生物の駆除、被害防止対策		
	(30)	環境保全のための市の独自税制・経済的措置		
その他	(31)	その他 (この枠内へ記載ください)		

問 8-3 貴事業所で参加・協力している、または参加・協力しても良いと考える社会貢献活動やボランティア活動などについてお教えてください。

(あてはまるものを選んで○をつけてください。複数回答可。)

No	社会貢献活動等	既に 参加・協力 している	今後 参加・協力 しても良い
(1)	街の緑化や花壇整備などの景観(風景)づくり		
(2)	地域の清掃や街の美化(ゴミ拾いなど)活動		
(3)	不法投棄の監視活動		
(4)	リサイクル、リユース(食用油の回収など)に関する活動		
(5)	生物の生育・生息環境の保護、保全活動(維持管理など)		
(6)	里山や農地の保全活動(美化・荒廃対策等)		
(7)	有害鳥獣に関する監視活動や駆除など(猟友会ボランティアを含む)		
(8)	施設見学の受け入れ		
(9)	自社の事業分野での技術的貢献(従業員の派遣(講師等)、情報提供など)		
(10)	環境保全活動や自然観察会等への場所・施設の提供		
(11)	地域での環境保全活動のための道具・機材の提供		
(12)	環境保全活動団体への金銭的支援や補助金等の助成団体への寄付		
(13)	環境保全活動への従業員の自主的参加を支援する制度の設立(ボランティア休暇制度など)		
(14)	その他 (この枠内に記載ください)		

問9. 袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉を回答欄に記入ください。

(今後の袖ヶ浦市の環境づくりの目標や指針となるキャッチフレーズなど)

キャッチフレーズの例) 安全で快適なうるおいのある環境都市を目指して

以上でアンケートは終了です。たいへんありがとうございました。

お願い：記入が済んだ本アンケート票(A4判の用紙4枚)は、同封した返送封筒に入れ、平成31年2月4日までにご投函くださるようお願いいたします。

## 火力発電所開発検討の内容変更について

## 市内建設計画事業における環境影響評価手続き概要

事業名称	(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画
所在地	袖ヶ浦市中袖3-1 ほか
アセス実施事業者	株式会社千葉袖ヶ浦エナジー
手続開始	平成27年6月
手続状況	<b>現地調査終了</b>
燃料種	石炭
原動力の種類	汽力
施設規模	200万kW (100万kW×2基)
運転開始予定	2025年
審議会諮問 (上段) 答申 (下段)	
配慮書	平成27年7月2日 平成27年7月7日
方法書	平成28年2月17日 平成28年3月29日
準備書	—
その他1	<b>【火力発電所開発検討の内容変更】</b> 発表日 平成31年1月31日
その他2	

2019年1月31日  
出光興産株式会社  
九州電力株式会社  
東京ガス株式会社

## 千葉県袖ヶ浦市における火力発電所開発検討の内容変更について

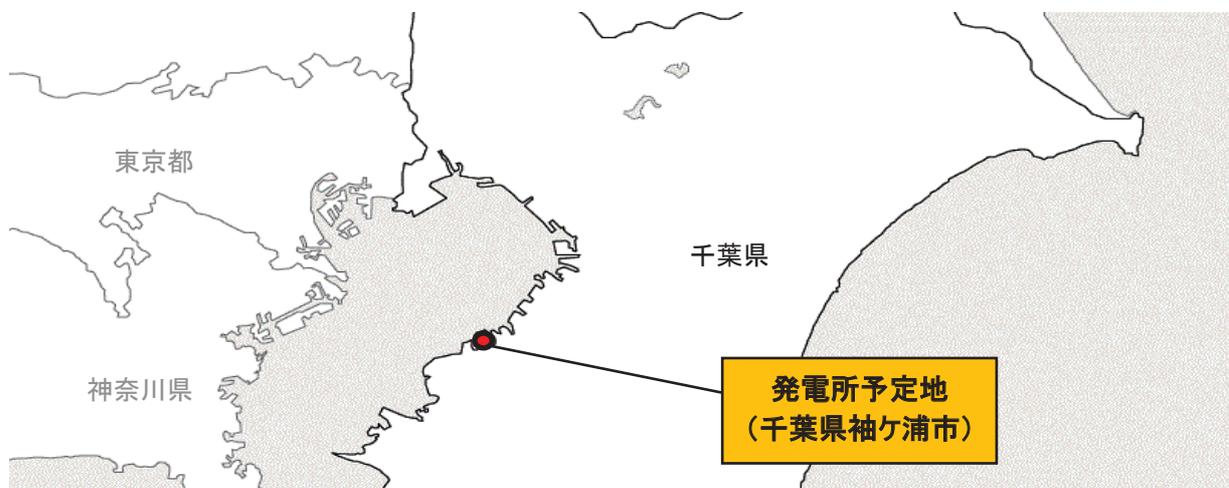
出光興産株式会社（代表取締役社長：木藤 俊一）、九州電力株式会社（代表取締役社長執行役員：池辺 和弘）、ならびに東京ガス株式会社（代表取締役社長：内田 高史）は、2015年5月に「株式会社千葉袖ヶ浦エナジー」を設立し、千葉県袖ヶ浦市にある出光興産所有地を活用した石炭火力発電所の共同開発について検討を行ってまいりました。

[2015年5月1日お知らせ済み]

しかしながら三社は、本検討において十分な事業性が見込めないとの判断に至ったことから、同地点での石炭火力発電所の共同開発について検討を断念することといたしました。

今後、九州電力と東京ガスは同地点で燃料種別をLNGとした火力発電所の開発検討を引き続き進めてまいりますので、お知らせいたします。

### <参考> 概略位置図



### ～ お問い合わせ先 ～

出光興産株式会社 広報室広報課 TEL：03-3213-3115  
URL <http://www.idemitsu.co.jp/>

九州電力株式会社 地域共生本部 報道グループ TEL：092-741-2516  
東京支社 業務推進グループ（広報担当） TEL：03-3281-4931  
URL <http://www.kyuden.co.jp>

東京ガス株式会社 広報部報道グループ TEL：03-5400-7675  
URL <http://www.tokyo-gas.co.jp>

以上

## 環境影響評価制度について

### 1 環境影響評価（アセスメント）制度の目的

道路の整備や発電所の建設などの開発事業による重大な環境影響を防止するため、開発の内容を決めるに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果について、市民や自治体などから意見を聴き、それらを踏まえた環境の保全の観点からよりよい事業計画を作るための制度であり、環境影響評価の結果を事業内容に関する決定（事業の免許など）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分配慮して行われるようにすることを目的としている。

### 2 根拠法令等

- ・環境影響評価法
- ・電気事業法（発電所建設の場合）
- ・千葉県環境影響評価条例

### 3 環境影響評価手続

#### （1）計画段階環境配慮書（平成25年4月創設）【図書の縦覧】

事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書。

#### （2）環境影響評価方法書【図書の縦覧】【説明会の開催】

環境影響評価において、どのような項目において、どのような方法で調査・予測・評価をするかという計画を示した図書。

縦覧、説明会の後、知事等の意見を踏まえて手法を選定し、現地調査・予測・評価に臨む。

#### （3）調査・予測・評価の実施

一年以上の現地調査（例外あり）・予測・評価を実施し、環境保全のための対策を検討し、この対策が取られた場合における環境影響を総合的

に評価する。

(4) 環境影響評価準備書【図書の縦覧】【説明会の開催】

調査・予測・評価終了後、その結果について意見を聴くため、準備書を作成し、知事等に送付する。

準備書とは、調査・予測・評価・環境保全対策の検討結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書となっている。

(5) 環境影響評価書【図書の縦覧】

準備書に対する知事等の意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で作成される図書。

事業者は環境大臣等の意見の内容をよく検討し、必要に応じて見直したうえで評価書を確定する。

評価書が確定したことを公告・縦覧が終わることで環境影響評価手続きは終了する。

## 環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
<b>1 道路</b>		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
<b>2 河川</b>		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
<b>3 鉄道</b>		
新幹線鉄道	すべて	—
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
<b>4 飛行場</b>		
	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
<b>5 発電所</b>		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
<b>6 廃棄物最終処分場</b>		
	面積30ha以上	面積25ha～30ha
<b>7 埋立て、干拓</b>		
	面積50ha超	面積40ha～50ha
<b>8 土地区画整理事業</b>		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
<b>10 工業団地造成事業</b>		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
<b>11 新都市基盤整備事業</b>		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
<b>12 流通業務団地造成事業</b>		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
<b>13 宅地の造成の事業（*1）</b>		
	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画（*2） 埋立・掘込み面積の合計300ha以上		

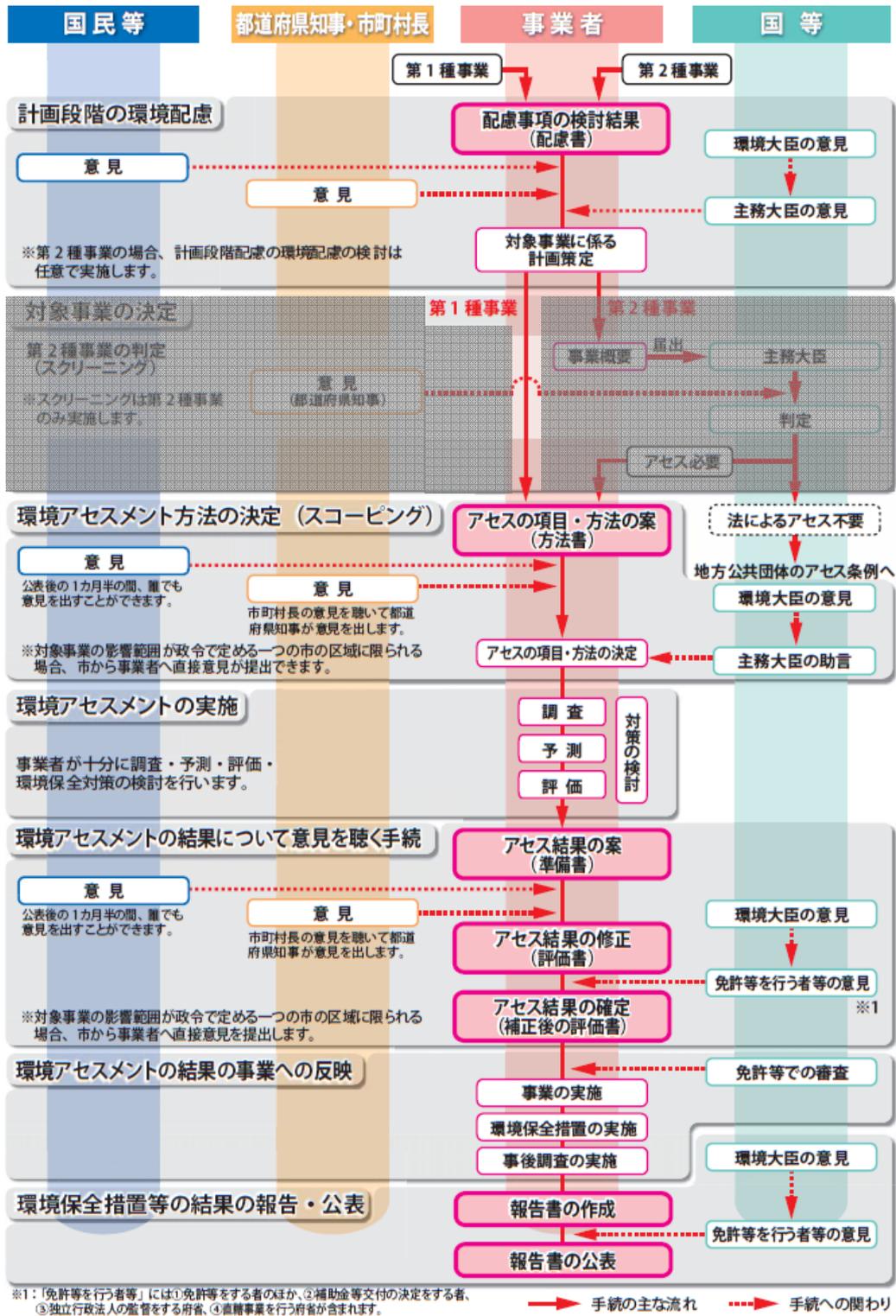
（\*1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（\*2）港湾計画については、港湾環境アセスメント（14 ページ参照）の対象となる。

出典：「環境アセスメント制度のあらまし」環境省 ※一部加工

# (4) 環境アセスメントの手続

## 環境アセスメントの手続の流れ



出典：「環境アセスメント制度のあらまし」環境省 ※一部加工

## 袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインを策定しました

## ガイドラインの概要

本市に設置される事業用太陽光発電設備について、災害の防止、環境及び景観の保全、市民の安全・安心を確保するため、「袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を策定し、平成31年4月1日に施行します。

(7月1日以降に工事を着手する太陽光発電設備設置事業から適用)

このガイドラインは、太陽光発電設備設置事業者の自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的として、市への事前協議や地域住民への説明会の開催の他、事業の実施や維持管理にあたり配慮すべき事項を定めています。

## ガイドライン策定の背景

国において太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用が推進されるなか、袖ヶ浦市でも太陽光発電設備の設置件数が増えておりますが、一方で生活環境や自然環境に与える影響が懸念されます。

太陽光発電設備の設置にあたっては、国が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成28年6月）」及び「事業計画策定ガイドライン（平成30年4月改訂）」を制定し、事業計画の認定手続きを求めています。太陽光発電設備が設置される区域の自治体や地域住民との調整について、具体的に示した内容ではありません。

袖ヶ浦市では、市内において太陽光発電設備設置事業を行う事業者に対して、一定の基準を示すガイドラインを策定することとしました。

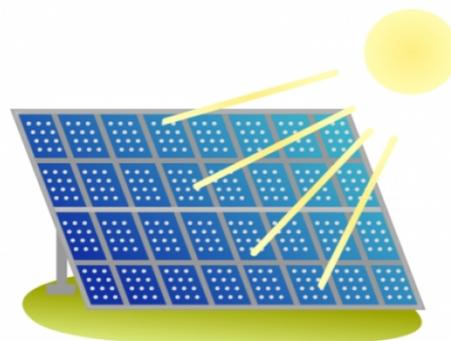
## 対象

次に該当する太陽光発電設備設置事業を対象とします。

■事業区域内の太陽光発電設備の出力の合計が20キロワット以上

※下図のとおり、土地に自立して設置するものに限る。（屋根等に設置するものを除く。）

## イメージ図



※太陽光発電設備を設置する際の手続き等について、裏面に記載しています。

## 太陽光発電設備を設置する際の手続き等

### 【事前協議】第6条

事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手する日の60日前までに、事前協議申出書を市へ提出し、事業の内容に関して協議してください。

※上記の事前協議が終了したときは、市から事前協議終了通知書が通知されます。

### 【説明会の開催】第7条

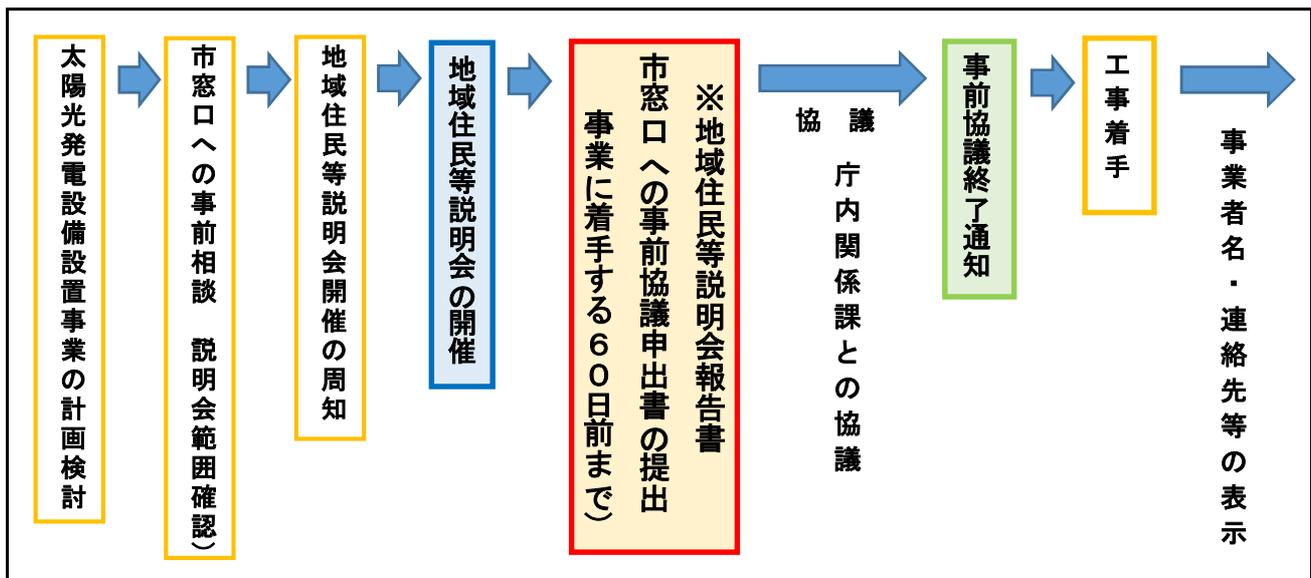
事業者は、事前協議申出書の提出をする前に、太陽光発電設備設置事業の事業計画その他実施に係る事項について、当該事業区域の地域住民に対し説明会を開催してください。

※説明会を開催する対象範囲については、市へ相談ください。

### 【標識の設置及び工事期間中の表示】第8条、第10条

事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に、事業計画の内容を記載した標識を掲示すると共に、設置工事期間中は工事現場の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示してください。

### 【手続きの流れ】



## 太陽光発電設備設置事業の実施や維持管理にあたり配慮すべき事項等

### 【太陽光発電設備設置事業の実施に当たり配慮すべき事項等】第10条

### 【太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理等】第11条

事業者は、災害の防止、環境及び景観の保全、市民の安全及び安心を確保するため、太陽光発電設備設置事業に当たっては、ガイドラインに示した配慮すべき事項等を遵守してください。

※詳細は「袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」をご覧ください。

連絡先 袖ヶ浦市環境管理課  
TEL 0438-62-3404  
FAX 0438-62-7485  
e-mail sode17@city.sodegaura.chiba.jp

## 袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、本市の区域内に設置される太陽光発電設備について、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するために事業者が配慮すべき事項を示すことにより、太陽光発電設備の設置に係る法令上の規制が適用されない場合であっても、地域住民への説明会による周知など、事業者による自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的とする。

### (定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するための設備（土地に自立して設置するものに限る。）及びこれに附属する設備をいう。
- (2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業（これに附帯する樹木の伐採、盛土、切土等の造成を含む。）をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を実施し、又は実施しようとする個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行うための一団の土地（一体として使用されていると認められる土地を含む。）をいう。

### (対象)

第3条 このガイドラインは、事業区域内の太陽光発電設備の出力の合計が20キロワット以上の太陽光発電設備設置事業を対象とする。

### (市の責務)

第4条 市は、このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令等及びこのガイドラインを遵守し、災害の防

止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心に十分配慮するほか、地域住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備設置事業に関連する事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずるとともに、事故等が発生した場合は、直ちに対処できるよう十分な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、太陽光発電設備設置事業に関して地域住民から苦情等があったときは、地域住民の理解を得られるよう、これに対応するよう努めなければならない。

4 事業者は、太陽光発電設備設置事業を廃止し、太陽光発電設備が不要となったときは、事業区域の原状回復に努めなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手する日の60日前までに事前協議申出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長と協議するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 地域住民等説明会報告書(様式第3号)

(3) 太陽光発電設備設置事業の実施に当たり法令等による許認可等を受けているときは、その許可書等の写し

(4) 別表に定める図書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定より市長と協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、事前協議変更申出書(様式第4号)に前項各号に掲げる書類のうち変更の内容を明らかにするものを添えて市長に提出し、市長と協議するものとする。

3 市長は、前2項の事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書(様式第5号)により、当該事業者に通知するものとする。

(説明会の開催)

第7条 事業者は、前条第1項の規定による事前協議申出書の提出をする

前に、事業計画その他太陽光発電設備設置事業の実施に係る事項について当該事業区域の地域住民（市長が別に定める範囲に限る。）に対し説明会を開催するものとする。

2 事業者は、前条第2項の規定による事前協議変更申出書の提出をする前に、協議した内容の変更に係る事項について、地域住民に対し説明会を開催するものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (2) 事業区域の面積の縮小
- (3) その他市長が認める軽微な変更

3 事業者は、前2項の説明会において事業計画に対する要望、意見等があったときは、誠意をもって対応し、地域住民との合意形成に努めなければならない。

（標識の設置）

第8条 事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成30年4月改訂資源エネルギー庁）に基づき、事業計画の内容を記載した標識を掲示するものとする。

（太陽光発電設備の設置に慎重な検討が必要な区域等）

第9条 事業者は、次に係る区域等において太陽光発電設備設置事業を計画するときは、関係法令等を遵守するとともに、関係機関との調整を行うものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林及び地域森林計画の対象となっている民有林
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災

## 害特別警戒区域

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域

(6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、千葉県文化財保護条例（昭和30年条例第8号）又は袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例（昭和51年条例第37号）に基づく指定を受けた文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地

（太陽光発電設備設置事業の実施に当たり配慮すべき事項等）

第10条 事業者は、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するため、太陽光発電設備設置事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について十分配慮するものとする。

(1) 防災及び安全に係る次の事項

ア 盛土及び切土面の保護 擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等により、法面の保護対策を講ずること。

イ 崖地対策 崖地の近隣に太陽光発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔、崖肩沿いの排水その他の崖地の崩落対策を講ずること。

ウ 湧水対策 湧水がある場合は、地下排水管の設置その他の適切な措置を講ずること。

エ 軟弱地盤対策 地盤に係る調査を行い、地盤改良の実施その他の適切な措置を講ずること。

オ 土砂崩れ対策 土砂災害が発生するおそれのある地域に太陽光発電設備を設置する場合は、擁壁の設置その他の安全上適切な措置を講ずること。

カ 雨水排水対策 降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、排水路の改修、調整池の設置その他の適切な措置を講ずること。

キ 工事の施工に係る安全の確保 工事車両の通行及び工事の施工に当たっては、安全を十分に確保し、本市又は地域住民から安全の確保に係る要請があったときは、これに誠意をもって対応するほか、

工事中の土砂の流出及び粉じんの飛散に対する対策として、必要に応じて排水処理施設、防じんネットの設置その他の適切な措置を講ずること。

(2) 生活環境への配慮に係る次の事項

ア 騒音対策 工事車両の通行その他の工事の施工に伴う騒音又は振動について本市又は地域住民から要請があったときは、適切な対策を講ずること。

イ 除草対策 除草剤等を散布する場合は、事前に散布の日時等を地域住民に周知するとともに、飛散を防止するための適切な措置を講ずること。

ウ 緩衝帯の設置 太陽光発電設備による騒音及び振動の影響を緩和するため、緑地その他の緩衝帯を設けること。

エ 太陽光パネルの反射光対策 事前に地域住民の理解を得るとともに、必要に応じて、低反射パネルの採用、太陽光パネルの傾きを調整する等の対策を講ずること。

(3) 景観への配慮に係る次の事項

ア フェンス、植栽等による対策 景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、フェンス、植栽等による対策を講ずるものとする。

イ 太陽光パネルの色彩等の対策 太陽光パネルは、周囲と調和した、できる限り目立たない色彩とすること。

ウ 山並み、眺望等に係る対策 尾根線上、丘陵地又は高台に太陽光発電設備を設置する場合は、周辺の景観と調和するように配慮すること。

2 事業者は、太陽光発電設備の設置工事期間中は、当該工事現場の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示するものとする。

(太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理等)

第11条 事業者は、次に定めるところにより、太陽光発電設備の設置後

の適切な維持管理をし、災害、機器の故障等が発生した場合の適切な対処をするものとする。

(1) 太陽光発電設備及び敷地の適切な維持管理は、次に定めるところによる。

ア 太陽光発電設備及び敷地については、定期的に保守点検を行うものとし、機器の故障その他の問題が発生したときは、直ちに対処し、適切な維持管理に努めること。

イ 第三者が事業区域内に侵入しないようにフェンス、植栽等による対策を講ずること。

ウ 太陽光発電設備の破損、騒音の発生、雨水の流出その他の周辺的环境に影響を及ぼす状況が発生したときは、適切な対策を直ちに講ずること。

(2) 落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生したときは、直ちに現地を確認し、機器等の異常又は太陽光発電設備に起因すると認められる異常が発見されたときは、適切な対策を直ちに講ずること。

(3) 太陽光発電設備設置事業の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、及び廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）並びに太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）に基づき適正に処理すること。

#### 附 則

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行し、同年7月1日以後工事に着手する太陽光発電設備設置事業から適用する。

別表（第6条関係）

図書の種類	縮尺	備考
位置図	2, 500分の1程度	
現況図	2, 500分の1以上	地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の状況を記入すること。
土地利用計画図	1, 000分の1以上	・地形、事業区域、道路名称を記入 ・太陽光発電設備、排水施設、植栽、柵等の計画を記入すること。
土地造成計画平面図	1, 000分の1以上	
土地造成計画断面図 (縦断面図、横断面図)	1, 000分の1以上	
排水施設計画図	1, 000分の1以上	事業区域内及び放流先までの排水施設、経路、排水施設の構造等を記入すること（土地利用計画図で記入している場合は不要）。

様式第1号（第6条関係）

<p style="margin: 0;">事前協議申出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p>	
<p style="margin: 0;">袖ヶ浦市長</p>	
<p style="margin: 0;">事業者</p> <p style="margin: 0;">住 所</p> <p style="margin: 0;">氏 名</p> <p style="margin: 0;">電話番号</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">印</p>	
<p style="margin: 0;">（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p>	
<p style="margin: 0;">袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第6条第1項の規定により、次のとおり協議します。</p>	
事業名	
事業区域の所在地	袖ヶ浦市
事業区域の面積	m <sup>2</sup>
発電出力量	kW
工事施工者	住 所 氏 名 電話番号
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 年間）

※添付書類

袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第6条第1項各号に規定する書類を添付すること。

## 事業計画書

事業名	
事業者住所	
事業者氏名	
連絡先	
設計者名	
事業区域の所在地	袖ヶ浦市
事業区域の面積	m <sup>2</sup>
発電出力量	kW
想定年間発電電力量	kWh
太陽光発電設備の高さ	m
接続道路名及び幅員	道路名 幅員 m
森林伐採の有無	無・有（保安林・民有林・それ以外） 伐採規模 m <sup>2</sup>
埋立ての有無	無・有（農地・それ以外） 埋立規模 m <sup>2</sup>
雨水排水方法	放流先：無・有（河川・排水路・それ以外） 排水方法：
関係法令等の手続き	

地域住民等説明会報告書

地域住民等説明会を開催したので、次のとおり報告します。

事業名	
事業区域の所在地	袖ヶ浦市
開催日時	年 月 日（ 回目） 時 分
開催場所	
開催周知方法	回覧・ポスティング・その他（ ）
開催周知範囲	
説明者	
参加者	
説明の内容	
地域住民の 意見・要望等の内容	
意見・要望等に 対する回答の内容	

様式第4号（第6条関係）

<p style="margin: 0;">事前協議変更申出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">袖ヶ浦市長</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">事業者</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">住 所</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">電話番号</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第6条第2項の規定により、下記事業の変更について次のとおり協議します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">記</p>			
当初協議	第 年 月 日 号		
事業名			
事業区域の所在地	袖ヶ浦市		
事業区域の面積	m <sup>2</sup>		
発電出力量	kW		
変更内容	内容	変更前	変更後

※添付書類

袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第6条第1項各号に規定する書類のうち、変更に係るものを添付すること。

様式第5号（第6条関係）

第 年 月 日  
号

様

袖ヶ浦市長

印

事前協議終了通知書

下記事業について協議が終了したので、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン第6条第3項の規定により、通知します。

記

事業名	
事業区域の所在地	袖ヶ浦市
事業区域の面積	m <sup>2</sup>
発電出力量	kW
市の意見	

■ 袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン  
第7条第1項の規定により市長が定める地域住民の範囲

ガイドライン第7条第1項の規定により実施する説明会の対象となる地域住民として市長が定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の敷地境界からおおむね50メートル以内の居住者
- (2) 事業区域に隣接する土地の所有者
- (3) 事業区域の敷地境界からおおむね50メートル以内に存する地区の区長、自治会長その他の地区を代表する者

袖ヶ浦市環境条例施行規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>別表第4（第7条関係）</p> <p>1 騒音及び振動の規制基準</p> <p>ア 一般の騒音の規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 騒音の測定方法は、当分の間、<u>日本産業規格Z8731</u>に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>5～8 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和元年7月1日から施行する。</u></p>	<p>別表第4（第7条関係）</p> <p>1 騒音及び振動の規制基準</p> <p>ア 一般の騒音の規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 騒音の測定方法は、当分の間、<u>日本工業規格Z8731</u>に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>5～8 （略）</p>

## 平成31年度袖ヶ浦市環境審議会年間計画

回	日 程	議 事
1	4月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第2次袖ヶ浦市環境基本計画の策定について</li><li>・ その他</li></ul>
2	7月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 袖ヶ浦市環境基本計画年次報告について</li><li>・ 袖ヶ浦市環境基本計画期末評価報告について</li><li>・ 第2次袖ヶ浦市環境基本計画の骨子案について</li><li>・ その他</li></ul>
3	10月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第2次袖ヶ浦市環境基本計画の素案について</li><li>・ 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（第四次計画）の年次報告について</li><li>・ その他</li></ul>
4	12月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第2次袖ヶ浦市環境基本計画案について</li><li>・ その他</li></ul>
5	2月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第2次袖ヶ浦市環境基本計画案のパブリックコメント結果報告について</li><li>・ 第2次袖ヶ浦市環境基本計画案の諮問について</li><li>・ その他</li></ul>

※ このほか、火力発電所の建設計画の進行状況により、環境影響評価手続について審議を予定しております。

平成30年版

# 袖ヶ浦の環境

袖ヶ浦市



# は じ め に

袖ヶ浦市では自然環境との調和や資源・エネルギー問題等に対する総合的かつ計画的な取組みを進めるため、環境施策の最上位計画となる「環境基本計画」を定め、安全で快適なうるおいのある環境都市の実現に努めています。

本書は、平成29年度の本市における環境の状況並びに環境対策などについて、その概要をまとめたものであり、市民の皆様一人ひとりに、袖ヶ浦の環境の現状をご理解いただくとともに環境問題を身近な課題と感じていただき、環境保全に取り組む契機としていただければ幸いに存じます。

## 環境保全都市宣言

私たちは、きれいに澄んだ小川、さわやかな青空、野や山の緑、このような美しい自然に囲まれ、都市としての機能の充実した生活環境のなかで、うるおいとやすらぎのある、快適な生活が送れるまちに住みたいと願う。

近年のめざましい産業の発展と都市化の進展は、より高度な文化的な生活など、私達の市民生活に大きな恩恵をもたらした。

一方、市民の快適な環境に対する志向が高まり自然と調和のとれた質の高い生活環境の整備が重要となってきている。

今や環境問題は、一個人一地域の問題にとどまらず、宇宙船地球号の中で私たちは地球的規模で考えた行動が求められている。

このため、行政、市民及び事業所が一体となり自らの手で豊かな自然環境を保全し、快適な生活環境を創造するため、市制施行の年にあたり、次の目標を掲げ、市民の総意としてここに袖ヶ浦市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

- 1 地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる
- 1 きれいな水を、守り育てる
- 1 きれいな空気を、守り育てる
- 1 美しい緑を、守り育てる
- 1 安らぎのある街並みを、守り育てる
- 1 リサイクル社会を目指し、環境を守り育てる

平成3年6月14日

袖ヶ浦市

# 目 次

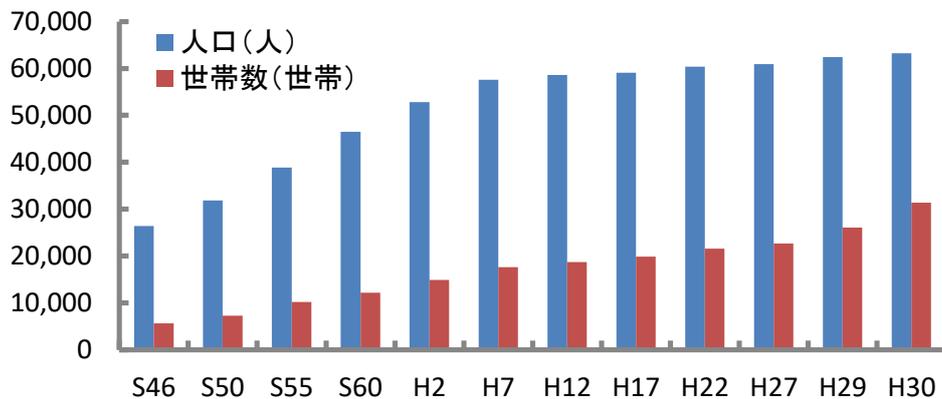
1. 袖ヶ浦市の概況	1
2. 環境問題の動向	3
3. 総合的環境保全対策の推進	9
4. 環境の現状と対策（環境保全対策）	10
(1) 地球環境問題	10
(2) 放射能問題	10
(3) 大気環境	13
(4) 水環境	19
(5) 騒音・振動	23
(6) 悪臭	25
(7) 公害苦情	26
(8) 自然保護・緑化の推進	27
5. 環境の現状と対策（廃棄物対策）	30
(1) 一般廃棄物	31
(2) 産業廃棄物	43
(3) 廃棄物の不法投棄	43
(4) 土砂等の埋立て	44
6. より良い環境を目指して	45
(1) 啓発活動	45
(2) 補助金制度	48

# 1. 袖ヶ浦市の概況

## 人口・面積等

人 口	平成30年4月1日現在	国勢調査(平成27年10月1日)
	63,251人	60,952人
	男 31,909人 女 31,342人	男 30,660人 女 30,292人
世 帯 数	26,716世帯	22,652世帯
産 業 別 人 口 (平成27年国勢調査)	第一次産業 1,304人 (4.4%) 第二次産業 8,095人 (27.4%) 第三次産業 19,150人 (64.9%) 分類不能 985人 (3.3%)	
地 勢	面積 94.93K m <sup>2</sup> 周囲 84.5km 海岸線 28.7km 広ぼう 東西 14.0km、南北 13.5km	
市 役 所 の 位 置	東経 139度57分27秒 北緯 35度25分36秒	
平 和 都 市 宣 言	平成2年6月15日採択、同年12月10日宣言	
環 境 保 全 都 市 宣 言	平成3年3月15日採択、同年6月14日宣言	
姉 妹 都 市	イタジャイ市(ブラジル連邦共和国・サンタカタリーナ州) 昭和54年1月31日締結	

人口・世帯数推移

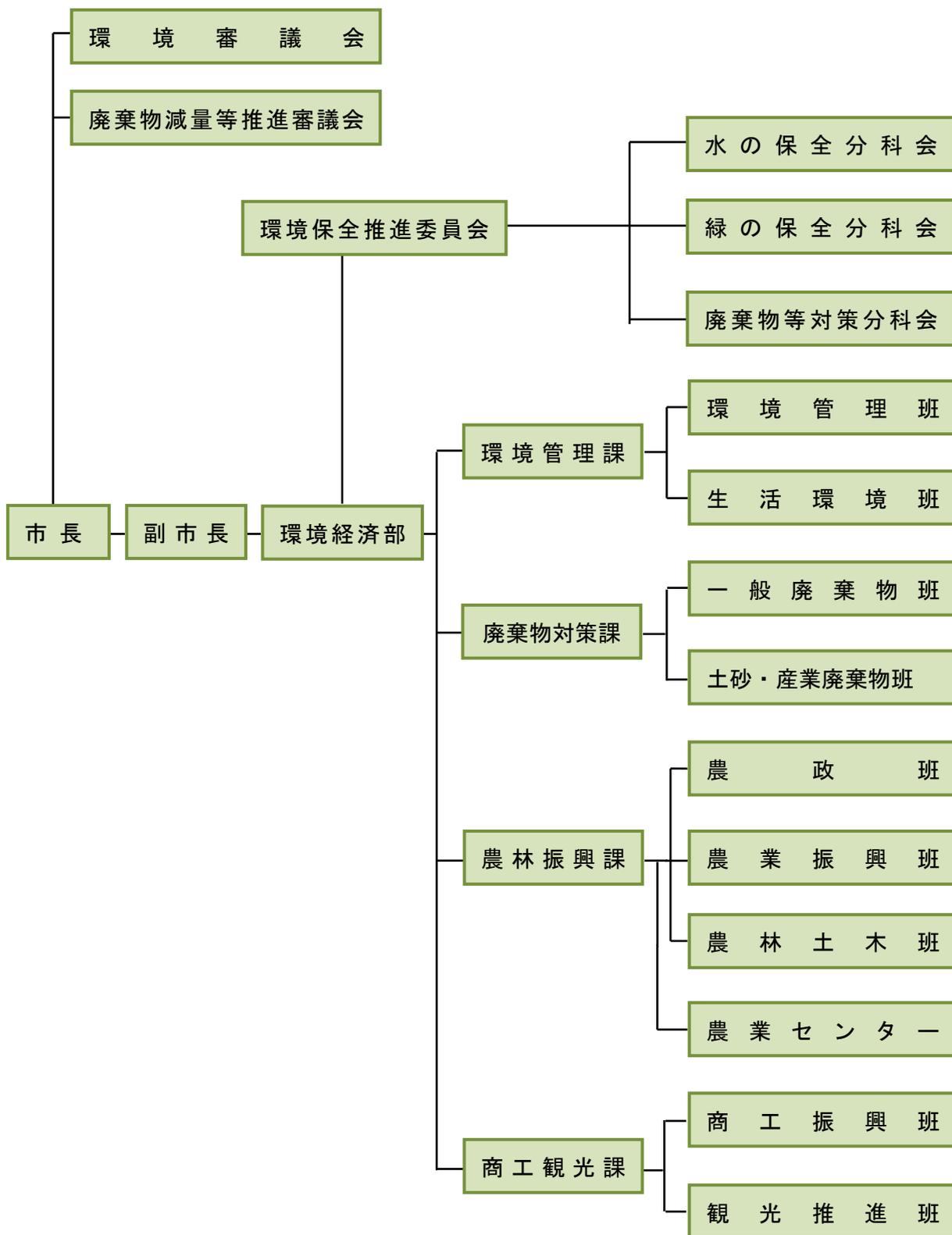


※S46は10月末日現在、H30は3月31日現在の人口

※それ以外は国勢調査による人口

# 環境行政組織図

H30年4月1日現在



## 2. 環境問題の動向

近年、わが国では様々な環境問題やその対策が取り上げられています。

ここでは、その中からいくつかを紹介し、問題に対する本市における対策について併せてご紹介します。

なお、これらの問題はそれぞれ独立したものではなく、相互に影響を与えているものがほとんどです。

### (1) 地球温暖化対策

地球温暖化とは、二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」が過剰に放出・蓄積されることにより、大気中の温室効果ガスの濃度バランスが崩れ、地球上の気温が上昇する現象です。

地球温暖化が進むと、異常高温、砂漠化、干ばつ、海面上昇による土地の水没、洪水、作物の不作や野生生物の絶滅といったさまざまな被害が懸念されます。

2013年の政府間パネル（IPCC）の第5次報告書によると、1880年～2012年において世界の平均地上気温は0.85℃上昇しています。また、1901年～2010年の期間中、世界平均海面水位は、0.19m上昇したと発表しています。

地球温暖化対策や資源の枯渇問題のためにも、省エネ行動は大変重要です。次世代に今の地球を残すために、私たち一人ひとりが考えて、私たちが今出来ることから取り組む必要があります。

#### **ア エコカー（低公害車）**

わが国は平均すると2人に1台以上の割合で車を保有していることとなります。車の排出ガスは、大気汚染や地球温暖化の要因となる二酸化炭素などの主な排出源の1つです。

これらの解決策としてエコカー（低公害車）の開発が行われており、従来のガソリン車やディーゼル車に比べて二酸化炭素や窒素酸化物といった大気汚染物質の排出が少なく、多くの場合エンジン音も静かで、自動車交通騒音問題対策としても有効です。

エコカーを普及させるため、自動車税の負担を軽くする「自動車グリーン税制」が平成14年度から全国一斉に行われており、内容の見直しが図られながら現在も継続されています。

※ エコカーの種類（電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・ソーラーカー・水素自動車・燃料電池自動車 など）

## イ 低排出ガス認定車

低排出ガス認定車とは従来の低公害車（前ページ記載）のように次世代エネルギーにより環境負荷を低減するというのではなく、最も普及しているガソリン車の排気ガス中の大気汚染物質を削減し、一定の排出基準をクリアした自動車です。排出ガスの低減レベルにより以下のようなステッカーが貼付されています。



## ウ 燃費基準達成車（低燃費車）

省エネ法で定める燃費基準値以上の燃費の良い自動車（低燃費車）については、ステッカーを自動車の見やすい位置に貼付するものとしています。

乗用車（ガソリン、ディーゼル）には以下のようなステッカーが貼付されています。

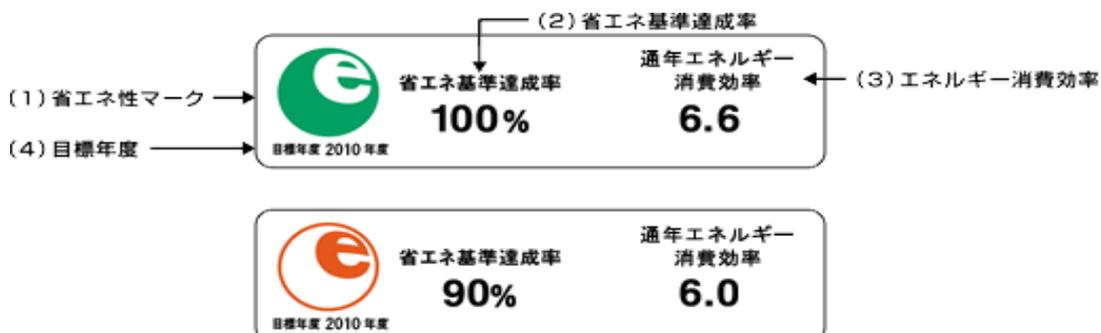


## エ 省エネラベリング制度

この制度は、家庭で使われる製品が国の省エネルギー基準を達成しているかどうかをラベルに表示するもので、基準を達成した製品には緑色のマーク、達成していない製品には橙色のマークが表示されます。エアコンや冷蔵庫など電力を多く消費するものでは、省エネ性能の差で、年間5,000円以上も電気代に差がつく場合があります。

また、一般家庭の消費電力の約10%が待機電力と言われており、コンセントを抜かずに使用した場合、たとえ小さな電気製品でも待機電力は1年中消費されます。

電気製品の買い換えは、省エネ性能と、待機消費電力量に注意して選びましょう。



## **オ 太陽光発電システム**

太陽光を利用して電気を発生させる太陽光発電システムは、環境にやさしい経済的な次世代発電システムとして注目されています。3～4kWの太陽光発電システムを設置すれば、平均的な4人家族が使用する電気の大部分をまかなうことができるといわれています。

本市では、平成20年度から住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。（巻末の環境保全関係補助金制度をご覧ください。）

### **〔太陽光発電システム設置補助金 年度別交付件数〕**

年度平成	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
件数	32	33	35	63	155	106	120	111	83	19

## **カ 燃料電池システム（エネファーム）**

燃料電池システム（エネファーム）は、ガスと空気から電気とお湯を作り出す、エネルギー効率の高い家庭用のシステムです。

本市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギー利用の効率化を図るため、平成25年度の10月から住宅用燃料電池システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

### **〔燃料電池システム（エネファーム）設置補助金 年度別交付件数〕**

年度平成	25	26	27	28	29
件数	17	19	65	77	71

## **キ 定置用リチウムイオン蓄電システム**

定置用リチウムイオン蓄電システムは、夜間などにためておいた電力を、昼の電力需要ピーク時や災害時などに使用することのできるシステムです。

本市では、平成27年度から定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

### **〔定置用リチウムイオン蓄電システム設置補助金 年度別交付件数〕**

年度平成	27	28	29
件数	24	20	20

## (2) 資源循環型社会を目指して

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、最終処分場の不足や、ごみ処理における温室効果ガスの排出など、環境保全を阻害する側面を有しています。また、天然資源の枯渇の懸念や、大規模な資源採取による自然破壊など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

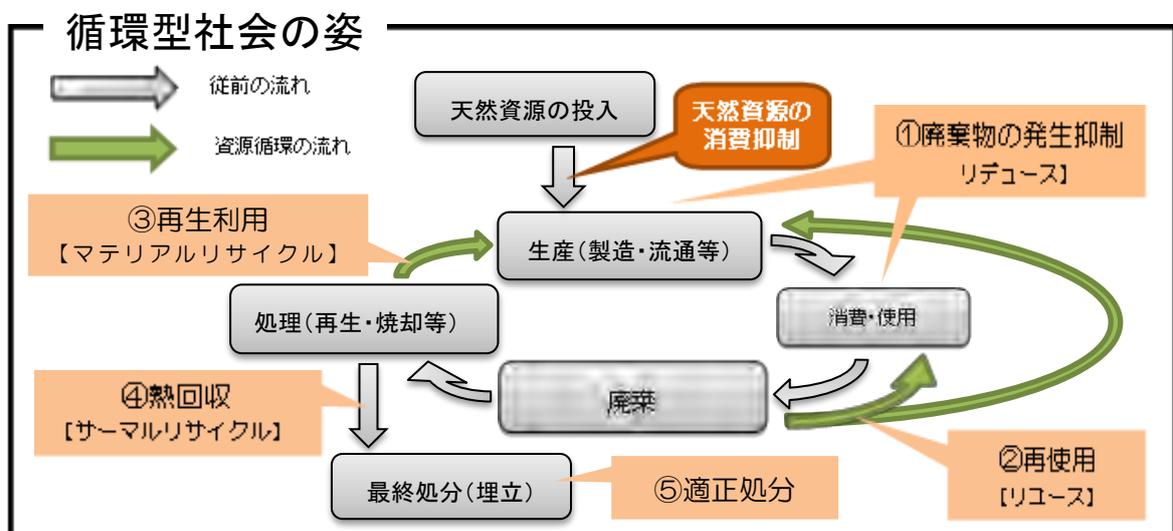
このため、国は平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定、平成15年には「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指しています。

さらに、関連法として、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」の整備や、各種取組の進展により、最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展しています。

一方で、近年の資源価格は高騰し、世界規模で資源制約が強まると予想されるほか、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋め立て処分されているといった課題を改善すべく、貴重な資源として一層有効活用して資源生産性を高め、天然資源の消費を抑制する新たなステージに進むための基本的方向として、質にも着目した循環型社会の形成をめざし、取り組んでまいりました。

そこで、平成30年6月に閣議決定された、「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、前基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」が掲げられました。

本市においても、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、社会を構成する各主体との連携の下で、3Rの推進など循環型社会の形成を一体的に実行するため、各種取組の展開を図ります。



### (3) 生物多様性を守るために

自然界には、数えきれないほどの生物が、場所に応じた様々なつながりを持ちながら生きています。これを「生物多様性」と呼び、世界的にも生物多様性の保全の重要性は広く認識されています。

#### ア レッドデータブック

長い歴史の中で育まれた地域固有の野生動植物が、開発による生息・生育環境の改変や乱獲などの人間活動に伴い、その生存が脅かされ、その結果、多くの種が絶滅の危機に直面しています。この対策として、これらの野生生物について特に保護する必要があるものを選定し、その方法等を取りまとめた「レッドデータブック」が作られ、環境学習の教材などとして活用されています。こうした絶滅の危機に瀕している野生生物の存続は私たちの意識と行動に委ねられていると言えます。

#### イ 外来生物

外来生物とは、本来の自然状態では存在しない生物で、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことをいいます。明治以降、人間の移動や活動が盛んになり多くの動植物が、ペットや展示用等の目的で輸入されたり、荷物や乗り物などに紛れ込んだりして日本に入ってきています。

これら外来生物の問題点は、在来生物との競争や交雑等により生態系へ影響を与えたり、畑を荒らしたり漁業対象の生物を食べたりする農林水産業への影響、あるいは外来生物自体が毒を持っている場合は人命や身体への危険がある場合もあります。このため、特に生態系に被害を及ぼす危険のある生物を「特定外来生物」として指定し、輸入はもちろん、飼養、栽培、保管、運搬、野外に放つことが禁止されています。また、国や県等が必要に応じて駆除等を行っています。

		外来種		
		特定外来生物 アライグマ	ハクビシン	
顔		耳の縁とヒゲが白い。		顔の真ん中、鼻から額にかけて白い帯があり、「白鼻芯」の名の由来となっている。
全体像				
		尾に黒いシマがある。	尾が細く長い。	
足裏		指が長い 5本指		指は短い 5本指

本市においても平成20年度にアライグマ・ハクビシンによる農作物被害が発生しており、継続的に駆除を行っています。駆除個体数は増加傾向にあるとともに生息域も市街地に拡大してきています。

アライグマ等は雑食性動物のため、果実が実った状態の果樹を放置したり、生ごみを夜間に放置しないよう注意が必要です。

また、古い木造家屋等（神社、寺院、空家）の屋根裏などに住み着き繁殖しますので、隙間をふさぐなどの対策が必要です。

#### ウ 年度別駆除個体数

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
132頭	198頭	152頭	151頭	115頭	168頭	177頭

### (4) 本市における環境問題の流れ

本市では、温暖な気候の下、古くから農水産業を中心に人々の生活が営まれてきました。

また、昭和30年には、臨海部で国営長浦干拓事業が実施されるなど特に農業が盛んでした。昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しましたが、この過程で大気や水の汚染などによる生活環境の悪化、宅地開発などによる身近な自然の改変や貴重な動植物の消失などが問題となりました。

市では、主要工場と環境保全のための協定の締結や、環境条例・各種法律による公害防止対策を強く進めるとともに、緑の保全及び推進に関する条例などを制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきた結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護については、一応の成果を収めました。

一方、人口の増加に伴って市北西部を中心に都市化が進行し、生活様式の変化、消費生活の拡大が進んだ結果、自動車交通公害や生活排水による水質汚濁、ごみの排出量の増加などによる廃棄物問題などの都市・生活型環境問題への対応が重要な課題になっていますが、いずれも人間の活動によって環境が持つ浄化・復元能力や生態系のバランスなどが損なわれるために発生する問題です。

また、近年では地球規模の環境問題や化学物質の使用に伴う環境汚染の問題など新たな課題も生じています。

環境は現代を生きる私たちだけでなく、将来の世代がその恵みを受けられるよう維持されなければなりません。複雑・多様化する環境問題に対応し、健全で良好な環境の恵みを将来に引き継ぐためには、市民・事業者の皆さん全ての参加を得て、環境に配慮した生活や事業活動の実践による環境への影響が少ない持続的発展が可能な社会の構築、多様な自然環境の体系的な保全、国際的視野に立った環境保全などへの積極的な取り組みを展開することが求められています。

## 3. 総合的環境保全対策の推進

### (1) 袖ヶ浦市環境基本計画

#### ア 計画の目的

本環境基本計画は長期的な目標のもと、市民、事業者、行政が協働して、環境分野全般にわたって総合的、計画的に取組を推進していくことにより、自然と共生した持続可能な社会を築き、本市の環境をよりよいものとして将来の世代に引き継ぐとともに、市民の健康で豊かな生活を実現することを目的としています。

#### イ 計画の期間

本計画の計画期間は、平成15年度（2003年度）から平成34年度（2022年度）までの20年間とします。

ただし、具体的な施策については5年間程度を目安として定め、社会情勢の変化や計画の進捗状況などをふまえて、概ね5年ごとに計画を見直します。

#### ウ 計画の対象範囲

計画の対象とする地理的範囲は、本市全体としますが、環境問題は広域的に関係しあっていることから、周辺地域の環境や地球環境も考慮します。また、対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、地球環境とし、これらに関係する私たち人間の諸活動を含むものとします。

### (2) 公害防止計画

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害を総合的・計画的に防止していくためのさまざまな行政施策を取りまとめたものです。袖ヶ浦市は「千葉地域公害防止計画」の地域に含まれており、総合的な公害防止施策を推進しています。

### (3) 環境の保全に関する協定

企業の事業活動に伴って発生する公害の防止と地域住民の健康や生活環境の保全を目的として、市内に立地している企業の協力により、地域の実情に合ったきめ細やかな、環境の保全のための取決めを結んでいます。

平成30年4月1日現在の協定締結工場は、三者協定（県・市・事業者）17工場、二者協定（市・事業者）29工場です。

## 4. 環境の現状と対策(環境保全対策)

### (1) 地球環境問題

地球環境問題とは、被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題や、国際的な取り組みが必要とされる開発途上国における環境問題を言い、代表的なものとしては、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・熱帯林の減少などが挙げられます。

地球環境問題は、私たちが日常生活や事業活動で使用する資源・エネルギーの増大や一部地域の汚染された大気、水、廃棄物などの移動・拡散などによって国境を越えた広い地域の環境に影響を及ぼし、年月の経過により深刻さを増している問題であることから、その解決に向けて地域から着実に取り組みを進めていくことが重要です。

市では地球温暖化防止のために、袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画により、節電の実施や燃料使用量の削減など、主にソフト面から省エネルギーの取り組みを進めております。

また、本市は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者の指定を受けており、22年度以降、年平均1パーセント以上のエネルギー使用量の削減をハード面で実施することが必要なことから、設備更新時の省エネルギー機器への交換などによるエネルギー使用量の削減に努めております。

### (2) 放射能問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、大量の放射性物質が放出されました。放射性物質による環境の汚染とこれに伴う人の健康への影響を速やかに低減することが課題となっています。市では大気中の放射線量や土壌、河川などの放射性物質の測定を行い、一定の基準を超えた場合には、除染などの対策を行っています。

#### ア 大気中放射線量

学校、公園等の大気中の放射線量を継続して測定することにより、環境放射能の監視を行っています。

測定は平成23年6月から実施し、平成23年8月以降、全ての測定場所で基準値(0.23マイクロシーベルト/時)を下回っていることを確認しております。



なお、平成25年度以降は基準値のほぼ半分以下の値で推移し、大きな変動も見られないことから、平成28年7月から監視体制を見直し、10箇所の地点において隔月で測定を行っています。

○大気中の放射線量（地上高 50cm） 単位：マイクロシーベルト／時

測定場所		67回目	68回目	69回目	70回目	71回目	72回目
		7/24	9/27	11/24	1/25	3/22	5/25
小学校	昭和小学校	0.08	0.09	0.08	0.10	0.10	0.09
	奈良輪小学校	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.07
	蔵波小学校	0.05	0.05	0.06	0.07	0.07	0.08
	長浦小学校	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07
	根形小学校	0.07	0.06	0.07	0.09	0.05	0.07
	中川小学校	0.06	0.06	0.06	0.07	0.08	0.06
	平岡小学校	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08
	幽谷分校	0.08	0.09	0.08	0.08	0.09	0.08
公園	百目木公園	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04
	袖ヶ浦公園	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05

1時間あたり0.23マイクロシーベルトを超過した場合は、土砂の撤去などの除染を行い、放射線量の低減を図っています。

なお、平成29年度は、0.23マイクロシーベルト／時を越えた地点は確認されませんでした。

**イ 地下水、公共用水域などの放射性物質**

(ア) 浄水場の地下水

市内浄水場（勝下、代宿、永吉）では、いずれも不検出（放射性ヨウ素、放射性セシウムともに1ベクレル／リットル未満）でした。

(イ) 河川

浮戸川（飯富橋）、松川（花川橋）、久保田川（不渡堰付近）、鎗水川（鎗水橋）、常盤川（常盤橋）、蔵波川（上蔵波）の6つの河川では、いずれも不検出（放射性セシウム濃度1ベクレル／リットル未満）でした。

(ウ) 公共下水道の脱水汚泥

袖ヶ浦終末処理場では、脱水汚泥の埋立処分の基準値（放射性セシウム濃度8,000ベクレル／キログラム）以下でした。

## 環境ひとくちメモ

### ◆放射線と放射能

- ほとんどの元素は、安定な状態で原子や分子として存在しています。
- わずかに存在する不安定な原子は、粒子(原子よりも小さな粒)や電磁波(電子レンジのマイクロ波のようなもの)を放出して、徐々に安定な原子に変わっていきます。このときに放出する粒子や電磁波が「放射線」です。
- 放射線を出す物質を「放射性物質」、放射性物質が放射線を出す能力を「放射能」と呼びます。

電灯にたとえると・・・

「放射性物質」が電球、「放射線」が光線



放射線のイメージ

### ◆放射線や放射能を表す単位

- 放射能の強さや放射線の影響を表すには、「ベクレル」や「シーベルト」という単位が使われます。



$$1 \text{ Sv} = 1,000 \text{ mSv} = 1,000,000 \text{ } \mu\text{Sv}$$

(ミリシーベルト) (マイクロシーベルト)

※当ページは、農林水産省作成資料より引用

### (3) 大気環境

大気汚染の要因は、工場や事業所から排出されるばい煙や自動車の排出ガスなどが考えられており、主要な大気汚染物質についてはそれぞれ環境基準が定められています。

市では大気環境の監視及び発生源である工場等の排出ガスの調査を実施しています。

#### ア 大気環境測定

市内の大気環境は、10箇所の大気環境測定局をテレメーターシステムで結ぶことにより、大気汚染物質等の常時監視を行っています。またダイオキシン類などの有害物質については定期的にモニタリング調査を行っています。



大気環境常時監視測定局

#### ○大気環境測定局・監視項目一覧

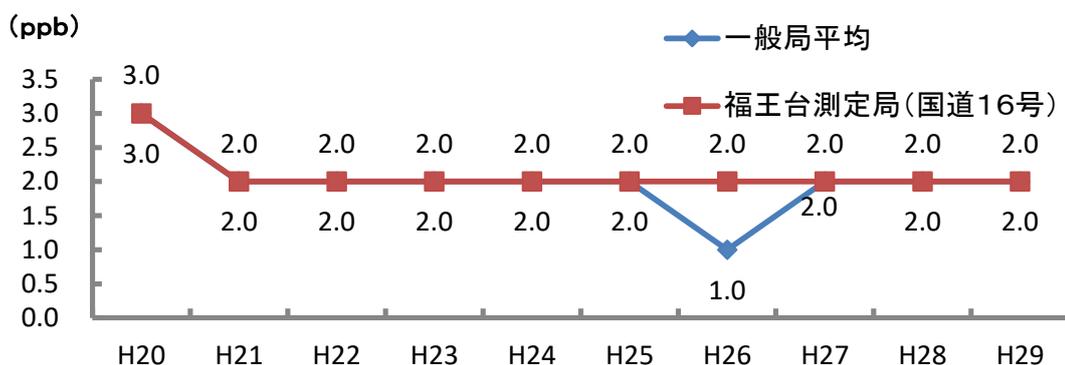
区分	測定局名	常時監視項目											モニタリング調査項目		
		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	温度湿度	日射紫外線	降雨量	酸性雨	ダイオキシン類	ベンゼン
一般環境測定局	坂戸市場	○	○	○		○			○	○					
	長浦	○	○	○		○	○	○	○					○	○
	代宿	○	○	○		○		○	○		○	○			
	三ツ作	○	○	○		○			○						
	蔵波		○	○		○			○		○				
	吉野田		○	○		○			○						
	横田	○	○	○		○		○	○	○	○			○	○
	川原井		○	○		○			○			○			
自動車排出ガス測定局	福王台	○	○		○	○		○	○		○				
	大曽根		○		○	○			○						

## ○平成29年度市内大気環境の環境基準達成状況

測定項目	達成状況	基準等
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期的 評価 ○ 測定6局中全局	日平均値の2%除外値が0.040ppm以下で、かつ、日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	長期的 評価 ○ 測定10局中全局	1日平均値のうち、低い方から98%相当が0.06ppm以下
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	環境 基準 × 測定8局中0局	1時間値0.06ppm以下
一酸化炭素 (CO)	長期的 評価 ○ 測定2局中全局	日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的 評価 ○ 測定10局中全局	日平均値の2%除外値が0.100mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続していない測定局
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	長期的 評価 ○ 測定1局中全局	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、1日平均値の年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下
ベンゼン	環境 基準 ○ 測定2地点中全地点	1年平均値3μg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	環境 基準 ○ 測定2地点中全地点	1年平均値0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

### (ア) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の代表的な成分で、石油や石炭を燃焼させると含有する硫黄分が空気中の酸素と化合して発生します。排出規制の強化や低硫黄燃料の使用を進めてきた結果、長らく低濃度を維持し、環境基準を満たしています。平成29年度は全測定局において環境基準を満たしています。

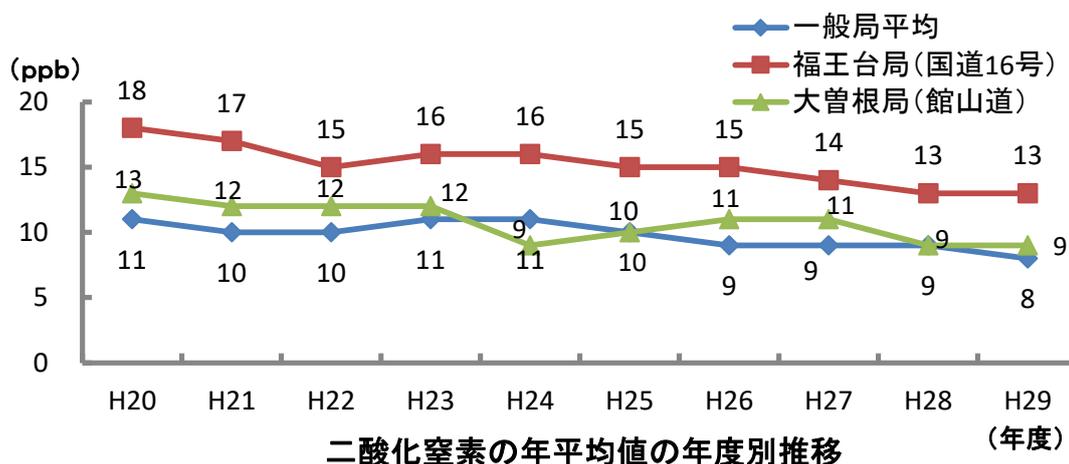


二酸化硫黄の年平均値の年度別推移 (年度)

### (イ) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) の代表的な成分で、主に工場や自動車から発生しますが、都市部ではビルなどで使用する小型ボイラーや家庭の厨房からの総排出量も無視できないものになっています。

市内では、自動車の往来が盛んな福王台測定局が高い値となっていますが、環境基準は満たしています。

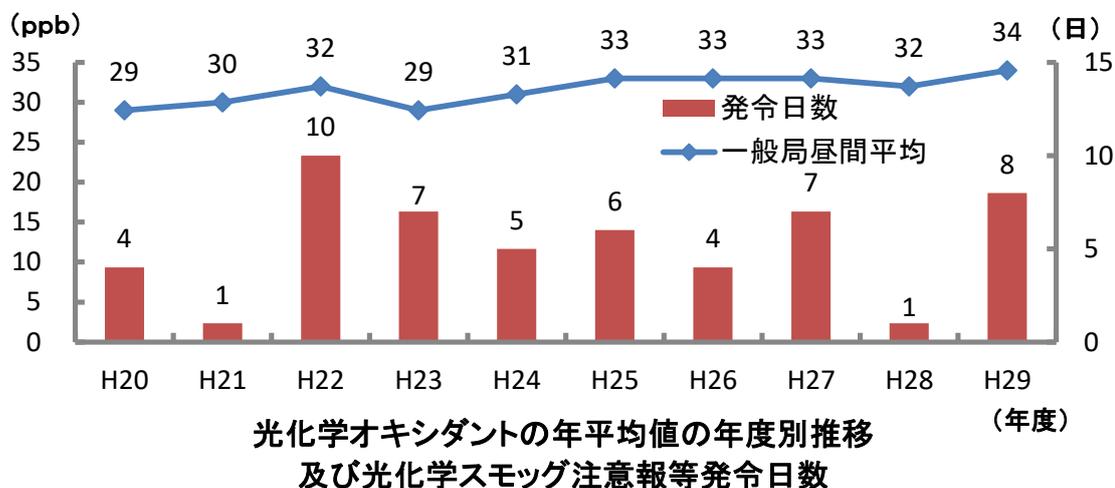


### (ウ) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

光化学オキシダント (O<sub>x</sub>) は、窒素酸化物と炭化水素などが太陽からの紫外線を受けることで光化学反応をおこし生成される物質で、春から夏にかけて日射量が強く、高温・無風などの条件が重なり、光化学オキシダント濃度が局地的に高くなります。

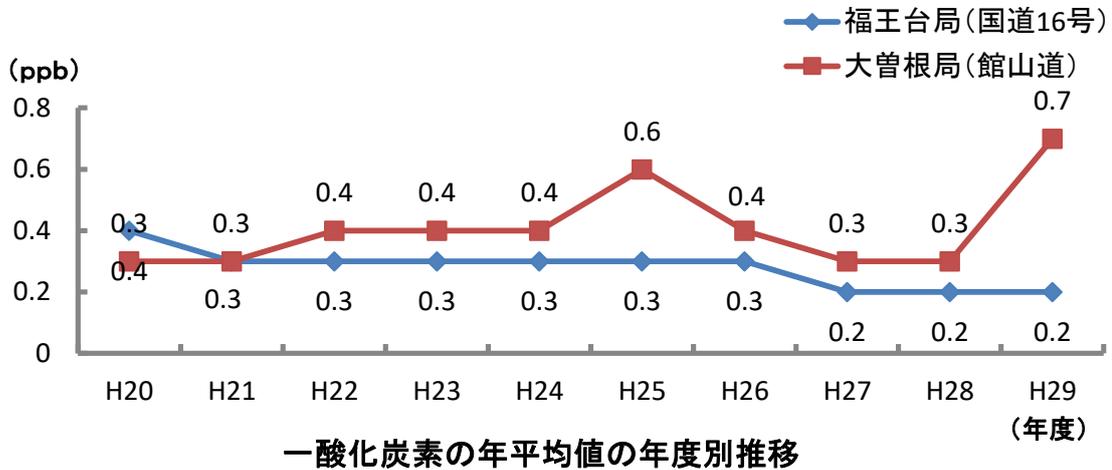
光化学オキシダント濃度が一定値を超えたときに、光化学スモッグ注意報が発令されます。

平成29年度における光化学オキシダントの環境基準は全局未達成であり、光化学スモッグ注意報は8日発令されました。



### (エ) 一酸化炭素 (CO)

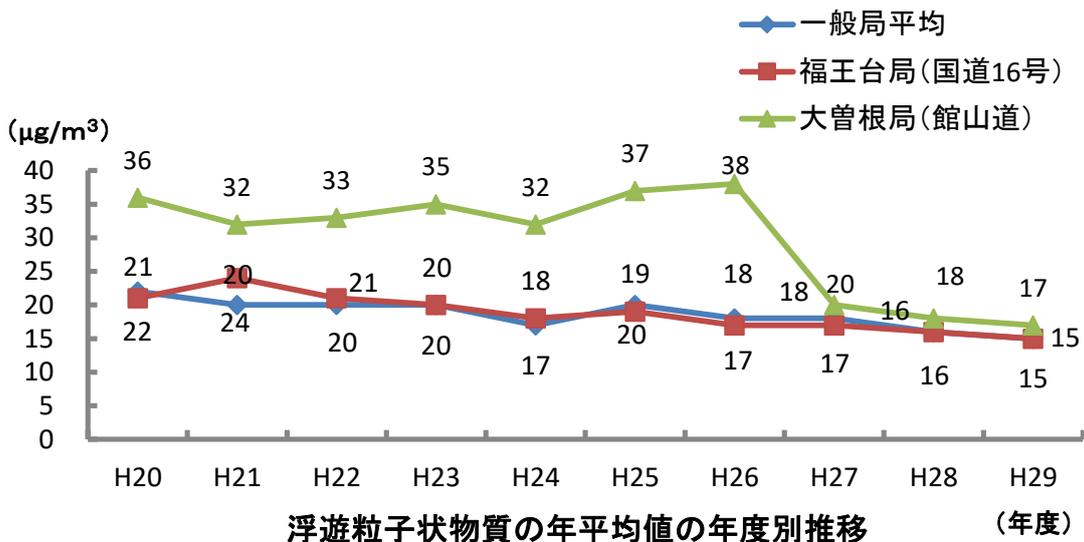
一酸化炭素 (CO) は、炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生するもので、自動車が必要な発生源となっています。市では館山道及び国道16号の2箇所の自動車排出ガス測定局で測定していますが、両局とも環境基準を満たしています。



### (オ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質 (SPM) は、大気中の浮遊粉じんのうち粒径が  $10\mu\text{m}$  (マイクロメートル=1/1000 ミリメートル) 以下のものを指し、工場や自動車の排出ガスのほか、土壌の舞い上がりなどの自然現象によっても発生します。

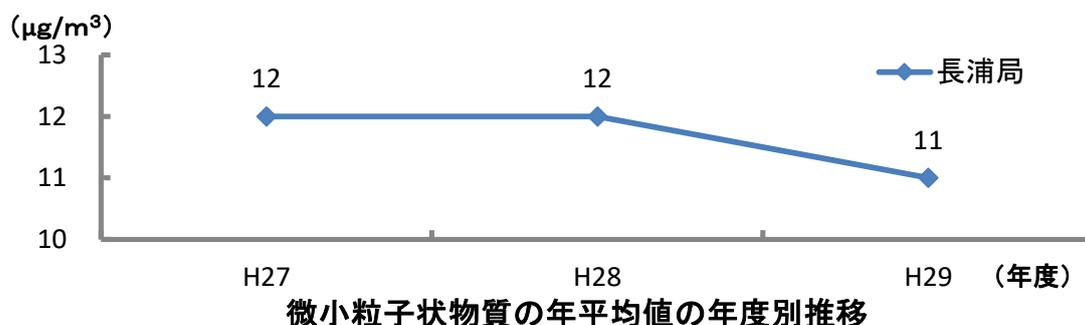
工場や自動車の排ガス規制により、年々全国的に減少傾向にあり、本市においても同様に減少傾向にあります。平成29年度は全測定局において環境基準(長期的評価)を満たしています。



### (カ) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

S PMに比べ、さらに細かい粒径 2.5 μm以下の粒子を微小粒子状物質といい、小さな粒子が肺の奥深くまで入りやすく、様々な健康影響の可能性が懸念されることから、平成21年に環境基準が設定され、本市においては、平成27年度から長浦測定局にて測定を開始しております。

平成29年度において環境基準（長期的評価）を満たしています。



### (キ) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがあるとして指定された物質のことで、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンがあります。

平成29年度の調査（年12回）では、環境基準の超過はありませんでした。

#### ○有害大気汚染物質測定結果(平成29年度平均値)

単位: μg/m³

	長浦 (県測定)	横田 (市測定)	環境基準
ベンゼン	1.6	0.97	3
トリクロロエチレン	0.21	—	200
テトラクロロエチレン	0.089	—	200
ジクロロメタン	1.3	—	150

### (ク) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、人の生命及び健康に重大な影響を与えます。

大気の汚染状況について2箇所でモニタリング調査（年4回）を実施しましたが、両地点ともに環境基準を達成していました。

#### ○ダイオキシン類測定結果(平成29年度平均値)

単位: pg-TEQ/ m³

長浦	横田	一般大気環境基準
0.019	0.012	0.6

## イ 発生源監視

環境の保全に関する協定締結工場等のばい煙発生施設のうち、3社の煙道をテレメーターシステムで結び、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物排出量などを監視しています。また、協定工場等について立入調査を行い、排出ガスの測定を行っています。

### ○平成29年度 環境の保全に関する協定に基づくばい煙関係立入調査実績

立入 工場数	立入 施設数	不適合施設数	調 査 項 目			
			硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	ダイオキシン類
5	5	0	2	5	3	1

### ○市内のばい煙発生施設の状況(大気汚染防止法届出施設数 平成30年3月末現在)

施設名	ボイラー	ディーゼル 機関	石油 加熱炉	ガス タービン	乾燥炉	ガス機関	廃棄物 焼却炉	その他	合計
施設数	101 施設	58 施設	30 施設	25 施設	17 施設	16 施設	12 施設	22 施設	281 施設
割合	35.9%	20.6%	10.7%	8.9%	6.0%	5.7%	4.3%	7.8%	100.0%

## (4) 水環境

市内では、住宅地を流れる中小の河川や東京湾で水質の汚濁が見られるため、これらの水域を中心に各種の水質保全対策を実施しています。

また、水環境を水質だけではなく、水量や水辺などを含む総合的なものとしてとらえ、健全な水環境の維持・回復と水辺環境の保全・創造に向けた取り組みが課題となっています。

### ア 監視体制

#### (ア) 環境測定

水質の監視をするため、2級河川の小櫃川、浮戸川等の11中小河川、4湖沼及び海域について調査（pH、COD、BOD等）を行っています。

また、市内に排水口を所有するゴルフ場について、農薬使用の現況を把握するために調査を行っています。



#### ○環境測定実施状況一覧表

調査事業名		調査地点数	調査回数（回／年）
小櫃川	水質	2	12
	有害	1 (1)	2 (2)
	底質	1 (1)	1 (1)
	魚体	1	1
海域	水質	4	6
	有害	4	1
	底質	18 (2)	1 (1)
湖沼	水質	4	1
中小河川	水質	21 (4)	4 (1)
地下水汚染調査		2	1
ゴルフ場等農薬調査		5	1

( )内はダイオキシン類

## (イ) 工場・事業場の排水の指導

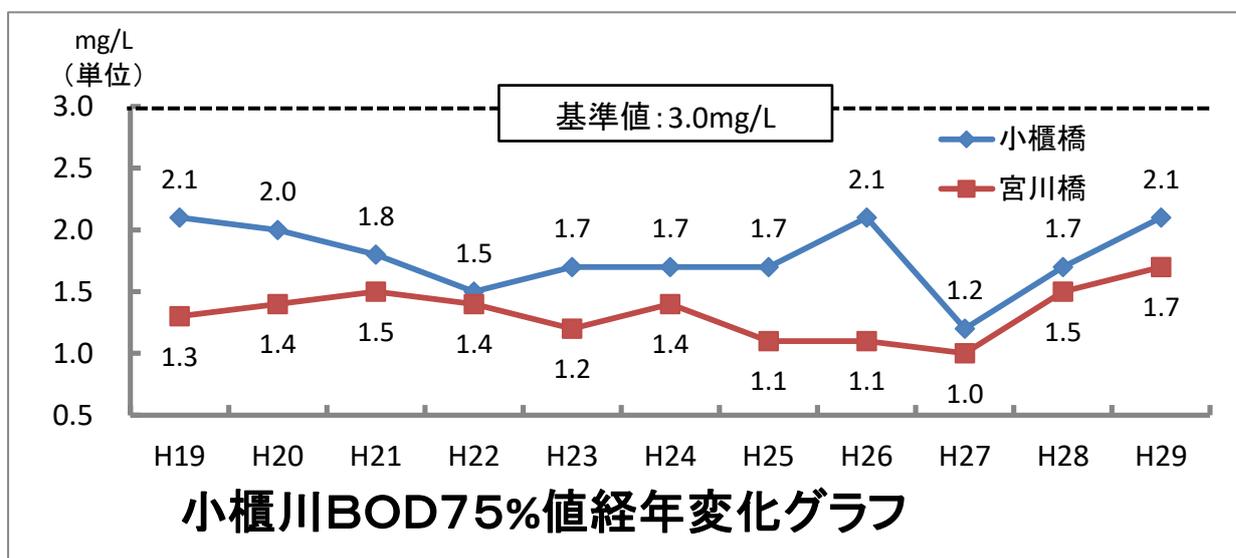
環境の保全に関する協定に基づく指導などにより、工場・事業場の排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図っています。また、環境の保全に関する協定締結工場に対して立入調査を行い、排出基準の遵守状況を確認しています。

平成29年度は、22事業所について検査した結果、1事業所において排出基準の超過が確認されました。その事業所に改善指導を行いました。

## イ 現況

### (ア) 河川

本市を含め、近隣市の水道水源として使われている小櫃川は良好な水質を維持していますが、小櫃川へ流入している松川の下流域及び東京湾に流入している笠上川においては生活排水等による汚濁が見られました。



### 環境ひとくちメモ

#### 【健康項目】

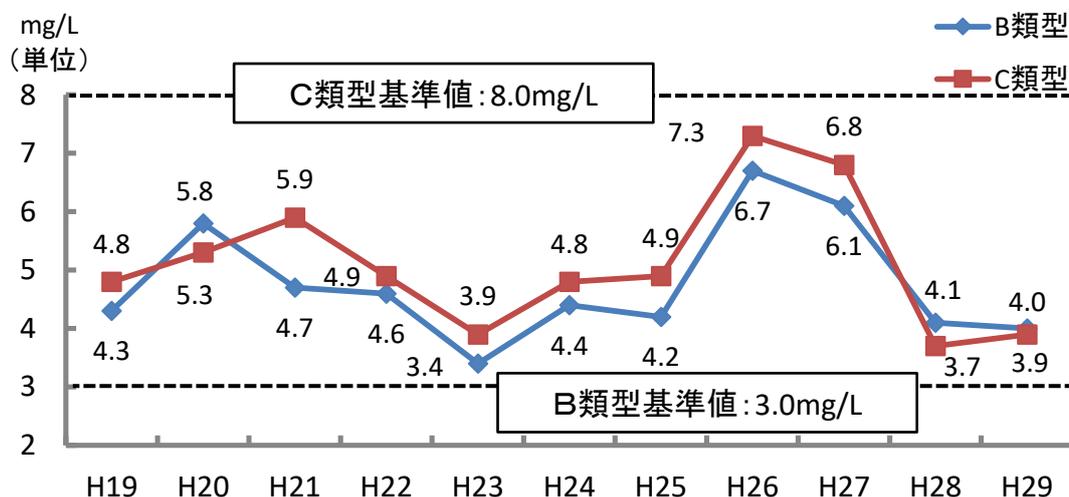
人の健康に係わる被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウム、全シアン、鉛等27項目が定められています。

#### 【生活環境項目】

水の汚濁状態を示す項目として、水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD) 等9項目が定められています。

## (イ) 海域

袖ヶ浦市地先の海域は、公共水域の水質環境基準の水域類型として、市西部の海域をB類型、市東部の海域をC類型として指定されています。水質の現況については、下水道の整備等が進むことにより改善傾向にあります。B類型ではいまだ環境基準を達成できていません。



海域COD75%値経年変化グラフ

## (ウ) ゴルフ場の農薬

ゴルフ場の農薬使用に伴う汚染については、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等42項目について調査を行いました。環境省の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」を越えるものではありませんでした。

### 環境ひとくちメモ

#### 【BOD(Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量)】

河川などでの水の汚れの程度を表すもので、汚れ(有機物)が微生物によって分解(酸化)されるときに使われる酸素量をいい、数値が大きくなるほど汚れが増すことを示します。

魚には5mg/L以下が望ましく、20mg/L以上ではほとんどの魚は生息できません。

#### 【COD(Chemical Oxygen Demand:化学的酸素要求量)】

湖沼、海などでの水の汚れの程度を表すもので、汚れ(有機物)が化学的に酸化されるときに使われる酸素量をいい、数値が大きくなるほど汚れが増すことを示します。

## 公共用水域の水質状況

指標		利用目的の適用性等	BOD・COD
●	きれい	水道水、海水浴場	3mg/L 以下
●	ややよごれている	コイ・フナの生息、のりの養殖等	5mg/L 以下
●	よごれている	悪臭の発生限界(川、湖沼)	10mg/L 以下
●	非常によごれている		10mg/L 以上



## (5) 騒音・振動

騒音・振動は私たちの生活に最も身近な公害の一つで、発生源も工場や建設作業場、自動車、一般家庭に至るまでさまざまです。平成29年度の苦情件数は、騒音7件、振動2件となっています。

騒音・振動については、同じ音や振るえでも気になるという人もいれば、気にならないという人もいるなど極めて心理的、感覚的な面をもっており、またそのときの心理状態や環境により感じ方も変わってくるので、対応に苦慮しているのが現状です。

### ア 監視体制

自動車交通騒音調査は、平成23年度まで市内3カ所の道路沿線（国道16号線、国道409号線、県道千葉鴨川線）で実施していましたが、平成24年度からは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまでの調査に代わり、自動車騒音常時監視を実施しています。

自動車騒音常時監視は、原則、2車線以上の車線を有する高速自動車道、一般国道、県道及び主な市道を対象に、そのうち毎年一部の路線の監視を行い、5年間で全ての路線を監視することとなっています。

平成29年度は、館山自動車道他4路線について騒音測定を実施しました。

### イ 測定結果

単位：dB

番号	路線名	測定場所	時間区分	測定結果	環境基準	評価
1	館山自動車道	袖ヶ浦市大鳥居	昼間	57	70	○
			夜間	51	65	○
2	袖ヶ浦中島木更津線	袖ヶ浦市奈良輪	昼間	70	70	○
			夜間	65	65	○
3	一般国道468号線 (圏央道)	袖ヶ浦市上宮田	昼間	52	70	○
			夜間	42	65	○
4	市道 代宿横田線	袖ヶ浦市のぞみ野	昼間	64	60	×
			夜間	57	55	×
5	市道 今井坂戸線	袖ヶ浦市奈良輪	昼間	65	60	×
			夜間	58	55	×

※昼間の時間帯は、6時～22時、夜間の時間帯は22時～6時。

## 環境ひとくちメモ

### 【dB(デシベル)】

騒音や振動の大きさを表す単位として用いられます。

#### 音のめやす

デシベル (dB)	騒音の例
20	木の葉の触れ合う音、置き時計の秒針の音(前方1m)
30	郊外の深夜、ささやき声
40	図書館、静かな住宅地の昼
50	静かな事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
70	騒々しい事務所内、騒々しい街頭
80	地下鉄の車内
90	大声による独唱、騒々しい工場内
100	電車が通るときのガード下
110	自動車のクラクション(前方2m)
120	飛行機のエンジンの近く

#### 振るえのめやす

デシベル (dB)	振動の例
40	常時微動
50	人体に感じない程度
60	静止している人だけに感じる
70	大勢の人に感じ、戸や障子がわずかに動く
80	家屋がゆれ、戸や障子がガタガタと音をたてる
90	家屋が激しくゆれ、座りの悪い物がゆれる

## (6) 悪臭

悪臭は人の嗅覚により直接感じられ、その感じ方に個人差があることから、騒音・振動と共にいわゆる感覚公害といわれています。また、極めて低濃度でも感知され、様々な悪臭物質が複合している場合が多いため、原因を特定することが難しい公害です。

工業・畜産業・農業ともに盛んな本市では、多様な臭気発生源を有しているため、悪臭苦情は例年数多く寄せられます。

発生源は臨海部事業所からの化学物質系のものと、畜産業・農業による家畜ふん尿の処理過程等で発生するものに大別されます。

### ア 監視体制

工場・事業所から発生する臭気について環境の保全に関する協定により、煙突等の排出口と敷地境界の臭気濃度（臭気指数）が定められており、市では環境保全協定に基づき立入調査を実施しています。

また、臨海部に隣接する住宅地でも臭気測定を実施しています。

### ○平成29年度臭気測定結果

#### (ア) 発生源測定

事業場数	調査地点数	調査結果（協定に基づく臭気指数）
6事業場	12地点	超過地点なし

#### (イ) 一般環境測定

	臭気濃度	特定悪臭物質濃度
調査地点数	1地点	1地点
調査結果	超過地点なし	超過項目なし

### イ 現況

平成29年度の悪臭に関する苦情は、12件（前年度9件）ありました。

発生源が特定できたものは6件、不明のものが6件でした。

**野外での焼却行為は禁止されています。**

○慣習行事等の一定の例外を除いて野外での焼却行為は法律で禁止されています。

○構造基準に適した焼却炉以外で廃棄物を焼却することはできません。

## (7) 公害苦情

市民の最も身近な行政機関である市には、様々な苦情が寄せられます。市民から寄せられる苦情は、市内の環境状況を端的に反映する指標といえます。

本市の特徴として、悪臭、騒音、大気汚染の苦情割合が高い状況となっています。

平成29年度には合計32件の苦情があり、典型7公害では、騒音及び悪臭がそれぞれ全体の21.8%、37.5%を占めております。

### ア 公害苦情件数の推移

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	不法投棄	その他	合計
H25年度	19件 (44.2%)	4件 (9.3%)	4件 (9.3%)	1件 (2.3%)	13件 (30.2%)	2件 (4.7%)	0件 (0.0%)	43件 (100%)
H26年度	24件 (49.0%)	6件 (12.3%)	9件 (18.4%)	1件 (2.0%)	8件 (16.3%)	0件 (0.0%)	1件 (2.0%)	49件 (100%)
H27年度	6件 (19.4%)	4件 (12.9%)	6件 (19.4%)	2件 (6.5%)	10件 (32.3%)	0件 (0.0%)	3件 (9.5%)	31件 (100%)
H28年度	5件 (16.1%)	5件 (16.1%)	9件 (29.0%)	1件 (3.3%)	9件 (29.0%)	0件 (0.0%)	2件 (6.5%)	31件 (100%)
H29年度	8件 (25.0%)	2件 (6.3%)	7件 (21.8%)	2件 (6.3%)	12件 (37.5%)	0件 (0.0%)	1件 (3.1%)	32件 (100%)

### イ 平成29年度公害苦情の地域別内訳

地区名	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	不法投棄	その他	合計
昭和地区	1	1		1	1			4
長浦地区	4		2		9		1	16
根形地区	2				1			3
平岡地区		1	3	1				5
中富地区	1		2		1			4
臨海地区								0
市内全域								0
合計	8	2	7	2	12	0	1	32

公害苦情を地域別に見ると、長浦地区の苦情が多くなっています。

## **(8) 自然保護・緑化の推進**

本市では、美しい緑を守り育て、安らぎのある街づくりを目指し、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として、「袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例」を定め、市民や工場・事業所の協力のもと、緑の確保及び推進に努めています。

### **ア 保存樹木・樹林**

市街地に残された貴重な自然を残すため傾斜地の樹林や、高さが15メートル以上で樹容の優れた樹木に対し、その保全等に要する費用の一部を助成する保存樹木・保存樹林補助金制度があります。

保存樹木 186本

保存樹林 96,006㎡



保存樹木

### **イ 緑化協定**

一定規模以上の開発や事業所の建設時に敷地の20%程度の緑化をお願いしており、その総面積は約187ヘクタールに達しています。

三者協定（県・市・事業所） 70事業所

二者協定（市・事業所） 119事業所



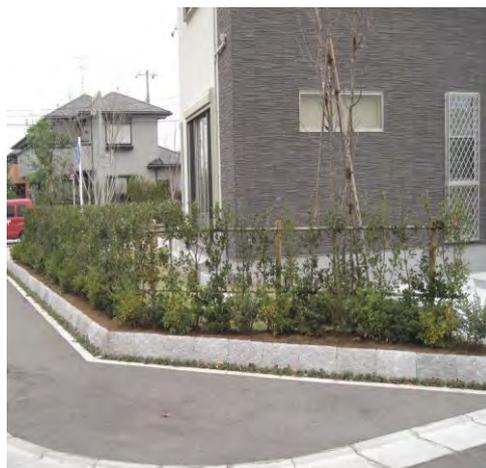
吉野石膏千葉第二工場

## **ウ 生垣設置奨励補助金制度**

住宅地等に緑化の推進を奨励するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の防止を図るため、新しく生垣を作る方に対して、その費用の一部を助成しています。

### **○助成実績**

年度	助成件数	助成金額(千円)
H25年度まで	478	18,704
H26年度	10	382.5
H27年度	3	132
H28年度	3	122
H29年度	1	10



補助金制度を利用した生垣

## **エ 蔵波小鳥の森**

市街地に残された貴重な樹林を残すための一手段として、自然林を保存しながら、木々を植栽し、小鳥たちのために水呑場、砂遊び場、巣箱、餌台を設けた小鳥の森が蔵波八幡神社裏手の高台にあります。

晴れた日には眼下に長浦駅前の市街地、工場地帯、青く輝く東京湾を見下ろせます。

ウグイス・メジロ・ヒヨドリなどが見られます。



蔵波小鳥の森

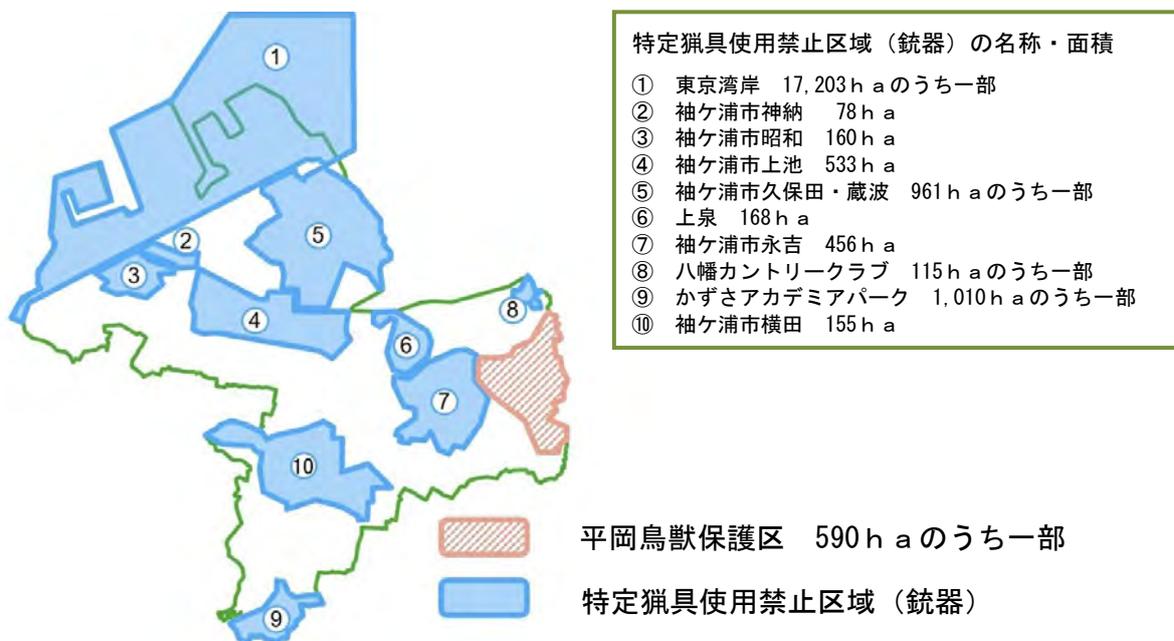
## オ しいのもり

椎の森工業団地内の自然環境保全緑地（約20ha）は、平成18年度に生物多様性の確保と自然と触れ合う場として整備方針を定める「椎の森自然環境保全緑地整備基本計画」を策定し、市民が小動物や昆虫など触れ合い、自然観察などの体験が出来るような活用を図るべく、市民ボランティアによる整備を進め、一般開放しています。引き続き、ボランティアによる維持管理活動を実施しており、毎月第1土曜日、第3日曜日の午前中に2時間程度の軽作業を行っています。作業は毎回25名程度の参加者により、刈払機を用いた下草刈り、散策路の整備、湿地・水路の整備、不法投棄物の撤去などを実施しています。



しいのもりボランティア作業の様子

## カ 鳥獣保護区等区域図



## 5. 環境の現状と対策(廃棄物対策)

これまで、3Rの取組進展や各種リサイクル法等の法的基盤整備等により最終処分量の削減が実現されてきた一方、今後、世界規模で資源制約が強まると予想されることから、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化・リサイクルの推進に加え、廃棄物等を貴重なエネルギーや資源と捉えることで、天然資源の消費抑制を図る必要性が生じています。

### 一般廃棄物処理基本計画におけるごみ処理の基本方針

#### 基本方針1 市民・地域・事業者・行政の協働による循環型社会づくりの推進

市民や事業者がごみ減量化・再資源化を実践するには、正しい認識を持つことが重要であり、行政は様々な機会を通じて市民・事業者への環境学習や啓発を行うとともに、地域との協働による再資源化や、ごみ排出ルールの徹底に取り組みます。

#### 基本方針2 3R型ライフスタイルの構築

これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさや環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図ります。

#### 基本方針3 廃棄物の適正な循環利用と不法投棄・不適正処理対策の強化

安定・継続性に優れた従来のごみ処理システムを継続しつつ、更なる資源循環に優れ、震災等を考慮したごみ処理システムの構築に取り組みます。

また、不法投棄・不適正処理を撲滅するため、パトロール等を継続するとともに、断固たるメッセージを発信し続けます。

#### 環境ひとくちメモ

##### 【3Rとは】

3Rとは、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つの循環的利用の総称です。

リデュースとは、省資源化や長寿命化により、廃棄物等の発生自体を抑制すること。

リユースとは、使用された製品等を形状を維持したまま再び使用すること。

リサイクルとは、使用された製品等を再資源化し、新たな製品の原材料として利用することです。

## (1) 一般廃棄物

廃棄物は、日常生活によって生じるごみ、し尿及び浄化槽汚泥（家庭系一般廃棄物）と、会社や個人事業など事業活動に伴い生じる廃棄物のうち、廃プラスチック類・がれき類など（産業廃棄物）、産業廃棄物以外の事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に大別されます。

一般廃棄物については、市の定める一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬し、中間処理及び最終処分することとなりますが、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるため、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図ります。

また、一般廃棄物のうち、し尿及び生活雑排水については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ります。

### 一般廃棄物排出量の推移

単位:トン

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
家庭系ごみ	15,846	13,953	14,112	14,071	14,071
事業系ごみ	5,090	5,151	5,046	5,238	5,136
ごみ排出量	20,936	19,104	19,158	19,309	19,207
資源回収量	2,620	2,612	2,469	2,306	2,205
総排出量	23,556	21,716	21,627	21,615	21,412

#### 【君津地域広域廃棄物処理事業】

君津地域広域廃棄物処理事業とは、4市が共同でごみ処理を委託する事業であり、広域的にごみを集めることにより再生利用を容易とするとともに、ごみ焼却施設の集約化による効率的な熱回収を可能としています。また、事業の安定性・継続性、民間活力の最大限の活用との観点から、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市の4市と民間3社が出資する第3セクター方式の「株式会社かずさクリーンシステム(KCS)」を平成10年12月に設立、平成14年4月に一部供用開始し、平成18年4月からは資源物等を除き、ごみ全量の中間処理を委託しています。

本事業では、PFI手法を導入し、民間の資金、経営ノウハウ及び技術を積極的に活用するとともに、出資7者間で基本協定を締結し、役割分担・リスク対応を明文化しています。

## ア ごみの減量化及び資源化

一般廃棄物の排出抑制（ごみの減量化）や再使用、再生利用（ごみの資源化）を推進するため、市では様々な施策を進めています。

### （ア）ごみ指定袋制度

経済的な動機付けを活用したごみの減量化・資源化の促進を図るため、平成13年7月から「燃せるごみ」「燃せないごみ」の排出は、指定袋による有料化制度を導入しています。

#### 【ごみ指定袋制度の効果】

##### ○ごみの減量化・資源化の推進

費用負担を減らそうという動機から、ごみの抑制に取り組むとともに、資源物の分別を促します。

##### ○費用負担の公平化

ごみ排出量に応じた手数料を、ごみ指定袋を購入することにより負担していただくことで、ごみ排出量の多い排出者と、少ない排出者との公平化を図ります。

##### ○ごみ排出ルールへの遵守

指定袋は透明又は半透明なため、正しい分別を促すことができるほか、異物や危険物の発見が容易になり、収集作業時などの事故防止にも有効です。



#### ごみ指定袋の販売価格（ごみ処理手数料）

指定袋の種類	大きさ・容量	販売価格
燃せるごみ専用	20リットル	110円
	30リットル	130円
	40リットル	160円
燃せないごみ専用	20リットル	110円
	30リットル	130円
	40リットル	160円

※販売価格は10枚単位で、税込み価格です。

### （イ）粗大ごみ有料化制度

ごみ指定袋制度と同様に、経済的な動機付けを活用したごみの減量化・資源化の促進を図るため、平成25年10月から粗大ごみ有料化制度を導入しています。

粗大ごみ（指定袋に入らない大きさのごみ。ただし、市で処理できないものは除く。）は、戸別収集（定額制）またはクリーンセンターへの持ち込み（従量制）によることで、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化を図っています。

#### 粗大ごみ処理手数料

区分	単位	手数料
戸別収集	1品目につき	500円又は1,000円
クリーンセンター自己搬入	10キログラムにつき	100円

## (ウ) 資源回収

市では、ごみステーションでの資源物収集のほかに、住民の自主的なごみ資源化活動を促進しています。

### ○資源回収自治会事業（自治会回収）

資源回収活動の活性化のため、自治会を通じて、より多くの市民が資源回収に参加できるよう、資源回収自治会事業を平成5年10月から実施しています。

この事業では、空き缶(アルミ、スチール)、ガラスびん(無色、茶色、他の色)、古紙(新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、紙パック)、古布類、ペットボトル、廃食用油の資源物を各家庭で分別して、週1回自治会内に設置する資源回収場所に排出していただき、市の委託業者が回収しています。

また、事業に参加する自治会には、行政と市民の連携を図るため、廃棄物減量等推進員を1名委嘱し、資源の分別指導や、回収場所の管理等を行うことで資源回収事業の実効性を高めています。

### ○資源回収活動推進助成金交付事業（団体回収）

市民のごみ処理に対する認識を高めるとともに、ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源回収活動を実施した自治会、PTA、子供会、婦人会等の団体に対し、収集した資源の量に応じて1kg当たり4円の助成金を交付する資源回収活動推進助成金交付制度を、昭和61年度から設けています。

## 資源回収の推移

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
自治会回収 参加自治会数	115	115	116	114	113
自治会回収量 (トン)	1,813	1,791	1,708	1,541	1,441
団体回収量 (トン)	807	821	761	765	764
資源回収合計 (トン)	2,620	2,612	2,469	2,306	2,205
助成金(千円)	10,480	10,448	9,876	9,300	8,793

### 事業者によるリサイクル活動

#### 袖ヶ浦ワークス・リサイクル会

目的 事業所等から排出される廃棄物を見直し、資源化及び再利用によりリサイクル社会の実現を目指すとともに、収益金を地域の環境美化及び社会福祉協力金等に役立てています。

設立年月 平成3年10月

加入手続き 入会申込書を会長事務所に提出

## (エ) 使用済小型家電リサイクル制度

小型家電に含まれる鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属資源の循環的利用を図るため、対象となる使用済小型家電13品目を選別し、適正なリサイクルを実施する認定事業者へ引き渡す使用済小型家電リサイクル制度を平成26年10月から実施しています。

### 【使用済小型家電の出し方】

- ピックアップ回収 燃せないごみの指定袋に入れてごみステーションに出してください。ただし、「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン」、「補助記憶装置」は個人情報保護のため、ピックアップ回収の対象外です。
- ボックス回収 市役所新館1階ロビー、長浦公民館1階ロビー、平川公民館1階ロビーに設置された専用の回収ボックスに入れてください。なお、投入できる小型家電の大きさには制限があります。
- 持ち込み回収 クリーンセンターに持ち込んでください。
- イベント回収 公民館まつりなどのイベントにて市が直接回収します。

### 【対象品目】

No.	対象品目
1	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン ※ごみステーションでは回収できません
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
5	映像用機器（DVDプレイヤー、ビデオテープレコーダーなど）
6	音響機器（CDプレイヤー、ICレコーダー、補聴器など）
7	補助記憶装置（ハードディスクなど） ※ごみステーションでは回収できません
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
10	理容用機器（ドライヤー、電動歯ブラシなど）
11	ゲーム機（据置型、携帯型ゲーム機など）
12	カー用品（カーナビ、カーオーディオなど）
13	これらの付属品（リモコン、ACアダプタなど）

### 使用済小型家電回収量の推移

単位:トン

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
使用済小型家電	16	32	35	36

### (オ) 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度

生ごみは水分含有率が高く燃焼効率が悪いため、「燃せるごみ」として処理することは、環境に多大な負荷がかかります。

本市では各家庭で生ごみを自家処理し、ごみの減量化を図ることができる生ごみ肥料化容器の普及を推進するため、助成金交付制度を実施しています。

現在は、様々な生ごみの自家処理方法が確立されていますので、生ごみの自家処理に挑戦してみたい方は、お気軽にクリーンセンターにご相談ください。

#### 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の実績

年度	助成基数		助成金額（円）
H 2 5 年度	生ごみ肥料化容器	23	50,400
	機械式生ごみ処理機	9	220,000
H 2 6 年度	生ごみ肥料化容器	15	36,400
	機械式生ごみ処理機	5	122,600
H 2 7 年度	生ごみ肥料化容器	17	35,100
	機械式生ごみ処理機	12	297,100
H 2 8 年度	生ごみ肥料化容器	5	12,200
	機械式生ごみ処理機	15	364,000
H 2 9 年度	生ごみ肥料化容器	8	17,400
	機械式生ごみ処理機	5	98,300

### (カ) ごみ減量化・資源化協力店制度

簡易包装の推進や買い物袋の持参運動など、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」として認定することによって、消費者と販売店との相互協力によるごみ減量化・資源化運動を促進しようとするもので、平成7年10月から実施しています。

### (キ) 剪定枝粉碎機の貸し出し

家庭や事業所の生垣などの剪定枝を自家処理していただき、ごみの減量化を図ることを目的として、剪定枝の粉碎機の貸し出しを行っています。

剪定枝を粉碎してできたウッドチップは肥料や、ガーデニングのマルチング、庭の敷材等に利用し、ごみの資源化・減量化を図ることができます。

### 3 R型ライフスタイルのポイント

ごみや資源を取り巻く課題に理解と関心を深め、生活の一部として3R【リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)】に取り組み、ごみを出さない生活を目指す3R型ライフスタイルへの転換を図りましょう。

#### ①ごみを出さない生活を心がけましょう

- 買った食材を使い切ることや、食べ残しを減らす食生活を目指しましょう。
- 使い捨て商品や過剰包装のものを買わないようにしましょう。
- 買い物袋を持参し、レジ袋をもらわないようにしましょう。
- マイボトルの使用や、詰め替え商品の購入による容器包装の削減を図りましょう。
- 長く使えるものを買ひ、修理して使うなど、ものを大切にしましょう。
- 捨てる前に、リユースや修理して使えないか検討しましょう。
- 再生素材を利用した製品や再利用可能な商品を積極的に購入しましょう。
- ものを修理してくれる事業者や環境に配慮した売り方をする事業者を積極的に利用し、支援しましょう。

#### ②不用物は資源化を図りましょう

- 紙ごみは、できる限り資源物として排出しましょう。
- 地域や学校で資源回収を積極的に行いましょう。
- 生ごみ肥料化容器等の利用により、生ごみの堆肥化に努めましょう。

#### ③ごみは適正に処分しましょう

- ごみ出しのルールを順守しましょう。
- 無許可の不用品回収業者は利用しません。
- 利用するごみステーションはお互いが協力して清潔に維持管理しましょう。
- ごみの自家焼却、野焼き行為、不法投棄は絶対に行いません。
- 地域での不法投棄や不適正処理がないか、市民の目でも監視しましょう。
- 自己所有地に不法投棄されないよう、日頃から見回りを行いましょう。

## イ ごみ処理の状況

市内で発生するごみは、全国的に容器包装の軽量化が進んだことや、家庭ごみの減量化・資源化の推進、また、事業所における紙等の資源物分別の徹底などにより、平成18年度をピークに減少傾向にあります。平成25年度は、粗大ごみ有料化制度開始に伴い一時的に増加しましたが、平成26年度から再び減少に転じました。

### 一人1日あたりのごみ総排出量

単位：グラム

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
袖ヶ浦市	1,043	961	951	949	927
千葉県平均	956	936	925	925	—
全国平均	958	947	939	925	—

※千葉県平均及び全国平均は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」より引用

### (ア) ごみの収集

本市では、家庭から発生するごみについて、平成25年10月から「燃せるごみ」、「燃せないごみ」、「有害ごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」として分類（資源物についてはさらに細分化）し、このうち「粗大ごみ」を除くものについては、約1,500箇所のごみステーションで収集しています。

また、事業所から排出される一般廃棄物は、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬許可業者への委託、又は自らが直接クリーンセンターへ持ち込む方法により搬入されます。

### 家庭ごみの分別区分と収集頻度

区分		収集場所	収集頻度
燃せるごみ		ごみステーション	週3回
燃せないごみ		ごみステーション	週1回
有害ごみ		ごみステーション	月1回（第4週）
粗大ごみ		各家庭（戸別収集）	必要の都度
		袖ヶ浦クリーンセンター（持込）	必要の都度
資源物	ガラスびん	ごみステーション	週1回
	空き缶類	ごみステーション	（同一曜日）
	ペットボトル	ごみステーション	週1回
	古布類	ごみステーション	（同一曜日）
	古紙	ごみステーション	

## ごみ出しのルール

### ◆決められた方法で出しましょう

燃せるごみ・燃せないごみは、必ず袖ヶ浦市の「指定ごみ袋」で出してください。  
また、粗大ごみを戸別収集する場合は、「粗大ごみ処理券」が必要です。

### ◆ごみステーションはきれいに使いましょう

ごみステーションは、場所を提供してくださった人や、地域で管理をしている人たちに支えられています。ごみが指定袋からあふれていたり、袋の口をきちんとしばっていないと、悪臭・散乱の原因となり、同じごみステーションを利用する近隣の方の迷惑となりますので、お互いが協力して、清潔に保つようお願いします。  
また、必ずお住まいの地域で決められたごみステーションに出してください。

### ◆決められた収集日の朝8時までに出しましょう

収集時間は交通事情やごみの量によって変動しますが、収集日の朝8時までに出してください。公衆衛生上、前日や夜間のごみ出しはしないでください。収集日は、お住まいの地区の「ごみカレンダー」でご確認ください。

### ◆ごみステーションに出せないごみ

#### ①引っ越しや大掃除の際、または庭木の剪定枝など一時的に出る多量のごみ

一時的に出る多量のごみは、クリーンセンターに自己搬入するか、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼してください。

#### ②事務所、商店、飲食店などの事業所のごみ

事業所から発生するごみは家庭用のごみステーションには一切出せません。事業系一般廃棄物は市の処理施設に自己搬入するか、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼してください。※産業廃棄物は別途適正に処理してください。

#### ③粗大ごみ

平成25年10月から、粗大ごみの処理は戸別収集又はクリーンセンターへ自己搬入となり、ごみステーションへ出すことはできません。

### 「ごみと資源物ガイドブック」のご案内

袖ヶ浦市では、ごみの分別や出し方をまとめたガイドブックを作成し、平成28年9月に全世帯に配布しました。市のホームページでは、電子データもダウンロードできますので、ご覧いただき資源化・減量化にご協力ください。

### 「ごみカレンダー」をご利用ください

ごみをいつ出せば良いか一目でわかる「袖ヶ浦市ごみカレンダー」を配布しています。市のホームページでダウンロードもできますので、ぜひご利用ください。  
ごみカレンダー配布場所：袖ヶ浦クリーンセンター、市役所環境管理課、平川行政センター、長浦行政センター

## (イ) ごみの処理

クリーンセンターに搬入されたごみのうち、可燃物はごみ積み替え施設に集積され、大型車両に積み替えてKCSへ搬送しています。

不燃ごみや資源物等については、市の粗大ごみ処理施設において選別・破碎を行っています。

平成29年度は、18,156トンとKCSに委託処理するとともに、資源物1,289トンとリサイクルしました。

また、KCSでは、溶融処理により生成されるメタル310トン、スラグ1,547トンとリサイクルし、処理により発生する溶融飛灰604トンは、民間最終処分場にて埋立処分しました。

### KCSにおけるごみ焼却量、溶融生成物及び溶融飛灰発生量(本市分) 単位:トン

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
ごみ焼却量	19,734	17,857	17,994	18,152	18,156
メタル発生量	293	224	242	252	310
スラグ発生量	2,293	1,879	1,451	2,044	1,547
溶融飛灰発生量	756	575	575	628	604

※し尿処理施設から発生する脱水汚泥の量を含む

## (ウ) ごみのリサイクル

平成29年度に袖ヶ浦市で発生した資源回収事業を含むごみ及び資源物の総量21,412トンのうち、資源回収事業により直接リサイクルされたものが2,205トン、クリーンセンターで分別後リサイクルされたものが1,289トン、KCSにて生成したメタル及びスラグが1,857トン、合計5,351トンがリサイクルされ、総排出量に対するリサイクル率は25.0%となりました。

### ごみ総排出量に対するリサイクルの割合

H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
30.0%	29.0%	26.0%	27.6%	25.0%

## (エ) ごみ処理の費用

本市における1トン当たりのごみ処理費用(ごみ収集委託、粗大ごみ戸別収集委託、ごみ処理施設等運転管理費、KCS中間処理委託費、最終処分委託費等)は約48,600円となり、市民一人当たり換算すると年間約14,800円の費用がかかっています。

## ウ 生活排水処理の状況

市内で発生するし尿及び生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿のみ）などで処理されていますが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

し尿及び浄化槽汚泥は、市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等前処理し、希釈処理を行い、袖ヶ浦市下水道終末処理場へ投入しています。

し尿等積み替え施設で発生したきょう雑物及び脱水汚泥は、定期的にかずさクリーンシステムへ搬出し、ごみ処理と併せて再資源化処理（溶融スラグ化）を行い、発生した沈砂等については、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に搬入しています。

### (ア) し尿等の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、以下のとおりです。

#### し尿等の排出量

単位:キロリットル

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
生し尿処理量	1,541	1,308	1,395	1,538	1,432
浄化槽汚泥処理量	9,776	10,078	9,671	10,104	9,746
合計	11,317	11,386	11,066	11,642	11,178

### (イ) 浄化槽設置状況

浄化槽は、単独処理（し尿だけを単独で処理する浄化槽）と合併処理（し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽）に分けられ、公共下水道や農業集落排水と併せて、生活排水の処理を行い、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。なお、浄化槽法等の改正により、平成13年度から単独浄化槽が設置できなくなりました。

#### 浄化槽設置基数

年度	合併処理浄化槽	公共下水道 接続に伴う廃止	農業集落排水施設 接続に伴う廃止
H25年度	118	28	102
H26年度	118	19	51
H27年度	139	16	28
H28年度	108	19	35
H29年度	128	10	9

※廃止件数は単独処理浄化槽を含みます

### (ウ) 合併処理浄化槽設置補助事業

し尿と雑排水を合わせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併浄化槽設置補助金制度を平成3年4月から開始しました。

補助対象となるのは、単独浄化槽あるいは汲み取り便所から合併浄化槽への転換、または高度処置型合併処理浄化槽の新規設置です。

また、補助対象区域は、下水道認可区域、農業集落排水処理計画区域及び工業専用地域等を除く地域が対象となります。

#### 補助実績

年度	補助基数	補助金額（千円）
H25年度まで	993	457,868
H26年度	28	10,756
H27年度	22	7,582
H28年度	14	4,230
H29年度	25	7,932

### (エ) 生活排水施設設置補助事業

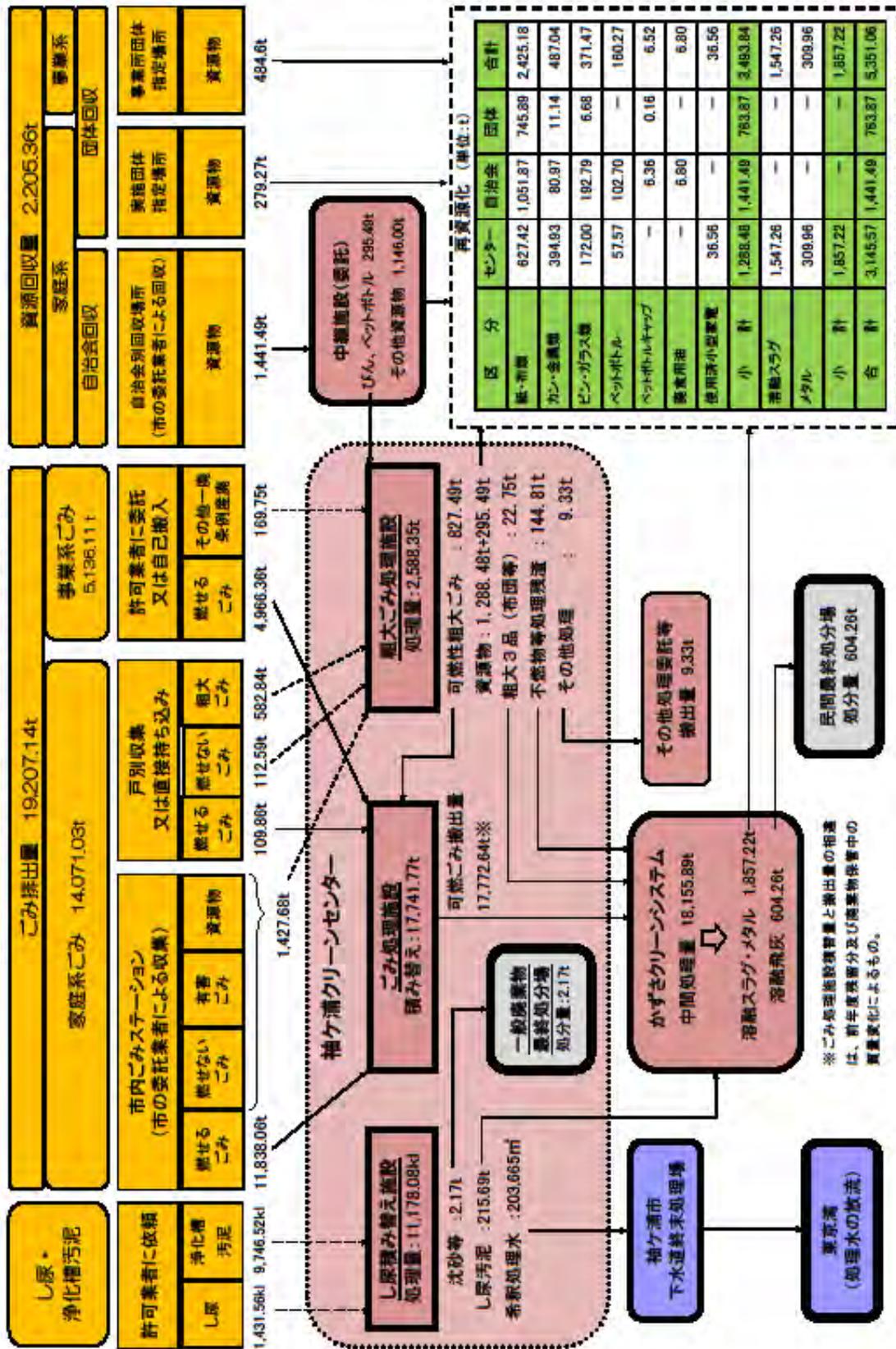
住宅の周辺に放流先がなく、生活雑排水を地下浸透させている地域においても、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁の防止を図るため、蒸発拡散装置等の設置者を対象とした生活排水処理施設設置補助金制度を平成4年4月から実施しています。

補助対象区域は、下水道認可区域、農業集落排水処理計画区域並びに工業専用地域及び準工業地帯等を除く地域が対象となります。

#### 補助実績

年度	補助基数	補助金額（千円）
H25年度まで	103	20,510
H26年度	1	200
H27年度	2	400
H28年度	1	200
H29年度	2	400

(4) 平成29年度 ごみ及びし尿処理フロー



## (2) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち法律で定められた20種類の廃棄物のことです。このうち、特に管理の必要なものを特別管理産業廃棄物と定めています。

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。したがって、その処理は排出事業者が自ら実施するか、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託して実施しなければなりません。

産業廃棄物は、その処理に特別な技術を要することが多いため、廃棄物の種類に応じて分別・収集運搬・中間処理・最終処分(埋立)の各処理段階において基準が設けられています。

また、産業廃棄物のうち、廃油・金属くず・廃材等は資源の有効利用のため再生又は他製品の原材料の一部として積極的に再生利用されています。

## (3) 廃棄物の不法投棄

廃棄物は通常のごみから産業廃棄物まで多種多様であり、それぞれに適正な処分方法が定められていますが、利益のために不法投棄する行為が後を絶ちません。

苦情件数としては減少傾向にありますが、少量の廃棄物をゲリラ的に投棄されるなど悪質・巧妙化しており、潜在的な不法投棄件数は減っていません。

不法投棄は土地所有者や近隣に迷惑となるだけでなく、有害物質であれば環境への悪影響も懸念される重大な犯罪です。

市では、不法投棄対策として不法投棄監視員を委嘱し活動を行っていただくとともに、日々のパトロールにより監視強化を図っており、不法投棄が発生した場合には、警察にも協力してもらい行為者の調査を行っています。

なお、不法投棄は行為者が特定されれば早急な撤去を指導していますが、行為者が判明しない場合には土地管理者に撤去方法の指導を行うこととなります。

### 不法投棄を防ぐために

不法投棄は悪質巧妙化し、予想もしなかった場所に投棄されることがありますが、普段から土地を管理することで防止が可能です。

自らの土地に不法投棄されないように、以下の事を心がけてください。

- ①遊休地は定期的に見回り、草刈や柵を設置し、荒らさないようにする。
- ②道路が整備され、夜間の人通りが少ない場所は住宅地でも特に注意する。
- ③資材置場などあいまいな用途で土地を貸さない。

※ 不法投棄を放置しているとさらに悪化するおそれがあるため、早めの対応が重要となります。発見したらすみやかに通報してください。

## (4) 土砂等の埋立て

市では、汚染土壌による埋立てや崩落等の災害を防止するため、平成10年に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、市内で300平方メートル以上3,000平方メートル未満の土地への土砂等の埋立て行為もしくは一時たい積行為を行う場合には事前に許可（3,000平方メートル以上は県許可）が必要となっています。

条例では、埋立て行為等を行う場合には、有害物質が含まれていないか発生元で事前に調査することや、崩落等の危険性がないか埋立ての構造を書面で提出することとなっています。

また、無許可埋立てや汚染土壌の持込がないように、市では警察OBを土砂等対策指導員として採用し、市内のパトロールを実施しています。



### ○ 土砂等埋立て事業許可件数

年度	市許可(小規模埋立て)		県許可(特定事業)	
	埋立て事業	一時たい積	埋立て事業	一時たい積
H25年度	1件	7件	7件	0件
H26年度	1件	7件	1件	0件
H27年度	3件	6件	3件	0件
H28年度	4件	7件	3件	0件
H29年度	5件	7件	4件	1件

### 違法埋立て行為を防ぐために

土砂等の埋立て行為は適正に実施されればよいのですが、利益のために無許可で埋め立てる、産業廃棄物を混ぜるなど不適正な土砂を持ち込む、許可量を大幅に超えて埋め立てるなど、悪質な事例が発生することがあります。

一度埋立て行為が行われた土砂は簡単に撤去できず、土砂が雨水の流れを止めてしまう、隣接地まで土砂が流出するなど大きな問題となる場合があります。

近年では、遊休農地等に目をつけた事業者などが、言葉巧みに埋立て行為の話を持ちかけてくるケースが多発しています。

埋立て行為に同意する場合は、自分の土地がどのように埋め立てられるのか許可状況とあわせて確認するとともに、作業中も定期的に監視することが必要です。

## 6. より良い環境を目指して

### (1) 啓発活動

現在の環境問題に対応するには、行政・市民及び事業者が一体となり環境について再認識をしていく必要があります。

このような中、行政では以下のような取り組みを行っています。

#### ア 環境月間

1972年6月5日、ストックホルム（スウェーデン）で開催された国連人間環境会議において「人間環境宣言」が採択されて以来、これを記念して毎年6月5日を世界環境デーとすることになりました。日本では環境省が、例年6月を「環境月間」として、関係省庁、自治体、関係団体などに呼びかけており、その協力のもとに各種行事が全国的に展開されています。

環境保全活動等を行う団体で構成された、「袖ヶ浦市環境イベント協議会」による袖ヶ浦市環境フェスタは平成26年度をもって終了しました。

平成29年度は平川公民館まつりにおいて、環境啓発活動を行いました。



「環境啓発活動」(平川公民館まつり)

## イ 環境学習

今日の複雑な環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけて、環境を考えた積極的な行動を取ることが必要であり、そのために環境学習が必要となっています。

本市では、「わかりやすい形での環境情報を、住民に提供する体制の整備を図る。」、「環境資料の体系的な整備を図る。」、「自然とのふれあいや、体験学習を通じて環境教育の推進を図る。」、「講演会、展示会により、住民の環境に対する意識の向上を図る。」及び「環境関連部、教育委員会、学識経験者の連携による環境教育体制の整備を図る。」の5つの手段に沿って環境学習を推進しています。平成29年度は、「自然散策会」「暮らしと環境を考える講座」などを開催しました。

### 「第1回自然散策会」

と き 6月3日  
場 所 しいのもり周辺  
参加者 17名

### 「第2回自然散策会」

と き 11月12日  
場 所 しいのもり周辺  
参加者 12名



### 「暮らしと環境を考える講座」 (第18期)

と き	2月 3日	32名
	2月 8日	31名
	2月17日	29名
	2月24日	32名
参加者	合計	124名

## ウ 清掃活動

臨海地区清掃は、臨海地区の企業の皆様の協力により年4回、道路周辺の清掃を実施しました。市内一斉清掃は、市民のみなさんにより、5月及び11月の年2回、市内全域を対象として道路、公園、ごみステーション周辺等の清掃を実施しました。また、皆さんの家庭から出たごみを収集している袖ヶ浦クリーンセンターの見学も毎年行われています。

### 「臨海地区清掃」

とき 6月22日 9月13日  
 11月15日 2月14日  
 場所 臨海地区  
 参加団体 356事業所  
 ごみ収集量 5.83t



### 「市内一斉清掃」

とき 5月28日 11月19日  
 場所 市内全域  
 参加者 31,000人  
 ごみ収集量 66.7t

### 「袖ヶ浦駅周辺ポイ捨て防止活動」

とき 7月12日(水)  
 2月7日(水)  
 場所 袖ヶ浦駅・長浦駅周辺  
 参加者 99人  
 ごみ収集量 40kg



### 「袖ヶ浦クリーンセンター施設見学」

視察団体 4団体  
 延べ人数 133人

## (2) 補助金制度

### 環境保全関係補助金制度

(平成30年4月1日現在)

名 称	内 容	補 助 金 等	担当課	備 考
合併処理浄化槽設置事業補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対して、事業に要する経費の一部を補助する。	し尿及び生活排水を併せて処理する50人槽以下の合併処理浄化槽で人槽に応じ300千円から963千円を限度とする。	下水対策課	(注) 工事着工前に申請を行い、決定が下りてから工事に着手してください。(予算内先着順)
生活排水処理施設設置事業補助金	生活排水の放流先がない地域において、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁防止を図るため、生活排水処理施設を設置する者に対して、経費の一部を補助する。	生活排水処理施設の設置に対する経費の2分の1の額とし、200千円を限度とする。	下水対策課	(注) 工事着工前に申請を行い、決定が下りてから工事に着手してください。(予算内先着順)
資源回収活動推進助成金	ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源の回収活動を実施した団体に対して、助成金を交付する。	対象となる資源は、繊維類、紙類、金属類、びん類、缶類、ペットボトル及び廃食用油で、助成金は1kg当たり4円とする。	廃棄物対策課	予算内先着順
生ごみ肥料化容器等購入設置助成金	一般家庭から排出される生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等の購入者に対して、経費の一部を補助する。	購入額の2分の1の額とし、生ごみ肥料化容器1基につき3千円(2基/世帯まで)機械式生ごみ処理機は1基につき25千円(1基/世帯まで)を限度とする。	廃棄物対策課	予算内先着順
生垣設置奨励補助金	緑化の推進及び災害の防止を図り、潤いのある住みよい都市環境の形成に資するため、住宅用地に生垣を設置する者に対し、経費の一部を補助する。	生垣の延長が5m以上、高さがおおむね90cmの生垣を新たに設置する方に対し、1mにつき2千円、50千円を限度に補助する。既存のブロック塀等を壊して生垣を設置する場合は、取り壊しについても、塀の延長1mにつき2千500円とし、50千円を限度として補助する。 ただし、補助金の交付は1戸につき1回限りとする。	環境管理課	(注) 工事着工前に申請を行い、決定が下りてから工事に着手してください。(予算内先着順)
保存樹木等助成金	自然環境の適正な保全を図るため、保存樹木等の所有者がその樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成する。	幹回りが1.5m以上、高さが15m以上で美観上優れ、健全に育成されている樹木について、1本当たり年額1千円を助成する。 面積が500m <sup>2</sup> 以上で健全に育成されている樹林について、1m <sup>2</sup> 当たり年額3円を助成する。	環境管理課	
住宅用省エネルギー設備設置補助金	地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置するものに対し、経費の一部を補助する。	自ら居住する住宅に新たに住宅用省エネルギー施設を設置する方に対し補助金を交付する。太陽光発電システムの最大出力(kW)に20千円を乗じた額とし、90千円を限度とする(千円未満切捨て)。エネファーム、定置用リチウムイオン蓄電システムについては100千円を限度とする。 ただし、太陽光発電システムについては、設置する住宅の建築工事が完成しており、エネルギー監視システム(HEMS)もしくは定置用リチウムイオン蓄電システムのいずれかの設備が設置されていること。	環境管理課	(注) 工事着工前に申請を行い、決定が下りてから工事に着手してください。(予算内先着順)





## 袖ヶ浦の環境 平成30年版

発行年月 平成30年9月

編集発行 袖ヶ浦市環境経済部

〒299-0292

袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話 0438(62)2111 (代)